

第3章 振替新株予約権付社債

株式等振替制度に係る業務処理要領 目次

第3章 振替新株予約権付社債

第1節	振替口座簿とその記録事項	3-1-1	～	3-1-9
第2節	銘柄情報の通知	3-2-1	～	3-2-13
第3節	新規記録手続	3-3-1	～	3-3-25
第4節	振替手続	3-4-1	～	3-4-2
第5節	元利金支払い	3-5-1	～	3-5-10
第6節	繰上償還の手続	3-6-1	～	3-6-5
第7節	買入消却の手続	3-7-1	～	3-7-4
第8節	全部抹消の手続	3-8-1		
第9節	振替新株予約権付社債の新株予約権行使	3-9-1	～	3-9-9
第10節	合併等において振替新株予約権付社債が承継される場合の手続	3-10-1	～	3-10-15
第11節	リコンサイルの手続	3-11-1	～	3-11-3
第12節	総新株予約権付社債権者通知の手続	3-12-1	～	3-12-20
第13節	振替口座簿の情報提供請求の手続	3-13-1		
第14節	社債権者集会における議決権行使等のための証明書の取扱い	3-14-1	～	3-14-8
第15節	振替新株予約権付社債の総数等の公示	3-15-1		
第16節	振替新株予約権付社債の取扱廃止時の取扱い	3-16-1	～	3-16-5
第17節	特例新株予約権付社債の移行に係る取扱い	3-17-1	～	3-17-10
第18節	取得条項付新株予約権付社債の取得により振替株式が交付される場合の手続	3-18-1	～	3-18-2
第19節	振替新株予約権付社債の非居住者非課税制度に係る取扱い	3-19-1	～	3-19-9
第20節	新株予約権付社債における償還すべき社債の金額の減額に係る取扱い	3-20-1	～	3-20-2
第21節	振替新株予約権付社債が差押え等を受けた場合の対応	3-21-1	～	3-21-14

(参考1) ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使に関する事務処理について

(参考2) 株式等振替制度の対象とならない新株予約権等の新株予約権行使に関する事務処理について

第1節 振替口座簿とその記録事項

内 容	備 考
1. 振替口座簿の区分 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。 2. 口座管理機関の口座 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。 ① 自己口 ② 顧客口 3. 振替口座簿の記録事項 (1) 自己口の記録事項等 a 保有欄・質権欄の区分 加入者（口座管理機関である者を除く。）の口座及び加入者が口座管理機関である場合の自己口（以下「自己口」という。）は、その加入者の保有する振替新株予約権付社債を記録する欄（以下「保有欄」という。）と当該加入者が質権者であるときに、質権の目的である振替新株予約権付社債（以下「質権新株予約権付社債」という。）を記録する欄（以下「質権欄」という。）に区分するものとする。 b 記録事項 自己口には、次に掲げる事項を記録するものとする。 ① 加入者の氏名又は名称及び住所 ② 銘柄及び銘柄コード ③ 銘柄ごとの数（次の④に掲げるものを除く。） ④ 加入者が質権者であるときは、その旨、質権新株予約権付社債の銘柄ごとの数、当該数のうち新株予約権付社債権者ごとの数並びに当該新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所 ⑤ 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに③及び④の数のうち信託財産であるものの数 ⑥ ③又は④の数の増加又は減少の記録がされたときは、増加又は減少の別、その数及び当該記録がされた日 ⑦ 加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等であるときはその旨 ⑧ 振替新株予約権付社債の処分の制限に関する事項	（業第173条第1項） （業第173条第2項、施第238条第1項から第3項） ※ 口座管理機関は、加入者（当該加入者の質権新株予約権付社債の新株予約権付社債権者を含む。）に係る加入者口座コードを、当該加入者の氏名又は名称に付記するものとする。 ※ 振替新株予約権付社債の数については、実務上、金額を用いるものとする。 ※ 口座管理機関は、その開設する口座に記録する質権新株予約権付社債の新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所を、機構に対する加入者情報の照会（質権新株予約権付社債の新株予約権付社債権者の加入者口座コードを指

内 容	備 考
(2) 顧客口の記録事項 顧客口には、次に掲げる事項を記録する。 ① 加入者の氏名又は名称及び住所 ② 銘柄及び銘柄コード ③ 銘柄ごとの数 (3) 信託財産である旨の記録 - a 加入者からの申請による記録 (a) 信託の記録 - ア 加入者による申請 (ア) 受託者による申請 信託の受託者である加入者は、直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して、その口座（顧客口を除く。）に記録された振替新株予約権付社債について、振替新株予約権付社債が信託財産である旨の記録をすることの申請（以下「信託財産表示の申請」という。）をすることができる。 ① 受託者の口座 ② 当該申請に係る振替新株予約権付社債の銘柄及び数 ③ ①の口座において信託の記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別 (イ) 受益者又は委託者による申請	定）により得た情報により記録することができるものとする。（当該照会は、当該質権新株予約権付社債についての担保新株予約権付社債の届出がされている場合（第2章第3節「振替手続」を参照。）に限って、届出がされた新株予約権付社債の加入者口座コードについて可能である。また、口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関を通じて上記の照会を行う。直接口座管理機関は、下位機関からの委託を受けて、機構に対し当該照会を行う。） （業第173条第3項、施第238条第4項） （業第175条第1項及び第2項） （業第175条第3項及び第4項）

内 容	備 考
受益者又は委託者は、受託者に代位して信託財産表示の申請をすることができる。この場合においては、受益者又は委託者は、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替新株予約権付社債についての権利が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。 イ 機構及び口座管理機関の手続 機構及び口座管理機関は、その加入者から信託財産表示の申請を受けたときは、当該申請に係る口座において、当該申請に係る振替新株予約権付社債について信託財産である旨の記録（(1) b ⑤に掲げる事項の記録をいう。以下同じ。）をしなければならない。 (b) 信託の記録の抹消 ア 加入者による申請 振替新株予約権付社債についての権利を固有財産に帰属させることにより当該振替新株予約権付社債についての権利が信託財産に属しないこととなる場合には、受託者及び受益者は、受託者の直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して、信託の記録の抹消の申請（以下「信託財産表示の抹消申請」という。）をすることができる。受益者が信託財産表示の抹消申請をする場合においては、申請に際して、申請の原因を示し、かつ、当該申請の原因及び自己が受益者である旨を証する資料を提出しなければならない。 ① 受託者の口座 ② 当該申請に係る振替新株予約権付社債の銘柄及び数 ③ ①の口座において信託の記録の抹消がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別 イ 機構及び口座管理機関の手続 機構及び口座管理機関は、その加入者から信託財産表示の抹消申請を受けたときは、当該申請に係る口座において、当該申請に係る振替株式について信託財産である旨の記録を抹消しなければならない。 (4) 加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等である旨の記録 a 加入者からの申告（書類の提示）に基づく記録 (a) 外国人である旨の記録 ア 加入者による申請 加入者は、外国人保有制限銘柄の外国人等であるとき又は外国人保有制限銘柄の外国人等となったときは、直近上位機関に対し、その旨を記した書類又は資料を提示して申告（次のイにおいて「外	(業第 175 条第 5 項) (業第 176 条) (業第 25 条第 8 項) ※ 左記の事項は、口座管理機関と加入者

内 容	備 考
国人等申告」という。) しなければならない。 イ 機構及び口座管理機関における手続 機構及び口座管理機関は、加入者から外国人等申告があったときは、その加入者の口座に加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等である旨の記録をしなければならない。(加入者情報の管理については第1章第6節「加入者情報の管理」を参照。) (b) 外国人である旨の記録の抹消 ア 加入者による申請 加入者は、外国人保有制限銘柄の外国人等でなくなったときは、直近上位機関に対し、その旨の申告(次のイにおいて「外国人等抹消申告」という。)をしなければならない。 イ 機構及び口座管理機関における手続 機構及び口座管理機関は、加入者から外国人等抹消申告があったときは、その加入者の口座の加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等である旨の記録を抹消しなければならない。(加入者情報の管理については第1章第6節「加入者情報の管理」を参照。) b 機構からの通知に基づく記録 機構からの加入者情報更新済通知に基づく記録及び記録の抹消については、第1章第6節「加入者情報の管理」を参照。 (5) 処分の制限に関する事項の記録 機構及び口座管理機関は、執行裁判所等から差押命令等の送達を受けたときは、その内容に従い、加入者の口座に処分の制限に関する事項の記録をしなければならない。 (6) 口座の増加記録日と異なる取得日の記録 機構及び口座管理機関は、その加入者が発行者から交付されるべき振替新株予約権付社債を取得した日と当該振替新株予約権付社債の増加を口座に記録した日が異なるときは、その取得日を当該振替新株予約権付社債の増加の記録に付記する。	との契約事項である。(「口座管理機関による口座の開設及び廃止」(第1章第4節「機構加入者及び口座管理機関」を参照。)) (業第31条第1項第4号) (業第173条第2項第7号) (業第173条第2項第9号) ※ 以下の振替新株予約権付社債については、発行者から交付されるべき振替新株予約権付社債を取得した日と当該振替新株予約権付社債の増加を口座に記録した日が異なる可能性がある。

内 容	備 考	
	交付される場合	交付される手続
	取得条項付商品の 一部取得の対価の 振替新株予約権付 社債	一般の新規記録 手続又は一般の 振替手続
	合併等の対価新株 予約権付社債（消 滅会社等が振替株 式等でない）	一般の新規記録 手続又は一般の 振替手続
	合併等により承継 された新株予約権 付社債（消滅会社 等の新株予約権付 社債が振替新株予 約権付社債でない 場合）	一般の新規記録 手続又は一般の 振替手続
	新株予約権付社債 の無償割当等に係 る調整新株予約権 付社債	配分明細
	一般の新規記録手続の場合には、新規記録通知情報データにより新規記録日と効力発生日の両方のデータが口座管理機関に通知される。また、配分明細によっても口座簿記録日と効力発生日の両方のデータが通知される。 一般の振替手続の場合には、振替済通知や口座処理明細には、効力発生日の項目はないが、口座管理機関は、次に掲げる通知により効力発生日を知ることが可能である。	
	交付される場合	効力発生日の通知方法
	取得条項付商品の	機構報により発

内 容	備 考						
(7) 記録事項の変更 a 振替口座簿の記録事項につき変更が生じたことを知ったとき 機構及び口座管理機関は、その備える振替口座簿の記録事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記録をしなければならない。 b 口座の移管が行われたとき 機構及び口座管理機関は、口座の移管に係る振替の手続において、振替元口座に減少の記録をした日と振替先口座に増加の記録をした日が異なっているときは、その加入者の申出により、振替先口座の増加の記録日に振替元口座の減少の記録日を付記しなければならない。 4. 機構における取扱い (1) 口座の取扱い a 開設する機構加入者口座 機構が開設する機構加入者口座は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるものとする。 ① 機構加入者が口座管理機関である場合 自己口及び顧客口 ② 機構加入者が口座管理機関でない場合 自己口	<table border="1" data-bbox="1585 165 2072 699"> <tr> <td data-bbox="1585 165 1843 284">一部取得の対価の振替新株予約権付社債</td><td data-bbox="1843 165 2072 284">行者の決定事項として通知される。</td></tr> <tr> <td data-bbox="1585 284 1843 435">合併等の対価新株予約権付社債（消滅会社等が振替株式等でない）</td><td data-bbox="1843 284 2072 435">機構報により発行者の決定事項として通知される。</td></tr> <tr> <td data-bbox="1585 435 1843 699">合併等により承継された新株予約権付社債（消滅会社等の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債でない場合）</td><td data-bbox="1843 435 2072 699">機構報により発行者の決定事項として通知される。</td></tr> </table> (業第 174 条) ※ 「振替口座簿の記録事項につき変更が生じたことを知ったとき」とは、加入者からの変更届又は機構からの加入者情報更新済通知により加入者の住所等の変更を知ったときや、機構からの通知により銘柄名の変更を知ったときである。 (業第 173 条第 2 項第 10 号) (業 19 条第 1 項) ※ 口座は、課税の種別に応じて、課税口と非課税口の区分を行わないものとする。	一部取得の対価の振替新株予約権付社債	行者の決定事項として通知される。	合併等の対価新株予約権付社債（消滅会社等が振替株式等でない）	機構報により発行者の決定事項として通知される。	合併等により承継された新株予約権付社債（消滅会社等の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債でない場合）	機構報により発行者の決定事項として通知される。
一部取得の対価の振替新株予約権付社債	行者の決定事項として通知される。						
合併等の対価新株予約権付社債（消滅会社等が振替株式等でない）	機構報により発行者の決定事項として通知される。						
合併等により承継された新株予約権付社債（消滅会社等の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債でない場合）	機構報により発行者の決定事項として通知される。						

内 容		備 考																														
b 口座区分の属性区分及び利用目的 振替新株予約権付社債に関する区分口座コード毎の口座の種類及び属性区分の対応は以下の通り。 (口座の種類及び属性区分については第1章第4節「機構加入者及び口座管理機関」を参照。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>コード</th><th>口座の種類</th><th>属性区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 0</td><td rowspan="4">自己口</td><td>保有口</td></tr> <tr> <td>0 1～1 9</td><td>保有口</td></tr> <tr> <td>2 0～3 9</td><td>信託口</td></tr> <tr> <td>4 0～4 9</td><td>保有口、担保専用口又は信託口</td></tr> <tr> <td>5 0～5 9</td><td colspan="2">予備（無指定）</td></tr> <tr> <td>6 0～6 9</td><td rowspan="3">顧客口</td><td>顧客口</td></tr> <tr> <td>7 0～7 9</td><td>顧客口</td></tr> <tr> <td>8 0～8 9</td><td>顧客口又は外国人株式記録口</td></tr> <tr> <td>9 0～9 7</td><td>自己口又は顧客口</td><td>保有口又は顧客口若しくは外国人株式記録口</td></tr> <tr> <td>9 8</td><td rowspan="2">自己口</td><td>質権口</td></tr> <tr> <td>9 9</td><td>質権口又は質権信託口</td></tr> </tbody> </table> (2) 振替口座簿の記録に関する取扱い a 機構加入者等の氏名等の記録 機構は、その備える振替口座簿に記録すべき次に掲げる事項を、株主等通知用データとして登録された情報により記録する。 ① 機構加入者の名称及び住所 ② 質権口に記録する新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所 b 信託財産である旨の記録 (a) 機構加入者からの申請による記録		コード	口座の種類	属性区分	0 0	自己口	保有口	0 1～1 9	保有口	2 0～3 9	信託口	4 0～4 9	保有口、担保専用口又は信託口	5 0～5 9	予備（無指定）		6 0～6 9	顧客口	顧客口	7 0～7 9	顧客口	8 0～8 9	顧客口又は外国人株式記録口	9 0～9 7	自己口又は顧客口	保有口又は顧客口若しくは外国人株式記録口	9 8	自己口	質権口	9 9	質権口又は質権信託口	※ 振替新株予約権付社債の数については、実務上、金額を用いるものとする。 ※ 振替新株予約権付社債の数については、金額を円単位で表示するものとする。 ※ 機構加入申請者又は機構加入者は、口座の開設又は区分口座の開設の申請をするときは、開設を申請する機構加入者口座又は区分口座の属性区分及び利用目的を明示する（第1章第4節「機構加入者及び口座管理機関」を参照）。振替新株予約権付社債の口座は、振替株式の口座の開設と、同時に開設される。 ※ 振替新株予約権付社債であっても、担保専用口及び外国人株式記録口に記録することは可能であるが、振替株式における特別株主の申出等に係る機能を利用することはできない。 (業第173条第2項、施第238条第1項から第3項)
コード	口座の種類	属性区分																														
0 0	自己口	保有口																														
0 1～1 9		保有口																														
2 0～3 9		信託口																														
4 0～4 9		保有口、担保専用口又は信託口																														
5 0～5 9	予備（無指定）																															
6 0～6 9	顧客口	顧客口																														
7 0～7 9		顧客口																														
8 0～8 9		顧客口又は外国人株式記録口																														
9 0～9 7	自己口又は顧客口	保有口又は顧客口若しくは外国人株式記録口																														
9 8	自己口	質権口																														
9 9		質権口又は質権信託口																														

内 容	備 考
ア 信託口又は質権信託口による記録 (ア) 信託口又は質権信託口の記録 機構加入者が信託の受託者である場合、信託財産である振替株式等は信託口又は質権信託口に記録しなければならない。 (イ) 信託口又は質権信託口の機能 信託口とは、機構加入者が信託の受託者である場合に、信託財産である振替新株予約権付社債（質権の目的であるものを除く。）に限って記録するための機構加入者口座の自己口の区分口座であり、質権信託口とは、信託財産である質権の目的の振替新株予約権付社債に限って記録するための機構加入者口座の自己口の区分口座である。機構は、当該区分口座に記録された振替新株予約権付社債については、その全てに一律に信託財産である旨の記録を行う。 (ウ) 信託口又は質権信託口の開設 機構加入者は、機構に対し、原則として区分口座の開設の申請をするときに、当該区分口座を信託口として利用する旨又は質権信託口として利用する旨を申告することで、信託口又は質権信託口の開設を受けることができる。 ｃ 処分の制限に関する事項の記録 機構は、機構加入者の口座に処分の制限に関する事項の記録（以下当該事項の記録をした振替新株予約権付社債の数を「凍結残高」という。）をするときは、機構加入者の振替口座簿上で凍結する方法により行い、普通口座残高と別の凍結残高として記録する。また、当該記録をしたときは、当該口座凍結の対象となった区分口座を開設する口座管理機関に対し、帳表ファイル（機構加入者別口座残高表）及び統合W e b 端末（証券口座残高一覧）にて凍結残高を含む残高の情報を通知する。 (3) 信託財産名義の取扱い a 信託財産名義の取扱い 機構加入者は、機構に対し、当該機構加入者の信託口に記録された振替新株予約権付社債の全部又は一部につき、当該機構加入者口座の名義以外（以下「信託財産名義」という。）を総新株予約権付社債権者通知に際して会社へ通知する取扱い（以下「信託財産名義の取扱い」という。）の申出をすることができる。	※ 「信託口」と「信託財産名義の取扱いの包括的な申出」（(3) b 参照）とは、一体のものではなく、信託財産名義の取扱いの包括的な申出を行わない信託口の開設を受けることも可能である。 ※ 機構加入者は、複数の信託口又は質権信託口の開設を受けることが可能である。

内 容	備 考
b 信託財産名義の取扱いの包括的な申出 (a) 機構加入者による信託財産名義の取扱いの包括的な申出の申請 機構加入者は、機構に対し、当該機構加入者の信託口について、信託財産名義の取扱いの包括的な申出（当該信託口に記録された振替新株予約権付社債について、当該機構加入者が信託財産名義管理簿を備えて信託財産名義ごとの数及びその増減等を管理し、当該信託口に記録された振替新株予約権付社債についての総新株予約権付社債権者通知及び振替口座簿記録事項通知等に係る必要な情報を機構に対して報告するための事務（以下「信託財産名義管理事務」という。）を行うことの申出をいう。以下同じ。）を申請することができる。 (b) 申請方法 機構加入者は、機構に対し、原則として信託口の区分口座の開設の申請をするときに、当該信託口について信託財産名義の取扱いの包括的な申出の申請をする。 (c) 機構による承認 機構は、機構加入者から信託財産名義の取扱いの包括的な申出の申請を受けた場合であって、当該機構加入者が信託財産名義管理事務を適正かつ円滑に行うことができることその他の機構が定める要件を満たしていると認めるときは、当該申請の承認（以下、機構が当該承認をした信託口を「信託財産名義通知信託口」という。）をする。 c 信託財産名義に係る加入者の情報の取扱い 信託財産名義に係る加入者の情報の取扱いについては、第1章第6節「加入者情報の管理」を参照。 (4) 区分口座の残高管理に関する取扱い 区分口座の残高管理に関する取扱いについては、第2章第1節「振替口座簿とその記載事項等」に準じる。	※ 左記の「当該機構加入者口座の名義」とは、例えば「〇〇信託銀行株式会社」であり、信託財産名義とは例えば「〇〇信託銀行株式会社（年金信託口）」である。 (業第233条第1項) (業第233条第2項) ※ 信託財産名義管理簿には、次に掲げる事項を記録する。 ① 信託財産名義通知信託口の機構加入者コード ② 信託財産名義の加入者口座コード ③ ②の加入者口座コードごとの銘柄及び数 ④ ③の数についての増減が生じたときは、増加又は減少の別、その数及び当該増減が生じた日

以 上

第2節 銘柄情報の通知

内 容	備 考
1. 銘柄情報の通知に係る手続 (1) 発行する新株予約権付社債が上場新株予約権付社債の場合 a 銘柄コード等の通知 機構は、発行者が振替新株予約権付社債の発行を決定した日（以下「発行決議日」という。）の翌々営業日に銘柄コード、I S I Nコード、銘柄正式名称、発行者名、発行者略称を発行代理人に対し、Target 保振サイトにより通知する。 b 発行代理人による銘柄情報の通知 発行代理人は、発行者が振替新株予約権付社債の発行条件を決定した場合には、発行条件を決定した日（以下「条件決定日」という。）の翌営業日の午後0時30分までに機構に対し、ファイル伝送又はTarget 保振サイトにCSVファイルをアップロードすることにより発行する振替新株予約権付社債の銘柄に関する情報（以下「銘柄情報」という。）を通知する。また、発行代理人は、Target 保振サイトから機構に対し、発行要項を送付する。	※ 本通知に係る手続は、第3節「新規記録手続」の前に実施する。銘柄情報の通知を含めた新規記録の標準日程については、資料3-3-3を参照。 ※ 銘柄情報の通知の処理フローは、資料3-2-2を参照。 ※ 発行者は、発行決議日の2週間前までに機構に対し、電話等により事前相談を行う。 （業第178条第1項、施第240条） ※ 発行代理人は、CSVファイルのアップロードにより銘柄情報を通知する場合には、1銘柄につき、1ファイルでファイルを作成する。 ※ 発行代理人は、CSVファイルにより銘柄情報を通知する場合には、機構が提供するエクセルマクロにより銘柄情報の項目チェックを行う。発行代理人は、自社システムにより同様のチェックを行うことも可能である。 ※ 発行代理人は、ファイル伝送により機構に銘柄情報を通知した場合には、機構に対し、Target 保振サイトにより通知した旨を連絡する。 ※ 発行代理人がファイル伝送により銘柄情報を通知する場合には、1銘柄につき、1レコードでファイルを作成

内 容	備 考
⑫ 振替新株予約権付社債の発行総額 ⑬ 発行代理人の代理人コード ⑭ 支払代理人の代理人コード ⑮ 発行者が資金決済会社を定めた場合における資金決済会社の資金決済会社コード ⑯ 振替新株予約権付社債が機構関与銘柄であるか又は機構非関与銘柄であるかの別 ⑰ 個別承認方式の採用の有無（振替新株予約権付社債が機構関与銘柄である場合に限る。） ⑱ 社債管理者の社債管理者コード （c）利払に関する事項 ① 償還期日、繰上償還期日又は利払期日が休業日に該当する場合の取扱いに関する事項 ② 振替新株予約権付社債の利払いが固定利率、変動利率又は割引債であるかの別 ③ 利払期日 ④ 償還期日直前の利払期日における利払いの有無 ⑤ 利率 ⑥ 1円あたりの利子額（振替新株予約権付社債の銘柄の発行条件に従って、1円単位の利金計算により得られた値をいう。以下同じ。） （d）満期償還に関する事項 ① 償還期日 ② 償還価額 （e）コールオプションに関する事項 ① コールオプションの行使に伴う繰上償還に係る事項 ② 繰上償還期日 ③ 繰上償還に係る償還価額 ④ 1円あたりの利子額	※ 小数点以下 13 位未満の端数が生じた場合には、切捨てる。 ※ 発行時において、コールオプション条項が設定されている場合には、コールオプション有無フラグにコールオプション有りを設定する。 ※ 発行時において、繰上償還期日を決定していない場合には、コールオプション有無フラグにコールオプション未行使を設定する。 ※ 期中にコールオプションの行使を決定するときは、コールオプション行使フラグをコールオプション行使に変更するとともに繰上償還期日、償還

内 容	備 考
(f) プットオプションに関する事項 ① プットオプションの行使に伴う繰上償還に係る事項 ② 行使期間開始日 ③ 行使期間終了日 ④ 繰上償還期日 ⑤ 繰上償還に係る償還価額 (g) 新株予約権に関する事項 ① 新株予約権の総数 ② 新株予約権の行使期間開始日 ③ 新株予約権の行使期間終了日 ④ 新株予約権の発行価額 ⑤ 新株予約権の行使価額 ⑥ 行使請求受付場所 (h) 取得条項に関する事項	価額、1円あたりの利子額を設定する。 ※ 発行時において、プットオプション条項が設定されている場合には、プットオプション有無フラグにプットオプション有りを設定する。 ※ 発行時において、プットオプションの行使期間を決定していない場合には、プットオプション行使フラグにプットオプション不可能を設定する。 ※ 期中にプットオプションの行使期間を決定したときは、プットオプション行使フラグをプットオプション行使可能に変更するとともに、行使期間開始日、行使期間終了日、繰上償還期日、償還価額を設定する。 ※ プットオプション行使期間終了日と繰上償還期日との間は、中1営業日以上空けるものとする。 ※ 新株予約権の行使価額の変更は、上場新株予約権付社債についてのみ変更後の行使価額を機構に通知するものとし、第三者割当てにより発行された非上場新株予約権付社債については、機構への通知は不要とする。 ※ ⑥の「行使請求受付場所」とは株主名簿管理人をいう。

内 容	備 考
① 振替新株予約権付社債に取得条項が付されているときは、その旨 ② 取得条項に係る取得日 ③ 取得対価の種類 (i) 新株予約権を行使した場合に生じた端数に関する事項 - 新株予約権を行使した場合に生じた端数の取扱い (j) 特例新株予約権付社債に関する事項 - 特例新株予約権付社債又は非特例新株予約権付社債の別 (k) 元金手数料に関する事項 ① 元金手数料率 ② 元金手数料率基準 ③ 利金手数料率 ④ 利金手数料基準 c 機構による銘柄情報の確認 (a) 入力項目のチェック ア 機構による入力項目の確認及び発行代理人への確認結果の通知 機構は、ファイル伝送により発行代理人から銘柄情報の通知を受けた場合には、振替システムにより入力項目について不備の有無を確認し、その結果を発行代理人に通知する。 イ 入力項目に不備があった場合の発行代理人による銘柄情報の訂正 発行代理人は、機構から入力項目に不備があった旨の通知を受けた場合には、銘柄情報を修正し、条件決定日の翌営業日の午後4時までに機構に対し、ファイル伝送により通知する。	※ 機構は、発行代理人からCSVファイルのアップロードにより通知された場合には、振替システムによる入力項目のチェックは行わない。 ※ 左記の通知は、振替システムにより行う。 ※ 機構は、銘柄情報の再送を受けたときは、(a)アの確認を行い、不備があった場合には発行代理人に連絡する。連絡を受けた発行代理人は直ちに不備を訂正するものとする。 ※ 発行代理人は、ファイル伝送により機構に銘柄情報を通知した場合には、

内 容	備 考
(b) 銘柄情報と発行要項との内容の一致の確認 ア 機構による確認及び発行代理人への確認結果の通知 機構は、(a) の確認の結果、入力項目に不備がないことを確認したときは、発行代理人より通知された銘柄情報について、エクセルマクロによるチェックを行うとともに銘柄情報の内容と発行要項とに差異がないかを確認し、その結果を発行代理人に対し、Target 保振サイトにより通知する。 イ 銘柄情報と発行要項との内容に不一致があった場合の発行代理人による銘柄情報の訂正 発行代理人は、機構から入力項目に不備があった旨の通知を受けた場合には、銘柄情報を修正し、条件決定日の翌営業日から起算して、2 営業日目の日の午後 4 時までに機構に対し、ファイル伝送又は Target 保振サイトへの C S V ファイルのアップロードにより通知する。 d 機構による銘柄情報の通知 機構は、以下により統合 W e b 端末又はファイル伝送により銘柄情報を通知する。 (a) 統合 W e b 端末による方法 (C S V ファイルのダウンロード) 機構加入者、発行代理人及び支払代理人は、条件決定日の翌営業日から起算して 3 営業日目の日から振替新株予約権付社債の取扱廃止の日までの午前 7 時から午後 8 時までの間、統合 W e b 端末により銘柄情報の C S V ファイルをダウンロードすることができる。	機構に対し、Target 保振サイトにより通知した旨を連絡する。 ※ 機構は、銘柄情報の再送を受けたときは、(b) アの確認を行い、不備があった場合には、発行代理人に連絡する。発行代理人は、直ちに銘柄情報を訂正するものとする。 ※ C S V ファイルのダウンロードは、以下の方法による。 ① 機構が提供した日の銘柄情報の全部を取得する場合には、機構が通知した日、銘柄コードを指定せず、ダウンロードする。 ② 特定の銘柄について機構が提供した全情報を取得する場合には、銘柄コードを指定してダウンロードする。 ③ 特定の日に提供された全銘柄の銘柄情報を取得する場合には、機構が通知した日を指定してダウンロードする。

内 容	備 考
(b) ファイル伝送による方法 機構は、機構加入者に対して、条件決定日の翌営業日から起算して3営業日目の午前3時から午後8時までの間、ファイル伝送により銘柄情報を通知する。 (2) 発行する新株予約権付社債が非上場新株予約権付社債の場合 a 発行者による取扱申請手続 発行者は、非上場新株予約権付社債の発行の決定を行った場合には、機構に対し、発行の決定日（以下「発行決議日」という。）に当該新株予約権付社債を機構が取扱うことについての申請（以下「取扱申請」という。）を行う。発行者は、取扱申請を行う場合には、機構に対し、非上場新株予約権付社債取扱申請書及び発行要項（以下「取扱申請書類」という。）をTarget 保振サイトにより提出する。 b 機構による審査手続 機構は、取扱申請の内容について審査を行い、発行者に対し、Target 保振サイト等により取扱いの可否を通知する。	④ 特定の日に提供された特定の銘柄情報を取得する場合には、銘柄コード及び機構からの通知日を指定してダウンロードする。 ※ 機構は、発行代理人及び支払代理人に対しては、CSV形式により銘柄情報を提供するものとし、ファイル伝送形式による提供は、行わないものとする。 ※ 機構加入者は、ファイル伝送により銘柄情報を取得する場合には、機構が提供した日の銘柄情報に限り取得することができる。 ※ 発行者は、発行決議日の2週間前までに機構に対し、電話等により事前相談を行う。 ※ 機構に対する取扱申請書類の提出手続を発行代理人が行うことも可能とする。 ※ 非上場新株予約権付社債取扱申請書は、機構ホームページに掲載の書式（ST03-04）を参照。 ※ 機構は、発行者から提出された取扱申請書類により取扱申請に係る新株予約権付社債が機構の取扱要件を満たすものであることが確認できる場合には、当該新株予約権付社債を取扱うものとする。

内 容	備 考
c 銘柄コード等の付番申請手続 機構は、取扱申請に係る新株予約権付社債が機構の取扱要件を満たすものであることが確認できた場合には、発行決議日の翌営業日から起算して2営業日目の日に証券コード協議会に対し、銘柄コード及びI S I Nコードの付番をメール等により申請する。 d 銘柄コード等の付番手続 証券コード協議会は、銘柄コード及びI S I Nコードを付番し、発行決議日の翌営業日から起算して3営業日目の日に機構に対し、メール等により通知する。 e 発行代理人に対する銘柄コード等の通知 機構は、発行決議日の翌営業日から起算して4営業日目の日に、銘柄コード、I S I Nコード、銘柄正式名称、発行者名、発行者略称を発行代理人に対し、Target 保振サイトにより通知する。 f 発行代理人による銘柄情報の通知 発行代理人は、発行決議日の翌営業日から起算して5営業日目の日（発行者が条件決定日を設定する場合には、条件決定日の翌営業日）の午後0時30分までに機構に対し、ファイル伝送又はTarget 保振サイトにC S Vファイルをアップロードすることにより銘柄情報を通知する。また、発行代理人は、Target 保振サイトから機構に対し、発行要項を送付する。	(業第178条第1項、施第240条) ※ 発行代理人は、C S V形式により銘柄情報を通知する場合には、1銘柄につき、1ファイルでデータを作成するものとする。1回につき、複数の電子ファイルを添付して送付することは、可能である。 ※ 発行代理人は、C S Vファイルにより銘柄情報を通知する場合には、機構が提供するエクセルマクロにより銘柄情報の項目チェックを行う。発行代理人は、自社システムにより同様のチェックを行っておくことも可能である。

内 容	備 考
g 機構による銘柄情報の確認 (a) 入力項目のチェック ア 機構による入力項目の確認及び発行代理人への確認結果の通知 機構は、ファイル伝送により発行代理人から銘柄情報の通知を受けた場合には、振替システムにより入力項目について不備の有無を確認し、その結果を発行代理人に通知する。 イ 入力項目に不備があった場合の発行代理人による銘柄情報の訂正 発行代理人は、機構から入力項目に不備があった旨の通知を受けた場合には、銘柄情報を修正し、発行決議日の翌営業日から起算して5営業日目の日（発行者が条件決定日を設定する場合には、条件決定日の翌営業日）の午後4時までに機構に対し、ファイル伝送により通知する。 (b) 銘柄情報と発行要項との内容の一致の確認	※ 発行代理人は、ファイル伝送により銘柄情報を通知した場合には、機構に対し、Target 保振サイトにより通知した旨を連絡する。 ※ 発行代理人がファイル伝送形式により銘柄情報を通知する場合には、1銘柄につき、1レコードでデータを作成するものとする ※ 発行要項は、PDFの形式により送付する。 ※ 発行代理人は、機構非関与銘柄についても、発行要項を送付する必要がある。 ※ 銘柄情報の項目の設定要領は、資料3-2-1を参照。 ※ 機構は、発行代理人からCSVファイルのアップロードにより通知された場合には、振替システムによる入力項目のチェックは行わない。 ※ 左記の通知は、振替システムにより行う。 ※ 機構は、銘柄情報の再送を受けたときは、(a)アの確認を行い、不備があった場合には発行代理人に連絡する。連絡を受けた発行代理人は直ちに不備を訂正するものとする。

内 容	備 考
ア 機構による確認及び発行代理人への確認結果の通知 機構は、(a) の確認の結果、入力項目に不備がないことを確認したときは、発行代理人より通知された銘柄情報について、エクセルマクロによるチェックを行うとともに銘柄情報の内容と発行要項とに差異がないかを確認し、その結果を発行代理人に対し、Target 保振サイトにより通知する。 イ 銘柄情報と発行要項との内容に不一致があった場合の発行代理人による銘柄情報の訂正 発行代理人は、機構から入力項目に不備があった旨の通知を受けた場合には、銘柄情報を修正し、発行決議日の翌営業日から起算して6営業日目の日（発行者が条件決定日を設定する場合には、条件決定日の翌営業日から起算して、2営業日目の日）の午後4時までに機構に対し、ファイル伝送又はTarget 保振サイトへのCSVファイルのアップロードにより通知する。 h 機構による銘柄情報の通知 機構は、以下により統合Web端末又はファイル伝送により銘柄情報を通知する。 (a) 統合Web端末による方法（CSVファイルのダウンロード） 機構加入者、発行代理人及び支払代理人は、発行決議日の翌営業日から起算して7営業日目の日（条件決定日から起算して4営業日目の日）から振替新株予約権付社債の取扱廃止の日までの午前7時から午後8時までの間、統合Web端末により銘柄情報のCSVファイルをダウンロードすることができる。	※ 機構は、銘柄情報の再送を受けたときは、(b) アの確認を行い、不備があった場合には発行代理人に連絡をする。発行代理人は、直ちに銘柄情報を訂正するものとする。 (業第178条第2項) ※ CSVファイルのダウンロードは、以下の方法による。 ① 機構が提供した日の銘柄情報の全部を取得する場合には、機構が通知した日、銘柄コードを指定せず、ダウンロードする。 ② 特定の銘柄について機構が提供した全情報を取得する場合には、銘柄コードを指定してダウンロードする。 ③ 特定の日に提供された全銘柄の銘柄情報を取得する場合には、機構が通知した日を指定してダウンロードする。 ④ 特定の日に提供された特定の銘柄情報を取得する場合には、銘柄コード及び機構からの通知日を指定してダウンロードする。

内 容	備 考
(b) ファイル伝送による方法 機構は、機構加入者に対して、発行決議日の翌営業日から起算して7営業日目の日（条件決定日の翌営業日から起算して3営業日目の日）の午前3時から午後8時までの間、ファイル伝送により銘柄情報を通知する。 i 発行者に対する銘柄コード等の通知 機構は、発行決議日の翌営業日から起算して7営業日目の日（発行者が条件決定日を設定する場合には、条件決定日の翌営業日から起算して3営業日目の日）に銘柄コード及びI S I Nコードを発行者に対し、Target 保振サイトにより通知する。 2. 銘柄情報の変更に係る手続 (1) 支払代理人による銘柄情報の変更通知 支払代理人は、期中において発行者が新株予約権付社債の内容に関する決議、決定を行ったこと等とない、取扱開始時に機構に対して通知した銘柄情報が変更となる場合には、銘柄情報の変更を決定した日以降、速やかに機構に対し、ファイル伝送又は Target 保振サイトへのCSVファイルのアップロードにより銘柄情報の変更通知を行う。	※ 機構は、発行代理人、支払代理人に対しては、CSV形式により銘柄情報を提供するものとし、ファイル伝送形式による提供は、行わないものとする。 ※ 機構加入者は、ファイル伝送により銘柄情報を取得する場合には、機構が提供した日の銘柄情報に限り取得することができる。 ※ 第1章第1節2.（4）「発行者への取扱開始日の通知」とあわせて行う。 ※ 銘柄情報の変更の処理フローは、資料3-2-3を参照。 （業第179条第1項） ※ 銘柄情報の変更通知は、原則として発行者が変更を決定した日の翌営業日の午後0時30分までに機構に対して通知する。機構への通知が午後0時30分以降となる場合には、機構による銘柄情報の確認が翌営業日になることに留意する。 ※ 支払代理人は、ファイル伝送により銘柄情報の変更通知をした場合には、機構に対し、Target 保振サイトにより通知した旨を連絡する。

内 容	備 考
(2) 機構による銘柄情報の確認 a 入力項目のチェック (a) 機構による入力項目の確認及び支払代理人への確認結果の通知 機構は、ファイル伝送により支払代理人より銘柄情報の変更通知を受けた場合には、振替システムにより入力項目について不備の有無を確認し、その結果を支払代理人に通知する。 (b) 入力項目に不備があった場合の支払代理人による銘柄情報の変更通知の訂正 機構から入力項目に不備があった旨の通知を受けた支払代理人は、銘柄情報の変更通知内容を修正し、当日の午後4時までに機構に対し、ファイル伝送により通知する。 b 銘柄情報の変更通知と適時開示情報等との内容の一致確認 (a) 機構による確認及び支払代理人への確認結果の通知 機構は、aの結果、入力項目に不備がないことを確認したときは、支払代理人より通知された銘柄情報の変更通知について、エクセルマクロによるチェックを行うとともに変更内容と発行者の適時開示情報等とに差異がないかを確認し、その結果を支払代理人に Target 保振サイトにより通知する。 (b) 銘柄情報の変更通知と適時開示情報等との内容に不一致があった場合の支払代理人による銘柄情報の変更通知内容の訂正 支払代理人は、機構から入力項目に不備があった旨の連絡を受けた場合には、銘柄情報の変更通知内容を修正し、銘柄情報の変更通知を行った日（以下「銘柄情報変更通知日」という。）の翌営業日の午後4時までに機構に対し、ファイル伝送又はCSVファイルのアップロードにより通知する。 (3) 機構による銘柄情報の変更通知 機構は、以下により統合Web端末又はファイル伝送により銘柄情報の変更通知を行う。 a 統合Web端末による方法（CSVファイルのダウンロード）	※ 機構は、Target 保振サイトへのCSVファイルのアップロードにより通知された場合には、振替システムによる入力項目のチェックは行わない。 ※ 左記の通知は、振替システムにより行う。 ※ 機構は、銘柄情報の再送を受けたときは、a（a）の確認を行い、不備があった場合には支払代理人に連絡をする。連絡を受けた支払代理人は直ちに不備を訂正するものとする。 ※ 機構は、銘柄情報の再送を受けたときは、b（a）の確認を行い、不備があった場合には支払代理人に連絡をする。支払代理人は、直ちに銘柄情報を訂正するものとする。 （業第179条第2項）

内 容	備 考
機構加入者、発行代理人及び支払代理人は、銘柄情報変更通知日の翌営業日から起算して2営業日目の日から振替新株予約権付社債の取扱廃止の日までの午前7時から午後8時までの間、統合Web端末による銘柄情報の変更内容に関するCSVファイルをダウンロードすることができる。 b ファイル伝送による方法 機構は、機構加入者に対して、銘柄情報変更通知日の翌営業日から起算して、2営業日目の日の午前3時から午後8時までの間、ファイル伝送により銘柄情報の変更内容を通知する。 (4) 銘柄情報の変更通知の受付制限 機構は、振替新株予約権付社債の元利払処理に影響が生じないよう、特定の項目について、一定期間、銘柄情報の変更通知の受付を制限する。	※ CSVファイルのダウンロードは、以下の方法による。 ① 機構が提供した日の銘柄情報の全部を取得する場合には、機構が通知した日、銘柄コードを指定せず、ダウンロードする。 ② 特定の銘柄について機構が提供した全情報を取得する場合には、銘柄コードを指定してダウンロードする。 ③ 特定の日に提供された全銘柄の銘柄情報を取得する場合には、機構が通知した日を指定してダウンロードする。 ④ 特定の日に提供された特定の銘柄情報を取得する場合には、銘柄コード及び機構からの通知日を指定してダウンロードする。 ※ 機構は、発行代理人、支払代理人に対しては、CSV形式により銘柄情報を提供するものとし、ファイル伝送形式による提供は、行わないものとする。 ※ 機構加入者は、ファイル伝送により銘柄情報を取得する場合には、機構が提供した日の銘柄情報に限り取得することができる。 ※ 銘柄情報の変更通知の受付を制限する項目は、資料3-2-4を参照。

以上

発行・支払代理人による振替新株予約権付社債の銘柄情報項目の設定について

- 取扱開始時における銘柄情報の通知、取扱開始後における変更情報の通知及び通知済みの銘柄情報または変更情報を取り消す場合に、以下の項目を設定する。
 ○ 変更情報を通知する場合は、必須欄を入力のうち、選択欄の中から変更する項目に所定の情報を入力。
 ○ 銘柄正式名称、発行者略称、回号、社内処理項目は全角文字で入力。それ以外の項目は、半角文字で入力。

項番	項目名	新規	変更	取消	形式	桁数	設定値
1-1	基本項目	銘柄コード	必須	必須	必須	数値(固定)	9 銘柄コード
1-2		ISINコード	必須	必須	必須	文字(固定)	12 ISINコード
2-1		適用日	必須	必須	必須	数値(固定)	8 yyyyymmdd ※新規の場合は払込日、変更の場合は変更適用日を入力。即日適用の場合は“99999999”を入力。
2-2		提供日	必須	必須	必須	数値(固定)	8 yyyyymmdd ※代理人は“00000000”を入力。銘柄情報の提供日は機構が入力。
3		新規変更取消区分	必須	必須	必須	数値(固定)	1 “0”:新規(取扱開始時の銘柄情報の場合に入力)、“1”:変更(取扱開始後の変更情報の場合に入力)、“2”:取消(機構に通知した銘柄情報をすべて取り消す場合に入力)
4	銘柄	銘柄正式名称	必須	選択	—	文字(可変)	200 ※全角文字で入力(最大200文字まで)。
5		発行者略称	必須	選択	—	文字(可変)	8 ※全角文字で入力(最大8文字まで)。
6		回号等	必須	選択	—	文字(可変)	6 n回m号 (例)20回の場合“20回” 3回1号の場合“3回1号” ※全角文字で入力(最大6文字まで)。
7		募集区分	必須	選択	—	文字(固定)	1 “K”:公募、“D”:第三者割当、“M”:無償割当
8-1	上場区分	上場区分(東証)	必須	選択	—	数値(固定)	1 “0”:東京証券取引所非上場、“1”:東京証券取引所上場
8-2		予備	必須	選択	—	数値(固定)	1 “0”固定
8-3		上場区分(名証)	必須	選択	—	数値(固定)	1 “0”:名古屋証券取引所非上場、“1”:名古屋証券取引所上場
8-4		上場区分(福証)	必須	選択	—	数値(固定)	1 “0”:福岡証券取引所非上場、“1”:福岡証券取引所上場
8-5		上場区分(札証)	必須	選択	—	数値(固定)	1 “0”:札幌証券取引所非上場、“1”:札幌証券取引所上場
8-6		予備	必須	選択	—	数値(固定)	1 “0”固定
9	社債に関する事項	保証区分	必須	選択	—	数値(固定)	1 “0”:無保証、“2”:銀行保証、“3”:保証協会及び銀行保証、“9”:その他保証
10		担保区分	必須	選択	—	数値(固定)	1 “0”:無担保、“1”:一般担保、“2”:物上担保、“9”:その他担保
11		分割発行有無フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1 物上担保付でない場合 “0” 物上担保付の場合 “N”:分割発行なし、“Y”:分割発行あり
12		合同発行フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1 “N”:合同発行でない、“Y”:合同発行
13		劣後特約有無フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1 “N”:劣後特約なし、“Y”:劣後特約あり
14		責任財産限定特約有無フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1 “N”:責任財産限定特約なし、“Y”:責任財産限定特約あり
15		債券種類	必須	選択	—	数値(固定)	2 “80”:新株予約権付社債 “99”:その他
16		募集開始日	必須	選択	—	数値(固定)	8 yyyyymmdd
17		払込日	必須	選択	—	数値(固定)	8 yyyyymmdd ※無償割当の場合は、割当日を入力。
18		各社債の金額	必須	選択	—	数値(可変)	14 整数部14桁(単位:円)
19		打切発行フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1 “N”:打切り発行でない、“Y”:打切り発行
20		発行総額	必須	選択	—	数値(可変)	14 整数部14桁(単位:円)

項番	項目名		新規	変更	取消	形式	桁数	設定値
21		発行代理人コード	必須	選択	—	数値(固定)	5	代理人コード ※金融・証券区分コード[1桁]+証券会社等標準コード若しくは統一金融機関コード[4桁] 又は、“9”+代理人固有有名コード(機構が附番)[4桁]
22		支払代理人コード	必須	選択	—	数値(固定)	5	代理人コード ※金融・証券区分コード[1桁]+証券会社等標準コード若しくは統一金融機関コード[4桁] 又は、“9”+代理人固有有名コード(機構が附番したコード)[4桁]
23		資金決済会社コード	必須	選択	—	数値(固定)	7	資金決済会社コード ※金融機関等コード[4桁]+店舗コード[3桁]
24		機構関与方式採用フラグ	必須	選択	—	数値(固定)	1	“0”:機構非関与方式、“1”:機構関与方式
25		個別承認採用フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1	機構関与方式の場合 “N”:採用しない、“Y”:採用する 機構非関与方式の場合 “0”
26	社債管理者	社債管理者コード (1)～(10)	必須	選択	—	数値(固定)	4(10)	統一金融機関コード[4桁] ※社債管理者が複数の場合は、(1)～(10)に連続して入力。重複入力は不可。社債管理者が未決定の場合は“9999”を入力。残りは“0000”を入力。 ※社債管理者が不設置の場合は、全て“0000”を入力。
27	休日処理	休日処理区分	必須	選択	—	数値(固定)	1	“1”:前営業日に繰り上げ、“2”:翌営業日に繰下げ、 “3”:原則翌営業日に繰下げ、但し、翌月になる場合は、前営業日に繰り上げ
28	利払	利付割引区分	必須	選択	—	文字(固定)	1	“F”:固定利率、“V”:変動利率、“Z”:割引債(ゼロクーポン債を含む)
29	利払 (固定利率、 変動利率)	利払期日(1)～(12)	必須	選択	—	数値(固定)	4(12)	mmdd ※利付割引区分が“F”または“V”の場合に入力。利払期日が複数ある場合は、(1)～(12)に連続して入力。重複入力は不可。利払期日が未決定の場合は“9999”を入力。残りは“0000”を入力。 ※2月末日の場合は“0299”と入力。 ※利付割引区分が“Z”の場合は、全て“0000”を入力。
30		最終利払有無フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1	“N”:満期直前の利払日に利払いなし、“Y”:満期直前の利払日に利払いあり ※利付割引区分が“F”または“V”の場合に入力。最終利払有無が未決定の場合は、“9”を入力。 ※利付割引区分が“Z”の場合は、“0”を入力。
31	利払 (固定利率)	初回利払期日	必須	選択	—	数値(固定)	8	yyyymmdd ※利付割引区分が“F”の場合に入力。 ※利付割引区分が“V”または“Z”の場合は、“00000000”を入力。
32		利率	必須	選択	—	数値(可変)	10	整数部2桁、小数点1桁、小数部7桁(単位:%) ※利付割引区分が“F”の場合に入力。利率が未決定の場合は、“99.9999999”を入力。 ※利付割引区分が“V”または“Z”の場合は、“0”を入力。
33		1円あたりの利子額(初期)	必須	選択	—	数値(可変)	15	整数部1桁、小数点1桁、小数部13桁(単位:円) ※利付割引区分が“F”の場合に入力。利子額が未決定の場合は、“9.99999999999999”を入力。 ※利付割引区分が“V”または“Z”の場合は、“0”を入力。
34		1円あたりの利子額(通常)	必須	選択	—	数値(可変)	15	整数部1桁、小数点1桁、小数部13桁(単位:円) ※利付割引区分が“F”の場合に入力。利子額が未決定の場合は、“9.99999999999999”を入力。 ※利付割引区分が“V”または“Z”の場合は、“0”を入力。
35		1円あたりの利子額(終期)	必須	選択	—	数値(可変)	15	整数部1桁、小数点1桁、小数部13桁(単位:円) ※利付割引区分が“F”の場合に入力。利子額が未決定の場合は、“9.99999999999999”を入力。 ※利付割引区分が“V”または“Z”の場合は、“0”を入力。
36		利払期日(今回)	必須	選択	—	数値(固定)	8	yyyymmdd ※利付割引区分が“V”の場合に入力。 ※利付割引区分が“F”または“Z”の場合は、“00000000”を入力。

項番	項目名		新規	変更	取消	形式	桁数	設定値
37	利払 (変動利率)	利率(今回)	必須	選択	—	数値(可変)	10	整数部2桁、小数点1桁、小数部7桁(単位:%) ※利付割引区分が"V"の場合に入力。利率が未決定の場合は、"99.9999999"を入力。 ※今回の利率が予め決まっている場合に入力。 ※利付割引区分が"F"または"Z"の場合は、"0"を入力。
38		1円あたりの利子額(今回)	必須	選択	—	数値(可変)	15	整数部1桁、小数点1桁、小数部13桁(単位:円) ※利付割引区分が"V"の場合に入力。利子額が未決定の場合は、"9.9999999999999"を入力。 ※利付割引区分が"F"または"Z"の場合は、"0"を入力。
39		利払期日(次回)	必須	選択	—	数値(固定)	8	yyyymmdd ※利付割引区分が"V"の場合に入力。次回利払期日が未決定の場合は、"99999999"を入力。 ※利付割引区分が"F"または"Z"の場合は、"00000000"を入力。
40		利率(次回)	必須	選択	—	数値(可変)	10	整数部2桁、小数点1桁、小数部7桁(単位:%) ※利付割引区分が"V"の場合に入力。利率が未決定の場合は、"99.9999999"を入力。 ※次回の利率が予め決まっている場合に入力。 ※利付割引区分が"F"または"Z"の場合は、"0"を入力。
41		1円あたりの利子額(次回)	必須	選択	—	数値(可変)	15	整数部1桁、小数点1桁、小数部13桁(単位:円) ※利付割引区分が"V"の場合に入力。利子額が未決定の場合は、"9.9999999999999"を入力。 ※利付割引区分が"F"または"Z"の場合は、"0"を入力。
42	償還	満期償還期日	必須	選択	—	数値(固定)	8	yyyymmdd
43		償還価額	必須	選択	—	数値(可変)	14	整数部14桁(単位:円) ※「各社債の金額」あたりの金額 ※発行時に設定された償還価額を示す。コールオプション又はプットオプションにより繰上償還が行われる場合でも当該償還価額は変更しない。
44	コールオプション (全額償還)	コールオプション有無フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1	"N":コールオプションなし、"Y":コールオプションあり
45		コールオプション行使フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1	"N":コールオプション未行使、"Y":コールオプション行使 ※コールオプション有無フラグが"N"の場合は、"0"を入力。
46		繰上償還期日	必須	選択	—	数値(固定)	8	yyyymmdd ※コールオプション有無フラグが"Y"、コールオプション行使フラグが"N"の場合に、繰上償還期日が未決定のときは、"99999999"を入力。 ※コールオプション有無フラグが"N"の場合は、"00000000"を入力。
47		償還価額	必須	選択	—	数値(可変)	14	整数部14桁(単位:円) ※「各社債の金額」あたりの金額 ※コールオプション有無フラグが"Y"、コールオプション行使フラグが"N"の場合に、償還価額が未決定のときは、"99999999999999"を入力。 ※コールオプション有無フラグが"N"の場合は、"0"を入力。
48		1円あたりの利子額	必須	選択	—	数値(可変)	15	整数部1桁、小数点1桁、小数部13桁(単位:円) ※コールオプション有無フラグが"Y"、コールオプション行使フラグが"N"の場合に、利子額が未決定のときは、"9.99999999999999"を入力。 ※コールオプション有無フラグが"N"の場合は、"0"を入力。
49		プットオプション有無フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1	"N":プットオプションなし、"Y":プットオプションあり
50		プットオプション行使フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1	"N":プットオプション不可能、"Y":プットオプション行使可能 ※プットオプション有無フラグが"N"の場合は、"0"を入力。
51		行使期間開始日	必須	選択	—	数値(固定)	8	yyyymmdd ※プットオプション有無フラグが"Y"、プットオプション行使フラグが"N"の場合に、行使期間が未決定のときは、"99999999"を入力。 ※プットオプション有無フラグが"N"の場合は、"00000000"を入力。

項番	項目名		新規	変更	取消	形式	桁数	設定値
52	プットオプション	行使期間終了日	必須	選択	—	数値(固定)	8	yyyymmdd ※プットオプション有無フラグが“Y”、プットオプション行使フラグが“N”の場合に、行使期間が未決定のときは、“99999999”を入力。 ※プットオプション有無フラグが“N”の場合は、“00000000”を入力。
53		繰上償還期日	必須	選択	—	数値(固定)	8	yyyymmdd ※プットオプション有無フラグが“Y”、プットオプション行使フラグが“N”の場合に、繰上償還期日が未決定のときは、“99999999”を入力。 ※プットオプション有無フラグが“N”の場合は、“00000000”を入力。
54		償還価額	必須	選択	—	数値(可変)	14	整数部14桁(単位:円) ※「各社債の金額」あたりの金額 ※プットオプション有無フラグが“Y”、プットオプション行使フラグが“N”の場合に、償還価額が未決定のときは、“99999999999999”を入力。 ※プットオプション有無フラグが“N”の場合は、“0”を入力。
55	新株予約権に関する事項	新株予約権の総数	必須	選択	—	数値(可変)	14	整数部14桁(単位:個)
56		新株予約権の行使期間開始日	必須	選択	—	数値(固定)	8	yyyymmdd
57		新株予約権の行使期間終了日	必須	選択	—	数値(固定)	8	yyyymmdd
58		新株予約権の発行価額	必須	選択	—	数値(可変)	12	整数部7桁、小数点1桁、小数部4桁(単位:円) ※新株予約権の発行が無償の場合は“0”を入力。
59		新株予約権の行使価額	必須	選択	—	数値(可変)	17	整数部14桁、小数点1桁、小数部2桁(単位:円) ※転換価額を入力。
60		行使請求受付場所	必須	選択	—	数値(固定)	2	TAコード ※TAコード(機構が付番したコード)[2桁]
61	取得条項	取得条項有無フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1	“N”:取得条項なし、“Y”:取得条項あり
62		取得条項に係る取得日	必須	選択	—	数値(固定)	8	yyyymmdd ※取得条項有無フラグが“Y”の場合に、取得日が未決定のときは、“99999999”を入力。その後、取得日を決定した場合には、変更情報通知により反映。 ※取得条項有無フラグが“N”の場合は、“00000000”を入力。
63		取得対価(交付財産)の種類	必須	選択	—	文字(固定)	1	“0”:なし、“1”:株、“2”:CB、“3”:W、“4”:SB、“5”:現金、“6”:株と現金、“7”:CBと現金、“8”:Wと現金、“9”:SBと現金、“A”その他
64	端数償還金	端数償還金有無フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1	“N”:端数償還金なし、“Y”:端数償還金あり
65	特例債	特例新株予約権付社債フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1	“N”:特例社債でない、“Y”:特例社債(特例新株予約権付社債の銘柄情報の場合)を入力)
66	元利払手数料率	元金手数料率	必須	選択	—	数値(可変)	18	整数部3桁、小数点1桁、小数部14桁(100円単位あたりの料率を(1/100)円単位で設定)
67		元金手数料率基準	必須	選択	—	数値(固定)	1	“1”:実質金額基準、“2”:名目金額基準
68		利金手数料率	必須	選択	—	数値(可変)	18	整数部3桁、小数点1桁、小数部14桁(100円単位あたりの料率を(1/100)円単位で設定)
69		利金手数料基準	必須	選択	—	数値(固定)	1	“1”:元金基準、“2”:利金基準、“3”:割引債・ゼロクーポン債
70	社内処理用項目	社内処理用項目1	任意	任意	任意	文字(可変)	35	※全角文字で入力(最大35文字まで)。
71		社内処理用項目2	任意	任意	任意	文字(可変)	35	※全角文字で入力(最大35文字まで)。

振替新株予約権付社債の銘柄情報の通知・提供に関する処理フロー

(上場CBの場合)

日 程	発行者	発行代理人	機 構	機構加入者等	処理概要
発行決議 (X)					
X+2 ~		← Target 保振サイト	銘柄コード、 ISIN コード 等		機構は、金融商品取引所の所報等から銘柄コード、ISIN コード、銘柄正式名称、発行者名、発行者略称の情報を 入手し、Target 保振サイトにより通知する。
条件決定 (Y)					
Y+1	【ファイル伝送により銘柄情報を授受する場合】				① 発行代理人は、機構に対し、発行要項を Target 保振サイトから PDF の形式で送付するとともに、銘柄情報を入力したファイルを作成し、ファイル伝送により通知する。発行要項、銘柄情報の通知は、午後 0 時 30 分までに行う。発行代理人は、銘柄情報の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかにその旨を Target 保振サイトより連絡する。 ② 機構は、発行代理人からファイル伝送により銘柄情報が通知された場合には、振替システムにより形式チェックを行い、確認結果を通知する。 ③ 発行代理人は、確認結果がエラーであった場合には、正しいファイルを作成し、午後 4 時まで機構に対しファイル伝送により通知する。発行代理人は、銘柄情報の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかに Target 保振サイトによりその旨を連絡する。

日 程	発行者	発行代理人	機 構	機構加入者等	処理概要
Y+2	【ファイル伝送により銘柄情報を授受する場合】				① 機構は、発行代理人から通知された銘柄情報ファイルについてエクセルマクロにより形式チェックを行うとともに銘柄情報の内容が発行要項と差異がないかを目視により確認し、確認結果を通知する。機構は、確認結果がエラーであった場合には、機構は、その旨を Target 保振サイトにより発行代理人へ通知する。 ② 発行代理人は、確認結果がエラーであった場合には、正しいファイルを作成し午後4時までに機構に対しファイル伝送により通知する。発行代理人は、銘柄情報の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかに Target 保振サイトによりその旨を連絡する。
Y+1 ～Y+2	【Target 保振サイトにより銘柄情報を授受する場合】				① 発行代理人は、機構に対し、発行要項を Target 保振サイトから PDF の形式で送付するとともに、銘柄情報を入力したファイルを作成し、機構が提供するエクセルマクロにより形式チェックを行い、Target 保振サイトからCSVファイルにより通知する。発行要項、銘柄情報の通知は、Y+1 の日の午後0時30分までに行う。 (注) 機構の提供するエクセルマクロを使用せず、同様のチェックを発行代理人の社内システムで行うことも可能とする。 ② 機構は、発行代理人から、Target 保振サイトにより銘柄情報が通知された場合には、エクセルマクロにより、形式チェックを行うとともに、通知された銘柄情報の内容が発行要項と差異がないかを目視により確認し、確認結果を通知する。機構は、確認結

日 程	発行者	発行代理人	機 構	機構加入者等	処理概要
		訂正	確認結果 Target 保振サイト		果がエラーであった場合には、誤ったファイルを添付して通知する。 ③ 発行代理人は、形式チェック又は、目視確認の結果、エラーであった場合には、正しいファイルを作成し、Y+2の日の午後4時までに機構に対し Target 保振サイトからCSVファイルにより通知する。
Y + 3		統合 Web 端末	銘柄情報	ファイル伝送、 統合 Web 端末	機構は、銘柄情報を機構加入者に対しては、ファイル伝送（午前3時～午後8時）又は統合 Web 端末（午前7時～午後8時）により、発行代理人に対しては、統合 Web 端末（午前7時～午後8時）により通知する。
払込期日			公示		機構は、公示のために機構の HP に発行要項を PDF により掲示する。

以 上

(第三者割当てにより発行される非上場ＣＢの場合)

日 程	発行者	発行代理人	機 構	機構加入者等	処理概要
発行決議 (X)	取扱申請書類	Target 保振サイト			発行者は、機構に対し、取扱申請書類（発行要項）を Target 保振サイトにより提出する。 （注）取扱申請書の機構への送信又は提出は、発行代理人等発行者の代理人が行うことも可能とする。
X + 1		Target 保振サイト	申請内容審査 ↓ 取扱可否連絡		機構は、申請内容を審査し、Target 保振サイトにより、取扱いの可否を発行者へ通知する。
X + 2			銘柄コード・ISIN コード付番申請		機構は、証券コード協議会に対し、メール等により銘柄コード、ISIN コードの付番を申請する。
X + 3			銘柄コード・ISIN コード受領		機構は、証券コード協議会より付番された銘柄コード、ISIN コードを、メール等により受領する。
X + 4		Target 保振サイト	銘柄コード、ISIN コード等通知		機構は、発行代理人に対し、銘柄コード、ISIN コード、銘柄正式名称、発行者名、発行者略称を Target 保振サイトにより通知する。
	【ファイル伝送により銘柄情報を授受する場合】	発行要項	Target 保振サイト		① 発行代理人は、機構に対し、発行要項を Target 保振サイトから PDF の形式で送付するとともに、銘柄情報を入力したファイルを作成し、ファイル伝送により通知する。発行要項、銘柄情報の通知は、午後 0 時 3 0 分までに行う。 ② 発行代理人は、銘柄情報の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかに Target 保振サイトによ

日 程	発行者	発行代理人	機 構	機構加入者等	処理概要
X + 5 又は Y + 1 (Yは条件決定日)		銘柄情報 送信連絡	ファイル伝送 Target 保振サイト システムによる形式チェック 確認結果 ファイル伝送 訂正 送信連絡 Target 保振サイト		りその旨を連絡する。 ③ 機構は、発行代理人からファイル伝送により銘柄情報が通知された場合には、振替システムにより形式チェックを行い、確認結果を通知する。 ④ 発行代理人は、確認結果がエラーであった場合には、正しいファイルを作成し、午後4時までに機構に対しファイル伝送により通知する。発行代理人は、銘柄情報の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかに Target 保振サイトによりその旨を連絡する。
X + 6 又は Y + 2	【ファイル伝送により銘柄情報を授受する場合】		エクセルマクロによる形式チェック 内容確認(目視) 確認結果 Target 保振サイト		① 機構は、発行代理人から通知された銘柄情報ファイルについてエクセルマクロにより形式チェックを行うとともに銘柄情報の内容が発行要項と差異がないかを目視により確認し、確認結果を通知する。機構は、確認結果がエラーであった場合には、機構は、その旨を Target 保振サイトにより発行代理人へ通知する。 ② 発行代理人は、確認結果がエラーであった場合には、正しいファイルを作成し、午後4時までに機構に対しファイル伝送により通知する。発行代理人は、銘柄情報の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかに Target 保振サイトによりその旨を連絡する。

日 程	発行者	発行代理人	機 構	機構加入者等	処理概要
		訂正 送信連絡	ファイル伝送 Target 保振サイト		
X + 5 ~ X + 6 又は Y + 1 ~ Y + 2	【Target 保振サイトにより銘柄情報を授受する場合】	発行要項 エクセルマクロによる形式チェック 銘柄情報 訂正	Target 保振サイト Target 保振サイト エクセルマクロによる形式チェック 内容確認 (目視) 確認結果 Target 保振サイト Target 保振サイト		① 発行代理人は、機構に対し、発行要項を Target 保振サイトから PDF の形式で送付するとともに、銘柄情報を入力したファイルを作成し、機構が提供するエクセルマクロにより形式チェックを行い、Target 保振サイトから C S V ファイルにより通知する。発行要項、銘柄情報の通知は、X + 5 又は Y + 1 の日の午後 0 時 3 0 分までに行う。 (注) 機構の提供するエクセルマクロを使用せず、同様のチェックを発行代理人の社内システムで行うことも可能とする。 ② 機構は、発行代理人から、Target 保振サイトにより銘柄情報が通知された場合には、エクセルマクロにより、形式チェックを行うとともに、通知された銘柄情報の内容が発行要項と差異がないかを目視により確認し、確認結果を通知する。機構は、確認結果がエラーであった場合には、誤ったファイルを添付して通知する。 ③ 発行代理人は、形式チェック又は、目視確認の結果、エラーであった場合には、正しいファイルを作成し、X + 6 又は Y + 2 の日の午後 4 時までには機構に対して Target 保振サイトから C S V ファイルにより通知する。

日 程	発行者	発行代理人	機 構	機構加入者等	処理概要
X + 7 又は Y + 3		← 統合 Web 端末	銘柄情報 → 銘柄コード・ISIN コード通知 ←	ファイル伝送、統合 Web 端末	① 機構は、銘柄情報を機構加入者に対しては、ファイル伝送（午前 3 時～午後 8 時）又は統合 Web 端末（午前 7 時～午後 8 時）により、発行代理人に対しては、統合 Web 端末（午前 7 時～午後 8 時）により通知する。 ② 機構は、発行者に対し、銘柄コード、ISIN コードを Target 保振サイトにより通知する。
払込期日			公示		機構は、公示のために機構ホームページに発行要項を PDF により掲示する。

以 上

振替新株予約権付社債の銘柄情報の変更に関する処理フロー

日 程	支払代理人	機 構	機構加入者	処理概要
銘柄情報変更決定日				
銘柄情報変更通知日 (X)	【ファイル伝送により銘柄情報を授受する場合】 <pre> graph TD subgraph PaymentAgent [支払代理人] A[銘柄情報変更] B[送信連絡] C[訂正] D[送信連絡] end subgraph TargetSite [Target 保振サイト] E[システムによる形式チェック] F[確認結果] end A -- ファイル伝送 --> E B --> F E --> F F -- ファイル伝送 --> C C -.-> D D -.-> F </pre>			① 支払代理人は、発行者が期中において、新株予約権付社債の内容に関する決議・決定を行ったこと等に伴い、取扱開始時に通知した銘柄情報に変更となる場合には、原則として、速やかに銘柄情報変更ファイルを作成し、機構に対し、ファイル伝送により通知する（注1、2）。支払代理人は、銘柄情報の変更通知が完了した場合には、速やかに Target 保振サイトによりその旨を通知する。 （注1）銘柄情報の変更通知は、原則として発行者が決定した日の翌営業日までに機構に通知するものとする。 （注2）銘柄情報の変更の主な事例として、商号変更等による銘柄名の変更、株式分割等に伴う予約権行使価格の調整、予約権行使受付場所の変更、変動利付債の利率の変更等がある。 ② 機構は、支払代理人から通知された銘柄情報変更ファイルについて振替システムにより形式チェックを行い、確認結果を通知する。 ③ 支払代理人は、システムによる形式チェックの結果、エラーがあった場合には、支払代理人は、正しいファイルを作成し、午後4時までに機構に対し、ファイル伝送により通知する。支払代理人は、銘柄情報の変更の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかに Target 保振サイトによりその旨を連絡する。
	【ファイル伝送により銘柄情報を授受する場合】 <pre> graph TD subgraph Institution [機 構] G[エクセルマクロによる形式チェック] end </pre>			① 機構は、支払代理人から通知された銘柄情報変更ファイルについてエクセルマクロにより形式チェックを行うとともに支払代理人より通知された銘柄情報の変更内容が発行者の適時開示情報と差異がないかを目視により確認し、確認結果を Target 保振サイトより通知する。 ② 支払代理人は、確認結果がエラーであった場合には、正しいファイ

日 程	支払代理人	機 構	機構加入者	処理概要
X ~ X+1		<pre> graph TD A[内容確認 (目視)] --> B[確認結果] B --> C[Target 保振サイト] C -- 訂正 --> D[ファイル伝送] C -- 送信連絡 --> E[Target 保振サイト] </pre>		ルを作成し、X+1の日の午後4時までに機構に対し、ファイル伝送により通知する。支払代理人は、銘柄情報の変更の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかにTarget保振サイトによりその旨を連絡する。
銘柄情報変更通知日 (X) ~ X+1	【Target保振サイトにより銘柄情報を授受する場合】 <pre> graph TD A[エクセルマクロによる形式チェック] --> B[銘柄情報変更] B --> C[Target 保振サイト] C -- エクセルマクロによる形式チェック --> D[内容確認 (目視)] </pre>	<pre> graph TD A[エクセルマクロによる形式チェック] --> B[内容確認 (目視)] </pre>		① 支払代理人は、発行者が期中において、新株予約権付社債の内容に関する決議・決定を行ったこと等に伴い、取扱開始時に通知した銘柄情報が変更となる場合には、速やかに銘柄情報変更ファイルを作成し、機構が提供するエクセルマクロにより形式チェックを行い、機構に対し、Target保振サイトからCSVファイルにより通知する（注1、2）。 （注1）銘柄情報の変更通知は、原則として発行者が決定した日の翌営業日の午後0時30分までに機構に通知するものとする。 （注2）銘柄情報の変更の主な事例として、商号変更等による銘柄名の変更、株式分割等に伴う予約権行使価格の調整、予約権行使受付場所の変更、変動利付債の利率の変更等がある。 ② 機構は、支払代理人から通知された銘柄情報変更ファイルについてエクセルマクロにより形式チェックを行うとともに支払代理人より通知された銘柄情報の変更内容が発行者の適時開示情報と差異がないかを目視により確認し、確認結果を通知する。機構は、確認結果がエラーであった場合には、誤ったファイルを添付して通知する。

日 程	支払代理人	機 構	機構加入者	処理概要
				③ 支払代理人は、形式チェック又は、目視確認の結果、エラーがあった場合には、正しいファイルを作成し、X+1の日の午後4時までに機構に対し、Target 保振サイトからCSVファイルにより通知する。
X + 2				機構は、銘柄情報を機構加入者に対しては、ファイル伝送（午前3時～午後8時）又は統合 Web 端末（午前7時～午後8時）により、支払代理人に対しては、統合 Web 端末（午前7時～午後8時）により通知する。

以 上

変更時に通知期限がある銘柄情報項目について

銘柄変更における通知期限がある項目の一覧を以降に示す。

項番	項目名		通知する期限
1			※ ファイル伝送のフォーマットと構成を合わせるために予備欄として記載。
2			
3	基本項目	銘柄コード	
4		ISIN コード	
5		適用日	
6		提供日	
7		新規変更取消区分	
8	銘柄	銘柄正式名称	適用日の3営業日前 *注1
9		発行者略称	適用日の3営業日前 *注1
10		回号等	機構取扱開始日の3営業日前 *注2
11		募集区分	機構取扱開始日の3営業日前 *注2
12	上場区分	上場区分(東証)	適用日の3営業日前 *注1
13		予備	
14		上場区分(名証)	適用日の3営業日前 *注1
15		上場区分(福証)	適用日の3営業日前 *注1
16		上場区分(札証)	適用日の3営業日前 *注1
17		予備	
18	社債 に関する事項	保証区分	適用日の3営業日前 *注1
19		担保区分	適用日の3営業日前 *注1
20		分割発行有無フラグ	適用日の3営業日前 *注1

項番	項目名	通知する期限
21	合同発行フラグ	適用日の3営業日前 *注1
22	劣後特約有無フラグ	適用日の3営業日前 *注1
23	責任財産限定特約有無フラグ	適用日の3営業日前 *注1
24	債券種類	適用日の3営業日前 *注1
25	募集開始日	適用日の3営業日前 *注1
26	払込日	適用日の3営業日前 *注1
27	各社債の金額	機構取扱開始日の3営業日前 *注2
28	打切発行フラグ	適用日の3営業日前 *注1
29	発行総額	機構取扱開始日の3営業日前 *注2
30	発行代理人コード	適用日の3営業日前 *注1
31	支払代理人コード	元利払期日、繰上償還期日の9営業日前 *注2
32	資金決済会社コード	元利払期日、繰上償還期日の9営業日前 *注2
33	機構関与方式採用フラグ	元利払期日、繰上償還期日の9営業日前 *注2
34	個別承認採用フラグ	元利払期日、繰上償還期日の9営業日前 *注2
35	社債管理者コード(1)	適用日の3営業日前 *注1
36	社債管理者コード(2)	適用日の3営業日前 *注1
37	社債管理者コード(3)	適用日の3営業日前 *注1
38	社債管理者コード(4)	適用日の3営業日前 *注1
39	社債管理者コード(5)	適用日の3営業日前 *注1
40	社債管理者コード(6)	適用日の3営業日前 *注1
41	社債管理者コード(7)	適用日の3営業日前 *注1
42	社債管理者コード(8)	適用日の3営業日前 *注1
43	社債管理者コード(9)	適用日の3営業日前 *注1
44	社債管理者コード(10)	適用日の3営業日前 *注1

項番	項目名		通知する期限
45	休日処理	休日処理区分	元利払期日、繰上償還期日の9営業日前 *注2
46	利払	利付割引区分	機構取扱開始日の3営業日前 *注1
47	利払 (固定、変動)	利払期日(1)	利払期日の9営業日前 *注2
48		利払期日(2)	利払期日の9営業日前 *注2
49		利払期日(3)	利払期日の9営業日前 *注2
50		利払期日(4)	利払期日の9営業日前 *注2
51		利払期日(5)	利払期日の9営業日前 *注2
52		利払期日(6)	利払期日の9営業日前 *注2
53		利払期日(7)	利払期日の9営業日前 *注2
54		利払期日(8)	利払期日の9営業日前 *注2
55		利払期日(9)	利払期日の9営業日前 *注2
56		利払期日(10)	利払期日の9営業日前 *注2
57		利払期日(11)	利払期日の9営業日前 *注2
58		利払期日(12)	利払期日の9営業日前 *注2
59		最終利払有無フラグ	最終利払期日の9営業日前 *注2
60	利払 (固定利率)	初回利払期日	初回利払期日の9営業日前 *注2
61		利率	利払期日の9営業日前 *注2
62		1円あたりの利子額(初期)	初回利払期日の9営業日前 *注2
63		1円あたりの利子額(通常)	利払期日の9営業日前 *注2
64		1円あたりの利子額(終期)	満期償還日の9営業日前 *注2
65	利払 (変動利率)	利払期日(今回)	今回利払期日の9営業日前 *注2
66		利率(今回)	今回利払期日の5営業日前 *注2
67		1円あたりの利子額(今回)	今回利払期日の5営業日前 *注2
68		利払期日(次回)	適用日の3営業日前 *注1

項番	項目名		通知する期限
69		利率(次回)	適用日の3営業日前 *注1
70		1円あたりの利子額(次回)	適用日の3営業日前 *注1
71	償還	満期償還期日	償還期日の9営業日前 *注2
72		償還価額	償還期日の9営業日前 *注2
73	コールオプション (全額償還)	コールオプション有無フラグ	機構取扱開始日の3営業日前 *注1
74		コールオプション行使フラグ	繰上償還期日の9営業日前 *注2
75		繰上償還期日	繰上償還期日の9営業日前かつ、元利払期日から6営業日以上開ける。 *注2
76		償還価額	繰上償還期日の9営業日前 *注2
77		1円あたりの利子額	繰上償還期日の9営業日前 *注2
78	プットオプション	プットオプション有無フラグ	機構取扱開始日の3営業日前 *注2
79		プットオプション行使フラグ	繰上償還期日の9営業日前 *注2
80		行使期間開始日	繰上償還期日の9営業日前 *注2
81		行使期間終了日	繰上償還期日の9営業日前 *注2
82		繰上償還期日	繰上償還期日の9営業日前 *注2
83		償還価額	繰上償還期日の9営業日前 *注2
84	新株予約権 に関する事項	新株予約権の総数	適用日の3営業日前 *注1
85		新株予約権の行使期間開始日	適用日の3営業日前 *注1
86		新株予約権の行使期間終了日	適用日の3営業日前 *注1
87		新株予約権の発行価額	機構取扱開始日の3営業日前 *注2
88		新株予約権の行使価額	適用日の3営業日前 *注1
89		行使請求受付場所	適用日の3営業日前 *注1
90	取得条項	取得条項有無フラグ	機構取扱開始日の3営業日前 *注2
91		取得条項に係る取得日	適用日の3営業日前かつ、元利払期日がある場合は、当該元利払期日から6営業日以上空ける。 *注1

項番	項目名		通知する期限
92		取得対価(交付財産)の種類	適用日の3営業日前 *注1
93	端数償還金	端数償還金有無フラグ	機構取扱開始日の3営業日前 *注2
94	特例債	特例新株予約権付社債フラグ	機構取扱開始日の3営業日前 *注2
95	元利払手数料率	元金手数料率	適用日の3営業日前 *注1
96		元金手数料率基準	適用日の3営業日前 *注1
97		利金手数料率	適用日の3営業日前 *注1
98		利金手数料率基準	適用日の3営業日前 *注1
99	社内処理用項目	社内処理用項目1	
100		社内処理用項目2	

*注1 ---- 適用日に即時適用”99999999”を指定した場合は、原則として提供日が適用日となります

*注2 ---- 適用日に即時適用”99999999”を指定する場合は、通知期限以前に変更情報を通知して下さい

以 上

振替新株予約権付社債の銘柄情報の通知・提供に係る事務処理要領

第 1. 5 版

平成 2 6 年 4 月



1. 振替新株予約権付社債の銘柄情報の通知・提供方法について

項 目	内 容	備 考
1. 銘柄情報等の通知 (1) 通知時期 a. 発行時における銘柄情報等の通知	○ 発行代理人は、会社が機構の取扱対象となる新株予約権付社債を発行する場合には、機構に対して、銘柄情報を通知する。 ○ 発行代理人は、会社が振替新株予約権付社債の利率、新株予約権行使価格等の発行条件を決定した日の翌営業日に、機構に対して、当該振替新株予約権付社債の銘柄情報ファイル及び発行要項を送信する。 ○ 発行代理人は、銘柄情報を機構に通知する場合には、機構が定める銘柄情報項目ごとの通知期限までに通知する必要がある。この場合の通知期限は、原則として期中における銘柄情報の変更通知における通知期限に準じるものとする。	○ 発行代理人は、元利払方式が機構関与方式、機構非関与方式の如何に関わらず、機構に対して、銘柄情報を通知する。 ○ 具体的な事務フローについては、資料3-2-2（振替新株予約権付社債の銘柄情報の通知・提供に関する処理フロー）参照。 ○ 銘柄情報の変更通知における通知期限については、資料3-2-4（変更時に通知期限がある銘柄情報項目について）を参照。
b. 期中における銘柄情報の変更通知	○ 支払代理人は、会社が振替新株予約権付社債を発行した後、当該振替新株予約権付社債の内容に関する決議若しくは決定を行ったことに伴い、銘柄情報が変更となる場合には、原則として会社が決定した日の翌営業日に、機構に対して、銘柄情報変更ファイルを送信する。 ○ 支払代理人は、銘柄情報の変更通知を機構に通知する場合には、機構が定める銘柄	○ 具体的な事務フローについては、資料3-2-3（振替新株予約権付社債の銘柄情報の変更に関する処理フロー）参照。

項 目	内 容	備 考
	情報項目ごとの通知期限までに通知する必要がある。	○ 機構が定める通知期限については、資料3-2-4（変更時に通知期限がある銘柄情報項目について）を参照。
(2) 通知形式		
a. 銘柄情報の通知	○ 発行・支払代理人は、銘柄情報をCSV形式又はファイル伝送により通知する。CSV形式で銘柄情報を通知する場合には、Target保振サイトにより行う。	○ 銘柄情報の変更通知についても同様。
b. 発行要項の通知	○ 発行・支払代理人は、発行要項をPDFで作成し、Target保振サイトにより通知する。	
(3) CSV形式により通知する場合の手続	○ 発行・支払代理人は、CSV形式により銘柄情報を通知する場合には、1銘柄につき1電子ファイルでデータを作成する。 ○ 発行・支払代理人は、CSV形式により銘柄情報ファイルを作成する場合には、機構が提供するエクセルマクロを使用して、銘柄情報の項目チェックを行う。 ○ 機構は、発行・支払代理人から通知を受けたときは、エクセルマクロによる形式チェックを行うとともに通知された銘柄情報の内容が発行要項と差異がないかを確認し、確認結果をTarget保振サイトにより通知する。確認結果がエラーであった場合には、エラー内容をTarget保振サイトにより通知する。	○ 1回に複数の電子ファイルを添付して通知することが可能。 ○ 機構の提供するエクセルマクロを使用せず、同様のチェックを各発行・支払代理人の社内システムで行うことも可能。
(4) ファイル伝送により通知する場合の手続	○ 発行・支払代理人は、ファイル伝送により銘柄情報を通知する場合には、1銘柄につき1レコードでデータを作成する。 ○ 機構は、発行・支払代理人から通知を受けたときは、振替システムによる形式チェ	

項 目	内 容	備 考
2. 銘柄情報の提供	ックを行い、確認結果を振替システムにより通知する。 ○ 振替システムによる形式チェックの結果、正常だった場合には、エクセルマクロによる形式チェックを行うとともに通知された銘柄情報の内容が発行要項と差異がないかを確認し、確認結果をTarget保振サイトにより通知する。確認結果がエラーであった場合には、エラー内容をTarget保振サイトにより通知する。	
(1) 提供時期	○ 機構は、発行・支払代理人から銘柄情報ファイル又は銘柄情報変更ファイルの通知を受けたときは、当該ファイルの内容を確認のうえ、発行・支払代理人から受領した日の2営業日後に、機構加入者及び発行・支払代理人に対して当該情報を提供する。	
(2) 提供形式	○ 機構は、機構加入者に対し、CSV形式又はファイル伝送により銘柄情報を提供する。 ○ 機構は、発行・支払代理人に対し、CSV形式により銘柄情報を提供する。 ○ CSV形式で銘柄情報を提供する場合には、統合Web端末により行う。	○ 機構は、発行・支払代理人に対し、ファイル伝送による銘柄情報の提供は行わない。
(3) CSV形式により提供を受ける場合の手続	○ 機構加入者及び発行・支払代理人は、次の方法により、銘柄情報を取得する。 ① その日に機構が提供した銘柄情報の全部を取得する場合 銘柄コードを指定せずにダウンロードする。 ② それまでに機構が提供した特定の銘柄に係る銘柄情報を取得する場合 銘柄コードを指定してダウンロードする。 ③ 提供日を指定して銘柄情報（その日に提供された全銘柄）を取得する場合 機構が銘柄情報を提供した日を指定してダウンロードする。 ④ 提供日を指定して特定の銘柄に係る銘柄情報を取得する場合 銘柄コード及び機構が銘柄情報を提供した日を指定してダウンロードする。	

項 目	内 容	備 考
(4) ファイル伝送形式により提供を受ける場合の手続	○ 機構加入者は、機構がその日に提供した銘柄情報のみを取得する。	○ その日よりも前の日に提供した銘柄情報は取得不可。

以 上

2. 振替新株予約権付社債の銘柄情報の設定方法について

項 目	内 容	備 考
1. 銘柄コード・I S I N コード	○ 上場新株予約権付社債について、機構は、金融商品取引所の所報等（非上場新株予約権付社債については証券コード協議会）から銘柄コード及びI S I Nコードの情報を入手し、銘柄コード、I S I Nコード、銘柄正式名称、発行者名、発行者略称を発行代理人に対し、Target 保振サイトより通知する。発行・支払代理人は、Target 保振サイトより当該情報を入手し、銘柄情報項目を設定する。	○ 銘柄情報項目については、資料3-2-1（発行・支払代理人による振替新株予約権付社債の銘柄情報項目の設定について）参照。 ○ I S I Nコードは振替システムでは取扱わないが、金融機関の社内管理上広く使用されていることを踏まえ、銘柄情報項目とする。
2. 適用日	○ 新規の場合は、払込日（無償割当により新株予約権付社債が発行される場合には、割当日、合併等の対価、取得条項付株式等の対価、全部取得条項付種類株式の対価、取得請求権付株式の対価として新株予約権付社債が交付される場合、新株予約権付社債が承継される場合には、効力発生日）、変更の場合は、変更適用日を設定する。 ○ 通知済みの銘柄情報を全て取消す場合又は変更情報を取消す場合には、即時適用を示すオール9を設定する。	
3. 提供日	○ 発行・支払代理人は、オールゼロを設定する。	○ 機構は、銘柄情報提供日を

項 目	内 容	備 考
4. 新規変更取消区分 (1) 銘柄情報の変更	○ 発行・支払代理人は、期中において、通知済みの銘柄情報の変更を行う場合には、基本項目（銘柄コード、I S I Nコード、適用日、提供日、新規変更取消区分）に必要な入力を行うとともに変更する項目に変更後の情報を設定して、銘柄情報ファイルを送信する。新規変更取消区分には、「変更」を設定する。 ○ 複数の項目を変更する場合、それらの項目の適用日が同一である場合には、1ファイルで銘柄情報ファイルを作成し、適用日が異なる場合には、適用日ごとにファイルを分けて作成する。 ○ 機構は、元利払処理に影響がないよう、特定の項目について、元利払期日の一定日前から変更情報の受付を制限する。	設定して機構加入者に通知する。 ○ 変更の際して通知期限を設ける銘柄情報項目については、資料3-2-3（変更時に通知期限がある銘柄情報項目について）参照。 ○ ファイルの作成方法及び機構に対する通知期限については、銘柄情報の取消、訂正の場合も同様。
(2) 銘柄情報の取消	○ 発行・支払代理人は、通知済みの銘柄情報を全て取消す場合には、基本項目（銘柄コード、I S I Nコード、適用日、提供日、新規変更取消区分）及び社内処理用項目欄（社内処理用項目1）に必要な入力を行い、銘柄情報ファイルを送信する。新規変更取消区分には、「取消」を設定し、社内処理用項目欄（社内処理用項目1）には、取消の理由を入力する。 （例）H19. 9. 28に機構に通知した次の銘柄情報（新規及び変更情報）をH19. 10. 1に取消すケース ① 適用日H19. 10. 5 新規情報 ② 適用日H19. 11. 1 変更情報（行使請求受付場所の変更） ①、②を全て取消す場合（通知を無かったことにする場合） ・銘柄コード、I S I Nコードには、所定のコードを設定	○ 通知済みの銘柄情報を全て取消す場合（「取消」を使用する場合）には、払込日の3営業日前までに機構に通知する必要がある。 ○ 左記の例で①のみを取消すことは不可。 ○ 左記の例で②のみを取消す場合には、新規変更取消区分の「取消」は使用せず、「変更」により行う。

項 目	内 容	備 考
	・新規変更取消区分欄には、「取消」を設定 ・適用日欄には、「即時適用」を設定 ・社内処理用項目欄（社内処理用項目１）には、取消の理由を入力（例. 上場延期のため） ・その他の項目は、空欄 ○ 発行・支払代理人は、通知済みの変更情報を取消す場合には、新規変更取消区分を「変更」に設定し、変更該当項目を変更前の情報に戻したうえで、ファイルを送信する。社内処理用項目欄（社内処理用項目１）には、変更の取消である旨を入力する。 （例１）Ｈ１９． ９． ２８に機構に通知した次の銘柄情報（新規及び変更情報）を変更情報の適用日前であるＨ１９． １０． １に取消すケース ① 適用日Ｈ１９． １０． ５ 新規情報 ② 適用日Ｈ１９． １１． １ 変更情報（行使請求受付場所の変更） ②で変更した行使請求受付場所を取消す場合（変更を無かったことにする場合） ・銘柄コード、ＩＳＩＮコードには、所定のコードを設定 ・新規変更取消区分欄には、「変更」を設定 ・適用日欄には、変更情報の適用日Ｈ１９． １１． １を西暦で設定 ・行使請求受付場所欄に変更前のＴＡコードを設定 ・社内処理用項目欄（社内処理用項目１）には、「変更（適用日２００７． １１． １）の取消」と入力 （例２）上記のケースで変更情報適用日後であるＨ１９． １１． ２に取消すケース ・銘柄コード、ＩＳＩＮコードには、所定のコードを設定 ・新規変更取消区分欄には、「変更」を設定	○ 新規変更取消区分が「取消」に設定される場合には、必ず、適用日欄には、「即時適用」を設定する。 ○ 変更情報の取消とは、適用日の直前の状態に戻すことである。 ○ 新規変更取消区分の「変更」の意味が、情報の変更のための「変更」なのか、それとも変更分の取消のための「変更」なのかを区別するため、社内処理用項目欄（社内処理用項目１）に変更の理由を入力する。 ○ 取消の理由を社内処理用項目２に入力することは、不可。 ○ 適用日以降に取消す場合（既に効力が発生している変更情報を取消す場合）に

項 目	内 容	備 考
	・適用日欄には、「即時適用」を設定 ・行使請求受付場所欄に変更前のＴＡコードを設定 ・社内処理用項目欄（社内処理用項目１）には、「変更（適用日２００７．１１．１）の取消」と入力 （例３）Ｈ１９．１１．１に機構に通知（機構から機構加入者に対しては、２営業日後の１１．３に提供）した新規変更取消区分を即時適用として通知した変更情報を取消すケース ○ 適用日 即時適用 変更情報（行使請求受付場所の変更） ・銘柄コード、ＩＳＩＮコードには、所定のコードを設定 ・新規変更取消区分欄には、「変更」を設定 ・適用日欄には、「即時適用」を設定 ・行使請求受付場所欄に変更前のＴＡコードを設定 ・社内処理用項目欄（社内処理用項目１）には、「即時適用（提供日２００７．１１．３）の取消」と入力	は、適用日欄に「即時適用」を設定する。 ○ 即時適用で通知した変更情報を取消す場合には、適用日欄に「即時適用」を設定する。 ○ 発行・支払代理人は、即時適用で通知した変更情報を取消す場合には、機構が機構加入者に対して変更情報を提供した日を統合Ｗｅｂ端末で確認し、社内処理用項目欄（社内処理用項目１）に入力する。
（３）銘柄情報の訂正	○ 発行・支払代理人は、通知済みの新規情報の一部を訂正する場合には、新規変更取消区分を「変更」に設定し、訂正該当項目を訂正後の情報に変更したうえで、ファイルを送信する。社内処理用項目欄（社内処理用項目１）には、新規分の訂正である旨を入力する。 （例）Ｈ１９．９．２８に機構に通知した次の銘柄情報のうち、①の新規情報の項目の一部について、変更情報の適用日前であるＨ１９．１０．１に訂正するケース（例．利率の訂正） ① 適用日Ｈ１９．１０．５ 新規情報	○ 新規変更取消区分の「変更」の意味が、情報の変更のための「変更」なのか、それとも変更分の訂正のための「変更」なのかを区別するため、社内処理用項目欄（社内処理用項目１）に訂正の理由を入力する。

項 目	内 容	備 考
	② 適用日 H19. 11. 1 変更情報（行使請求受付場所の変更） ・ 銘柄コード、I S I Nコードには、所定のコードを設定 ・ 新規変更取消区分には、「変更」を設定 ・ 適用日欄には、H19. 10. 5を西暦で設定 ・ 利率欄に正しい利率を設定 ・ 社内処理用項目欄（社内処理用項目1）には、「新規の訂正」と入力 ○ 発行・支払代理人は、通知済みの変更情報を訂正する場合には、新規変更取消区分を「変更」に設定し、訂正該当項目を訂正後の情報に変更したうえで、ファイルを送信する。社内処理用項目欄（社内処理用項目1）には、変更の訂正である旨を入力する。 （例1）H19. 9. 28に機構に通知した次の銘柄情報のうち、②の変更情報の項目の一部について、変更情報の適用日前であるH19. 10. 1に訂正するケース（例、「行使請求受付場所」の訂正） ① 適用日 H19. 10. 5 新規情報 ② 適用日 H19. 11. 1 変更情報（行使請求受付場所の変更） ・ 銘柄コード、I S I Nコードには、所定のコードを設定 ・ 新規変更取消区分には、「変更」を設定 ・ 適用日欄には、H19. 11. 1を西暦で設定 ・ 行使請求受付場所欄には、正しいT Aコードを設定 ・ 社内処理用項目欄（社内処理用項目1）には、「変更（適用日2007. 11. 1）の訂正」と入力 （例2）上記のケースで変更情報適用日後であるH19. 11. 2に訂正するケース ・ 銘柄コード、I S I Nコードには、所定のコードを設定	○ 訂正の理由を社内処理用項目2に入力することは、不可。 ○ 変更情報の訂正とは、適用日の直前の状態とは、異なる状態に修正することである。 ○ 適用日以降に訂正する場合（既に効力が発生している

項 目	内 容	備 考
(4) 変更、訂正を行う際の留意事項	・新規変更取消区分欄には、「変更」を設定 ・適用日欄には、「即時適用」を設定 ・行使請求受付場所欄には、正しいTAコードを設定 ・社内処理用項目欄（社内処理用項目1）には、「変更（適用日2007. 1 1. 1）の訂正」と入力 （例3）H19. 11. 1に機構に通知（機構から機構加入者に対しては、2営業日後の11. 3に提供）した新規変更取消区分を即時適用として通知した変更情報を訂正するケース ○ 適用日 即時適用 変更情報（行使請求受付場所の変更） ・銘柄コード、ISINコードには、所定のコードを設定 ・新規変更取消区分欄には、「変更」を設定 ・適用日欄には、「即時適用」を設定 ・行使請求受付場所欄には、正しいTAコードを設定 ・社内処理用項目欄（社内処理用項目1）には、「即時適用（提供日2007. 11. 3）の訂正」と入力	変更情報を訂正する場合）には、適用日欄に「即時適用」を設定する。 ○ 即時適用で通知した変更情報を訂正する場合には、適用日欄に「即時適用」を設定する。 ○ 発行・支払代理人は、即時適用で通知した変更情報を訂正する場合には、機構が機構加入者に対して変更情報を提供した日を口座振替端末で確認し、社内処理用項目欄（社内処理用項目1）に入力する。
	○ 銘柄情報の変更又は訂正を行う場合において、その項目について、その適用日以降の日を適用日とする別の変更又は訂正が既に入力されている場合には、その入力についても、訂正する必要がある。 （例） ① H19. 10. 1にH20. 2. 1を適用日とする行使請求受付場所の変更（A→Bに変更）を入力 ② ①の変更は、入力ミスであることが判明。H19. 10. 2に行使請求受付	○ 左記の事例において、H19. 11. 1時点では、AからDへの行使請求受付場所の変更は、未だ適用日を迎えていないため、効力が発生しておらず、C→Dの変更を行うことにより行使

項 目	内 容	備 考
	場所の変更の訂正（A→C）を入力 ③ その後、当初の予定が変更となり、H19.12.1から行使請求受付場所がAからDに変更されることとなったため、発行・支払代理人は、H19.11.1にH19.12.1を適用日とする行使請求受付場所の変更（A→D）を入力した。 ・このようなケースの場合には、発行・支払代理人は、H20.2.1を適用日とする行使請求受付場所の変更（A→C）についても、H19.11.1に変更情報の訂正によりC→Dへ訂正する必要がある。	請求受付場所は、適用日の直前の状態とは異なる状態（適用日直前は、A）となるため、変更情報の取消ではなく、変更情報の訂正として取扱う。
5. 銘柄正式名称	○ 会社が商号変更をした場合には、銘柄正式名称も変更となる。 （例）ほふり商事株式会社からほふりホールディングス株式会社に商号が変更された場合 （変更前）ほふり商事株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 （変更後）ほふりホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	○ 一般債振替制度とは、取扱いが異なる。
6. 募集区分	○ 発行する新株予約権付社債が上場新株予約権付社債の場合には、「公募」、非上場新株予約権付社債の場合には、「第三者割当」を設定する。また、無償割当により発行される場合には、「無償割当」を設定する。	○ 非上場新株予約権付社債を公募により発行する場合は、「第三者割当」を設定する。
7. 上場区分	○ 発行する振替新株予約権付社債がフェニックス銘柄である場合には、上場区分（東証）、上場区分（名証）、上場区分（福証）、上場区分（札証）、を各々非上場に設定し、社内処理用項目2に「フェニックス銘柄に指定」と設定する。	○ 振替制度では、フェニックス銘柄についても機構の取扱対象となる。

項 目	内 容	備 考
8. 募集開始日	○ 募集開始日には、それぞれ次の日を設定する。 ① 上場新株予約権付社債 募集開始日を設定する。 ② 非上場新株予約権付社債（募集開始日が設定される場合） 募集開始日を設定する。 ③ 非上場新株予約権付社債（募集開始日が設定されない場合） 払込日を設定する。 ④ 新株予約権付社債の無償割当て 割当日を設定する。 ⑤ コーポレートアクションにより振替新株予約権付社債が交付される場合 効力発生日を設定する。	
9. 払込日	○ 無償割当により新株予約権付社債が発行される場合には、割当日を設定する。 ○ 合併等の対価、取得条項付株式等の対価、全部取得条項付種類株式の対価、取得請求権付株式の対価として新株予約権付社債が交付される場合、新株予約権付社債が承継される場合には、効力発生日を設定する。	
10. 各社債の金額	14 桁（単位：円）で設定する。	
11. 打切発行フラグ	○ 原則「Y」（打切発行）を設定する。ただし、例外として会社が振替新株予約権付社債の募集に際して、打切発行でない旨の決定をした場合には、「N」（打切発行でない）を設定する。	○ 平成18年5月1日から施行された会社法では、社債は、打切発行が原則とされ、打切発行でない社債を発行する場合には、会社は、その旨の決定をすることが必要であるとされている。

項 目	内 容	備 考
12. 発行総額	○ 新株予約権の行使、買入消却等により振替新株予約権付社債の発行総額が減額となった場合でも、発行総額を変更することは不要。	
13. 社債管理者	○ 非上場新株予約権付社債の場合において、会社が社債管理者を設置せず、財務代理人を設置する場合には、オールゼロを設定する。 ○ 社債管理者コード（１）～（１０）を変更する場合には、変更とならない社債管理者コードも設定する。 （例） 社債管理者Ａ（０００１）、Ｂ（０００２）、Ｃ（０００３）を新規登録した後、Ａ（０００１）、Ｃ（０００３）に変更する場合 （新規登録時） （１）０００１、（２）０００２、（３）０００３、（４）～（１０）には、オールゼロを設定する。 （変更通知） （１）０００１、（２）０００３、（３）～（１０）には、オールゼロを設定する。	○ 機構は、会社から直接、財務代理人を設置又は変更した旨の通知を受ける。 ○ （例）の場合、変更通知では、社債管理者Ｃの社債管理者コード０００３は、（２）に設定する。
14. 利払（固定利率、変動利率） （１）最終利払有無フラグ	○ 満期償還日直前の利払日に利払いがある場合には、「Ｙ」、利払いがない場合には、「Ｎ」を設定する。利付割引区分が割引債（ゼロクーポン債を含む。）の場合には、ゼロを設定する。	○ 満期償還期日に利金が支払われるか否かを示すものでないことに留意することが必要。

項 目	内 容	備 考
(2) 利払期日	○ 利払日を変更する場合には、適用日欄に変更前の最終利払日の翌営業日を設定する。ただし、即日適用が可能な場合には、適用日欄に即日適用を意味するオール9を設定する。 (例1) 毎月の利払日を30日から15日に変更する。機構への通知日が1/5、2月利払分から変更する場合 ・ 適用日欄には、変更前最終利払日の翌営業日を設定する。例えば、1/30が月曜日の場合には、翌営業日である1/31を適用日欄に設定する。 ・ 変更後の利払日は、利払期日欄に1/15、2/15、3/15、・・・とそれぞれ設定する。 (例2) 毎月の利払日を30日から15日に変更する。機構への通知日が1/5、1月利払分から変更する場合 ・ 例1のケースと異なり、即日適用が可能であるので、適用日欄には、即日適用を意味するオール9を設定する。 ・ 変更後の利払日は、利払期日欄に1/15、2/15、3/15、・・・とそれぞれ設定する。 ○ 利払期日(1)～(12)を変更する場合には、変更とならない利払期日も設定する。 (例) 利払期日を毎月末から3月末、9月末の年2回に変更する場合 (新規登録時) (1) 0131、(2) 0299、(3) 0331、(4) 0430、(5) 0531、(6) 0630、(7) 0731、(8) 0831、(9) 0930、(10) 1031、(11) 1130、(12) 1231	

項 目	内 容	備 考
15. 利払（固定利率）、利払（変動利率） ・ 1円あたりの利子額	（変更通知） （1）0331、（2）0930、（3）～（12）には、オールゼロを設定する。 ○ 1円あたりの利子額は、利率に利金額計算期間を乗じて算出する（計算の結果、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合には、切捨てる。）。 （例）利率1%、利金額計算期間170日／365日 1円あたりの利子額＝ $0.01 \times (170 \text{ 日} / 365 \text{ 日}) = 0.0046575342465$	○ 機構では、利率と1円あたりの利子額との整合性についてチェックは行わないため、設定に際しては、十分な留意が必要。
16. 利払（固定利率） ・ 初回利払期日	○ 発行要項に記載されている実日付が休日である場合においても、休日を設定する。	
17. 利払（変動利率） （1）利払期日（今回）、利払期日（次回）	○ 発行要項に記載されている実日付が休日である場合においても、休日を設定する。	
（2）利払期日（今回）	○ 利払期日（今回）が設定されている場合で、未だ当該利払期日が終了していない場合には、適用日を当該利払期日終了後の日として、次の利払期日を利払期日（今回）に設定することはできない。 （例） 利払期日（今回） 20090331 利率（今回） 1% 1円あたりの利子額（今回） 0.005	○ 当該利払期日に係る1円あたりの利子額（1円あたりの利子額（今回））についても同様

項 目	内 容	備 考
	利払期日（次回） 20090930 利率（次回） 2% 1円あたりの利子額（次回）0.01 ・2009.3.31の利払が終了していない段階においては、適用日を今回利払期日終了後の日として、2009.9.30を利払期日（今回）に設定することはできない。	
（３）利率（今回）、利率（次回）	○ 変動利付債の場合において次回の適用利率が決定した場合には、利払期日、適用利率、1円あたりの利子額をそれぞれ「次回」の欄に設定し、前回の利率変動時に「次回」の欄に設定していた利払期日、適用利率、1円あたりの利子額を「今回」の欄に設定する。	
（４）利払期日（今回）、利率（今回）、1円あたりの利子額（今回）、利払期日（次回）、利率（次回）、1円あたりの利子額（次回）	○ 利払（変動利率）の項目（利払期日（今回）、利率（今回）、1円あたりの利子額（今回）、利払期日（次回）、利率（次回）、1円あたりの利子額（次回））のうち、いずれかの項目が変更になった場合には、他の項目についても設定する。 （例） （利率（次回）の決定前） 利払期日（今回）20090331 利率（今回）1% 1円あたりの利子額（今回）0.005 利払期日（次回）20090930 利率（次回）未定 1円あたりの利子額（次回）未定 （利率（次回）の決定時） 利払期日（今回）20090331	

項 目	内 容	備 考
18. 償還 ・ 満期償還期日	利率 (今回) 1 % 1円あたりの利子額 (今回) 0. 005 利払期日 (次回) 20090930 利率 (次回) 2 % 1円あたりの利子額 (次回) 0. 01 ・ このようなケースでは、値が変更とならない利払期日 (今回)、利率 (今回)、1円 あたりの利子額 (今回)、利払期日 (次回) についても設定する。 ○ 満期償還期日より後の利払日は、存在しないため、満期償還期日が利払期日 (今回) となる場合には、利払期日 (次回)、利率 (次回)、1円あたりの利子額 (次回) には、オール9を設定する。 ○ 永久債の場合は、満期償還期日には、オール9を設定する。 ○ 発行要項に記載されている実日付が休日である場合においても、休日を設定する。	
19. コールオプション (全額償還) (1) コールオプション有無フラグ	○ 発行時において、コールオプション条項が設定されている場合には、コールオプション有無フラグに「Y」(コールオプションあり) を設定する。 ○ 例えば、130%コールオプション条項のようなコールオプション条項により新株予約権付社債が繰上償還される場合以外にも、例えば、新株予約権付社債の発行会社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることが株主総会で決議された場合等、一定の条件が生じた場合に新株予約権付社債の繰上償還が可能となる権利が会社に付与されている場合があるが、このような場合には、コールオプション有無フラグに「Y」(コールオプションあり) を設定する。	○ 会社がコールオプションを行使する場合には、発行・支払代理人は、銘柄情報変更ファイルを機構に対し、送信する。

項 目	内 容	備 考
(2) コールオプション行使フラグ	○ 発行時においては、コールオプション行使フラグに「N」（コールオプション未行使）を設定する。 ○ 期中に、コールオプションの行使（繰上償還期日）を決定したときは、コールオプション行使フラグを「Y」（コールオプション行使）に変更するとともに、繰上償還期日、償還価額、1円あたりの利子額を設定する。	○ 満期償還期日及びその償還価額を変更することは不要。
(3) 繰上償還期日	○ 利払日より後に繰上償還期日が設定される場合には、利払日と繰上償還期日を中6営業日空けて設定する。 ○ 発行要項に記載されている実日付が休日である場合においても、休日を設定する。	○ 利払日より前に繰上償還が設定される場合には、利払日と繰上償還期日の間を空けることは不要。
20. プットオプション		
(1) プットオプション有無フラグ	○ 発行時において、プットオプション条項が設定されている場合には、プットオプション有無フラグに「Y」（プットオプションあり）を設定する。	○ 新株予約権付社債権者がプットオプション行使をする場合には、口座管理機関は、プットオプション行使請求を機構に対し、送信する。
(2) プットオプション行使フラグ	○ 発行時において、プットオプションの行使期間を決定していない場合には、プットオプション行使フラグに「N」（プットオプション不可能）を設定する。 ○ 期中に、プットオプションの行使期間を決定したときは、プットオプション行使フラグを「Y」（プットオプション行使可能）に変更するとともに、行使期間開始日、行使期間終了日、繰上償還期日、償還価額を設定する。	○ 満期償還期日及びその償還価額を変更することは不要。
(3) 行使期間開始日、行使期間終了日	○ 発行要項に記載されている実日付が休日である場合においても、休日を設定する。	

項 目	内 容	備 考
(4) 繰上償還期日	○ 発行要項に記載されている実日付が休日である場合においても、休日を設定する。	
21. 新株予約権に関する事項		
(1) 新株予約権の総数	○ 新株予約権の行使、買入消却等により振替新株予約権付社債の発行総額が減額となった場合でも、新株予約権の総数を変更することは不要。	
(2) 新株予約権の行使期間開始日、新株予約権の行使期間終了日	○ 発行要項に記載されている実日付が休日である場合においても、休日を設定する。	
(3) 新株予約権の行使期間終了日	○ 永久債の場合は、新株予約権の行使期間終了日には、オール9を設定する。 ○ コールオプション（一定の条件が生じた場合に新株予約権付社債の繰上償還が可能となる権利が会社に付与されているものを含む。）の行使により振替新株予約権付社債が繰上償還される場合において、行使期間終了日が繰上償還期日の前営業日とならない場合には、行使期間終了日の変更を通知することが必要。この場合の通知は、コールオプションの行使をする場合の銘柄情報通知と同じファイルで通知する。	○ 行使期間終了日が繰上償還期日の前営業日となる場合には、通知は不要。
(4) 新株予約権の行使価額	○ 上場新株予約権付社債の行使価額の変更については、変更情報の通知対象とするが、第三者割当てにより発行される非上場新株予約権付社債の場合は、変更情報の通知対象としない。	○ 上場の要件を満たさなくなったことにより、期中に非上場となった銘柄のうち、機構が引き続き取り扱うものについては、変更情報の通知対象とする。

項 目	内 容	備 考
(5) 行使請求受付場所	○ 行使請求受付場所には、次のＴＡコードを設定する（ＴＡコード順）。 東京証券代行（株） ０３ 日本証券代行（株） ０４ 三菱ＵＦＪ信託銀行（株） ２２ みずほ信託銀行（株） ２４ 三井住友信託銀行（株） ２６ （株）アイ・アールジャパン ７１ （株）ＳＭＢＣ信託銀行 ７２	○ 第三者割当てにより発行される非上場新株予約権付社債の発行当初における行使価額については、機構に通知が必要。
22. 取得条項		
(1) 取得条項に係る取得日	○ 新株予約権付社債の記録が振替口座簿から抹消される日（会社による取得日）を設定する。 ○ 発行要項に記載されている実日付が休日である場合においても、休日を設定する。	
(2) 取得対価（交付財産）の種類	○ 取得条項有無フラグを「N 取得条項なし」に設定した場合には、取得対価（交付財産の種類）を「O なし」に設定する。	
23. 端数償還金		
・ 端数償還金有無フラグ	○ 新株予約権を行使した新株予約権付社債権者に交付する株式の数に端数が生じた場合において、端数について新株予約権付社債権者に一定の金銭を交付することとされている場合には、端数償還金有無フラグに「Y」（端数償還金あり）を、端数	○ 調整金の情報については、機構は、会社から直接、通知を受ける。

項 目	内 容	備 考
24. 元利払手数料率	を切捨てることとされている場合には、端数償還金有無フラグに「N」（端数償還金なし）を設定する。	
（１）元金手数料率	○ 元金手数料率には、償還に係る手数料率を設定する。 ○ １００円単位あたりの料率を１／１００円単位（銭単位）で設定する。	
（２）元金手数料率基準	○ 元金手数料率基準には、利金手数料基準を「１．元金基準」に設定した場合には、「１．実質金額基準」又は、「２．名目金額基準」を設定し、利金手数料基準を「２．利金基準」又は「３．割引債・ゼロクーポン債」に設定した場合には、「２．名目金額基準」を設定する。	○ 本来、実質金額基準や名目金額基準は、利金手数料基準を元金基準とした場合の基準であるが、利金手数料率を利金基準又は割引債・ゼロクーポン債に設定した場合でも、システム上は、何らかの値を設定する必要があることから便宜的に元金手数料率基準を名目金額基準に設定するものである。
（３）利金手数料率	○ 利金手数料率には、利払に係る手数料率を設定する。 ○ １００円単位あたりの料率を１／１００円単位（銭単位）で設定する。	
（４）利金手数料基準	○ 利金手数料基準には、元金を基準として利金手数料を算出する場合には、「１．元金基準」を設定し、利金を基準として利金手数料を算出する場合には、「２．利金基準」を設定する。割引債・ゼロクーポン債の場合には、利金手数料基準に「３．	

項 目	内 容	備 考
25. 社内処理用項目 (1) 社内処理用項目 1	割引債・ゼロクーポン債」を設定する。 ○ 銘柄情報の取消・訂正を通知する場合に使用する。	○ 社内処理用項目 1 については、発行代理人が任意に使用することは不可。
(2) 社内処理用項目 2	○ 発行する振替新株予約権付社債がフェニックス銘柄である場合には、「フェニックス銘柄に指定」と設定する。 ○ 事務処理のために発行・支払代理人が任意に使用することが可能。	

以 上

第3節 新規記録手続

内 容	備 考
第1 公募及び第三者割当てに係る新株予約権付社債についての取扱い 1. 発行時DVP方式 (1) 引受証券会社による新規記録情報の通知 引受証券会社は、公募により新株予約権付社債が発行される場合には、募集開始日の午前7時から午後9時まで、第三者割当てにより新株予約権付社債が発行される場合には、発行決議日の翌営業日から起算して8営業日目の日の午前7時から午後9時までの間に、統合Web端末での画面入力、CSVファイル入力又はオンラインリアルタイム接続により機構の決済照合システムに以下の事項「新規記録情報」を通知する。 ① 送信者リファレンスNO ② 取引種類コード ③ 払込期日 ④ 発行価額 ⑤ ファンドコード ⑥ 各社債の金額 ⑦ 引受証券会社のコード ⑧ 発行代理人コード ⑨ 引受対象となる振替新株予約権付社債の金額 ⑩ 銘柄コード ⑪ 銘柄名称 ⑫ 払込金額	(業第181条第2項、施第243条第2項及び第3項) ※ 新規記録の標準日程は、資料3-3-3を参照。 ※ 公募及び第三者割当てにより新株予約権付社債を発行する場合には、原則として発行時DVP方式で発行するものとする。 ※ 発行代理人及び引受証券会社は、決済照合の利用者である必要がある。 ※ 新規記録情報の通知及び払込金の払込みは、原則として、引受主幹事証券会社が代表して行う。 ※ 発行時DVP方式により資金決済をしようとする者は、日銀ネットのオンライン取引先を有する金融機関等であって、あらかじめ機構に資金決済会社として登録しておく必要がある。 ※ 日本銀行における資金決済の払方金融機関及び受方金融機関が同一であるときは、発行時DVP方式を利用することができない。 ※ 発行代理人は、統合Web端末により、事前にSSI情報の登録の前提となるファンド情報(ファンドコードは、発行代理人の金融機関識別コード(8桁)とする。)を登録し、決済情報をSSI情報に登録しておく。

内 容	備 考
(2) 発行代理人による新規記録情報の承認 a 新規記録情報の通知 機構は、引受証券会社が入力した「新規記録情報」を直ちに、発行代理人に通知する。	※ 発行代理人によるファンド情報の登録及び決済条件の S S I 情報への登録がされると、引受証券会社の統合 W e b 端末にその旨の表示がされる。 ※ 引受証券会社が機構加入者でない場合は、その上位の直接口座管理機関の顧客口を指定して新規記録を受ける。 ※ 機構は、引受証券会社による「新規記録情報データ」を受けたときは、センタリファレンスナンバーを付番して引受証券会社に通知する。 (業第 181 条第 3 項) ※ 引受証券会社は、発行代理人に対して、発行代理人が新規記録情報の承認を行うために必要な情報として次の事項を上場新株予約権付社債及び公募により発行される非上場新株予約権付社債の場合には、原則として募集開始日、遅くとも、払込期日の前営業日から起算して 3 営業日前の日までに、第三者割当てにより発行される非上場新株予約権付社債の場合には、原則として、機構が銘柄情報の提供を行った日の翌営業日、遅くとも、払込期日の前営業日から起算して 3 営業日前の日までに振替システム以外の方法により通知する。 ① 引受証券会社の名称 ② 銘柄略称 ③ 銘柄コード ④ 額面金額 ⑤ 約定金額 (額面金額に発行単価を乗じて算出した金額) ⑥ 受渡金額 (約定金額から手数料 (手数料

内 容	備 考
b 新規記録情報の承認による新規記録通知 発行代理人は、新規記録情報の通知を受けたときは、その内容を確認し、公募により新株予約権付社債が発行される場合には、銘柄情報の提供を受けた日から払込期日の前営業日から起算して2営業日前までの午前7時から午後9時までの間、第三者割当てにより新株予約権付社債が発行される場合には、発行決議日の翌営業日から起算して8営業日目の日から払込期日の前営業日から起算して2営業日前までの午前7時から午後9時までの間に、統合Web端末への画面入力、CSVファイル入力又はオンラインリアルタイム接続により「新規記録情報」を承認する旨を機構に対して通知する。発行代理人は、新規記録情報に誤りがある場合には、「新規記録情報」を非承認とする。 c 発行代理人の承認結果の通知 機構は、発行代理人が「新規記録情報」を非承認とした場合には、直ちに引受証券会社にその旨を通知する。 (3) 決済照合後の機構の処理 a 決済照合結果の通知 機構は、発行代理人から「新規記録情報」を承認する旨の通知を受けたときは、直ちに引受証券会社に「決済照合結果通知」を通知する。	料を約定金額から控除して受渡しを行う場合における当該手数料)を控除した金額) ⑦ I S I Nコード ⑧ その他発行代理人が求める情報 (業第181条第4項及び第5項) ※ 発行代理人は、「新規記録情報」を承認することにより、その内容に従って引受証券会社が払込みを行うことを条件に引受証券会社の口座に振替新株予約権付社債を新規記録する。 (業第181条第6項) ※ 発行代理人が非承認としたときは、「新規記録情報データ」は、取消しになる。発行代理人が非承認とした旨の通知を受けた引受証券会社は、直ちに「新規記録情報」を訂正して新規に入力する。 ※ 非SSI取引とされている場合には、発行代理人及び引受証券会社は、発行代理人により「新規記録情報」の承認がされた後、払込期日の前営業日から起算して2営業日前の日までに機構の決済照合システムに「決済指図データ」を通知し、機構は、決済照合を行う。 (業第181条第7項) ※ 非SSI取引の場合は、「決済指図データ」が照合された場合に引受証券会社に「決済照合結果通知」を通知する。

内 容	備 考
(4) 日本銀行による引受証券会社及び発行代理人に対する通知 日本銀行は、機構から「入金依頼」を受けたときは、引受証券会社又はその資金決済会社に対し、「当座勘定引落対象通知」を、発行代理人又はその資金決済会社に対し、「当座勘定入金対象通知」を、それぞれ通知する。 (5) 引受証券会社から日本銀行に対する払込みの依頼 引受証券会社又はその資金決済会社は、払込期日の午前 10 時 30 分までに日本銀行に払込依頼を通知することにより、日本銀行から引受証券会社又はその資金決済会社に通知された「当座勘定引落対象通知」の内容による払込みを行うべき旨を依頼する。 (6) 日本銀行による資金決済 日本銀行は、前(5)の払込みの依頼を受けたときは、引受証券会社又はその資金決済会社から払込金額を引落とし、発行代理人又はその資金決済会社の当座勘定に当該金額を入金する。また、発行代理人又はその資金決済会社に対し、「当座勘定入金通知」を、引受証券会社又はその資金決済会社に対し、「当座勘定引落通知」をそれぞれ通知するとともに、機構に対し、「当座勘定入金済通知」を通知する。 (7) 機構による新規記録 a 機構による新規記録 機構は、日本銀行から前(6)の「当座勘定入金済通知」を受けたときは、直ちに機構が新規記録すべき口座に所要の増加の記録をする。	(業第 181 条第 11 項) ※ 機構は、払込期日の午後 3 時 30 分までに日本銀行から「当座勘定入金済通知」を受けなかった場合には、発行口の記録を抹消し、引受証券会社又はその資金決済会社及び発行代理人又はその資金決済会社に通知した発行口記録情報通知及び資金決済情報通知を取り消す(機構は、上記にかかわらず、日本銀行から午後 5 時まで「当座勘定入金済通知」を受けることが可能であり、業務管理端末によりその状況を確認することができる。) (業第 181 条第 12 項) ※ 日本銀行において払込期日の午後 3 時 30 分から午後 5 時までの間に資金決済が行われたとき又はシステム障害等のやむを得ない理由により引受証券会社が日本銀行を利用しないで払込みをした場合には、日本銀行又は発行代理人は、払込みが行われた旨を機構に電話等で連絡する。

内 容	備 考
b 発行代理人、引受証券会社及び株主名簿管理人に対する新規記録済の通知 機構は、新規記録をしたときは、統合W e b 端末又はオンラインリアルタイム接続により、発行代理人、引受証券会社及び株主名簿管理人に対し、午前9時から午後3時30分までの間に以下の事項「新規記録済通知」を通知する。 ① センタリファレンスNO ② 銘柄コード ③ 払込期日 ④ 新規記録がされた振替新株予約権付社債の金額 ⑤ 株主名簿管理人 ⑥ 発行代理人コード ⑦ 受方資金決済会社コード ⑧ 機構加入者コード（新規記録先口座） ⑨ 渡方資金決済会社コード ⑩ 払込金額 c 発行代理人、引受証券会社及び株主名簿管理人に対する処理結果の通知 機構は、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により発行代理人及び株主名簿管理人に「口座処理結果ファイル（処理明細）」を、引受証券会社に「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」を通知する。 2. 発行時D V P 方式によらない方式 (1) 引受証券会社から発行代理人への通知 引受証券会社は、公募により新株予約権付社債が発行される場合には、募集開始日から発行代理人が機構に（2）の新規記録情報通知を行う日の前営業日までの間に、第三者割当てにより新株予約権付社債が発行される場合には、発行決議日の翌営業日から起算して8営業日目の日から発行代理人が機構に（2）の新規記録情報通知を行う日の前営業日までの間に発行代理人に以下の情報を通知する。 ① 引受証券会社 ② 引受証券会社が機構加入者である場合は、当該引受証券会社の機構加入者コード ③ 引受証券会社が機構加入者でない場合には、引受証券会社が新規記録先の口座を開設している口座管理機関及び上位機関である機構加入者の機構加入者コード ④ 銘柄略称 ⑤ 銘柄コード ⑥ 額面金額	（業第181条第13項） ※ 機構から通知を受けた直接口座管理機関は、直ちにその直近下位機関に対し、当該通知のうち当該直近下位機関に係る事項を通知する。 ※ 発行代理人は、統合W e b 端末からC S V形式でダウンロードすることも可能。 （業第180条第2項） ※ 新規記録の標準日程は、資料3－3－4を参照。 ※ 新規記録情報の通知及び払込金の払込みは、原則として、引受主幹事証券会社が代表して行う。 ※ 発行代理人と引受証券会社との間で合意している場合や、やむを得ない事由による場合には、発行時D V P 方式によらない方式により新規記録することができる。 ※ 左記の通知は、振替システムを利用せ

内 容	備 考
⑦ 約定金額（額面金額に発行単価を乗じて算出した金額） ⑧ 受渡金額（約定金額から手数料を控除した金額） ⑨ 資金決済の方法 ⑩ 信託財産表示分か否か ⑪ I S I Nコード ⑫ その他発行代理人が求める情報 （２）発行代理人による新規記録情報の通知 発行代理人は、引受証券会社からの（１）の通知をもとに、公募により新株予約権付社債が発行される場合には、募集開始日の翌営業日から起算して３営業日目の日から払込期日の前営業日から起算して２営業日前の日までの午前９時から午後３時３０分までの間、第三者割当てにより新株予約権付社債が発行される場合には、発行決議日の翌営業日から起算して８営業日目の日から払込期日の前営業日から起算して２営業日前までの午前９時から午後３時３０分までの間に、統合W e b 端末への入力により以下の情報「新規記録情報通知」を機構に対して通知する。 ① 送信者リファレンスNO ② 発行代理人コード ③ 銘柄コード ④ 引受証券会社の機構加入者コード（引受証券会社が間接口座管理機関である場合には、上位機関の機構加入者コード） ⑤ 払込期日 ⑥ 信託財産表示分 （３）機構による発行口の記録 機構は、振替システムにおいて発行口の記録を行うとともに、統合W e b 端末又はオンラインリアルタイム接続により発行代理人及び引受証券会社に対し、午前９時から午後３時３０分までの間に以下の事項「発行口記録情報通知」を通知する。 ① 株式等リファレンスNO ② 送信者リファレンスNO ③ 発行代理人コード	ず、引受証券会社から直接、発行代理人に通知するものとする。 ※ 発行時D V Pによらない方式により新規記録を行う場合は、決済照合システムは利用できないものとする。 （業第 180 条第 1 項、施第 241 条、施第 242 条第 1 項及び第 2 項） ※ 引受証券会社（機構加入者）が信託の受託者である場合には、新規記録先口座として信託口又は質権信託口を示さなければならない。 （業第 180 条第 3 項、施第 242 条第 4 項及び第 5 項） ※ 発行口は、新規記録内容を一時的に記録する便宜的な口座であり、発行口への記録によって振替新株予約権付社債としての効果は生じない。 ※ 機構は、発行代理人に対しては、統合W e b 端末により通知するものとする。

内 容	備 考
④ 銘柄コード ⑤ 引受証券会社ごとの振替新株予約権付社債の金額 ⑥ 引受証券会社の機構加入者コード（引受証券会社が間接口座管理機関である場合には、上位機関の機構加入者コード） ⑦ 払込期日 ⑧ 信託財産表示分 （４）引受証券会社による払込金の払込み 引受証券会社は、払込期日の午前 10 時 30 分までに発行代理人に払込金の払込みを行う。 （５）発行代理人による新規記録通知 発行代理人は、払込期日に引受証券会社から払込金が払込まれたことを確認し、払込期日の午前 9 時から午後 3 時 30 分の間に機構に対し、統合 Web 端末により以下の事項「資金振替済通知（新規記録）」を通知する。 ① 株式等リファレンス NO ② 送信者リファレンス NO ③ 発行代理人コード ④ 銘柄コード （６）機構による新規記録 a 機構による新規記録 機構は、発行代理人から通知された「資金振替済通知（新規記録）」の内容を確認し、引受証券会社の口座又は引受証券会社が間接口座管理機関である場合には、上位機関である機構加入者の口座に所要の増加の記録をする。 b 発行代理人及び引受証券会社に対する新規記録済の通知 機構は、新規記録をしたときは、統合 Web 端末又はオンラインリアルタイム接続により、発行代理人、引受証券会社及び株主名簿管理人に対し、午前 9 時から午後 3 時 30 分までの間に以下の事項「新規記録済通知」を通知する。 ① 株式等リファレンス NO ② 送信者リファレンス NO ③ 払込期日	※ 払込金の払込みは、発行代理人と引受証券会社との間で事前に約した方法により行う。 （業第 180 条第 4 項、施第 242 条第 6 項） ※ 機構は、払込期日の午後 3 時 30 分までに発行代理人から「資金振替済通知（新規記録）」を受けなかった場合には、発行口の記録を抹消し、引受証券会社及び発行代理人にエラーを通知する。 （業第 180 条第 5 項） （業第 180 条第 6 項及び第 7 項） ※ 機構から通知を受けた直接口座管理機関は、直ちにその直近下位機関に対し、当該通知のうち当該直近下位機関に係る事項を通知する。 ※ 機構は、発行代理人に対しては、統合 Web 端末により通知するものとする。

内 容	備 考
④ 銘柄コード ⑤ 新規記録がされた振替新株予約権付社債の金額 ⑥ 株主名簿管理人コード ⑦ 発行代理人コード ⑧ 記録先の機構加入者コード c 発行代理人及び引受証券会社に対する処理結果の通知 機構は、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により発行代理人及び株主名簿管理人に「口座処理結果ファイル（処理明細）」を、引受証券会社に「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」を通知する。 第2 その他の事由による振替新株予約権付社債の発行等 1. 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の一部取得による振替新株予約権付社債の交付 (1) 取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合の取得及び対価の交付 a 取得条項付新株予約権付社債の一部取得に係る振替 発行者は、振替新株予約権付社債である取得条項付新株予約権付社債の一部取得をしようとするときは、口座において減少の記録がされる加入者の直近上位機関に対して、当該発行者の口座を振替先口座とする振替を申請する。 b 取得条項付新株予約権付社債の対価の交付 発行者は、取得条項付新株予約権付社債の取得対価が振替新株予約権付社債である場合には、口座において取得条項付新株予約権付社債の減少の記録がされた加入者に対して、振替又は新規記録により取得対価である振替新株予約権付社債を交付する。 発行者は、取得条項付新株予約権付社債の対価が振替新株予約権付社債でない場合には、口座において取得条項付新株予約権付社債の減少の記録がされた加入者に対して、振替制度外で取得対価を交付する。	※ 発行代理人は、統合Web端末からCSV形式でダウンロードすることも可能。 (業第216条) (業第217条第1項) ※ 発行者は、対価として、振替新株予約権付社債を新規記録しようとするときは、あらかじめ、当該新株予約権付社債に係る銘柄情報について発行代理人を通じて、機構に通知する。銘柄情報の通知については第2節「銘柄情報の通知」を参照。 ※ 対価の記録を受ける加入者の直近上位機関は、増加記録日に効力発生日を付記する。 ※ 取得条項付新株予約権付社債の新株予約権付社債権者は、直近上位機関に対して口座通知の取次ぎの請求をしなければならない。

内 容	備 考
(2) 取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債でない場合の取得及び対価の交付 取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債でない場合の新規記録通知及び新規記録に関する取扱いについては、第2章第2節「新規記録手続き」に準じる。 2. 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の全部取得による振替新株予約権付社債の交付 (1) 取得条項付新株予約権付社債の全部取得に係る抹消通知及び取得対価新株予約権付社債の新規記録通知 発行者は、機構に対し、取得条項付新株予約権付社債である振替新株予約権付社債を全部取得し、取得対価として振替新株予約権付社債を交付しようとするときは、会社法第236条第1項第7号イに規定する事由が生じた日又は同法第236条第1項第7号ロに規定する日を定めた場合、機構に対し、Target 保振サイトにより次に掲げる事項を通知する。 ① 取得しようとする取得条項付新株予約権付社債の銘柄(以下「取得対象銘柄」という。) ② 取得対価として交付しようとする取得条項付新株予約権付社債の銘柄(以下「取得対価銘柄」という。) ③ 取得に係る手続日程 ④ 効力発生日(全部取得日) ⑤ 対価交付比率 ⑥ 取得の対価としての振替新株予約権付社債の交付に際して発行する振替新株予約権付社債の総数 ⑦ 取得対価の交付を受ける取得対象銘柄のうち、自己の保有する取得対象銘柄が記録された口座(加入者口座コード)及び口座ごとの金額(割当てを受ける新株予約権付社債が振替新株予約権付社債の場合に限る。) ⑧ 自己の保有する取得対価銘柄を移転する場合は、移転する金額及び当該金額の記録された発行者の口座(加入者口座コード)	(業第218条第1項、施第287条及び第288条第1項) ※ 取得条項付新株予約権の全部取得の取扱いは、取得条項付新株予約権付社債の全部取得の取扱いに準じて行う。 ※ 発行者は、取得日を定める取締役会決議後、速やかに、(新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して7営業日前の日までに) 機構に通知しなければならない。 ※ 発行者は、対価として、振替新株予約権付社債を新規記録により、交付しようとするときは、あらかじめ、発行代理人及び支払代理人の選任を行い、機構に届出を行っておく必要がある。 ※ 発行代理人及び支払代理人の選任の詳細については、第1章第3節「発行代理人等」を参照。 ※ 機構は、発行者から通知された⑦の口座に係る情報をその口座を開設する口座管理機関に、Target 保振サイトにより通知する。当該口座管理機関は通知された情報について確認する。 ※ 機構は、発行代理人から通知された発行要項を機構ホームページに掲載することにより公示を行った後、改めて割当計算により確定した振替新株予約権付社債の金額を公示する。公示の具体的な処理方法については、第15節「振

内 容	備 考
(2) 銘柄情報の通知 取得対価銘柄である振替新株予約権付社債の発行代理人は、取得対象銘柄である振替新株予約権付社債の新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して7営業日前の日の午後0時30分までに機構に対し、ファイル伝送又はTarget保振サイトにCSVファイルをアップロードすることにより、取得対価銘柄である振替新株予約権付社債の銘柄情報を通知する。また、発行代理人は、Target保振サイトから機構に対し、発行要項を送付する。なお、発行代理人は、次に掲げる事項に留意し、当該「銘柄情報ファイル」を作成する。 ① 募集開始日 全部取得日の前営業日を入力する。 ② 払込日 全部取得日を入力する。 ③ 発行総額 取得対象銘柄である振替新株予約権付社債の残存総数に対価交付比率を乗じた額とする。 ④ 新株予約権の発行総数 ③の発行総額を各社債の金額で除した数を入力する。 (3) 機構加入者及び間接口座管理機関に対する通知 機構は、発行者から(1)の通知を受けたときは、直ちに、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、発行者から通知された事項をTarget保振サイトにより通知する。 (4) 総新株予約権付社債権者通知日程案内等	替新株予約権付社債の総数等の公示」を参照。 (業第218条第2項、施第288条第2項) ※ 銘柄情報通知の詳細については、第2節「銘柄情報の通知」を参照。 ※ 発行代理人は、ファイル伝送により銘柄情報を通知した場合には、機構に対し、Target保振サイトにより当該通知を行った旨を連絡する。 ※ 当該銘柄情報については、機構が発行代理人から銘柄情報を受領した日の翌営業日から起算して2営業日後の日までに機構加入者に対してファイル伝送又は統合Web端末により通知する。 ※ 機構は、発行代理人及び支払代理人に対しては、CSV形式により銘柄情報を提供するものとし、ファイル伝送形式による提供は、行わないものとする。 ※ ③及び④については、機構による新株予約権付社債の割当計算後に確定した発行総数及び総額を銘柄情報の変更通知として改めて機構に通知する。割当計算により確定した発行総数及び総額については、割当計算終了後、発行代理人に対し、統合Web端末より「口座処理結果ファイル」により通知する。 (業第218条第3項、施第289条) (業第242条、施第321条)

内 容	備 考
機構は、新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に「総新株予約権付社債権者通知日程案内」を機構加入者及び発行者（株主名簿管理人）に通知する。 a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 b 取扱時間 （a）ファイル伝送 新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時 （b）統合Web端末 新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※ 新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から新株予約権付社債権者の確定日（全部取得日の前営業日）の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会が可能。 c 主な通知事項 ① 銘柄コード ② 総新株予約権付社債権者通知事由（増減資等の種別） ③ 配分明細の有無 ④ 日程案内（総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知日、総新株予約権付社債権者報告データ報告日（自/至）、総新株予約権付社債権者通知日、配分明細通知日、口座簿記載予定日） ⑤ 全部取得日（新株予約権付社債権者確定日の翌営業日） ⑥ 新株予約権付社債権者の確定日 ⑦ 対価交付比率 （5）割当てを受けない振替新株予約権付社債についての通知 発行者は、機構に対し、Target 保振サイトにより、対価の割当てを受けない取得対象銘柄を記録する口座（加入者口座コード）及び取得対象銘柄の振替新株予約権付社債の金額を通知する。 （6）新株予約権付社債権者の口座における増額記録	※ 機構は、全部取得日の前営業日を新株予約権付社債権者の確定日として全部取得される取得対象銘柄について総新株予約権付社債権者通知を行う。総新株予約権付社債権者通知の手続については、第12節「総新株予約権付社債権者通知」を参照。 （施第322条） ※ 機構は、発行者から通知された口座に係る情報をその口座を開設する口座管理機関に、Target 保振サイトにより通知する。当該口座管理機関は通知された情報について確認する。

内 容	備 考
a 機構及び口座管理機関における増加すべき取得対価銘柄の金額の計算 機構及び口座管理機関は、全部取得日の前営業日に、次に掲げる振替新株予約権付社債について、それぞれに定める増加すべき口座ごとの増加を記録すべき取得対価銘柄の金額を算出するものとする。 (a) 加入者の口座の保有欄に記録された振替新株予約権付社債（買取口座に記録された振替新株予約権付社債であって、その買取りの効力が生じていないものを除く。） - 取得対価銘柄の増加の記録をすべき口座は、当該保有欄とする。 - 増加すべき取得対価銘柄の金額は、当該保有欄に記録されている取得対象銘柄の振替新株予約権付社債の金額に対価交付比率を乗じて得た金額（各社債の金額に満たない数は切捨てる。）とする。 (b) 加入者の口座の保有欄に記録された振替新株予約権付社債であって信託財産名義管理簿に記録された振替新株予約権付社債 - 増加すべき口座は、信託財産名義である加入者の口座の保有欄とする。 - 増加すべき取得対価銘柄の金額は、当該保有欄に記録されている取得対象銘柄の振替新株予約権付社債の信託財産名義ごとの金額に対価交付比率を乗じて得た金額（各社債の金額に満たない数は切り捨てる。）とする。 (c) 加入者の口座の質権欄に記録された振替新株予約権付社債及び買取口座に記録された振替新株予約権付社債（その買取りの効力が生じていないものに限る。） - 増加記録すべき口座は、質権の目的となっている振替新株予約権付社債の新株予約権付社債権者及び反対新株予約権付社債権者の口座の保有欄とする。 - 増加すべき取得対価銘柄の金額は、新株予約権付社債権者ごとの取得対象銘柄の振替新株予約権付社債の金額に対価交付比率を乗じて得た金額（各社債の金額に満たない数は切り捨てる。）とする。 b 口座管理機関における質権の設定された取得対象銘柄又は反対新株予約権付社債権者の新株予約権付社債買取請求のされた取得対象銘柄（その買取りの効力が生じていないものに限る。）についての取扱い 質権の設定された取得対象銘柄又は反対新株予約権付社債権者の新株予約権付社債買取請求のされた取得対象銘柄（その買取りの効力が生じていないものに限る。）については、当該取得対象銘柄	（業第 218 条第 6 項及び第 7 項、施第 290 条） ※ 発行者の自己の取得対象銘柄については、取得対価銘柄の割当てを受けない。 ※ 譲渡担保として、保有欄に記録されている振替新株予約権付社債については、振替株式における特別株主の申出に相当する仕組みがないため、譲渡担保権者の保有欄に取得対価銘柄が記録される。 ※ 振替新株予約権付社債については、振替株式における登録質権者となる旨の申出に相当する制度は存在しない。 （業第 218 条第 8 項から第 13 項、施第 291 条及び第 292 条）

内 容	備 考
の振替新株予約権付社債が記録された口座と取得対価銘柄の増加を記録すべき口座とが異なるため、取得対象銘柄が記録された口座を開設する口座管理機関（以下「取得対象銘柄記録口座管理機関」という。）から取得対価銘柄の増加を記録する口座を開設する口座管理機関（以下「取得対価銘柄記録口座管理機関」という。）へ階層構造を通じて取得対価銘柄の増加記録のために必要な情報を通知する必要がある。なお、通知を受けた取得対価銘柄記録口座管理機関は取得対価銘柄の増加記録を行う。 （a）通知事項 取得対象銘柄記録口座管理機関から取得対価銘柄記録口座管理機関へ以下の事項を通知する。 ① 取得対価銘柄を増加記録すべき口座（加入者口座コード） ② 増加を記録すべき金額 ③ 取得対象銘柄の記録がされていた口座（加入者口座コード） ④ 取得対象銘柄の銘柄及び銘柄コード （b）口座管理機関における処理 ア 取得対象銘柄記録口座管理機関における処理 取得対象銘柄記録口座管理機関は、次に掲げる措置をとらなければならない。 ① 取得対象銘柄記録口座管理機関が取得対価銘柄記録口座管理機関の上位機関でない場合には、その直近上位機関に対する通知事項の通知 ② 取得対象銘柄記録口座管理機関が取得対価銘柄記録口座管理機関である場合には、当該口座における増加の記録 ③ 取得対象銘柄記録口座管理機関が取得対価銘柄記録口座管理機関の上位機関である場合には、直近下位機関に対する通知事項の通知 イ 直近下位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関における処理 直近下位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関は、次に掲げる措置をとらなければならない。 ① 当該通知を受けた口座管理機関が取得対価銘柄記録口座管理機関の上位機関でない場合には、その直近上位機関に対する通知事項の通知 ② 当該通知を受けた口座管理機関が取得対価銘柄記録口座管理機関である場合には、当該口座における増加の記録 ③ 当該通知を受けた口座管理機関が取得対価銘柄記録口座管理機関の上位機関である場合には、その直近下位機関に対する通知事項の通知 ウ 直近上位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関における処理	※ 左記の情報の通知は、振替システムを利用しないで行う。 ※ 左記に掲げるそれぞれの口座管理機関は、自身が取得対価銘柄記録口座管理機関の上位機関である場合には、直近下位機関へ通知事項を通知し、取得対価銘柄記録口座管理機関の下位機関である場合には、直近上位機関へ通知事項を通知する。上記のどちらでもない場合には、直近上位機関へ通知事項を通知する。通知を受けた取得対価銘柄記録口座管理機関は、取得対価銘柄の増加記録を行う。

内 容	備 考
直近上位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関は、次に掲げる措置をとらなければならない。 ① 当該通知を受けた口座管理機関が取得対価銘柄記録口座管理機関である場合には、当該口座における増加の記録 ② 当該通知を受けた口座管理機関が取得対価銘柄記録口座管理機関の上位機関である場合には、その直近下位機関に対する通知事項の通知 c 間接口座管理機関による顧客口において記録すべき金額の通知 間接口座管理機関は、全部取得日の前営業日に、その直近上位機関に、全部取得日に当該間接口座管理機関の顧客口に記録すべき振替新株予約権付社債の金額の合計金額（（6）b（b）によりその顧客口に増加すべき金額を除く。）を通知する。 d 機構加入者による新株予約権付社債数申告 （a）機構加入者による新株予約権付社債数申告 機構加入者は、機構に対して以下により新株予約権付社債数申告を行う。 ア 顧客口に係る申告 直接口座管理機関は、全部取得日の前営業日に当該口座管理機関の顧客口に係る新株予約権付社債数申告として、機構に対し以下のとおり通知する。 （ア）通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末 （イ）取扱時間 ① ファイル伝送 全部取得日の前営業日の午前3時から午後8時 ② 統合W e b 端末 全部取得日の前営業日の午前9時から午後8時 （ウ）主な通知内容 ① 機構加入者コード（区分口座） ② 取得対象銘柄の銘柄コード ③ 当該顧客口（区分口座）において増加すべき取得対価銘柄の振替新株予約権付社債の金額	（業第218条第14項及び第15項） （業第244条、施第324条） ※ 機構は、加入者の加入者口座コードから、機構が新規記録すべき区分口座を特定する。 （業第218条第16項第1号、施第293条第2項） ※ 新株予約権付社債数申告の訂正及び取消しを行う場合は以下の取扱いとする。 - 全部取得日の前営業日に訂正を行うときは、統合W e b 端末の場合、入力済の申告を取り消したうえで統合W e b 端末による再入力を行い、ファイル伝送の場合は「前日請求ファイル」を再送する。 - 全部取得日及びその翌営業日に訂正を行う場合はTarget 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 - 全部取得日の翌営業日から起算して2営業日目の日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。

内 容	備 考
当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に記録すべき振替新株予約権付社債があるときは、上記に加えて④及び⑤の事項を通知するとともに、③の事項に代えて⑥の事項を通知する。 ④ 質権に係る新株予約権付社債権者又は買取口座に記録されている振替新株予約権付社債（その買取りの効力が生じていないものに限る。）に係る反対新株予約権付社債権者である加入者の加入者口座コード ⑤ 質権者である加入者又は買取口座の開設の申出をした発行者の加入者口座コード ⑥ ④の口座で増加すべき取得対価銘柄の振替新株予約権付社債の金額 イ 自己口（信託口）に係る申告 信託口（信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。）を有する機構加入者は、全部取得日の前営業日に、機構に対し、自己口に係る新株予約権付社債数申告として、以下の事項を通知する。 （ア）通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末 （イ）取扱時間 ① ファイル伝送 全部取得日の前営業日の午前 3 時から午後 8 時 ② 統合W e b 端末 全部取得日の前営業日の午前 9 時から午後 8 時 （ウ）主な通知内容 ① 機構加入者コード（区分口座） ② 取得対象銘柄の銘柄コード ③ 当該自己口（区分口座）において増加すべき取得対価銘柄の振替新株予約権付社債の金額 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に記録すべき振替新株予約権付社債があるときは、上記に加えて④及び⑤の事項を通知するとともに、③の事項に代えて⑥の事項を通知する。 ④ 質権に係る新株予約権付社債権者である加入者の加入者口座コード ⑤ 質権者である加入者の加入者口座コード ⑥ ④の口座で増加すべき取得対価銘柄の振替新株予約権付社債の金額	※ 直接口座管理機関が共通直近上位機関である場合においても、質権新株予約権付社債が記録された口座又は買取口座の上位の区分口座と増加すべき口座の上位の区分口座が異なるときは、当該増加すべき口座及び増加すべき金額について、①～⑥（③を除く。）の申告をする必要がある。 （業第 218 条第 16 項第 2 号及び第 3 号、施第 293 条第 3 項及び第 4 号）

内 容	備 考
(b) 機構による機構加入者への通知 機構は、統合W e b 端末により新株予約権付社債数申告を受けたときは、受付時に「受付済通知/エラー通知」を送信し、ファイル伝送により新株予約権付社債数申告をした機構加入者へは、受付時に確認ファイルをファイル伝送により送信する。 また、全部取得日の午前3時以降に機構加入者に通知する「帳表ファイル」において、各区分口座で増加記録すべき金額を通知するとともに、当該区分口座に係る質権に係る取得対価銘柄を増加すべき口座のあるときは、当該加入者の加入者口座コード及び当該加入者の口座において増加すべき取得対価銘柄の振替新株予約権付社債の金額を通知する。 e 自己口への記録 機構及び口座管理機関は、全部取得日の業務開始時（午前9時）に、その開設する加入者の自己口に増加させるべき取得対価銘柄の振替新株予約権付社債の金額の増加の記録をする。 f 顧客口への記録 機構及び口座管理機関は、全部取得日の業務開始時（午前9時）に、その直近下位機関の口座の顧客口に増加させるべき取得対価銘柄の振替新株予約権付社債の金額の増加の記録をする。 (7) 取得条項付新株予約権付社債の記録の抹消 機構及び口座管理機関は、全部取得日の業務開始時（午前9時）において、取得条項付新株予約権付社債	※ 機構から取得対価銘柄を増加すべき口座及び増加すべき取得対価銘柄の振替新株予約権付社債の金額の通知を受けた口座管理機関が増加記録すべき口座を開設したものである場合は、当該口座において増加すべき振替新株予約権付社債の金額に当該通知された振替新株予約権付社債の金額を加算する。当該口座管理機関が増加記録すべき口座を開設したものでないときは、直ちに、その直近下位機関であって増加記録すべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、増加すべき金額を通知するとともに、当該直近下位機関の顧客口に増加すべき金額に当該金額を加算する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。 (業第218条第22項第1号ロ、ハ及び第2号ロ、ハ) (業第218条第22項第3号ロ、ハ) ※ 口座管理機関が顧客口に増加すべき金額は、当該顧客口の開設を受けている口座管理機関又はその下位の口座管理機関の開設する自己口に増加すべき金額を合算した金額とする。 (業第218条第22項第1号イ、第2号イ及び第3号イ)

内 容	備 考
についての記録がされている口座において、当該新株予約権付社債の全部についての記録を抹消する。 (8) 自己新株予約権付社債を交付する場合の取扱い a 発行者の一部抹消の申請 発行者は、取得対象銘柄である新株予約権付社債権者に自己の新株予約権付社債を交付しようとするときは、全部抹消日の前営業日から起算して2営業日前の日までにその直近上位機関に対して、次の事項を示して当該振替新株予約権付社債の一部抹消の申請をしなければならない。 ① 交付しようとする自己の取得対価銘柄が記録されている口座 ② 交付しようとする自己の取得対価銘柄の銘柄及び金額 ③ 振替日 b 発行者による支払代理人への通知 発行者は、支払代理人に対し、自己の振替新株予約権付社債を交付する旨を書面等により通知する。 c 機構加入者による機構への通知 機構加入者は、先日付買入消却又は当日買入消却に係る一部抹消通知を機構に通知する。 (9) 直接口座管理機関による総新株予約権付社債権者報告 直接口座管理機関は、機構からの総新株予約権付社債権者通知日程案内に従い、新株予約権付社債権者確定日(全部取得日の前営業日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの取得対象銘柄に係る情報を、新株予約権付社債権者確定日の翌営業日及び翌々営業日において、「総新株予約権付社債権者報告データ」として機構に通知する。 (10) 機構による割当計算 a 割当てを受けるべき新株予約権付社債権者	(業第219条第1項、施第296条第1項) ※ 自己の新株予約権付社債を交付する場合の一部抹消の手続は、法上の振替手続をシステム上実現するための手続である。 ※ 発行者から一部抹消の申請を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、①～③の事項を通知しなければならない。 ※ 組織再編等により振替新株予約権付社債が交付される場合において、発行者が自己の新株予約権付社債を移転する場合には、買入消却の手続により行う。 (業第219条第2項、施第296条第2項及び第3項) ※ 買入消却の具体的な方法は、第7節「買入消却の手続」を参照。 (業第220条第1項、施第297条第1項から第3項)

内 容	備 考
機構は、全部取得日の前営業日における新株予約権付社債権者について割当計算を行う。 b 割当計算の方法 機構は、新株予約権付社債権者ごとに、当該新株予約権付社債権者の振替新株予約権付社債の金額（当該新株予約権付社債権者の保有欄に記録されていた金額と、質権者の口座に記録されている当該新株予約権付社債権者の振替新株予約権付社債の金額と、買取口座に記録されている当該新株予約権付社債権者の新株予約権付社債（その買取りの効力が生じていないものに限る。）の金額を合計した金額。）に対価交付比率を乗じて取得対価銘柄を保有する金額を算出する。 c 割当計算後の調整新株予約権付社債数の通知 機構は、機構加入者に、以下のとおり「配分明細通知データ」を通知する。 （a）通知手段 ファイル伝送 （b）取扱時間 全部取得日の翌営業日から起算して2営業日後の日（総新株予約権付社債権者通知日）の午前3時から午後8時 （c）主な通知内容 ① 機構加入者コード ② 取得対象銘柄の銘柄コード ③ 取得対価銘柄の銘柄コード ④ 総新株予約権付社債権者通知事由 ⑤ 割当の対象となる加入者の加入者口座コード ⑥ 配分数量（調整新株予約権付社債数を含む。） ⑦ 調整新株予約権付社債数の振替口座簿記録予定日 ⑧ 調整新株予約権付社債数 ⑨ 調整新株予約権付社債数の効力発生日	※ 発行者の自己の取得対象銘柄については、取得対価銘柄の割当てを受けない。 （業第220条第2項、施第298条） ※ 新株予約権付社債権者ごとの金額は、機構において、加入者ごとに名寄せ合算した金額とする。 （業第220条、施第297条から第299条） ※ 直接口座管理機関は、機構から「配分明細通知データ」を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（取得対価銘柄の増加を記録した口座の加入者の上位機関に限る。）に必要な事項を通知しなければならない。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。
3. 新株予約権付社債の無償割当てにより交付される振替新株予約権付社債の取扱い （1）新株予約権付社債の割当てに伴う通知及び新規記録通知	（業第223条第1項、施第301条及び第302条） ※ 新株予約権付社債の無償割当てを行

内 容	備 考
発行者は、振替株式の株主に対し、無償で振替新株予約権付社債を割当てる旨の決議を行った場合は、機構に対し、Target 保振サイトにより次に掲げる事項を通知する。 ① 新株予約権付社債の無償割当てを受ける株式の銘柄（以下「対象銘柄」という。） ② 新株予約権付社債の無償割当てにより交付される新株予約権付社債の銘柄（以下「割当銘柄」という。） ③ 新株予約権付社債の無償割当てに係る手続日程 ④ 新株予約権付社債の無償割当ての基準日又は総株主通知の請求により株主確定日を設定する場合、株主確定日 ⑤ 効力発生日 ⑥ 割当比率 ⑦ 株券喪失登録された株券に係る株式に対して割り当てられる新株予約権付社債の有無、有る場合には、その金額及び新規記録予定日 ⑧ 新株予約権付社債の無償割当てに際して発行する新株予約権付社債の総数（株券喪失登録された株券に係る株式に対して割り当てられる金額を除く。） ⑨ 新株予約権付社債の無償割当てを受ける振替株式の銘柄のうち、自己の保有する振替株式が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの金額（割当てを受ける株式が振替株式の場合に限る。） ⑩ 自己の保有する割当銘柄を移転する場合は、移転する金額及び当該金額の記録された発行者の口座（加入者口座コード）	うには基準日を設定する方法と総株主通知の請求により株主確定日を設定する方法とがある。 ※ 発行者は、新株予約権付社債の無償割当ての発行決議日の2週間前までに機構に対し、電話等により事前相談を行う。 ※ 対象銘柄が外国人保有限制銘柄である場合の手続については、第2章第2節「振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の全部又は一部取得に伴う振替株式の新規記録」に準じる。 ※ 株券喪失登録がされた株券に係る株式に対して割り当てられる振替新株予約権付社債の新規記録については、第2章第2節「新規記録手続」の「取扱開始時の取扱い」に準じる。 ※ 機構は、発行者から通知された⑨の口座に係る情報をその口座を開設する口座管理機関に、Target 保振サイトにより通知する。当該口座管理機関は通知された情報について確認する。 ※ 発行者は、割当基準日を定める取締役会決議後、速やかに（割当基準日の前営業日から起算して7営業日前までに）機構に通知する。 ※ 総株主通知の請求により株主確定日を設定する方法により、新株予約権付社債の無償割当てを行う際には、株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日までに機構に「総株主通知等請求書（会社法第277条に基づく新株

内 容	備 考
(2) 銘柄情報の通知 発行代理人は、発行者が振替株式の株主に対し、無償割当てを行う振替新株予約権付社債の条件決定日の翌営業日の午後0時30分までに（割当決議と条件決定日が同一の場合は、当該日の翌営業日の午後0時30分までに）機構に対し、ファイル伝送又はTarget 保振サイトにCSVファイルをアップロードすることにより、割当銘柄である振替新株予約権付社債の銘柄情報を通知する。また、発行代理人は、Target 保振サイトから機構に対し、発行要項を送付する。なお、発行代理人には次に掲げる事項に留意し、当該銘柄情報ファイルを作成する。 ① 募集開始日 割当日を入力する ② 払込日 割当日を入力する ③ 発行総額 発行決議時における振替株式の発行済株式数に割当比率を乗じた額とする。 ④ 新株予約権の発行総数	予約権の無償割当て等用)」を提出する。書式については、機構ホームページに掲載の書式（ST80-06）を参照。 ※ 発行者は、新株予約権付社債の無償割当ての発行決議後、速やかに（株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日までに）機構に通知する。 ※ 発行者は、対価として、振替新株予約権付社債を新規記録により、交付しようとするときは、あらかじめ、発行代理人及び支払代理人の選任を行い、機構に届出を行っておく必要がある。 ※ 発行代理人及び支払代理人の選任の詳細については、第1章第3節「発行代理人等」を参照。 ※ 機構は、発行代理人から通知された発行要項により公示を行った後、改めて割当計算により確定した新株予約権付社債の金額を公示する。 （業第223条第2項、施第302条第2項） ※ 銘柄情報通知の詳細については、第2節「銘柄情報の通知」を参照。 ※ 発行代理人は、ファイル伝送により銘柄情報を通知した場合には、機構に対し、Target 保振サイトにより当該通知を行った旨を連絡する。 ※ 当該銘柄情報については、機構が発行代理人から銘柄情報を受領した日の翌営業日から起算して2営業日後の日までに機構加入者に対してファイル伝送又は統合Web端末により通知する。 ※ 機構は、発行代理人及び支払代理人に対しては、CSV形式により銘柄情報

内 容	備 考
③の発行総額を各社債の金額で除した数を入力する。 以後の手続については、2. 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の全部取得による振替新株予約権付社債の交付（3）から（10）に準じる。 4. 合併等の対価として消滅会社等の株主に対して交付される振替新株予約権付社債 （1）合併等の組織再編に際し、振替新株予約権付社債を交付する旨の通知及び新規記録通知 発行者は、合併等に際し、消滅会社等の振替株式の株主に対し、対価として存続会社等又は新設会社等の振替新株予約権付社債を交付する旨の決議を行った場合は機構に対し、Target 保振サイトにより次に掲げる事項を通知する。 ① 消滅会社等の振替株式の株主に対して交付する振替新株予約権付社債の銘柄（以下「合併等対価銘柄」という。） ② 消滅会社等の振替株式の銘柄（以下「消滅会社等銘柄」という。） ③ 合併等に係る手続日程 ④ 合併等の基準日 ⑤ 効力発生日 ⑥ 割当比率調整新株予約権付社債数のうち整数 株主の自己口のうち、新株予約権付社債の割当基準日（株主確定日）において最も大きい振替株式の数を記録していた口座（最も大きい数を記録していた口座が複数あるときは、加入者口座コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座） ⑦ 合併等に際して、消滅会社等の振替株式の株主に対し、対価として交付する存続会社等又は新設会社等の新株予約権付社債の総数（株券喪失登録された株券に係る株式に対して割り当てられる金額を除く。） ⑧ 消滅会社等銘柄のうち自己の保有する消滅会社等銘柄である振替株式（合併等対価銘柄を交付しない自己株式）の記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの消滅会社等銘柄の数 ⑨ 自己の保有する合併等対価銘柄を移転する場合には、移転する金額及び当該金額の記録された発行	を提供するものとし、ファイル伝送形式による提供は、行わないものとする。 ※ ③及び④については、機構による新株予約権付社債の割当計算後に確定した発行総数及び総額を銘柄情報の変更通知として改めて機構に通知する。割当計算により確定した発行総数及び総額については、割当計算終了後、発行代理人に対し、統合Web端末より「口座処理結果ファイル」により通知する ※ 対象銘柄が外国人保有制限銘柄である場合の手続については、機構が別途定める方法による。 ※ 発行者は、合併等の基準日を定める取締役会決議後、速やかに（割当基準日の前営業日から起算して7営業日前までに）機構に通知する。 ※ 発行者は、合併等対価銘柄として、振替新株予約権付社債を新規記録により、交付しようとするときは、あらかじめ、発行代理人及び支払代理人の選任を行ったうえで、機構に届出を行っておく必要がある。 ※ 発行代理人及び支払代理人の選任の詳細については、第1章第3節「発行代理人等」を参照。 ※ 機構は、発行代理人から通知された発行要項を機構ホームページに掲載する

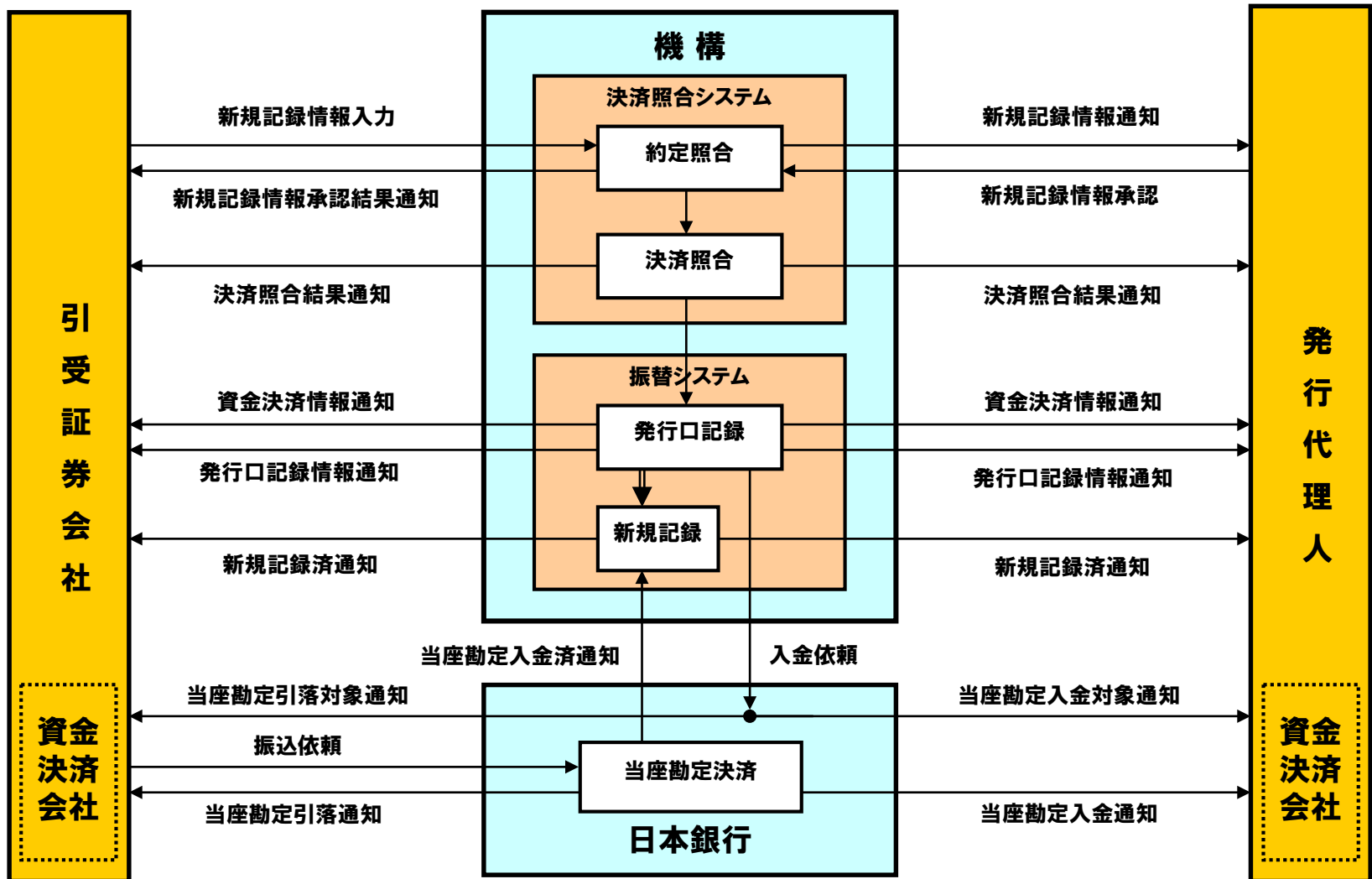
内 容	備 考
者の口座（加入者口座コード） （２）銘柄情報の通知 合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債の発行代理人は、消滅会社等銘柄である振替株式の株主確定日の前営業日から起算して７営業日前の日の午後０時３０分までに機構に対し、ファイル伝送又はTarget保振サイトにCSVファイルをアップロードすることにより、合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債の銘柄情報を通知する。また、発行代理人は、Target保振サイトから機構に対し、発行要項を送付する。なお、発行代理人は、次に掲げる事項に留意し、当該銘柄情報ファイルを作成する。 ① 募集開始日 合併等に係る株主確定日を入力する ② 払込日 合併等の効力発生日（振替新株予約権付社債の新規記録日）を入力する ③ 発行総額 前（１）の決議時における消滅会社等銘柄の発行済株式数に割当比率を乗じた額とする。 ④ 新株予約権の発行総数 ③の発行総額を各社債の金額で除した数を入力する。 以後の手続については、２．取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の全部取得による振替新株予約権付社債の交付（３）から（１０）に準じる。	ことにより公示を行った後、改めて割当計算により確定した振替新株予約権付社債の金額を公示する。公示の具体的な処理方法については、第１５節「振替新株予約権付社債の総数等の公示」を参照。 ※ 銘柄情報通知の詳細については、第２節「銘柄情報の通知」を参照。 ※ 発行代理人は、ファイル伝送により銘柄情報を通知した場合には、機構に対し、Target保振サイトにより当該通知を行った旨を連絡する。 ※ 当該銘柄情報については、機構が発行代理人から受領した日の翌営業日から起算して２営業日後の日までに機構加入者に対してファイル伝送又は統合Web端末により通知する。 ※ 機構は、発行代理人及び支払代理人に対しては、CSV形式により銘柄情報を提供するものとし、ファイル伝送形式による提供は、行わないものとする。 ※ ③及び④については、機構による新株予約権付社債の割当計算後に確定した発行総数及び総額を銘柄情報の変更通知として改めて機構に通知する。割当計算により確定した発行総数及び総額については、割当計算終了後、発行代理人に対し、統合Web端末より「口座処理結果ファイル」により通知する

内 容	備 考
5. 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得により交付される振替新株予約権付社債 (1) 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得に際し、振替新株予約権付社債を交付する旨の通知及び新規記録通知 発行者は、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得に際し、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の株主に対し、対価として振替新株予約権付社債を交付しようとするときは、機構に対し、会社法第107条第2項第3号イの事由が生じた日又は同法第171条第1項第3号に規定する取得日を定めた場合、機構に対し、Target 保振サイトにより次に掲げる事項を通知しなければならない。 ① 取得しようとする取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の銘柄（以下「取得対象銘柄」という。） ② 取得対価として交付しようとする振替新株予約権付社債の銘柄（以下「取得対価銘柄」という。） ③ 取得に係る手続日程 ④ 効力発生日（全部取得日） ⑤ 対価交付比率 ⑥ 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得に際して発行する振替新株予約権付社債の総数（株券喪失登録された株券に係る株式に対して割り当てられる金額を除く。） ⑦ 自己の保有する取得対象銘柄（取得の対価を交付しない自己株式）の記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得対象銘柄の数（取得対象銘柄が振替新株予約権付社債の場合のみ） ⑧ 自己の保有する取得対価銘柄を移転する場合は、移転する金額及び当該金額の記録された発行者の口座（加入者口座コード）	（業第80条第23項） ※ 対象銘柄が外国人保有制限銘柄である場合の手続については、第2章第2節「振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の全部又は一部取得に伴う振替株式の新規記録」に準じる。 ※ 発行者は、取得日を定める取締役会決議後、速やかに（割当基準日の前営業日から起算して7営業日前までに）機構に通知する。 ※ 発行者は、対価として、振替新株予約権付社債を新規記録により、交付しようとするときは、あらかじめ、発行代理人及び支払代理人の選任を行い、機構に届出を行っておく必要がある。 ※ 発行代理人及び支払代理人の選任の詳細については、第1章第3節「発行代理人等」を参照。 ※ 発行者が取得日以降に機構に通知する場合は、発行者は、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部抹消日を機構に通知しなければならない。この場合、機構は全部取得日の前営業日を株主確定日、全部抹消日を取得対価の記録日として手続する。 ※ 機構は、発行代理人から通知された発行要項を機構ホームページに掲載することにより公示を行った後、改めて割

内 容	備 考
(2) 銘柄情報の通知 取得対価銘柄である振替新株予約権付社債の発行代理人は、取得対象銘柄である取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日までの午後0時30分までに機構に対し、Target 保振サイトにCSVファイルをアップロードすることにより、取得対価銘柄である振替新株予約権付社債の銘柄情報を通知する。また、発行代理人は、Target 保振サイトから機構に対し、発行要項を送付する。なお、発行代理人は、次に掲げる事項に留意し、当該「銘柄情報ファイル」を作成する。 ① 募集開始日 全部取得日の前営業日を入力する。 ② 払込日 全部取得日を入力する。 ③ 発行総額 取得対象銘柄である取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の発行総数に対価交付比率を乗じた額とする ④ 新株予約権の発行総数 ③の発行総額を各社債の金額で除した数を入力する。 以後の手続については、2. 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の全部取得による振替新株予約権付社債の交付(3)から(10)に準じる。	当計算により確定した振替新株予約権付社債の金額を公示する。公示の具体的な処理方法については、第15節「振替新株予約権付社債の総数等の公示」を参照。 (業第218条第2項、施第288条第2項) ※ 銘柄情報通知の詳細については、第2節「銘柄情報の通知」を参照。 ※ 発行代理人は、ファイル伝送により銘柄情報を通知した場合には、機構に対し、Target 保振サイトにより当該通知を行った旨を連絡する。 ※ 当該銘柄情報については、機構が発行代理人から銘柄情報を受領した日の翌営業日から起算して2営業日後の日までに機構加入者に対してファイル伝送又は統合Web端末により通知する。 ※ 機構は、発行代理人及び支払代理人に対しては、CSV形式により銘柄情報を提供するものとし、ファイル伝送形式による提供は、行わないものとする。 ※ ③及び④については、機構による新株予約権付社債の割当計算後に確定した発行総数及び総額を銘柄情報の変更通知として改めて機構に通知する。割当計算により確定した発行総数及び総額については、割当計算終了後、発行代理人に対し、統合Web端末より「口座処理結果ファイル」により通知する。

以 上

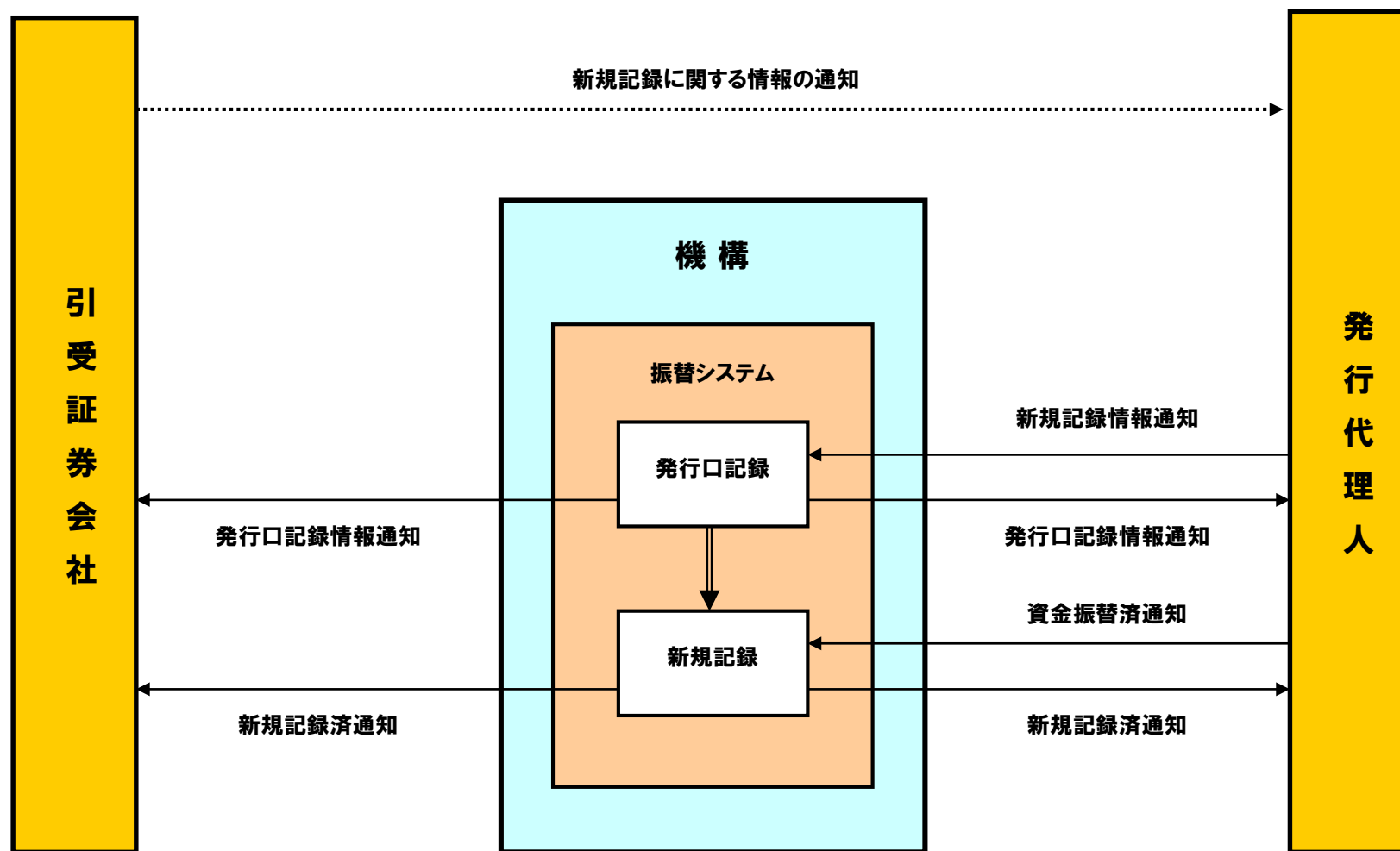
新規記録の処理イメージ（発行時DVP方式）



※ 資金決済情報通知は、資金決済会社にも送信する。

※ 新規記録済通知は、株主名簿管理人にも送信する。

新規記録の処理イメージ（非DVP方式）



- ※ 発行代理人は、払込期日に、引受証券会社から払込みが行われたことを確認した後、機構に対して、資金振替済通知を行う。
- ※ 機構は、発行代理人から受け付けた資金振替済通知に基づき、受付日当日のオンライン処理により振替口座簿に新株予約権付社債の記録を行う。
- ※ 新規記録済通知は、株主名簿管理人にも送信する。

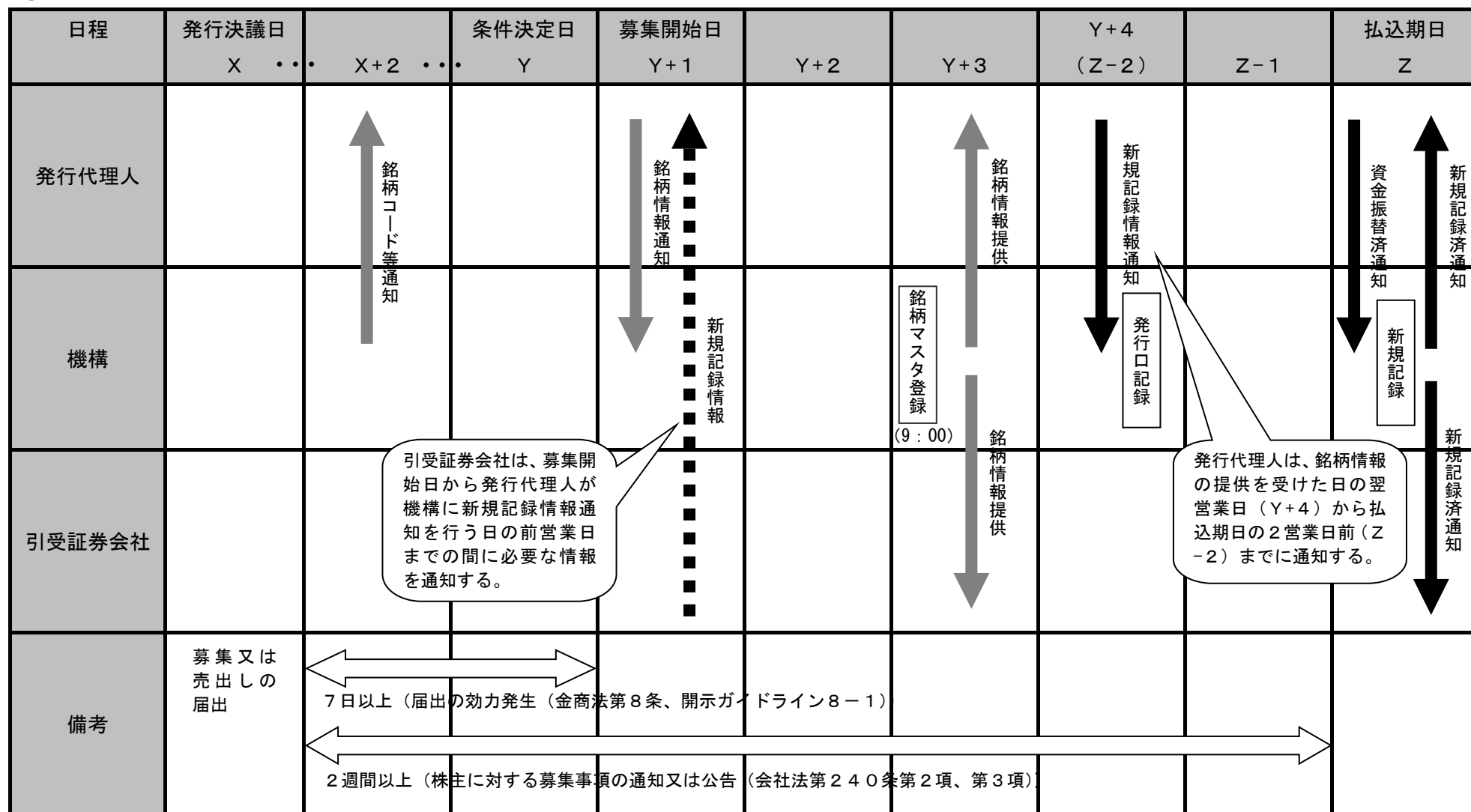
振替新株予約権付社債の新規記録の標準日程

① 上場新株予約権付社債（発行時DVP方式）

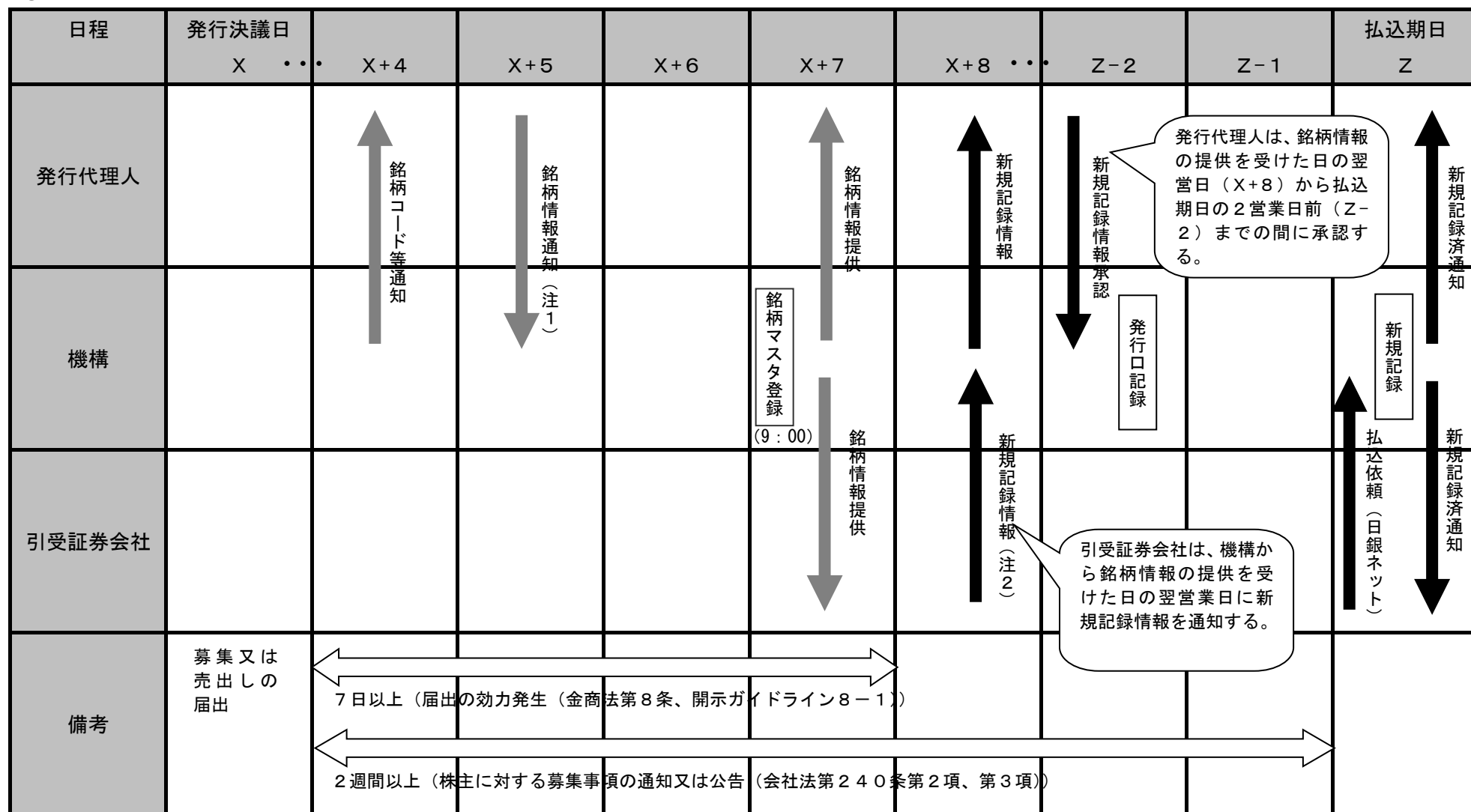
日程	発行決議日 X	・・・	X+2	・・・	条件決定日 Y	募集開始日 Y+1	Y+2	Y+3	・・・	Z-2	Z-1	払込期日 Z
発行代理人			↑ 銘柄コード等通知			↓ 銘柄情報通知 ↑ 新規記録情報		↑ 銘柄情報提供		↓ 新規記録情報承認	発行代理人は、銘柄情報の提供を受けた日（Y+3）から払込期日の2営業日前（Z-2）までに承認する。	↑ 新規記録済通知
機構								↑ 銘柄マスタ登録 (9:00)		↓ 発行口記録		↑ 新規記録 ↓ 払込依頼（日銀ネット） ↑ 新規記録済通知
引受証券会社					引受証券会社は、募集開始日に新規記録情報を通知する。	↑ 新規記録情報（注1）		↓ 銘柄情報提供				
備考	募集又は 売出しの 届出	← 7日以上（届出の効力発生（金商法第8条、開示ガイドライン8-1）） →					← 2週間以上（株主に対する募集事項の通知又は公告（会社法第240条第2項、第3項）） →					

（注1）引受証券会社は、発行代理人に対し、新規記録情報承認のために必要な情報について、電子メール等で通知する。

② 上場新株予約権付社債（非DVP方式）



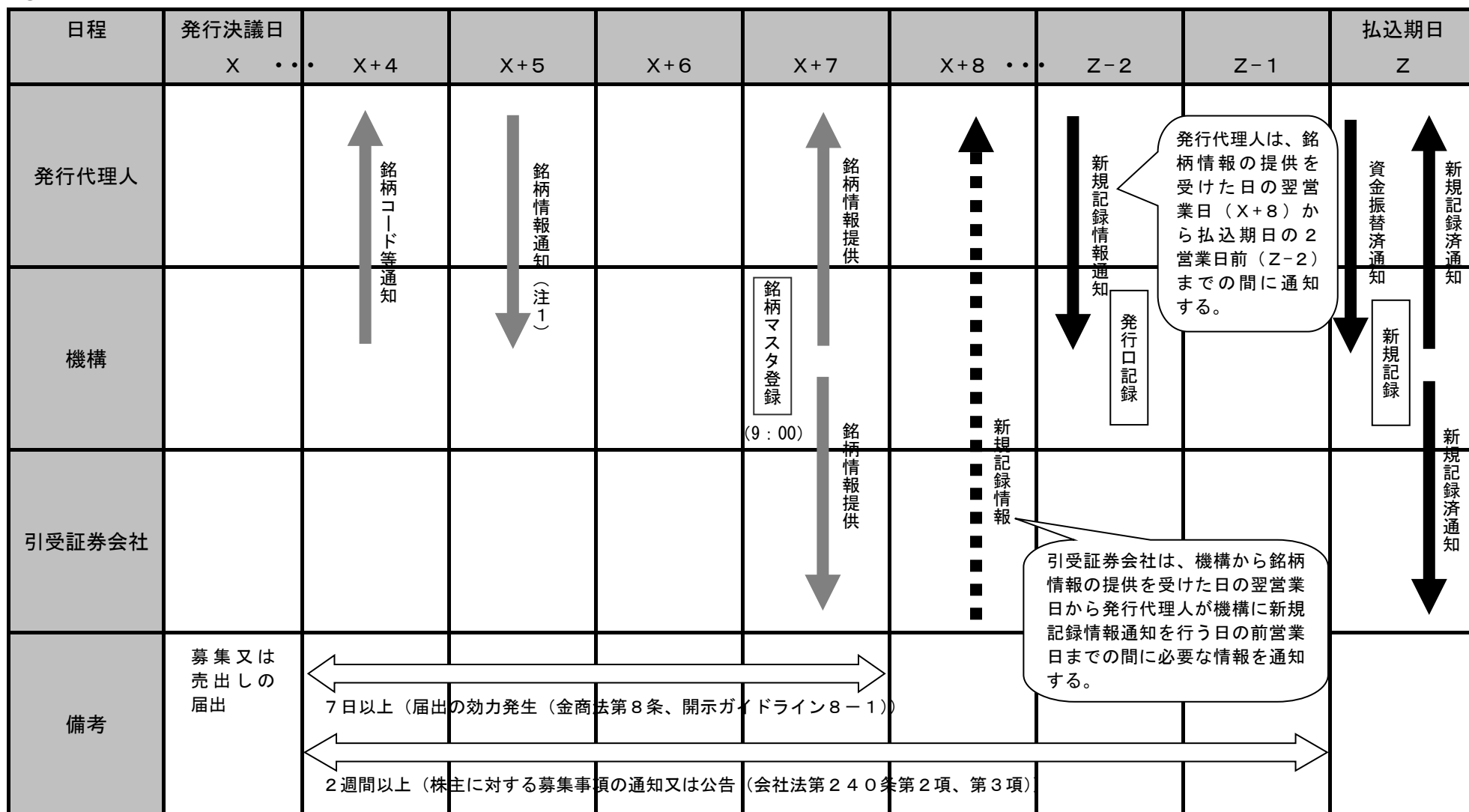
③ 第三者割当てにより発行される非上場新株予約権付社債（発行時DVP方式）



（注1）新株予約権の行使価額等の発行条件がX+4までに決定していることが、X+5に銘柄情報通知を行う前提となる。

（注2）引受証券会社は、発行代理人に対し、新規記録情報承認のために必要な情報について、電子メール等で通知する。

④ 第三者割当てにより発行される非上場新株予約権付社債（非DVP方式）



（注1）新株予約権の行使価額等の発行条件がX+4までに決定していることが、X+5に銘柄情報通知を行う前提となる。

振替新株予約権付社債の新規記録の処理フロー

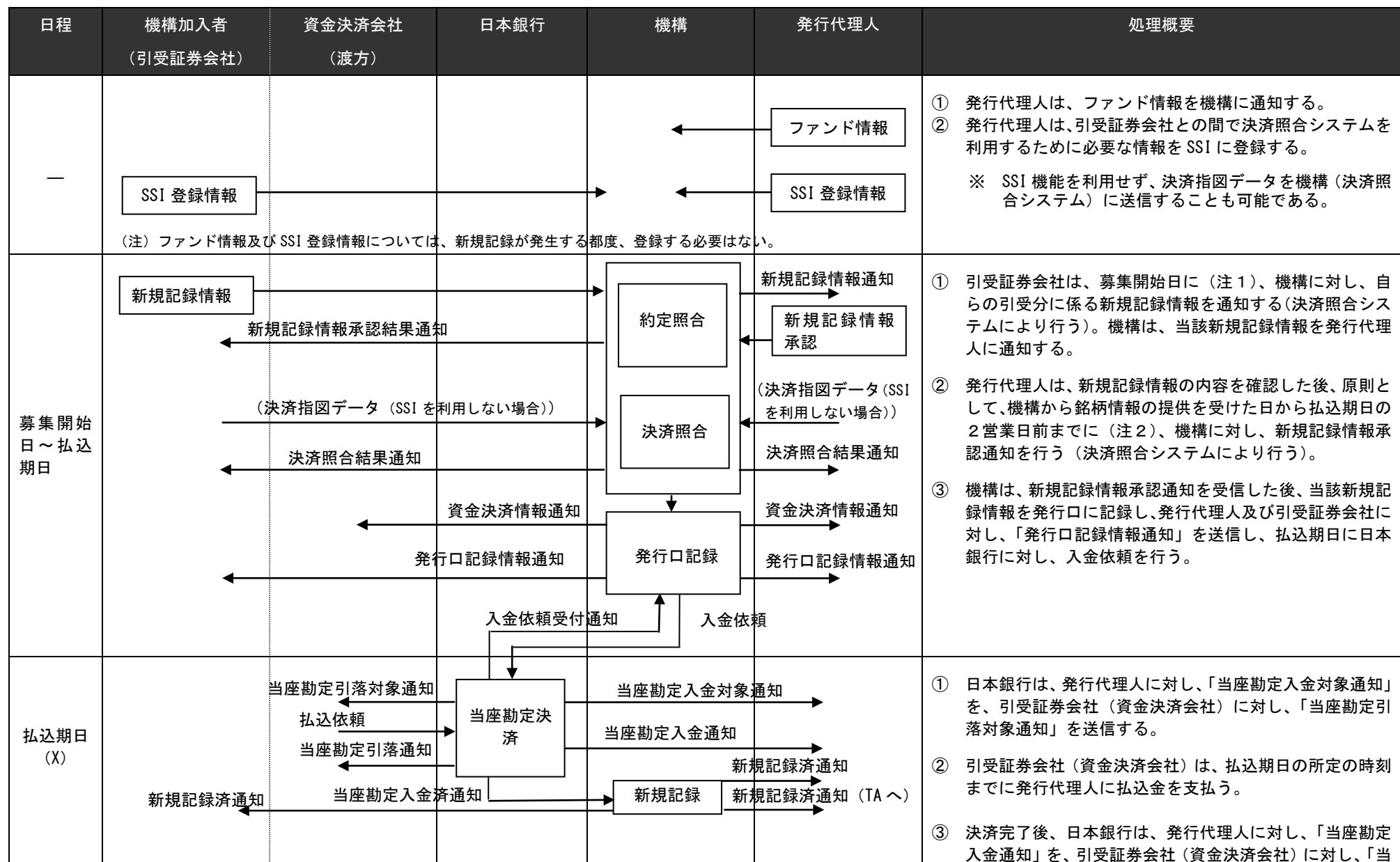
資料3-3-4

1. 銘柄情報の通知

日程	機構加入者 (引受証券会社)	資金決済会社 (渡方)	日本銀行	機構	発行代理人	処理概要
発行決議 後速やか に					銘柄情報	① 振替新株予約権付社債の発行決議を行った会社は、発行代理人を通じて、払込期日より前の所定の日までに（発行条件の決定後速やかに）、機構に対して振替新株予約権付社債に関する情報（銘柄情報）を通知する。 （注） 銘柄情報を通知した発行代理人は、機構に発行要項を送付する。
発行決議 後速やか に				銘柄情報提供		① 機構は、発行代理人から通知された銘柄情報の内容を確認する。 ② 発行代理人から通知された場合には、銘柄情報を機構加入者及び発行代理人（支払代理人）に通知する。 （注1） 期中に銘柄情報の変更があった場合にも、機構は、変更情報を機構加入者、発行代理人（支払代理人）に通知する。

2. 新規記録手続

(1) 発行時DVP方式による新規記録（上場新株予約権付社債の場合）



日程	機構加入者 (引受証券会社)	資金決済会社 (渡方)	日本銀行	機構	発行代理人	処理概要
						座勘定引落通知」を送信するとともに、機構に対し、「当座勘定入金済通知」を送信する。 ④ 機構は、引受証券会社の口座に新規記録を行い、引受証券会社、発行代理人及び株主名簿管理人に対し、「新規記録済通知」を送信する。

(注1) 第三者割当てにより発行される非上場新株予約権付社債の場合は、機構から銘柄情報の提供を受けた日の翌営業日に行う。

(注2) 第三者割当てにより発行される非上場新株予約権付社債の場合は、機構から銘柄情報の提供を受けた日の翌営業日から払込期日の2営業日前までに行う。

(2) 発行時DVP方式によらない(決済照合システムを利用しない)新規記録(上場新株予約権付社債の場合)

日程	機構加入者 (引受証券会社)	資金決済会社 (渡方)	日本銀行	機構	発行代理人	処理概要
募集開始 日～払込 期日の2 営業日前			新規記録情報			① 引受証券会社は、募集開始日から発行代理人が新規記録情報を機構に通知する日の前営業日までに(注1)、発行代理人に対し、直接、発行代理人が新規記録情報を機構に通知するために必要な情報を通知する。 ② 発行代理人は、原則として、機構から銘柄情報の提供を受けた日の翌営業日から払込期日の2営業日前までに(注2)、機構に対し、新規記録情報を通知する。 ③ 機構は、新規記録情報を発行口に記録し、発行代理人及び引受証券会社に対し、「発行口記録情報通知」を送信する。
払込期日 (X)	資金振替依頼 資金振替 払込連絡		資金振替済確認	発行口へ記録 新規記録	新規記録情報の通知 発行口記録情報通知 資金振替済通知(新規記録) 新規記録済通知 新規記録済通知(TAへ)	① 引受証券会社(資金決済会社)は、払込期日に、発行代理人に払込金を支払う。 ② 発行代理人は、機構加入者から払込みが行われたことを確認した後に、機構に対し、「資金振替済通知(新規記録)」を行う。 ③ 機構は、引受証券会社の口座に新規記録を行い、引受証券会社、発行代理人及び株主名簿管理人に対し、「新規記録済通知」を送信する。

(注1) 第三者割当てにより発行される非上場新株予約権付社債の場合は、機構から銘柄情報の提供を受けた日の翌営業日から発行代理人が新規記録情報を機構に対して通知する日の前営業日までに行う。

(注2) 第三者割当てにより発行される非上場新株予約権付社債の場合は、機構から銘柄情報の提供を受けた日の翌営業日から払込期日の2営業日前までに行う。

以 上

第4節 振替手続

内 容	備 考
第1 一般の振替に係る手続 1. 原則的な手続 振替新株予約権付社債の一般の振替に係る手続のうち、原則的な手続については、第2章第3節「振替手続」に準じて行うものとする。 2. 例外的な手続 (1) 指定証券取引清算機関の対象取引の決済に係る振替の取扱い 例外的な手続のうち、指定証券取引清算機関（株式会社日本証券クリアリング及び株式会社ほふりクリアリング）の取引対象の決済に係る新株予約権付社債の振替の取扱いについては、第2章第3節「振替手続」に準じて行うものとする。 (2) 特別口座に係る振替についての取扱い 特別口座からの振替及び特別口座への振替の取扱いについては、第2章第3節「振替手続」に準じて行うものとする。 (3) 自己新株予約権付社債の処分に伴う振替 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の一部又は全部取得により振替新株予約権付社債が交付される場合、新株予約権付社債に係る新株予約権の無償割当により振替新株予約権付社債が交付される場合、合併等の対価として新株予約権付社債が交付される場合、合併等の対価として新株予約権付社債が承継される場合における自己新株予約権付社債の処分（交付）に係る振替については、それぞれの手続の項目を参照のこと。 3. 振替の制限 (1) 機構による振替の制限 機構は、特定の銘柄について、振替をしない日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を、Target 保振サイトにより、機構加入者に対し通知する。	(業第 182 条、施第 244 条) ※ 振替新株予約権付社債については、貸株 DVP 振替に係る手続きは、存在しない。 (業第 188 条、施第 250 条及び第 262 条) (業第 189 条、施第 263 条第 1 項) ※ 特定の銘柄の振替新株予約権付社債の振替をしない日として機構が定める日は、次に掲げる日とする。 ① 機構加入者が新株予約権付社債数申告を行う日の翌営業日が新設合併又は株式移転の場合における効力発

内 容	備 考
第2 担保に係る振替手続 1. 質入れ関連手続 質入れ関連の手続のうち、質入れ（質権設定）のための振替、担保新株予約権付社債の届出、質権の解除のための振替及び質権の実行のための振替手続については、第2章第3節「振替手続」に準じて行うものとする。 2. 譲渡担保差入れ関連手続 譲渡担保差入れ関連手続のうち、譲渡担保差入れ（譲渡担保権設定）のための振替、担保新株予約権付社債の届出、譲渡担保権の解除のための振替及び譲渡担保権の実行のための振替については、第2章第3節「振替手続」に準じて行うものとする。 3. 反対新株予約権付社債権者の新株予約権付社債買取請求に係る振替手続 反対新株予約権付社債権者の新株予約権付社債買取請求に係る振替手続については、第2章第3節「振替手続」に準じて行うものとする。 4. 質権口に係る新株予約権付社債権者の加入者口座コードの変更の手続き 機構加入者による機構加入者口座の質権口に記録された新株予約権付社債権者の加入者口座コードの変更の手続については、第2章第3節「振替手続」に準じて行うものとする。	生日であるときに、その日（新設合併消滅会社又は株式移転完全子会社の振替新株予約権付社債に限る。） ② 元利払期日の前営業日 ③ 満期償還日 ④ 繰上償還日及びその前営業日（プットオプションが付されている銘柄を有する加入者がプットオプションを行使していない場合を除く。） （業第186条及び第187条、施第246条から第249条） ※ 振替新株予約権付社債については、質入れ関連の手続として、登録質権者となるべき旨の申出の手続は、存在しない。 ※ 振替新株予約権付社債の譲渡担保設定に際しては、「振替請求（譲渡担保）」は、利用できない。 ※ 振替新株予約権付社債については、譲渡担保差し入れ関連手続として、特別株主の申出の手続は、存在しない。

以 上

第5節 元利金支払い

内 容	備 考
1. 元利金支払いに係る事前準備 (1) 機構関与方式と機構非関与方式 発行代理人は、元利金の支払方法について、銘柄ごとに機構関与方式又は機構非関与方式のいずれかの方法を選択し、機構に銘柄情報項目として通知する。 a 機構関与方式 機構関与方式とは、機構が通知した元利金請求に係る情報にもとづき、支払代理人から機構加入者に対し元利金を支払った後、機構加入者から間接口座管理機関又は加入者、間接口座管理機関から加入者へと元利金を支払う方法をいう。機構関与方式の場合には、支払代理人から機構加入者への資金決済は、日本銀行の当座勘定を通じて行うものとする。ただし、支払代理人と機構加入者の資金決済会社が同一の場合は、支払代理人は、機構加入者との間で事前に約した方法により資金決済を行う。	※ 銘柄情報の通知方法については、第2節「銘柄情報の通知」を参照。 ※ 支払代理人は、銘柄情報の変更により元利金の支払方式を変更することができる。 ※ 加入者の直近上位機関は、加入者との間で元利金の支払請求及び代理受領に係る委任契約を締結する必要がある。 ※ 原則として、支払代理人は、機構関与方式により元利金を支払う。 ※ 口座管理機関が機構の業務規程等に基づいて、発行者のために提供する元利金支払に関する役務に対し、発行者が負担する手数料については、別途の定めがある場合を除き、以下のように取り扱う。 ① 発行者は、発行時に手数料率を決定後、その情報を速やかに発行代理人を通じて機構に通知し、機構は機構加入者に当該手数料の情報を配信する。さらに機構加入者は直近下位機関に対し、当該情報を提供する。 ② 発行者から支払いを受けた支払代理人は、機構が備える振替口座簿において機構加入者の顧客口及び信託口に記録された残高についての元利金支払に関する手数料を、当該機構

内 容	備 考
b 機構非関与方式 機構非関与方式とは、支払代理人と機構加入者又は加入者との間で、事前に約した方法により元利金を支払う方法をいう。	加入者に支払う。発行者および支払代理人の当該手数料の支払いに係る債務の履行は、機構加入者への支払いをもって完了する。 ③ 支払代理人から支払いを受けた機構加入者は、自らが備える振替口座簿においてその加入者（非居住者を除く。）の顧客口及び信託口に記録された残高についての元利金支払に関する手数料を、直近下位機関に支払う。 ④ 直近上位機関から支払いを受けた間接口座管理機関は、自らが備える振替口座簿においてその加入者（非居住者を除く）の顧客口及び信託口に記録された残高についての元利金支払に関する手数料を、直近下位機関に支払う。 ※ 機構は、支払代理人に対し、発行者から口座管理機関に対して支払われる元利払手数料の算定のために必要となる機構加入者の区分口座の情報を Target 保振サイトにより通知する。 ※ 機構非関与方式を選択できるのは、①支払代理人のみが社債権者である場合、②支払代理人が口座管理機関であり、ある特定の銘柄についての全ての金額が当該口座管理機関の振替口座簿に記録されている場合等である。 ※ 機構非関与方式である銘柄について、口座管理機関が他の口座管理機関へ振替をしようとする場合には、支払代理人は、元利金の支払方式を機構非関与

内 容	備 考
(2) 利金の計算方法 支払代理人等に支払われる利金額は、次の方法により算出する。 a 発行者による支払代理人への支払い 発行者から支払代理人に支払われる利金額は、銘柄の残存総額に1円あたりの利子額を乗じて計算する。 b 支払代理人による機構加入者への支払い 支払代理人から機構加入者に支払われる利金額は、機構加入者の区分口座ごとの残高に1円あたりの利子額を乗じて計算する。 c 口座管理機関による加入者への支払い 口座管理機関から加入者に支払われる利金額は、加入者の口座ごとの残高に1円あたりの利子額を乗じて計算する。 2. 元利金支払いに係る事務処理 (1) 元利払期日に係る日程の通知 機構は、機構関与銘柄の元利払期日が到来するときは、機構加入者及びその資金決済会社並びに支払代理人及びその資金決済会社に対し、元利払期日の前営業日から起算して5営業日前の日から元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日までの間に、「元利払日程通知」を通知する。 a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 (CSV ファイルダウンロード) b 取扱時間 (a) ファイル伝送 元利払期日の前営業日から起算して5営業日前の日から元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日の午前3時から午後8時 (b) 統合Web端末 元利払期日の前営業日から起算して5営業日前の日から元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日の午前7時から午後8時 c 主な通知事項 ① 元利払期日 ② 銘柄コード ③ 残存総額 ④ 加入者別担保受入れデータ集信期間	方式から機構関与方式に変更する。 (施第277条) ※ 1円あたりの利子額の計算は、発行者が発行要項に定められた方法により行う (少数第13位未満の端数が生じた場合は切り捨てる。)(計算例1円あたりの利子額＝表面利率 (%) /100×計算対象日数/基準日数)。 ※ a～cの計算において、端数が生じた場合には、円単位未満を切り捨てる。 ※ 各々において受領した金額と支払った金額に差異が生じた場合の精算は、行わないものとする。具体的な計算例については、資料3-5-4を参照。 (業第196条、施第270条) ※ 機構非関与銘柄については、「元利払日程通知」は通知しない。 ※ 元利払期日と元利払期日の間は、元利払日程通知の配信の都合上、中6営業日以上空けるものとする。 ※ 元利払期日前5営業日以内に、振替新株予約権付社債の全部取得日が設定される場合には、それ以降、当該元利払期日に係る「元利払日程通知」は、送信しない。 ※ 差押の対象となる金額は、「元利払日程通知ファイル」、「元利払対象残高データ」、「課税情報申告データ」、「元利金請求データ」には含まれない。

内 容	備 考
⑤ 元利払対象残高データ配信期間 ⑥ 課税情報申告データ集信日 ⑦ 元利金請求データ配信日 ⑧ 振替停止日 (2) 担保受入機構加入者による担保受入に係る申告 担保受入機構加入者（新株予約権付社債を担保として受け入れている機構加入者のうち、機構が定める者をいう。以下同じ。）は、機構に対し、元利払期日の前営業日から起算して3営業日前の日及び元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日の午後4時から午後8時までの間に、(1)で通知された振替新株予約権付社債のうち、担保差入機構加入者（担保受入機構加入者に担保を差し入れた機構加入者又は担保受入機構加入者に担保を差し入れた加入者の上位機関である機構加入者をいう。以下同じ。）から担保として受け入れた振替新株予約権付社債について、ファイル伝送又は統合W e b 端末（CSV ファイル入力）により以下の事項「加入者別担保受入データ」を通知する。 ① 担保受入機構加入者の機構加入者コード ② 担保として受け入れている振替新株予約権付社債の銘柄コード ③ 担保差入機構加入者の機構加入者コード ④ 担保として受け入れている新株予約権付社債の機構加入者ごとの金額 (3) 機構による元利払対象残高の通知 機構は、(1)で通知した振替新株予約権付社債について、機構加入者及び支払代理人に対し、元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日及び元利払期日の前営業日に元利払の対象となる振替新株予約権付社債の金額について、以下の事項「元利払対象残高データ」を通知する。 a 通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末（CSV ファイルダウンロード） b 取扱時間 (a) ファイル伝送 元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日及び元利払期日の前営業日の午前3時から午後8時 (b) 統合W e b 端末 元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日及び元利払期日の前営業日の午前7時から午後8時 c 主な通知事項 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 機構加入者又はその資金決済会社が元利金の支払いを受ける対象となる振替新株予約権付社債の金	(業第197条、施第271条) ※ 担保権者の口座の保有欄又は質権欄に記録されている振替新株予約権付社債に係る元利金は、原則として、その担保権者の口座を開設する機構加入者に支払われることとなるが、金融商品取引所、証券取引清算機関、証券金融会社等機構が認める機構加入者については、事前に担保受入情報を機構に通知することにより、担保差入機構加入者に元利金が支払われることとなる。 (業第198条、施第272条) ※ 機構加入者は、当該通知が直近下位機関に係るものであるときは、直ちに当該直近下位機関に当該通知事項を通知するものとする。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。 ※ 機構非関与銘柄については、「元利払対象残高データ」は、通知対象外とする。 ※ 機構は、元利払期日の前営業日から起算して3営業日前の日及び元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日の振替終了時点（午後3時30分）における振替口座簿の記録に「加入者別担保受入データ」の記録を加算して、「元利払対象残高データ」を作成する。

内 容	備 考
額（以下「元利払対象残高」という。） ④ 機構加入者の口座に記録されている振替新株予約権付社債の金額 （４）機構加入者による課税情報の通知 機構加入者は、元利払期日の前営業日に、機構から通知を受けた元利払対象残高について、「課税情報申告データ」を通知する。 a 通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末（CSV ファイル入力） b 取扱時間 （a）ファイル伝送 元利払期日の前営業日の日の午前３時から午前１１時 （b）統合W e b 端末 元利払期日の前営業日の日の午前７時から午前１１時 c 主な通知事項 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 利子課税区分（以下「税区分」という。） ④ 新株予約権付社債の金額 ⑤ 国税額（租税特別措置法第９条の３の２第１項の規定の適用を受ける利子に係る国税額を除く。以下同じ。） ⑥ 国税額を控除した後の利金請求額（以下「国税引後利金請求額」という。）	※ 利払時の「元利払対象残高データ」には、社債権者集会における議決権行使等のための証明に係る残高を含むが、差押対象である残高は、含まない。 ※ 償還時の「元利払対象残高データ」には、社債権者集会における議決権行使等のための証明書に係る残高及び差押対象である残高は含まない。 （業第 199 条、施第 273 条） ※ 口座管理機関は、直近上位機関に元利払対象残高についての課税情報（直近下位機関から通知を受けた課税情報を含む。）を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。 ※ 「課税情報申告データ」の新株予約権付社債の金額、国税額、国税引後利金請求額は、機構加入者コードごと、銘柄ごと、税区分ごとに通知する。 ※ 利子課税に係る税区分については、資料 3－5－5 を参照。 ※ 機構非関与銘柄については、「課税情報申告データ」の通知対象外とする。 ※ 機構加入者が通知する国税額、国税引後利金請求額の計算は、税区分 90・91（非居住者）を設定した場合のみとする（税区分 90・91（非居住者）以外の場合は、機構が計算する。）。 ※ 利払期日の前営業日の午前 11 時までに「課税情報申告データ」が機構に通知されない場合には、機構は、一律、税区分 85（口座管理機関源泉徴収分）として国税額、国税引後利金請求額を計算する。

内 容	備 考
(5) 機構による元利金請求額の通知 機構は、(4) の通知を受けたときは、支払代理人又はその資金決済会社が機構加入者又はその資金決済会社に対して支払うべき金額（以下「元利金請求額」という。）を確定し、機構加入者及びその資金決済会社及び支払代理人及びその資金決済会社に対し、元利払期日の前営業日の午後0時30分から午後3時30分までの間に、ファイル伝送又は統合Web端末（CSV ファイルダウンロード）により以下の事項「元利金請求データ」を通知する。 a 「元利金請求内容明細通知」 ① 決済番号（株式等リファレンスNO） ② 支払代理人コード ③ 資金支払先の資金決済会社コード ④ 資金受入先の資金決済会社コード ⑤ 銘柄コード ⑥ 個別承認採用フラグ ⑦ 機構加入者コード ⑧ 税区分 ⑨ 元利払対象残高 ⑩ 国税額を控除する前の利金請求額（以下「国税引前利金請求額」という。） ⑪ 国税額 ⑫ 国税引後利金請求額 ⑬ 対象銘柄が償還となる場合には、償還金請求額 b 「決済予定額通知」 ① 決済番号（株式等リファレンスNO） ② 資金支払先の資金決済会社コード ③ 資金受入先の資金決済会社コード ④ 支払金額 (6) 元利金の支払方法の変更 支払代理人は、機構から通知される「元利金請求データ」のうち、特定の銘柄について個別承認方式（支払代理人が振替新株予約権付社債の元利金を機構加入者に支払う際に当該支払代理人が同日に当該機構加	※ 割引債の場合は、非居住者非課税制度の適用を受ける場合を除き、「課税情報申告データ」を通知する必要はない。 （業第200条、施第274条） ※ 加入者は、元利金の請求について、直近上位機関に委任するものとする。当該委任を受けた間接口座管理機関も同様とする。 ※ 加入者（機構加入者を除く。）は、元利金の受領について、直近上位機関である口座管理機関に委任するものとする。当該直近上位機関が口座管理機関である場合も同様とする。 ※ 機構は、元利金支払いの対象となる銘柄が機構非関与銘柄の場合には、最終償還時のみ、「元利金請求内容明細通知」が通知される（「決済予定額通知」は、通知されない。）。 ※ 支払金額は、資金支払先と資金受入先の資金決済会社が同一となる場合についても、通知される。 （業第201条、施第275条） ※ 個別承認方式に変更する必要がある場合には、機構への通知は、不要である。

内 容	備 考
入者に支払うべき他の振替新株予約権付社債の元利金と合算せず支払う方法をいう。以下同じ。)に変更する必要がある場合には、機構に対し、連絡を行ったうえで、元利払期日の前営業日の午後0時30分から午後3時30分までの間に統合Web端末により、「元利金請求内容承認可否通知」にて銘柄コードを通知する。 (7) 元利金の支払方法を変更した旨の通知 機構は、元利金の支払方法を個別承認方式に変更する旨の通知を受けた場合には、元利払期日の前営業日に機構加入者及びその資金決済会社並びに支払代理人及びその資金決済会社に対し、以下の事項「元利金請求内容確定通知」を通知する。 a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 (CSV ファイルダウンロード) b 取扱時間 元利払期日の前営業日の日の午後4時から午後8時 c 主な通知事項 ① 元利払期日 ② 個別承認方式に変更された振替新株予約権付社債の銘柄コード (8) 元利金請求額の計算 機構は、(6) の通知を受けたときは、個別承認方式に変更された振替新株予約権付社債の銘柄とその他の銘柄を区分して、元利金請求額を再度算出し、機構加入者及びその資金決済会社並びに支払代理人及びその資金決済会社に対し、元利払期日の前営業日の午後5時から午後8時までの間にファイル伝送又は統合Web端末 (CSV ファイルダウンロード) により (5) の事項を通知する。 (9) 元利金の支払い a 日本銀行の当座勘定により元利金の支払いが行われる場合 (a) 日本銀行に対する入金依頼 機構は、元利払期日の午前9時から午後3時30分までの間に日本銀行に対し、支払代理人又はその資金決済会社の当座勘定からの元利払いの金額の引落とし及び機構加入者又はその資金決済会社への元利払いの金額の入金の依頼 (「入金依頼」) をする。 (b) 日本銀行による支払代理人及び機構加入者に対する通知	※ 機構は、支払代理人から「元利金請求内容承認可否通知」を受けた場合には、通知を受けた銘柄について、個別承認方式に変更するオペレーションを行う。 ※ 機構非関与銘柄については、「元利金請求内容承認可否通知」の通知対象外である。 (業第202条、施第276条) ※ 機構は、支払代理人から「元利金請求内容承認可否通知」の通知がなかった場合には、元利金請求内容確定通知を対象銘柄なしとして通知する。 (業第203条) (業第204条第1項)

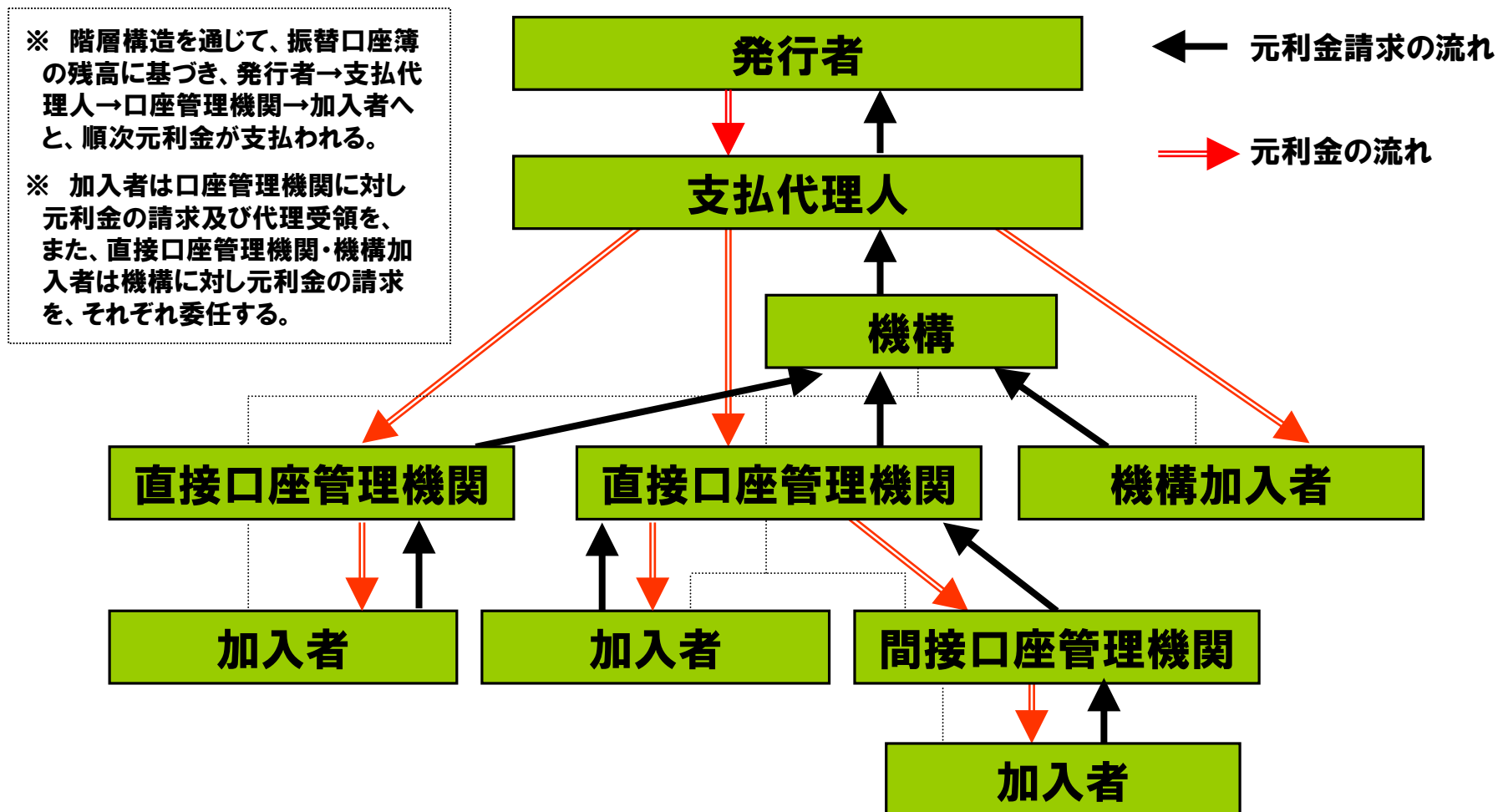
内 容	備 考
日本銀行は、機構から「入金依頼」を受けたときは、支払代理人又はその資金決済会社に対し、「当座勘定引落対象通知」を、機構加入者又はその資金決済会社に対し、「当座勘定入金対象通知」を、それぞれ通知する。 (c) 支払代理人から日本銀行に対する払込みの依頼 支払代理人又はその資金決済会社は、元利払期日の午前10時30分までに日本銀行に払込依頼を行い、日本銀行から支払代理人又はその資金決済会社へ通知された「当座勘定引落対象通知」の内容により払込みを行うことについて依頼する。 (d) 日本銀行による資金決済 日本銀行は、前(c)の払込みの依頼を受けたときは、支払代理人又はその資金決済会社から払込金額を引落とし、機構加入者又はその資金決済会社の当座勘定に当該金額を入金する。また、機構加入者又はその資金決済会社に対し、「当座勘定入金通知」を支払代理人又はその資金決済会社に対し、「当座勘定引落通知」をそれぞれ通知するとともに、機構に対し、「当座勘定入金済通知」を通知する。 (e) 機構による振替新株予約権付社債の抹消 機構は、元利金支払いが振替新株予約権付社債の償還に係るものである場合には、日本銀行から「当座勘定入金済通知」を受けた後、直ちに当該通知に係る振替新株予約権付社債の全部についての記録を抹消する。ただし、償還に係る銘柄の支払代理人と機構加入者又はその資金決済会社とが同一のものである場合には、日本銀行の当座預金における資金移動がないことから、「当座勘定入金済通知」が作成されず、機構は、当該機構加入者が記録する当該銘柄の記録を抹消することができない。機構加入者は、償還に係る銘柄の支払代理人と機構加入者又はその資金決済会社とが同一のものである場合には、後述のb市中銀行により元利金の支払いが行われる場合と同様に元利金の払込みを確認した後、元利払期日の午後3時30分までに「資金振替済通知（抹消）」を機構に対し、通知する。 (f) 支払代理人、機構加入者及び株主名簿管理人に対する抹消済みの通知 機構は、振替新株予約権付社債の記録を抹消したときは、統合Web端末又はオンラインリアルタイム接続により支払代理人、機構加入者及び株主名簿管理人に対し、記録を抹消した日の午前9時から午後	(業第204条第2項) ※ 機構は、元利払期日の午後3時30分までに日本銀行から「当座勘定入金済通知」がなかった場合は、支払代理人及び機構加入者に「抹消済通知（決済未了）」を通知する。午後3時30分以降に資金決済がされた場合には、翌営業日以降に機構に対し、統合Web端末又はオンラインリアルタイム接続により「資金振替済通知（抹消）」を通知する。 (業第204条第3項) (業第204条第4項から第6項、施第279条) ※ 機構から通知を受けた直接口座管理機関は、直ちにその直近下位機関に対し、当該通知のうち当該直近下位機関に

内 容	備 考
3時30分までの間に以下の事項「抹消済通知」を通知する。 ① 決済番号（株式等リファレンスNO） ② 機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 抹消日 ⑤ 新株予約権付社債の数 ⑥ 渡方資金決済会社コード ⑦ 受方資金決済会社コード （g）支払代理人、機構加入者及び株主名簿管理人に対する処理結果の通知 機構は、振替新株予約権付社債の記録を抹消した日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により支払代理人及び株主名簿管理人に「口座処理結果ファイル（処理明細）」を、機構加入者に「機構加入者別口座処理明細表」を通知する。 b 市中銀行により元利金の支払いが行われる場合 （a）機構加入者による抹消通知 機構加入者は、元利払期日に支払代理人から機構非関与方式に係る元利金が払い込まれたことを確認し、当該元利金支払いが振替新株予約権付社債の償還に係るものである場合には、元利払期日の午前9時から午後3時30分の間に機構に対し、統合Web端末又はオンラインリアルタイム接続により以下の事項「資金振替済通知（抹消）」を通知する。 ① 送信者リファレンスNO ② 銘柄コード又は株式等リファレンスNO ③ 機構加入者の口座管理機関コード （b）機構による振替新株予約権付社債の抹消 機構は、（a）の「資金振替済通知（抹消）」を受けたときは、振替新株予約権付社債の記録がされている機構加入者口座において、当該振替新株予約権付社債についての記録を抹消する。 （c）支払代理人、機構加入者及び株主名簿管理人に対する抹消済みの通知 機構は、振替新株予約権付社債の記録を抹消したときは、統合Web端末又はオンラインリアルタイム接続により支払代理人、機構加入者及び株主名簿管理人に対し、記録を抹消した日の午前9時から午後3時30分までの間に以下の事項「抹消済通知」を通知する。 ① 決済番号（株式等リファレンスNO） ② 機構加入者コード	係る事項を通知する。 ※ 支払代理人に対しては、CSVファイルにより通知することも可能である。 （業第205条第1項、施第280条第1項） ※ 銘柄コード及び株式等リファレンスNOの両方を指定した場合はエラーとなることに留意する。 （業第205条第2項、施第280条第2項） （業第205条第3項及び第4項） ※ 機構から通知を受けた直接口座管理機関は、直ちにその直近下位機関に対し、当該通知のうち当該直近下位機関に係る事項を通知する。

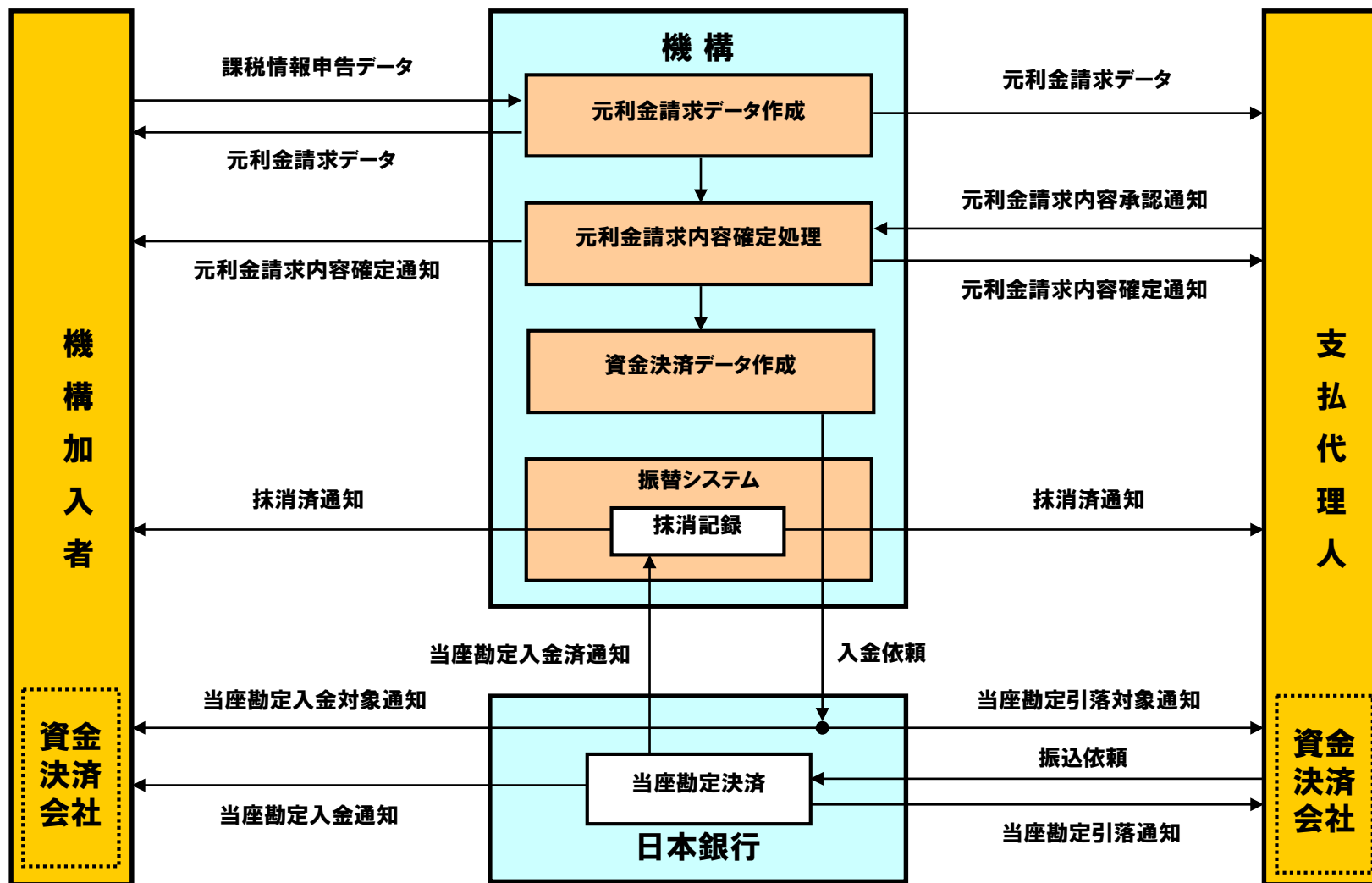
内 容	備 考
③ 銘柄コード ④ 抹消日 ⑤ 新株予約権付社債の数 ⑥ 渡方資金決済会社コード ⑦ 受方資金決済会社コード (d) 支払代理人、機構加入者及び株主名簿管理人に対する処理結果の通知 機構は、振替新株予約権付社債の記録を抹消した日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により支払代理人及び株主名簿管理人に「口座処理結果ファイル（処理明細）」を、機構加入者に「機構加入者別口座処理明細表」を通知する。 3. 国税の還付請求又は追加納付に係る取扱い 機構加入者は、元利金支払いに係る国税の還付請求又は追加納付が発生した場合には、機構を通さず、直接、支払代理人に対して、「元利金請求データ」の訂正依頼を行う。	※ 支払代理人に対しては、CSVファイルにより通知することも可能である。 ※ 口座管理機関は、直近上位機関に還付請求又は追加納付（直近下位機関から依頼を受けた還付請求又は追加納付に係る訂正を含む。）の訂正依頼を行うものとする。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。 ※ 機構加入者又は支払代理人は、機構に対し、当該元利払に係る元利金請求データの内容を書面又はファイルにより交付することを請求できる。請求方法の詳細については、資料3-5-6参照。

以 上

元利金の請求と支払いの流れ



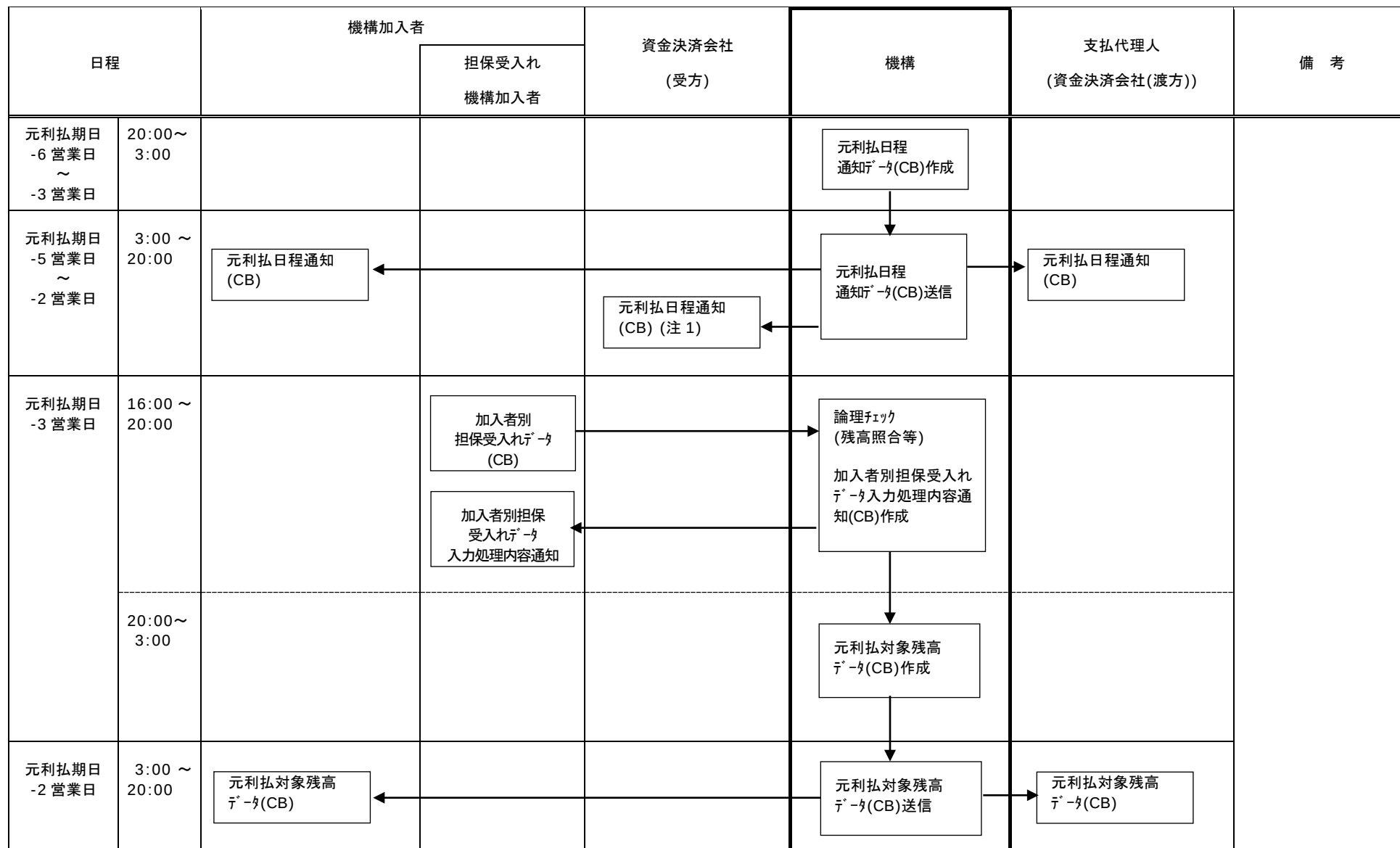
元利金支払い（処理イメージ）



※機構は、元利払処理日程を記した「元利払日程通知」を元利払期日の5営業日前から2営業日前の日までの間、機構加入者及び支払代理人に対してファイル伝送又はCSVファイルにより通知する。

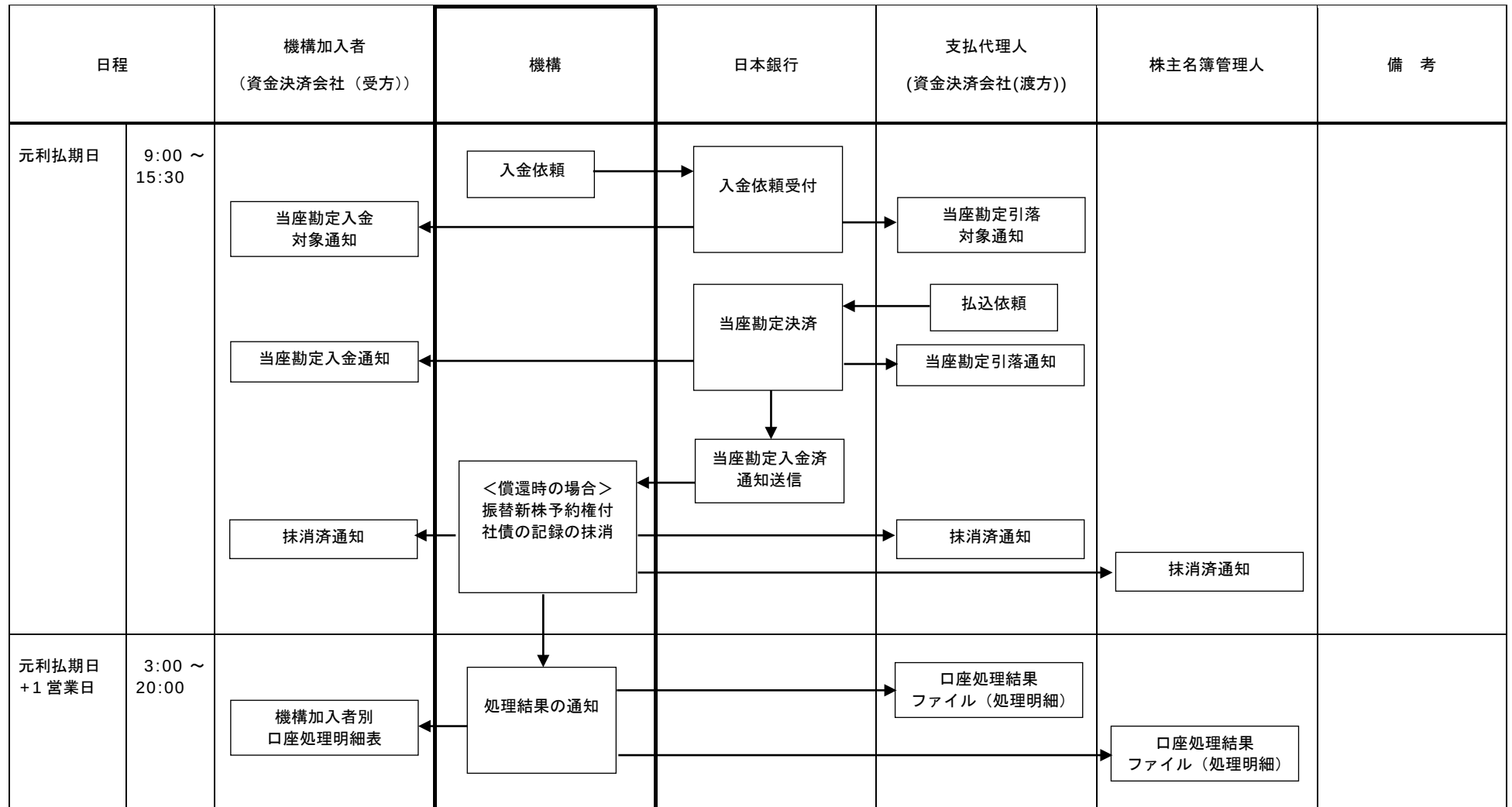
※機構は、日本銀行から当座勘定入金済通知を受領した後、当該決済が振替新株予約権付社債の償還に係るものである場合には、当該振替新株予約権付社債の抹消を行う。利払いに係るものである場合には、抹消は行わない。

元金支払いの処理フロー



日程		機構加入者		資金決済会社 (受方)	機構	支払代理人 (資金決済会社(渡方))	備 考
			担保受入れ 機構加入者				
元利払期日 -2 営業日	16:00 ~ 20:00		加入者別担保受入れデータ(CB) 加入者別担保受入れデータ入力処理内容通知		論理チェック(残高照合等) 加入者別担保受入れデータ入力処理内容通知(CB)作成		
	20:00 ~ 3:00				元利払対象残高データ(CB)作成		
元利払期日 -1 営業日	3:00 ~ 20:00	元利払対象残高データ(CB)			元利払対象残高データ(CB)送信	元利払対象残高データ(CB)	
元利払期日 -1 営業日 (振替停止日)	3:00 ~ 11:00	課税情報申告データ(CB) 課税情報申告データ(CB)入力処理内容通知			論理チェック 課税情報申告データ入力処理内容通知(CB)作成・送信		
	11:00 ~ 12:30				元利金請求データ(CB)作成		

日程		機構加入者		資金決済会社 (受方)	機構	支払代理人 (資金決済会社(渡方))	備 考
			担保受入れ 機構加入者				
元利払期日 -1 営業日 (振替停止日)	12:30 ~ 15:30	元利金請求データ(CB)		元利金請求データ(CB)	元利金請求データ(CB)送信 元利金請求内容承認可否通知(CB)受付 ①	元利金請求データ(CB) 元利金請求内容承認可否通知(CB)(注1)	注1 対象銘柄について個別承認に変更が必要な場合のみ通知する。 注2 機構は、支払代理人から「元利金請求内容承認可否通知」の通知がなかった場合には、元利金請求内容確定通知を対象銘柄なしとして通知する。 注3 支払代理人より元利金請求内容承認可否通知が通知された場合のみ当該処理が行われる。
	15:30 ~ 16:00				元利金請求内容確定通知(CB)作成(注2)		
	16:00 ~ 17:00	元利金請求内容確定通知(CB)		元利金請求内容確定通知(CB)	元利金請求内容確定通知(CB)送信	元利金請求内容確定通知(CB)	
	16:00 ~ 17:00				① 元利金請求データ(CB)(再計算)作成(注3)		
	17:00 ~ 20:00	元利金請求データ(CB)(再計算)		元利金請求データ(CB)(再計算)	元利金請求データ(CB)(再計算)送信	元利金請求データ(CB)(再計算)	

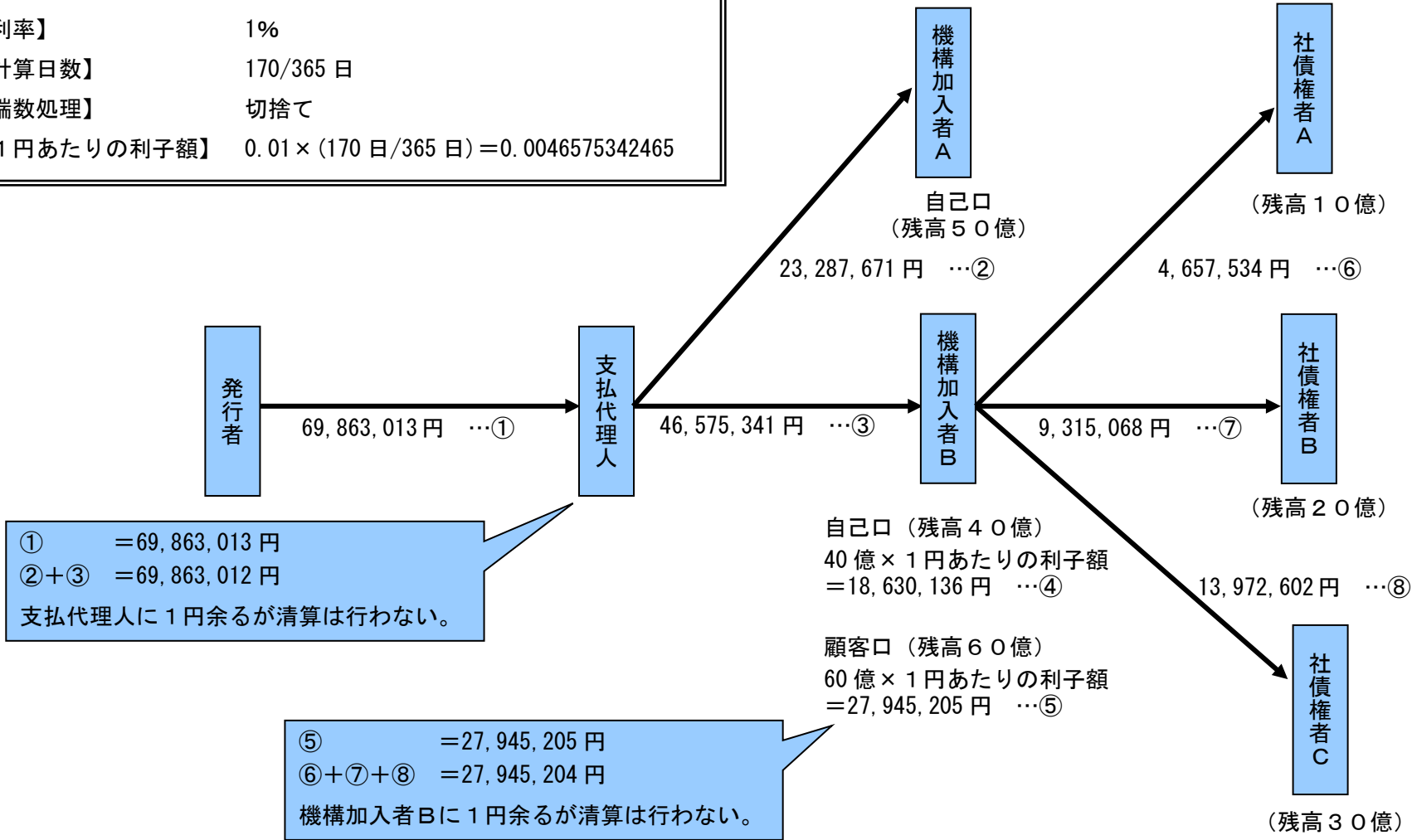


以 上

利金の差額が生じる場合の具体例

(設例)

銘柄の条件	
【発行総額】	150 億円
【利率】	1%
【計算日数】	170/365 日
【端数処理】	切捨て
【1円あたりの利子額】	$0.01 \times (170 \text{ 日} / 365 \text{ 日}) = 0.0046575342465$



利子課税に係る税区分

税区分 コード	税区分		税率	備考
00	元金のみ		—	
10	分離課税		15.315%（注1）	
20	総合課税		15.315%（注1）	
30	非課税法人及び源泉徴収不適用		0%	
31	非課税信託財産（投資信託）		0%	
32	非課税信託財産（年金信託）		0%	
40	少額貯蓄非課税（マル優）（注2）		0%	
60	財形貯蓄非課税		0%	
70	非居住者		0%	
71	非居住者		10%	
72	非居住者		12%	
73	非居住者		12.5%	
74	非居住者		15%	
75	非居住者		25%	
80	非居住者非課税制度対象分非課税（発行者源泉徴収分）		0%	
81	非居住者非課税制度対象分非課税（口座管理機関源泉徴収分）		0%	
85	口座管理機関源泉徴収分		—	
90	非居住者（注3）	課税分	—	
91		非課税分	—	
92	マル優（分かち）（注2）	分離課税分	15.315%（注1）	
93		非課税分	0%	

（注1）「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（復興財源確保法）の施行により、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、表中の税率が適用される。

（注2）新株予約権付社債についてマル優の適用を受ける場合には、税区分85（口座管理機関源泉徴収分）が設定されることが想定されるため、税区分40（少額貯蓄非課税（マル優））及び税区分92・93（マル優（分かち））が設定されることはない。

（注3）非居住者保有分について、税区分70から75までに該当しない税率の適用を受ける場合には、税区分90・91（非居住者）を使用して、全期間、当該税率で申告を行う。

元利金請求内容情報及び決済予定額情報の請求方法について

株式等の振替に関する業務規程第 200 条に基づき、弊社が支払代理人及び機構加入者に対して通知した機構関与銘柄（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。以下、単に「機構関与銘柄」とします。）に係る元利金請求内容情報及び決済予定額情報（以下、「元利金請求内容情報等」とします。）について、当該支払代理人及び機構加入者は、別途、書面等での交付を請求することができます。

ご請求の方法等は、次のとおりです。

1. 請求の内容

(1) 元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書

償還期日、繰上償還期日又は利払期日が到来した機構関与銘柄に係る元利金請求内容情報等を記載した帳票を確認書に添付して交付いたします。

※ 当該帳票は、統合 Web 端末及びファイル伝送のご利用により取得することができる「元利金請求データ」の内容を印字したものとします。

(2) 元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイル

償還期日、繰上償還期日又は利払期日が到来した機構関与銘柄に係る元利金請求内容情報等が保存されている CSV ファイルを交付いたします。

※ 当該 CSV ファイルは、統合 Web 端末及びファイル伝送のご利用により取得することができる「元利金請求データ」と同等のものとします。

2. 請求のできる方

支払代理人及び機構加入者

3. 請求方法

(1) Target 保振サイト（以下「Target」という。）による請求のみとなります。

※ 請求される前に必ず弊社までご連絡ください。

①ご提出いただくもの

- ・ 元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書等請求書

②受付日

午後0時までに請求があったものについては、当日が受付日となります。午後0時を過ぎて請求があったものは、翌営業日が受付日となります。

4. 受取方法

(1) Target による受取のみとなります。

①通知方法

Target による通知

②通知日

- ・ 確認書による交付の場合には受付日の翌営業日、ファイルによる交付の場合には受付日の4営業日後の日（当方の作業の都合上、当該通知日までに通知できない場合は、弊社よりご連絡いたします。）

5. 手数料

確認書の交付にかかる手数料（元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書交付手数料）は、確認書1通につき500円となります。また、当該確認書に添付する帳票が10枚を超過する場合は、超過枚数1枚につき10円を加算します。

CSV ファイルの交付にかかる手数料（元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイル提供手数料）は、CSV ファイル1つ（請求対象日毎）につき500円となります。

以 上

第6節 繰上償還の手続

内 容	備 考
1. コールオプションの行使 (1) 支払代理人による通知 支払代理人は、発行者が振替新株予約権付社債に付されたコールオプション（発行者がその意思表示により、振替新株予約権付社債の繰上償還（振替新株予約権付社債の銘柄の払込日翌日から償還期日の前日までにおいて、発行総額（償還済みの額を除く。）を償還する償還方法をいう。以下同じ。）をすることができる権利をいう。以下同じ。）の行使により振替新株予約権付社債を抹消しようとするときは、発行者がコールオプションの行使の決定をした日以降、速やかに機構に対し、ファイル伝送又は Target 保振サイトへの CSV ファイルのアップロードにより以下の事項を通知する。 ① 銘柄コード ② I S I Nコード ③ コールオプション行使フラグ ④ 繰上償還期日 ⑤ 償還価額 ⑥ 1円あたりの利子額 (2) 機構による銘柄情報の通知 機構は、以下により統合 Web 端末又はファイル伝送により銘柄情報を通知する。 a 統合 Web 端末による方法（CSV ファイルのダウンロード） 機構加入者及び支払代理人は、通知を受けた日の翌営業日から起算して2営業日後の日の午前7時	（業第206条第1項、施第281条第1項及び2項） ※ 発行者は、コールオプションの行使により振替新株予約権付社債の一部のみを抹消することはできない。 ※ コールオプションの行使は、銘柄情報の変更通知として左記の事項を機構に対して、通知する。銘柄情報の変更通知の事務処理については、第2節「銘柄情報の通知」を参照。 ※ 発行者は、ファイル伝送により機構に銘柄情報を通知した場合には、機構に対し、Target 保振サイトにより通知した旨を連絡する。 ※ コールオプションを行使する場合には、銘柄情報項目のコールオプション行使フラグをN（コールオプション未行使）からY（コールオプション行使）に変更する。 ※ 利払日より後に繰上償還期日を設定する場合には、利払日と繰上償還期日の中6営業日空けて設定しなければならない。 （業第206条第2項、施第281条第3項） ※ 機構は、左記の事項を Target 保振サイトでも通知する。

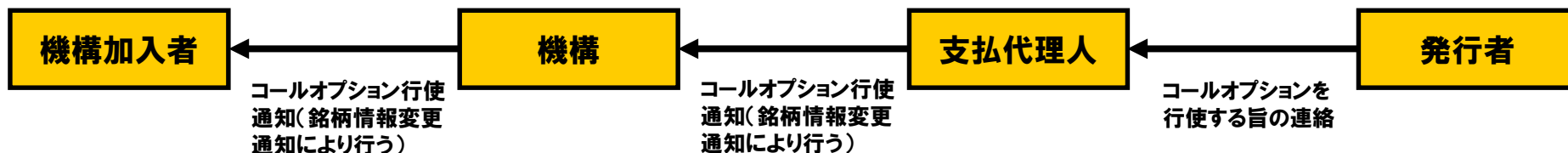
内 容	備 考
から午後 8 時までの間、統合 W e b 端末により銘柄情報の C S V ファイルをダウンロードすることができる。 b ファイル伝送による方法 機構は、機構加入者に対して、通知を受けた日の翌営業日から起算して 2 営業日後の日の午前 3 時から午後 8 時までの間、ファイル伝送により銘柄情報を通知する。 (3) 繰上償還の処理 コールオプションが行使された場合の振替新株予約権付社債の繰上償還の処理は、満期償還の場合の元利金支払いと同様の手続により行うものとする。 2. プットオプションの行使 (1) 支払代理人による機構への通知 支払代理人は、発行者が振替新株予約権付社債に付されたプットオプション（新株予約権付社債権者がその意思表示により当該振替新株予約権付社債権者の有する振替新株予約権付社債について、発行者に対し、繰上償還（利払日のいずれかの日において償還されるものに限る。）を請求できる権利をいう。以下同じ。）の行使を請求できることとしたときは、支払代理人は、速やかに機構に対し、ファイル伝送又は Target 振替サイトへの C S V ファイルのアップロードにより以下の事項を通知する。 ① 銘柄コード ② I S I Nコード ③ プットオプション行使フラグ ④ 行使期間開始日 ⑤ 行使期間満了日 ⑥ 繰上償還期日 ⑦ 償還価額	(業第 207 条) ※ 満期償還の場合の元利払いの手続については、第 5 節「元利金支払い」を参照。 (業第 208 条第 1 項、施第 282 条第 1 項) ※ 発行者は、利付債について、プットオプションによる繰上償還を行う場合には、新株予約権付社債の利払日に行わなければならない。 ※ プットオプションの行使を請求できることとしたときは、銘柄情報の変更通知として左記の事項を機構に対して、通知する。銘柄情報の変更通知の事務処理については、第 2 節「銘柄情報の通知」を参照。 ※ プットオプションの行使を請求できることとしたときは、プットオプション行使フラグを N（プットオプション不可能）から Y（プットオプション行使可能）に変更する。 ※ プットオプションの行使に係る行使期間満了日と繰上償還期日との間は、中 1 営業日空けるものとする。 ※ 繰上償還期日と満期償還期日との間は、中 6 営業日空けるものとする。

内 容	備 考
① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ プットオプションを行使する新株予約権付社債の金額 (b) 機構によるデータの確認 ア ファイル伝送 機構は、ファイル伝送にてプットオプション行使請求の取次ぎの請求を受けた時点でデータ形式の簡易チェックを行い、即時に、形式に異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を機構加入者に確認ファイルにて通知する。また、機構は、定時点までに受け付けている請求ファイルのデータの関連性チェックを行い、エラーレコードがある場合には、統合W e b 端末にて通知を行う。なお、当該チェックは午後 3 時 30 分以降の日中バッチにおいても行う。 イ 統合W e b 機構は、統合W e b 端末にてプットオプション行使請求の取次ぎの請求を受けた時点でデータ形式の簡易チェック及び関連性チェックを行い、その結果を機構加入者に受付済通知／エラー通知にて通知する。 d 機構から機構加入者への通知 機構は、機構加入者から「プットオプション行使請求」を受けた場合において、当該請求に誤りがなかった場合には、受付通知「プットオプション行使請求受付通知」を、当該請求に誤りがあった場合には、誤りがある旨の通知「プットオプション請求エラー通知」を午後 6 時から午後 8 時までの間のファイル伝送により機構加入者に対して通知する。 e 機構及び機構加入者による振替及び抹消の受付の停止 機構加入者が機構に対して上記 c の通知を行ったときは、機構及び機構加入者は、当該プットオプション行使に係る振替新株予約権付社債の金額について、繰上償還期日までの期間の振替及び抹消を停止する。	う)、ファイル伝送の場合は当該取次ぎの取消し又は訂正を行うことが可能である（機構は、午後 3 時 30 分以降の取消しは、受付けない。）。 ※ 定時点とは、午前 7 時、午前 8 時、午前 10 時、午前 11 時、午後 0 時、午後 1 時、午後 1 時 30 分、午後 2 時、午後 2 時 30 分、午後 3 時を指す。 ※ 機構は、機構加入者よりプットオプション行使請求の取次ぎを受けた日の午後 3 時 30 分以降の処理において、当該機構加入者が指定する口座に新株予約権付社債の金額が存在するかのチェックを行い、存在する場合には、請求金額を償還口に登録して管理する。金額が存在しない場合は、エラーとして機構加入者に通知する。

振替新株予約権付社債の繰上償還（処理イメージ）

◎ コールオプションの行使

※ コールオプション・・・発行者の意思表示により繰上償還をすることができる権利



⇒ 繰上償還期日に元利払処理（満期償還手続と同様の処理）を行う。

◎ プットオプションの行使

※ プットオプション・・・社債権者（加入者）の意思表示により発行者に対し繰上償還を請求することができる権利



※ 間接口座管理機関は直接口座管理機関（機構加入者）を通じて機構に通知を行う。

⇒ 機構及び口座管理機関は、当該プットオプションの行使に係る振替新株予約権付社債の数量について、繰上償還期日までの期間、振替及び抹消を停止する。

⇒ 繰上償還期日に元利払処理（満期償還手続と同様の処理）を行う。

● 新株予約権付社債の振替制度においては、抽選償還方式及び一般債振替制度における定時償還方式には対応しない。

第7節 買入消却の手続

内 容			備 考												
1. 買入消却の種類と請求方法 買入消却の手続に関する機構に対する請求には次に掲げる種類がある。			(法第 199 条、業第 191 条及び第 211 条) ※ ファイル伝送は前日買入消却請求のみ可能。												
<table><tr><th>買入消却の種類</th><th>請求方法</th><th>主な処理</th></tr><tr><td rowspan="2">先日付買入消却</td><td>統合W e b 端末入力</td><td>消却日前日までに入力し、消却日の午前 9 時に抹消を行うための買入消却請求。</td></tr><tr><td>前日買入消却</td><td>ファイル伝送</td><td>消却日前日に入力し、翌日の午前 9 時に抹消を行うための買入消却請求。</td></tr><tr><td>当日買入消却</td><td>統合W e b 端末入力</td><td>消却日当日に入力し、リアルタイムで抹消を行うための買入消却請求。</td></tr></table>			買入消却の種類	請求方法	主な処理	先日付買入消却	統合W e b 端末入力	消却日前日までに入力し、消却日の午前 9 時に抹消を行うための買入消却請求。	前日買入消却	ファイル伝送	消却日前日に入力し、翌日の午前 9 時に抹消を行うための買入消却請求。	当日買入消却	統合W e b 端末入力	消却日当日に入力し、リアルタイムで抹消を行うための買入消却請求。	
買入消却の種類	請求方法	主な処理													
先日付買入消却	統合W e b 端末入力	消却日前日までに入力し、消却日の午前 9 時に抹消を行うための買入消却請求。													
	前日買入消却	ファイル伝送	消却日前日に入力し、翌日の午前 9 時に抹消を行うための買入消却請求。												
当日買入消却	統合W e b 端末入力	消却日当日に入力し、リアルタイムで抹消を行うための買入消却請求。													
2. 先日付買入消却の場合の手続 (1) 発行者による機構への通知 発行者は、振替新株予約権付社債の買入消却の実施を決定した場合には、機構に対し、Target 保振サイトにより次の事項を通知する。 ① 買入消却する振替新株予約権付社債の銘柄コード ② 買入消却する振替新株予約権付社債の金額 ③ 抹消日（買入消却日） ④ 買入消却する発行者の口座の加入者口座コード (2) 発行者による支払代理人への通知 発行者は、支払代理人に対し、買入消却を実施する旨を通知する。 (3) 発行者による口座管理機関への通知 発行者は、振替新株予約権付社債の買入消却を行う場合には、当該振替新株予約権付社債の買付けを委託する口座管理機関に対し、買入消却を実施する旨を通知するとともに、買入消却の対象となる振替新株予約権付社債について、次の事項を示して抹消の申請を行う。															

内 容	備 考
① 買入消却する振替新株予約権付社債の銘柄コード ② 買入消却する振替新株予約権付社債の金額 ③ 抹消日（買入消却日） ④ 買入消却する発行者の口座の加入者口座コード ⑤ 買入消却を行う旨 （４）間接口座管理機関による買入消却の通知 発行者から買入消却の申請を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、（３）で示された事項を通知しなければならない。 （５）直接口座管理機関による買入消却の通知 直接口座管理機関は、発行者から買入消却の申請を受けたとき又は直近下位機関から買入消却の通知を受けたときは、買入消却日の前営業日までの午前９時から午後８時までの間の統合Ｗｅｂ端末への入力又は買入消却日の前営業日の午前３時から午後８時までのファイル伝送により機構に対し、次の事項を通知する。 ① 機構加入者コード ② 買入消却する振替新株予約権付社債の銘柄コード ③ 買入消却する振替新株予約権付社債の金額 （６）機構及び口座管理機関による抹消手続 a 機構及び口座管理機関による抹消手続 機構及び口座管理機関は、買入消却の対象となる振替新株予約権付社債について、買入消却日の午前９時に振替口座簿の記録を抹消する。 b 直接口座管理機関、支払代理人及び株主名簿管理人に対する処理結果の通知 機構は、振替新株予約権付社債の記録の抹消日の午前３時から午後８時までの間にファイル伝送により支払代理人及び株主名簿管理人に「口座処理結果ファイル（処理明細）」を、直接口座管理機関に「機構加入者別口座処理明細表」を通知する。 ３．当日買入消却の場合の手続 （１）発行者による機構への通知 発行者は、振替新株予約権付社債の買入消却を行う旨の決議を行った場合には、機構に対し、Target 保振サイトにより次の事項を通知する。 ① 買入消却する振替新株予約権付社債の銘柄コード	※ 直接口座管理機関は、先日付買入消却の場合に限り入力取消し又は訂正を行うことが可能である（統合Ｗｅｂ端末の場合には、午前９時から午後８時まで入力取消しを行うことが可能である（訂正は取消後に再入力を行う）。ファイル伝送の場合には、午前３時から午後８時までの間、入力取消し又は訂正を行うことが可能である。）。 ※ 支払代理人は、統合Ｗｅｂ端末からＣＳＶ形式でダウンロードすることもできる。

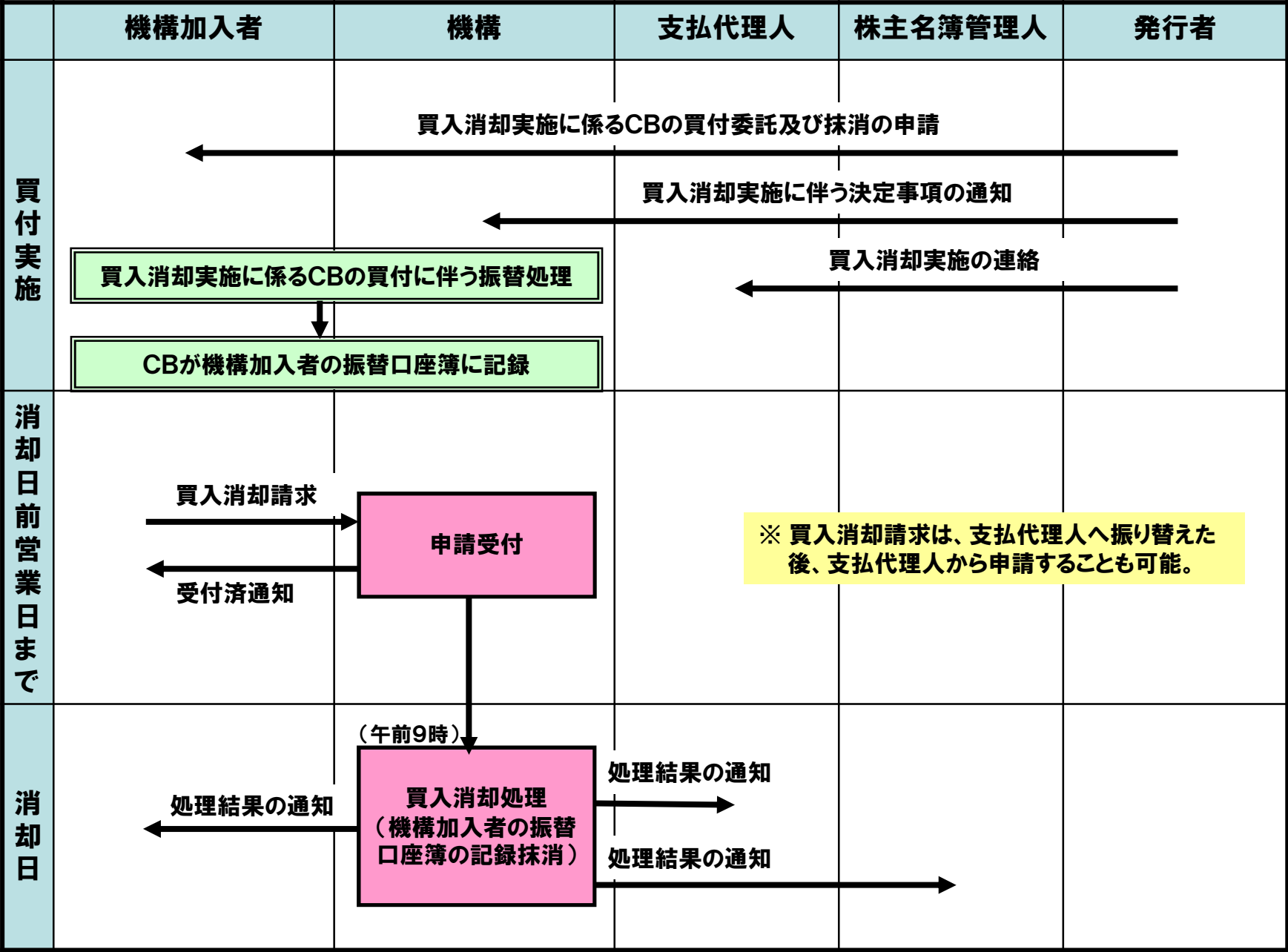
内 容	備 考
② 買入消却する振替新株予約権付社債の金額 ③ 抹消日（買入消却日） ④ 買入消却する発行者の口座の加入者口座コード （２）発行者による支払代理人への通知 発行者は、支払代理人に対し、買入消却を実施する旨を通知する。 （３）発行者による口座管理機関への通知 発行者は、振替新株予約権付社債の買入消却を行う場合には、当該振替新株予約権付社債の買付けを委託する口座管理機関に対し、買入消却を実施する旨を通知するとともに、買入消却の対象となる振替新株予約権付社債について、次の事項を示して抹消の申請を行う。 ① 買入消却する振替新株予約権付社債の銘柄コード ② 買入消却する振替新株予約権付社債の金額 ③ 抹消日（買入消却日） ④ 買入消却する発行者の口座の加入者口座コード ⑤ 買入消却を行う旨 （４）間接口座管理機関による買入消却の通知 発行者から買入消却の申請を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、（３）で示された事項を通知しなければならない。 （５）直接口座管理機関による買入消却の通知 直接口座管理機関は、発行者から買入消却の申請を受けたとき又は直近下位機関から買入消却の通知を受けたときは、振替口座簿の記録を抹消し、買入消却の当日の午前９時から午後３時３０分の間の統合Ｗｅｂ端末への入力により機構に対し、次の事項を通知する。 ① 機構加入者コード ② 買入消却する振替新株予約権付社債の銘柄コード ③ 買入消却する振替新株予約権付社債の金額 （６）機構による抹消手続 a 機構による抹消手続 機構は、（５）の申請を受けた買入消却の対象となる振替新株予約権付社債について、直ちに振替口座簿の記録を抹消する。	※ 当日買入消却の場合には、取消し又は訂正はできない。

内 容	備 考
b 支払代理人、機構加入者及び株主名簿管理人に対する抹消済みの通知 機構は、振替新株予約権付社債の記録を抹消したときは、機構加入者及び株主名簿管理人に対しては、統合W e b 端末又はオンラインリアルタイム接続により、支払代理人に対しては、統合W e b 端末により、記録を抹消した日の午前9時から午後3時30分までの間に「抹消済通知」を通知する。 c 直接口座管理機関、支払代理人及び株主名簿管理人に対する処理結果の通知 機構は、振替新株予約権付社債の記録の抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により支払代理人及び株主名簿管理人に「口座処理結果ファイル（処理明細）」を、直接口座管理機関に「機構加入者別口座処理明細表」を通知する。	※ 支払代理人は、統合W e b 端末からC S V形式でダウンロードすることもできる。

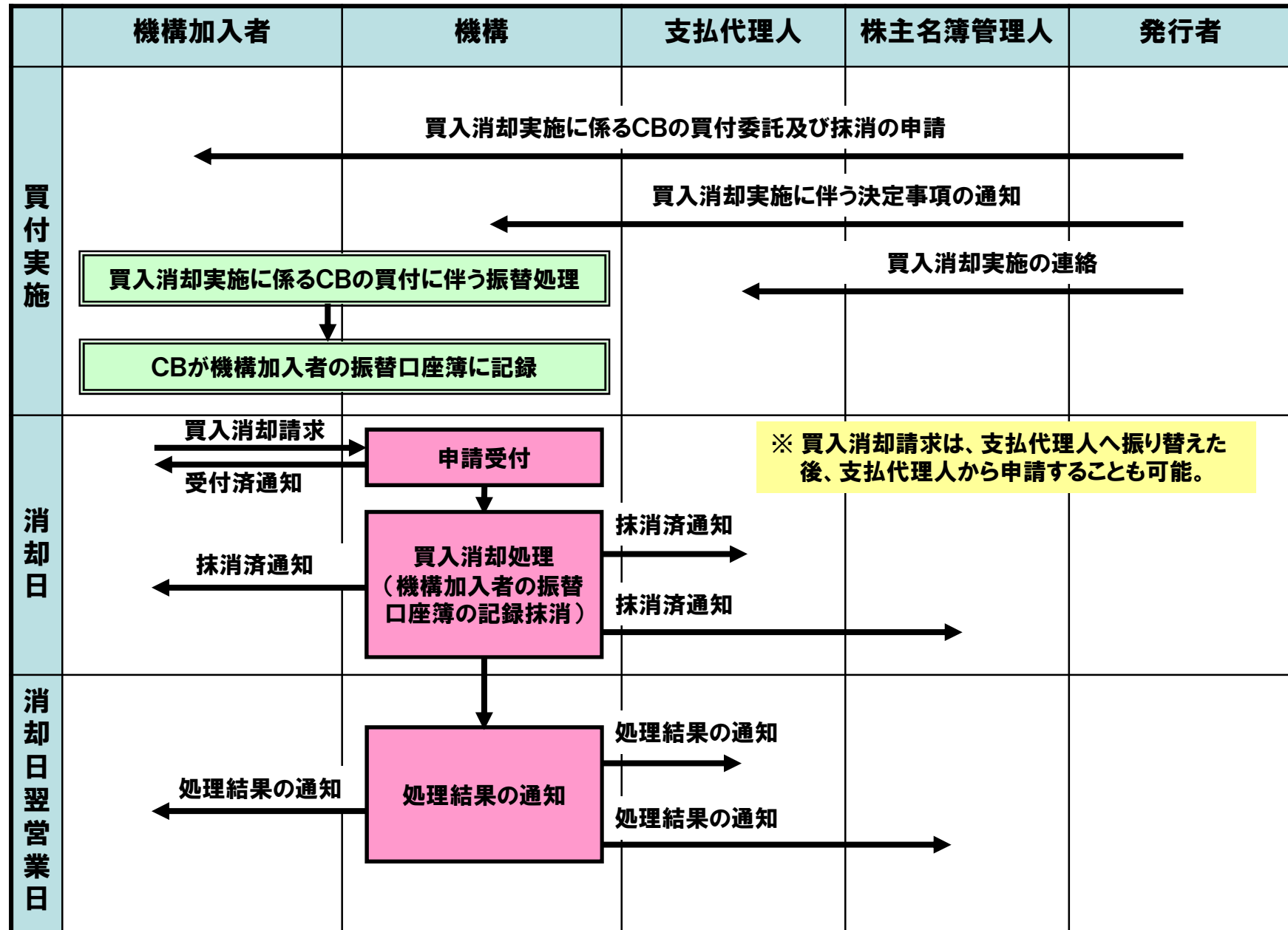
以 上

振替新株予約権付社債の先日付買入消却（処理イメージ）

資料3－7－1



振替新株予約権付社債の当日買入消却（処理イメージ）



第8節 全部抹消の手続

内 容	備 考
1. 振替新株予約権付社債の全部抹消の取扱い 振替新株予約権付社債の全部抹消の手続は、第2章第5節「抹消手続」に準じるものとする。	

以 上

第9節 振替新株予約権付社債の新株予約権行使

内 容	備 考
1. 新株予約権行使請求等の取次ぎ及び抹消請求 (1) 新株予約権行使請求の取次ぎ及び抹消請求 機構及び口座管理機関は、その加入者から発行者に対する新株予約権の行使の請求（以下この節において「新株予約権行使請求」という。）の取次ぎの請求を発行者に取り次ぐ。 機構及び口座管理機関は、新株予約権行使請求の取次ぎを受けたときは、請求日を抹消日とする当該新株予約権行使に係る新株予約権付社債の一部抹消の請求を受けたものとして扱う。 (2) 新株予約権の行使により生じた単元未満株式の買取請求の手続 機構及び口座管理機関は、その加入者から新株予約権行使請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎの請求を受けたときは、これを発行者に取り次ぐ。 (3) 間接口座管理機関による新株予約権行使請求の取次ぎの委託 新株予約権行使請求の取次ぎの請求又は委託を受けた間接口座管理機関は、その直近上位機関に次の事項	(業第 212 条、施第 284 条) ※ 新株予約権の行使を行おうとする加入者は、新株予約権の行使条件を満たしていることを確認した上で、行使を行う。 ※ 口座管理機関は、特別口座に記録された新株予約権付社債について新株予約権行使請求の取次ぎを受ける場合には、加入者が申出をして開設を受けた口座に当該新株予約権付社債を振替えた後に新株予約権行使請求の取次ぎを行う。 ※ 新株予約権行使により発生する単元未満株式について同時買取請求を行う場合には、買取代金の支払日を振替日として単元未満株式を発行者の口座へ振り替える振替請求を行ったものとして扱う。 ※ 加入者が行使請求と同時に単元未満株式の買取請求を行う場合には、行使請求により生じる単元未満株式の全株式数を買取請求の対象とするものとし、一部のみを対象とすることはできない。 ※ 間接口座管理機関は、新株予約権行使

内 容	備 考
を通知し、新株予約権行使請求の取次ぎを委託する。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。 ① 銘柄コード ② 新株予約権行使請求に係る振替新株予約権付社債の金額 ③ 新株予約権行使をした加入者の加入者口座コード ④ 新株予約権行使請求をする加入者の電話番号 ⑤ 単元未満株式の同時買取請求の有無 ⑥ 単元未満株式の買取代金、端数償還金及び調整金の受取りに関する事項 a 金融機関預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座振込の別 b 金融機関預金口座振込の場合は、振込を受ける口座 (a) 金融機関等コード (b) 店舗コード (c) 預金種別 (d) 口座番号 (e) 口座名義人の氏名又は名称 (カナ) (4) 機構加入者による取次ぎの請求又は新株予約権行使請求の取次ぎの委託 a 取次ぎの請求又は行使請求の取次ぎの委託 機構加入者は、機構に新株予約権行使請求の取次ぎの請求又は新株予約権行使請求の取次ぎの委託をするときは、次の事項を午前 9 時から午後 3 時 30 分までの間の統合 W e b 端末への入力 (画面入力、	により交付される振替株式を振替口座簿に記録するまでの間、当該行使請求に係る振替新株予約権付社債について、行使請求中であることを識別できるよう管理する。 ※ 端数金銭の受取りに関する事項は、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合において、これを切り捨てるものとし入力する場合のみ入力する。 ※ 単元未満株式の買取代金、端数償還金、調整金の代金支払いを振込みとする場合における受領口座は、一の口座とする。 ※ 請求者が新株予約権行使請求を取り次ぐ証券会社における証券総合口座等で買取代金等を受領しようとする場合には、買取代金等の受取方法として、当該証券会社の名義の金融機関預金口座への入金指定することが考えられる。(証券会社は、受領した金銭を請求者の証券総合口座等に入金する。) ※ 間接口座管理機関は、加入者から新株予約権行使請求と同時に行使請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎをするときは、その直近上位機関にその取次ぎを委託する。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。 ※ 機構加入者は、新株予約権行使により交付される振替株式を振替口座簿に記

内 容	備 考
C S Vファイル入力) 又は午前 3 時から午後 3 時 30 分までの間のファイル伝送により通知する。 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 新株予約権行使請求に係る振替新株予約権付社債の金額 ④ 加入者口座コード ⑤ 新株予約権行使請求をする加入者の電話番号 ⑥ 単元未満株式の同時買取請求の有無 ⑦ 単元未満株式の買取代金、端数償還金、調整金の受取りに関する事項 (a) 金融機関預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座振込の別 (b) 金融機関預金口座振込の場合は、振込を受ける口座 ア 金融機関等コード イ 店舗コード ウ 預金種別 エ 口座番号 オ 口座名義人の氏名又は名称 (カナ)	録するまでの間、当該行使請求に係る振替新株予約権付社債について、行使請求中であることを識別できるよう管理する。 ※ 端数金銭の受取りに関する事項は、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合において、これを切り捨てるものとしめない場合のみ入力する。 ※ 単元未満株式の買取代金、端数償還金、調整金の代金支払いを振込みとする場合における受領口座は、一の口座とする。 ※ 請求者が新株予約権行使請求を取り次ぐ証券会社における証券総合口座等で買取代金等を受領しようとする場合には、買取代金等の受取方法として、当該証券会社の名義の金融機関預金口座への入金指定することが考えられる。(証券会社は、受領した金銭を請求者の証券総合口座等に入金する。) ※ 機構加入者は、加入者から新株予約権行使請求と同時に行使請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎをするときは、機構に取次ぎを請求する。 ※ 単元未満株式の同時買取請求を行わない場合であっても、新株予約権行使がされる銘柄が端数償還金又は調整金が支払われる銘柄である場合は、受取りに関する事項への入力が必要である。 ※ 機構加入者は、機構に新株予約権行使請求の取次ぎをした日の午後 3 時 30 分までの間は、当該取次ぎの取消し又は訂

内 容	備 考
b 機構によるデータの確認 (a) ファイル伝送 機構は、ファイル伝送にて新株予約権行使請求の取次ぎの請求を受けた時点でデータ形式の簡易チェックを行い、即時に、形式に異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を機構加入者に確認ファイルにて通知する。また、機構は、定時点までに受け付けている請求ファイルのデータの関連性チェックを行い、エラーレコードがある場合には、統合Web端末にて通知を行う。なお、当該チェックは午後3時30分以降の日中バッチにおいても行う。 (b) 統合Web 機構は、統合Web端末にて新株予約権行使請求の取次ぎの請求を受けた時点でデータ形式の簡易チェック及び関連性チェックを行い、その結果を機構加入者に受付済通知／エラー通知にて通知する。	正を行うことが可能である（機構は、午後3時30分以降の取消しは、受けけない。）。 ※ 新株予約権行使請求の取次ぎの訂正は、ファイル伝送のときは、ファイル単位の置き換えにて行う。統合Web端末への入力の場合は、株式等リファレンスNOを指定して取り消したうえで再入力して行う。 ※ 定時点とは、午前7時、午前8時、午前10時、午前11時、午後0時、午後1時、午後1時30分、午後2時、午後2時30分、午後3時を指す。 ※ 機構は、機構加入者より新株予約権行使の取次ぎを受けた日の午後6時から午後8時の間に、当該機構加入者に受付通知又はエラー通知を通知する。 ※ 機構は、機構加入者より新株予約権行使請求の取次ぎを受けた日の午後3時30分以降の処理において、当該機構加入者が指定する口座に新株予約権行使に係る新株予約権付社債の金額が存在するかのチェックを行い、不足する場合は、エラーとして機構加入者に通知する。 ※ 機構は、機構加入者より新株予約権行使請求の取次ぎを受けた日の午後3時30分以降の処理において、請求データ

内 容	備 考
(5) 機構による請求の取次ぎ 機構は、機構加入者が機構に新株予約権行使の請求又は委託をした日の午後6時から午後8時までの間に行使請求受付場所（株主名簿管理人）に対して次の事項をファイル伝送により通知する。 ① 銘柄コード ② 株式等リファレンスNO ③ 新株予約権行使請求に係る振替新株予約権付社債の金額 ④ 株主等照会コード ⑤ 新株予約権行使請求をする加入者の電話番号 ⑥ 単元未満株式の同時買取請求の有無 ⑦ 単元未満株式の買取代金、端数償還金、調整金の受取りに関する事項 - a 金融機関預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座振込の別 - b 金融機関預金口座振込の場合は、振込を受ける口座 (a) 金融機関等コード (b) 店舗コード (c) 預金種別 (d) 口座番号 (e) 口座名義人の氏名又は名称（カナ） ⑧ 加入者の個人、法人、共有の別 ⑨ 加入者が法人の場合は、代表者 ⑩ 加入者の居住者、非居住者の別 ⑪ 常任代理人、法定代理人が登録されているときは、その氏名、住所 等 (6) 機構による抹消手続き - a 機構による抹消手続き 機構は、新株予約権行使請求の取次ぎを受けた振替新株予約権付社債について、振替口座簿の記録を抹消する。	の加入者口座コードが加入者情報システムに登録されているかのチェックを行い、登録されていない場合は、エラーとして機構加入者に通知する。（左記の請求をする日の前営業日までに加入者情報システムへの登録を行う必要がある。） ※ 機構は、機構加入者より新株予約権行使請求の取次ぎを受けた日の午後3時

内 容	備 考
b 直接口座管理機関、支払代理人及び行使請求受付場所（株主名簿管理人）に対する処理結果の通知 （a）抹消日当日における通知 機構は、振替新株予約権付社債の記録の抹消日の午後3時30分以降に、直接口座管理機関及び行使請求受付場所（株主名簿管理人）に対し統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続により、支払代理人に対し統合Web端末により、「抹消済通知」を通知する。 （b）抹消日翌営業日における通知 機構は、振替新株予約権付社債の記録の抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により支払代理人及び行使請求受付場所（株主名簿管理人）に「口座処理結果ファイル（処理明細）」を、直接口座管理機関に「機構加入者別口座処理明細表」を通知する。 2. 新株予約権行使により交付される振替株式の記録 （1）行使請求受付場所（株主名簿管理人）による機構への通知 行使請求受付場所（株主名簿管理人）は、機構から新株予約権行使請求に係る通知を受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に機構に対して次の事項をファイル伝送により通知する。 ① 新株予約権行使により交付される振替株式の銘柄コード ② 新規記録日 ③ 株式等リファレンスNO ④ 新株予約権行使により交付される振替株式の数 ⑤ 信託財産表示分 ⑥ 効力発生日 ⑦ 株主等照会コード ⑧ 自己株式の充当の有無 ⑨ 自己株式充当株数 ⑩ 自己株式の充当元の加入者口座コード ⑪ 単元未満株式の同時買取請求の有無 ⑫ 単元未満株式の同時買取請求の対象となる株数 （2）機構による直接口座管理機関への通知 機構は、行使請求受付場所（株主名簿管理人）から新株予約権行使により交付される振替株式についての通知を受領した日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、新株予約権行使請求を機構に通知した直接口座管理機関に対して次の事項をファイル伝送により通知する。	30分以降の処理において、記録を抹消する。 ※ 支払代理人は、統合Web端末からCSV形式でダウンロードすることもできる。 （業第214条、施第286条） ※ 行使請求受付場所（株主名簿管理人）による機構への通知に先立ち、発行者は、新株予約権の行使条件を満たしていることを確認する。 ※ 自己株式の充当元の口座は、原則として、制度参加の際に発行者が機構に届け出た口座とする。 ※ 充当元口座に記録されている振替株式の数が充当株数に満たない場合には、行使請求受付場所（株主名簿管理人）は、自己株式の充当を行わず、新株により振替株式を交付する。 ※ 直接口座管理機関は、機構から新株予約権行使により交付される振替株式についての通知を受けたときは、直ちに

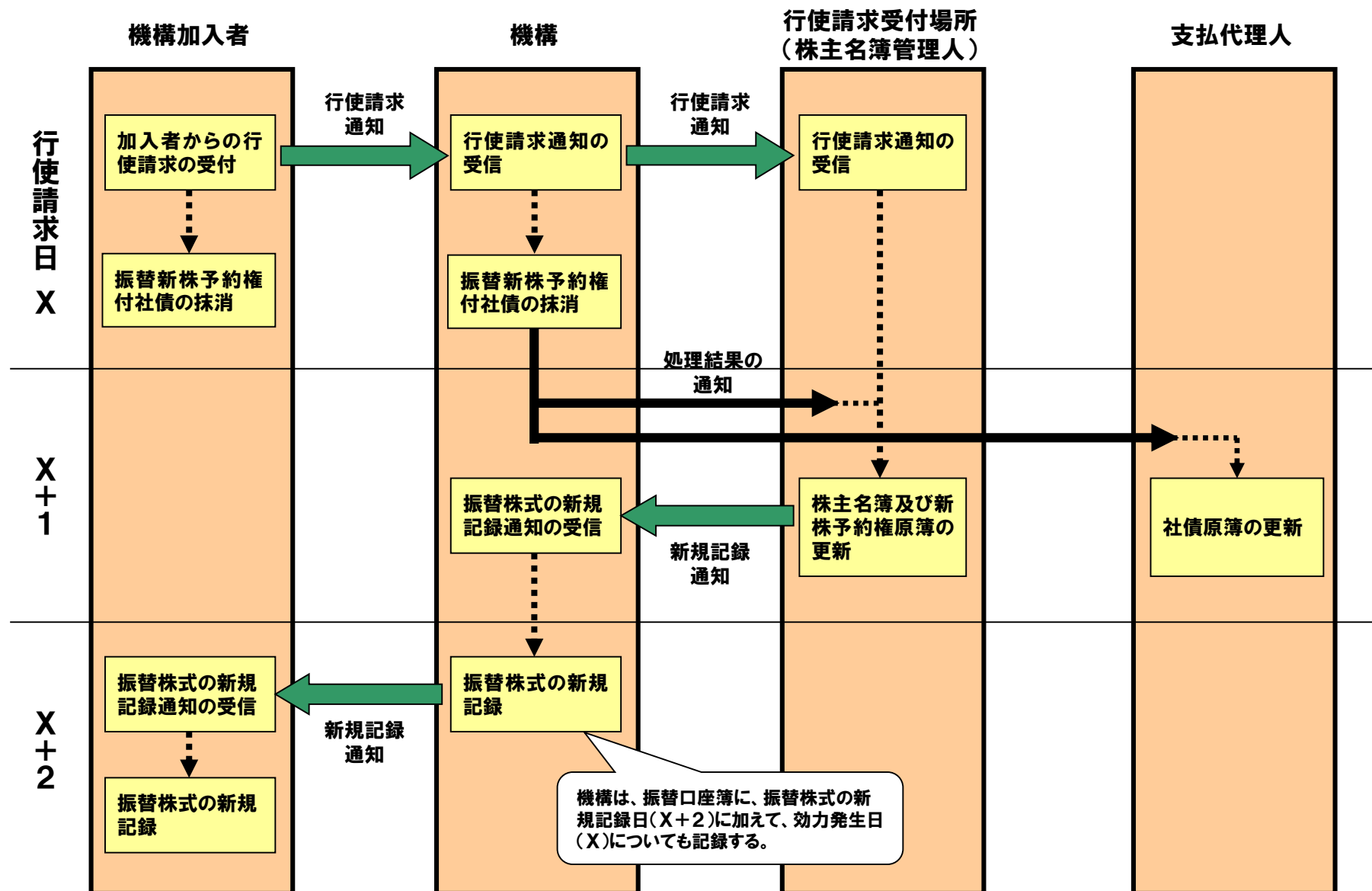
内 容	備 考
① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 新規記録日 ④ 株式等リファレンスNO ⑤ 新株予約権行使により交付される振替株式の数 ⑥ 信託財産表示分 ⑦ 効力発生日 ⑧ 加入者口座コード ⑨ 単元未満株式の同時買取請求の有無 ⑩ 単元未満株式の同時買取請求の対象となる株数 (3) 振替口座簿への記録 機構及び口座管理機関は、行使請求受付場所（株主名簿管理人）から新株予約権行使により交付される振替株式についての通知を受領した日の翌営業日の午前9時に振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。 3. 新株予約権行使により生じる単元未満株式についての買取手続 (1) 振替日の決定及び通知 a 行使請求受付場所（株主名簿管理人）による機構への通知 行使請求受付場所（株主名簿管理人）は、買取価格が決定したときは、その翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対し、単元未満株式の買取日に係る次の事項をファイル伝送により通知する。 ① 買取請求に係る振替株式の銘柄コード	当該通知に係る直近下位機関に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。 ※ 機構は、直接口座管理機関に対する通知において、交付される振替株式が新株であるか発行者の自己株式か区別せず、交付される振替株式の総数を通知する。 ※ 新株予約権行使に対して自己株式を充当する場合には、機構及び行使請求受付場所（株主名簿管理人）は、新株予約権行使により交付される振替株式についての通知を受領した日の翌営業日の午前9時に発行者の自己株式の減少の記録を行う。 ※ 機構及び口座管理機関は、行使請求受付場所（株主名簿管理人）から通知された単元未満株式が買取請求の対象である場合には、当該単元未満株式を振替口座簿に記録したうえで、発行者の口座へ振替を行う時まで、振替及び抹消を停止する。 (業第215条) ※ 単元未満株式の振替先口座の指定がない場合には、制度参加の際に発行者が機構に届け出た口座を振替先口座とする。

内 容	備 考
② 権利行使等取次不能区分 ③ 株式等リファレンスNO ④ 買取請求に係る振替株式の数 ⑤ 加入者口座コード（単元未満株式の振替先口座） ⑥ 株主等照会コード ⑦ 買取日（振替日） ⑧ 1株あたりの買取価格 ⑨ 買取代金 b 機構による直接口座管理機関への通知 機構は、行使請求受付場所（株主名簿管理人）から、単元未満株式の買取日に係る通知を受けたときは、通知を受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、新株予約権行使請求を機構に通知した機構加入者に対して、次の事項をファイル伝送により通知する。 ① 機構加入者コード ② 買取請求に係る振替株式の銘柄コード ③ 株式等リファレンスNO ④ 買取請求に係る振替株式の数 ⑤ 加入者口座コード ⑥ 買取日 ⑦ 1株あたりの買取価格 ⑧ 買取代金 ⑨ 加入者口座コード（単元未満株式の振替先口座） （2）買取代金の支払いと単元未満株式の振替 機構は、買取日の業務開始時（午前9時）に新株予約権行使請求を機構に通知した機構加入者の口座の買取請求中数量となっている株数を行使請求受付場所（株主名簿管理人）の指定した口座へ振り替える。 行使請求受付場所（株主名簿管理人）は、買取日に買取請求をした加入者に対し、指定された方法により買取代金の支払いを行う。 4. 新株予約権行使請求等の制限 （1）新株予約権行使請求の制限 機構は、次に掲げる日においては、新株予約権行使請求の取次ぎを行わない。 ① 新株予約権行使により交付される振替株式に係る株主確定日及びその前営業日 ② 元利払期日の前営業日	※ 株式分割、株式併合、合併等の権利付最終日までに買取価格が決定しない場合の取扱いについては、単元未満株式の買取請求の処理に準じる。 ※ 買取代金には、単元未満株式に係る売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税、端数償還金及び調整金の額は含まない。 ※ 口座管理機関は、直近上位機関から買取日等の通知を受けたときは、直近下位機関に、必要な事項を通知する。 ※ 請求者の口座に係る区分口座と振替先口座（発行者の口座）に係る区分口座が同一であるときは、機構における振替は行われない。 （業第213条、施第285条） ※ 機構は、左記の日の新株予約権行使請求の取次ぎを受けたときは、エラーとする。

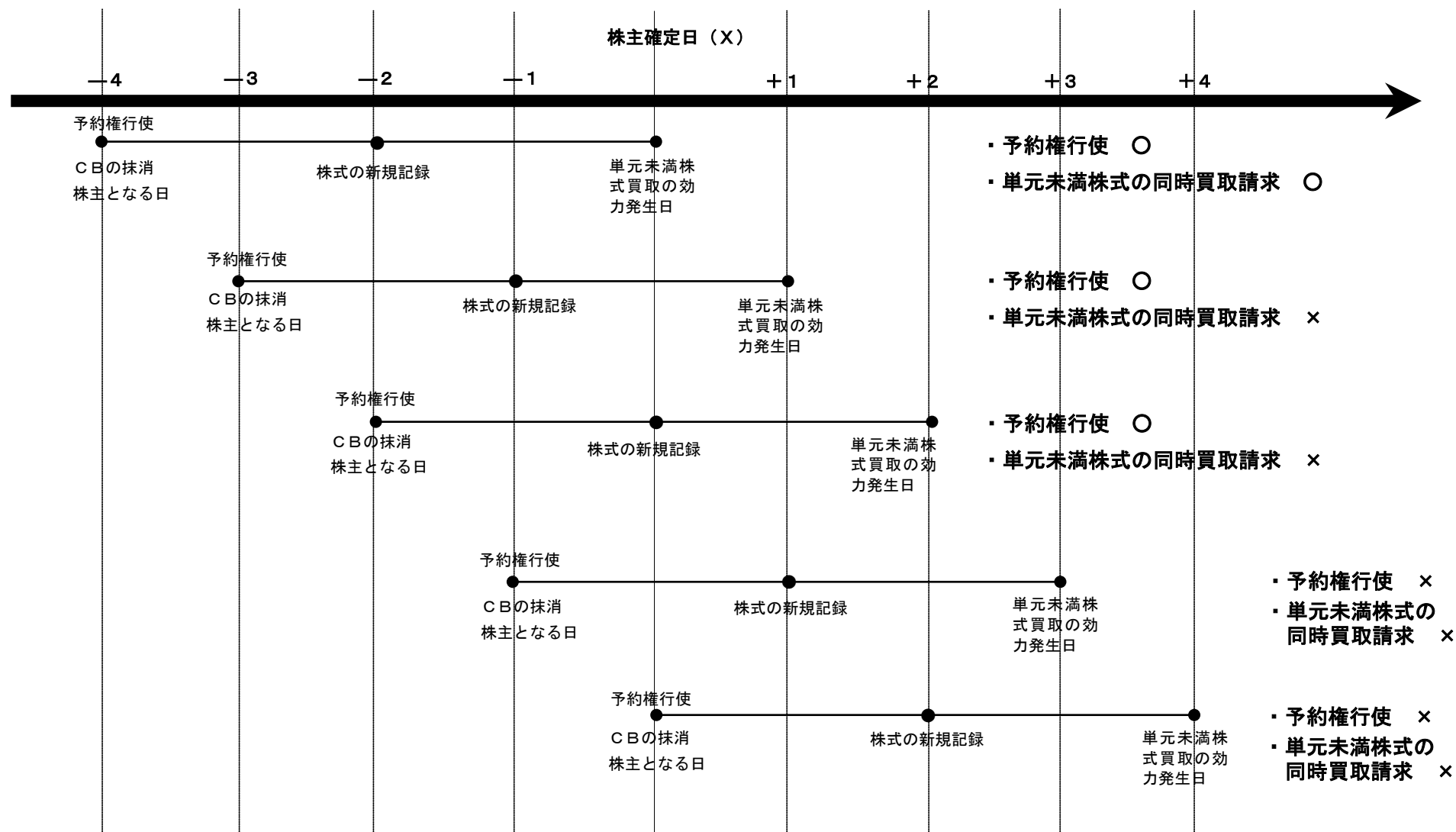
内 容	備 考
③ その他機構が必要であると認めた日 (2) 新株予約権行使請求と同時にを行う単元未満株式の買取請求の取次ぎの制限 機構は、株主確定日（発行者が請求する総株主通知に係る株主確定日を含む。）がある場合には、株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日から（株主確定日が休日の場合は4営業日前の日から）株主確定日までの間においては、新株予約権行使請求と同時に行使請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを行わないこととする。	

以 上

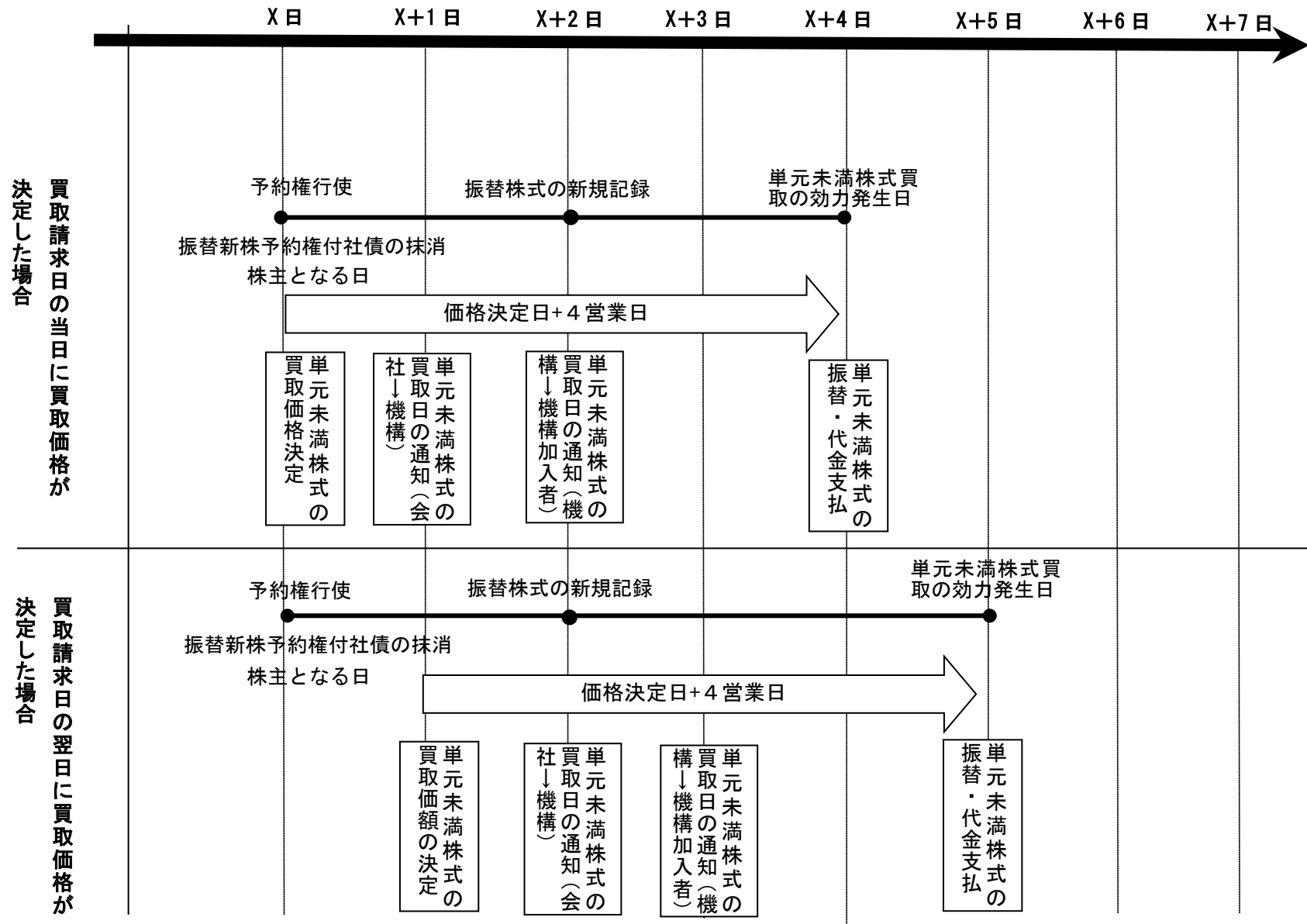
振替新株予約権付社債の新株予約権行使（処理フロー）



振替新株予約権付社債の新株予約権行使の制限日の取扱い



新株予約権行使により生じた単元未満株式の買取請求に係る処理日程について



第10節 合併等において振替新株予約権付社債が承継される場合の手續

内 容	備 考
1. 消滅会社等の振替新株予約権付社債に係る抹消通知及び存続会社等の振替新株予約権付社債の新規記録通知 (1) 消滅会社等による通知 吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転完全親会社（以下「存続会社等」という。）が吸収合併消滅会社、新設合併消滅会社、吸収分割会社、新設分割会社、株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社（以下「消滅会社等」という。）の新株予約権付社債権者に対し、存続会社等の新株予約権付社債を交付（承継）する場合には、消滅会社等は、取締役会決議後、速やかに（合併等効力発生日（吸収合併等がその効力を生ずる日又は新設会社等の成立の日をいう。以下この節において同じ。）の前営業日から起算して2週間前の日又は新株予約権付社債権者の確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに）機構に対し、以下の事項を Target 保振サイトにより通知する。 ① 承継される振替新株予約権付社債の銘柄 ② 承継（抹消）に係る手続日程 ③ 消滅会社等の振替新株予約権付社債の全部抹消日 ④ 割当比率（承継後の銘柄の発行総数／承継される銘柄の発行総数） ⑤ 合併等の期日 (2) 存続会社等による通知 消滅会社等の振替新株予約権付社債を存続会社等が承継するときには、存続会社等は、取締役会決議後、速やかに（吸収合併、吸収分割及び株式交換の場合は、合併等効力発生日の前営業日から起算して2週間前の日又は新株予約権付社債権者の確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに）機構に対し、以下の事項を Target 保振サイトにより通知する。 ① 承継後の振替新株予約権付社債の銘柄 ② 承継（新規記録）に係る手続日程 ③ 新規記録する日 ④ 割当比率（承継後の銘柄の発行総数／承継される銘柄の発行総数） ⑤ 合併等の期日 ⑥ 自己の保有する振替新株予約権付社債を移転する場合は、移転する金額及び当該金額の記録された発行者の口座（加入者口座コード）	（業第 225 条第 1 項、施第 304 条） ※ 当該通知は、法第 200 条第 1 項の通知（全部抹消通知）である。 ※ 消滅会社等の通知については、第 1 章第 2 節「発行者の決定事項等の通知」を参照。 ※ 当該通知は、法第 195 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。 ※ 存続会社等の通知については、第 1 章第 2 節「発行者の決定事項等の通知」を参照。

内 容	備 考
(3) 機構加入者及び間接口座管理機関に対する通知 機構は、消滅会社等及び存続会社等から(1)及び(2)の通知を受けた場合には、合併等効力発生日の前営業日から起算して1ヶ月前の日に(合併等効力発生日の前営業日から起算して1ヶ月前の日以降に通知を受けた場合は、通知を受けた後速やかに)、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、発行者から通知された事項等をTarget 保振サイトにより通知する。 2. 存続会社等の発行代理人による銘柄情報等の通知 (1) 存続会社等の発行代理人による銘柄情報等の通知 存続会社等の発行代理人は、発行者の取締役会決議後、速やかに(合併等効力発生日の前営業日から起算して2週間前の日又は新株予約権付社債権者の確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)機構に対し、存続会社等が交付(承継)する振替新株予約権付社債の銘柄情報をファイル伝送又はTarget 保振サイトへのCSVファイルアップロードにより通知するとともに存続会社等の振替新株予約権付社債の発行要項をPDFの形式でTarget 保振サイトにより通知する。 (2) 機構の機構加入者に対する通知 機構は、存続会社等の発行代理人から(1)の銘柄情報の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して3営業日後の日に機構加入者に対し、ファイル伝送により通知する。 3. 総新株予約権付社債権者通知の日程案内等 機構は、合併等効力発生日の前営業日から起算して5営業日前の日に「総新株予約権付社債権者通知日程案内」を機構加入者に通知する。 (1) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末	(業第225条第3項から第5項、施第306条) (業第225条第2項、施第305条第2項) ※ 銘柄情報の通知については、第2節「銘柄情報の通知」を参照。 ※ 新設合併、新設分割及び株式移転の場合においては、消滅会社等の発行代理人が存続会社等の発行代理人として選任されることを想定している。 ※ 機構は、存続会社等の発行代理人から通知された発行要項を機構ホームページに掲載することにより公示を行った後、改めて割当計算により確定した振替新株予約権付社債の金額を公示する。公示の具体的な処理方法については、第15節「振替新株予約権付社債の総数等の公示」を参照。 (業第242条、施第320条から第322条) ※ 機構は、合併等効力発生日の前営業日を新株予約権付社債権者の確定日として全部抹消される銘柄についての総新株予約権付社債権者通知を行う。(総新株予約権付社債権者通知の手続につい

内 容	備 考
(2) 取扱時間 a ファイル伝送 合併等効力発生日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時 b 統合Web端末 合併等効力発生日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※ 合併等効力発生日の前営業日から起算して5営業日前の日から新株予約権付社債権者の確定日の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会が可能。 (3) 主な通知事項 ① 銘柄 ② 総新株予約権付社債権者通知事由（増減資等の種別） ③ 配分明細の有無 ④ 日程案内（総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知日、「総新株予約権付社債権者報告データ」報告日（自/至）、総新株予約権付社債権者通知日、配分明細通知日、口座簿記載予定日） ⑤ 効力発生日 ⑥ 新株予約権付社債権者の確定日 ⑦ 対価交付比率 4. 新株予約権付社債権者の口座における増額記録 (1) 機構及び口座管理機関における増加すべき存続会社等の振替新株予約権付社債の金額の計算 機構及び口座管理機関は、合併等効力発生日の前営業日において、次に掲げる消滅会社等の銘柄について、合併等効力発生日において増加の記録をすべき金額として、それぞれ次に定める金額を算出する。 a 加入者の口座の保有欄に記録された振替新株予約権付社債（買取口座に記録された振替新株予約権付社債であって、その買取りの効力が生じていないものを除く。） - 増加すべき口座は、当該保有欄とする。 - 増加すべき存続会社等の振替新株予約権付社債の金額は、当該保有欄に記録されている消滅会社等の振替新株予約権付社債の金額に対価交付比率を乗じて得た金額(端数は切り捨てる。)とする。 b 加入者の口座の保有欄に記録された振替新株予約権付社債であって信託財産名義管理簿に記録された振替新株予約権付社債	ては、第12節「総新株予約権付社債権者通知の手続」を参照。） ※ 総新株予約権付社債権者通知日程案内とは別に、新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して11営業日前の日にも、総新株予約権付社債権者通知に関する日程（取扱廃止事前通知）を通知する。 (業第225条6項から第13項) ※ 譲渡担保として、保有欄に記録されている振替新株予約権付社債については、振替株式における特別株主の申出に相当する仕組みがないため、譲渡担保権者の保有欄に取得対価銘柄が記録される。

内 容	備 考
- 増加すべき口座は、信託財産名義である加入者の口座の保有欄とする。 - 増加すべき存続会社等の振替新株予約権付社債の金額は、当該保有欄に記録されている消滅会社等の振替新株予約権付社債の信託財産名義ごとの金額に対価交付比率を乗じて得た金額（端数は切り捨てる。）とする。 c 加入者の口座の質権欄に記録された振替新株予約権付社債及び買取口座に記録された振替新株予約権付社債（その買取りの効力が生じていないものに限る。） - 増加すべき口座は、質権の目的となっている振替新株予約権付社債の新株予約権付社債権者又は反対新株予約権付社債権者の口座の保有欄とする。 - 増加すべき存続会社等の振替新株予約権付社債の金額は、新株予約権付社債権者ごとの消滅会社等の振替新株予約権付社債の金額に対価交付比率を乗じて得た金額（端数は切り捨てる。）とする。 （２）口座管理機関における質権の設定された消滅会社等の振替新株予約権付社債又は反対新株予約権付社債権者の新株予約権付社債買取請求のされた消滅会社等の振替新株予約権付社債（その買取りの効力が生じていないものに限る。）についての取扱い 質権の設定された消滅会社等の振替新株予約権付社債又は反対新株予約権付社債権者の新株予約権付社債買取請求のされた消滅会社等の振替新株予約権付社債（その買取りの効力が生じていないものに限る。）については、当該消滅会社等の振替新株予約権付社債が記録された口座と存続会社等の振替新株予約権付社債の増加を記録すべき口座とが異なるため、消滅会社等の振替新株予約権付社債が記録された口座を開設する口座管理機関（以下「質権者側口座管理機関」という。）から存続会社等の振替新株予約権付社債の増加を記録する口座を開設する口座管理機関（以下「質権設定者側口座管理機関」という。）へ階層構造を通じて存続会社等の振替新株予約権付社債の増加記録のために必要な情報を通知する必要がある。なお、通知を受けた質権設定者側口座管理機関は存続会社等の振替新株予約権付社債の増加記録を行う。 a 通知事項 質権者側口座管理機関から質権設定者側口座管理機関へ以下の事項を通知する。 ① 存続会社等の振替新株予約権付社債を増加記録すべき口座（加入者口座コード） ② 増加を記録すべき金額 ③ 消滅会社等の振替新株予約権付社債の記録がされていた口座（加入者口座コード） ④ 消滅会社等の振替新株予約権付社債の銘柄及び銘柄コード b 口座管理機関における処理 （a）質権者側口座管理機関における処理 質権者側口座管理機関は、次に掲げる措置をとらなければならない。	※ 振替新株予約権付社債については、振替株式における登録質権者となる旨の申出に相当する制度は存在しない。 （業第 225 条第 6 項から第 13 項） ※ 左記の情報の通知は、振替システムを利用しないで行う。 ※ 左記に掲げるそれぞれの口座管理機関は、自身が質権設定者側口座管理機関の上位機関である場合には、直近下

内 容	備 考
① 質権者側口座管理機関が質権設定者側口座管理機関の上位機関でない場合には、その直近上位機関に対する通知事項の通知 ② 質権者側口座管理機関が質権設定者側口座管理機関である場合には、当該口座における増加の記録 ③ 質権者側口座管理機関が質権設定者側口座管理機関の上位機関である場合には、直近下位機関に対する通知事項の通知 (b) 直近下位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関における処理 直近下位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関は、次に掲げる措置をとらなければならない。 ① 当該通知を受けた口座管理機関が質権設定者側口座管理機関の上位機関でない場合には、その直近上位機関に対する通知事項の通知 ② 当該通知を受けた口座管理機関が質権設定者側口座管理機関である場合には、当該口座における増加の記録 ③ 当該通知を受けた口座管理機関が質権設定者側口座管理機関の上位機関である場合には、その直近下位機関に対する通知事項の通知 (c) 直近上位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関における処理 直近上位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関は、次に掲げる措置をとらなければならない。 ① 当該通知を受けた口座管理機関が質権設定者側口座管理機関である場合には、当該口座における増加の記録 ② 当該通知を受けた口座管理機関が質権設定者側口座管理機関の上位機関である場合には、その直近下位機関に対する通知事項の通知	位機関へ通知事項を通知し、質権設定者側口座管理機関の下位機関である場合には、直近上位機関へ通知事項を通知する。上記のどちらでもない場合には、直近上位機関へ通知事項を通知する。通知を受けた質権設定者側口座管理機関は、存続会社等の振替新株予約権付社債の増加記録を行う。

内 容	備 考
<pre> graph TD A[質権者側口座管理機関 直近上位機関への通知] -- "(a) ①" --> B[間接口座管理機関 直近上位機関への通知] B -- "(b) ①" --> C[機構加入者 直近下位機関への通知] C -- "(b) ③" --> D[間接口座管理機関 直近下位機関への通知] D -- "(c) ②" --> E[質権設定者側口座管理機関 増加の記録] E -- "(c) ①" --> F[] </pre> (3) 間接口座管理機関による顧客口において記録すべき金額の通知 間接口座管理機関は、合併等効力発生日の前営業日に、その直近上位機関に、合併等効力発生日に当該間接口座管理機関の顧客口に記録すべき振替新株予約権付社債の金額の合計金額（(2) bによりその顧客口に増加すべき金額を除く。）を通知する。 (4) 機構加入者による新株予約権付社債数申告 a 機構加入者による新株予約権付社債数申告 機構加入者は、機構に対して以下により新株予約権付社債数申告を通知する。 (a) 顧客口に係る申告 直接口座管理機関は、合併等効力発生日の前営業日に、当該口座管理機関の顧客口に係る新株予約権付社債数申告として、機構に対し以下のとおり通知する。	(業第 225 条第 14 項及び第 15 項) (業第 225 条第 16 項から第 20 項) ※ 機構は、加入者の加入者口座コードから、機構が新規記録すべき区分口座を特定する。 ※ 「新株予約権付社債数申告」の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いと

内 容	備 考
ア 通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末 イ 取扱時間 (ア) ファイル伝送 合併等効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時 (イ) 統合W e b 端末 合併等効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時 ウ 主な通知内容 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 消滅会社等の振替新株予約権付社債の銘柄 ③ 当該顧客口(区分口座)において増加すべき存続会社等の振替新株予約権付社債の金額 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に記録すべき振替新株予約権付社債があるときは、上記に加えて④及び⑤の事項を通知するとともに、③の事項に代えて⑥の事項を通知する。 ④ 質権に係る振替新株予約権付社債権者又は買取口座に記録されている振替新株予約権付社債(その買取りの効力が生じていないものに限る。)に係る反対新株予約権付社債権者である加入者の加入者口座コード ⑤ 質権者である加入者又は買取口座の開設の申出をした発行者の加入者口座コード ⑥ ④の口座で増加すべき存続会社等の振替新株予約権付社債の金額 (b) 自己口(信託口)に係る申告 信託口(信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。)を有する機構加入者は、合併等効力発生日の前営業日に、機構に対し、自己口に係る新株予約権付社債数申告として、以下の事項を通知する。 ア 通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末	する。 - 合併等効力発生日の前営業日に訂正を行うときは、統合W e b 端末の場合は、入力済の申告を取り消したうえで統合W e b 端末による再入力を行い、ファイル伝送の場合は前日請求ファイルを再送する。 - 合併等効力発生日及びその翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 - 合併等効力発生日から起算して3営業日目の日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。 ※ 直接口座管理機関が共通直近上位機関である場合においても、質権新株予約権付社債が記録された口座又は買取口座の上位の区分口座と増加すべき口座の上位の区分口座が異なるときは、当該増加すべき口座及び増加すべき金額について、①～⑥(③を除く。)の申告をする必要がある。

内 容	備 考
イ 取扱時間 （ア）ファイル伝送 合併等効力発生日の前営業日の午前 3 時から午後 8 時 （イ）統合W e b 端末 合併等効力発生日の前営業日の午前 9 時から午後 8 時 ウ 主な通知内容 ① 機構加入者コード（区分口座） ② 消滅会社等の振替新株予約権付社債の銘柄 ③ 当該自己口（区分口座）において増加すべき存続会社等の振替新株予約権付社債の金額 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に記録すべき振替新株予約権付社債があるときは、上記に加えて④及び⑤の事項を通知するとともに、③の事項に代えて⑥の事項を通知する。 ④ 質権に係る振替新株予約権付社債権者である加入者の加入者口座コード ⑤ 質権者である加入者の加入者口座コード ⑥ ④の口座で増加すべき存続会社等の振替新株予約権付社債の金額 b 機構による機構加入者への通知 機構は、統合W e b 端末により新株予約権付社債数申告を受けたときは、受付時に「受付済通知／エラー通知」を送信し、ファイル伝送により新株予約権付社債数申告をした機構加入者へは、受付時に確認ファイルをファイル伝送により送信する。 また、合併等効力発生日の午前 3 時以降に機構加入者に通知する「帳表ファイル」において、各区分口座で増加記録すべき金額を通知するとともに、当該区分口座に係る質権に係る存続会社等の振替新株予約権付社債を増加すべき口座のあるときは、当該加入者の加入者口座コード及び当該加入者の口座において増加すべき存続会社等の振替新株予約権付社債の金額を通知する。	※ 担保専用口には、事前に担保解除を行うことなどにより、当該口座管理機関が開設した加入者以外の加入者からの担保は受入れていない（他の機構加入者に特別株主の管理事務を再委託している振替株式は記録されていない）ものとする。 ※ 担保専用口について、当該申告をする機構加入者が開設する加入者の口座から差し入れられた担保株式が記録されているときは、①～⑥（③を除く）の申告をする必要がある。 ※ 機構から存続会社等の振替新株予約権付社債を増加すべき口座及び増加すべき振替新株予約権付社債の金額の通知を受けた口座管理機関が増加記録すべき口座を開設したものである場合には、当該口座において増加すべき金額に当該通知された金額を加算する。当該口座管理機関が増加記録すべき口座を開設したものでないときは、直ちに、その直近下位機関であって増加記録すべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、増加記録すべき口座及び当

内 容	備 考
(5) 自己口への記録 機構及び口座管理機関は、吸収合併、株式交換、吸収分割の場合は、合併等効力発生日の業務開始時（午前9時）に、新設合併、株式移転、新設分割の場合は、合併等効力発生日（登記日）の午後3時30分にその開設する加入者の自己口に増加させるべき存続会社等の振替新株予約権付社債の金額の増加の記録をする。 (6) 顧客口への記録 機構及び口座管理機関は、吸収合併、株式交換、吸収分割の場合は、合併等効力発生日の業務開始時（午前9時）に、新設合併、株式移転、新設分割の場合は、合併等効力発生日（登記日）の午後3時30分において、その直近下位機関の口座の顧客口に増加させるべき存続会社等の振替新株予約権付社債の金額の増加の記録をする。 (7) 消滅会社等の振替新株予約権付社債の記録の抹消 機構及び口座管理機関は、合併等の効力が合併等効力発生日を要件とする場合には、合併等効力発生日の業務開始時（午前9時）に、合併等の効力が登記を要件とする場合には、合併等効力発生日の振替処理終了時（午後3時30分）に消滅会社等の振替新株予約権付社債が記録されている口座において、当該振替新株予約権付社債の全部についての記録を抹消する。 5. 自己の振替新株予約権付社債を交付する場合の取扱い (1) 発行者の一部抹消の申請 存続会社等は、新株予約権付社債権者に自己の振替新株予約権付社債を交付しようとするときは、合併等効力発生日の前営業日から起算して2営業日前の日までにその直近上位機関に対して、次の事項を示して当該振替新株予約権付社債の一部抹消の申請をしなければならない。 ① 交付しようとする自己の存続会社等の振替新株予約権付社債が記録されている口座 ② 交付しようとする自己の存続会社等の振替新株予約権付社債の銘柄及び金額 ③ 振替日（合併効力発生日）	該口座で増加を記録すべき金額を通知するとともに、当該直近下位機関の顧客口に増加すべき金額に当該金額を加算する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。 (業第225条第21項及び第22項) (業第225条第21項及び第22項) ※ 口座管理機関の顧客口に増加すべき金額は、当該顧客口の開設を受けている口座管理機関又はその下位の口座管理機関の開設する自己口に増加すべき金額を合算した金額とする。 (業第225条第21項及び第22項) (業第226条第1項から第8項) ※ 自己の振替新株予約権付社債を交付する場合の一部抹消の手続は、振替法上の振替手続をシステム上実現するための手続である。 ※ 発行者から一部抹消の申請を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、直

内 容	備 考
(2) 発行者による支払代理人への通知 存続会社等は、支払代理人に対し、自己の振替新株予約権付社債を交付する旨を書面等により通知する。 (3) 機構加入者による機構への通知 機構加入者は、先日付買入消却又は当日買入消却に係る一部抹消通知を機構に通知する。 6. 直接口座管理機関による総新株予約権付社債権者報告 直接口座管理機関は、機構からの総新株予約権付社債権者通知日程案内に従い、新株予約権付社債権者確定日（合併等効力発生日の前営業日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの消滅会社等の振替新株予約権付社債の銘柄に係る情報を、新株予約権付社債権者確定日の翌営業日及び翌々営業日において、「総新株予約権付社債権者報告データ」として機構に通知する。 7. 機構による割当計算 (1) 割当てを受けるべき新株予約権付社債権者 機構は、合併等効力発生日の前営業日における新株予約権付社債権者について割当計算を行う。 (2) 割当計算の方法 機構は、新株予約権付社債権者ごとに、当該新株予約権付社債権者の振替新株予約権付社債の金額（当該新株予約権付社債権者の保有欄に記録されていた金額と、質権者の口座に記録されている当該新株予約権付社債権者の振替新株予約権付社債の金額と、買取口座に記録されている当該新株予約権付社債権者の新株予約権付社債（その買取りの効力が生じていないものに限る。）の金額を合計した金額。）に対価交付比率を乗じて存続会社等の振替新株予約権付社債を保有する金額を算出する。 (3) 割当計算後の振替新株予約権付社債の金額の通知 機構は、機構加入者に、以下のとおり「配分明細通知データ」を通知する。 a 通知手段 ファイル伝送 b 取扱時間 合併等効力発生日から起算して4営業日後の日（総新株予約権付社債権者通知日）の午前3時から午後8時	ちに、その直近上位機関に対し、①～③の事項を通知しなければならない。 ※ 買入消却の具体的な方法は、第7節「買入消却の手続」を参照。 (業第227条、施第313条から第315条) ※ 新株予約権付社債権者ごとの金額は、機構において、加入者ごとに、名寄せ合算した金額とする。 ※ 直接口座管理機関は、機構から配分明細通知データを受けたときは、直ちに、その直近下位機関（存続会社等の振替新株予約権付社債の増加を記録した口座の加入者の上位機関に限る。）に必要な事項を通知するものとする。当該通知を受けた口座管理機関も同様とす

内 容	備 考
c 主な通知内容 ① 機構加入者コード ② 消滅会社等の振替新株予約権付社債の銘柄 ③ 存続会社等の振替新株予約権付社債の銘柄 ④ 総新株予約権付社債権者通知事由 ⑤ 割当の対象となる加入者の加入者口座コード ⑥ 質権者又は買取口座の開設の申出をした発行者の加入者口座コード ⑦ 配分数量 ⑧ 調整数量の振替口座簿記録予定日 ⑨ 調整数量 ⑩ 調整数量の効力発生日 8. 特別口座に記録された振替新株予約権付社債の取扱い (1) 発行者による新株予約権付社債権者に対する通知 株式交換、株式移転、会社分割（以下「株式交換等」という。）により完全親会社又は承継会社若しくは設立会社となる発行者（以下「完全親会社等」という。）は、株式交換等により完全子会社又は分割会社となる発行者（以下「完全子会社等」という。）の新株予約権付社債権者に対し、完全親会社等の振替新株予約権付社債を交付する場合には、完全子会社等により開設された特別口座の新株予約権付社債権者に対し、法第196条第1項の通知（発行者が振替新株予約権付社債の口座を知ることができない場合に関する手続）を行う。	る。 ※ 機構は、割当計算後の振替新株予約権付社債権者ごとの金額に係る新株予約権付社債権者ごとの小数点以下の金額を総新株予約権付社債権者通知により当該発行者に通知する。 （業第228条） ※ 株式交換等の場合には、完全親会社等と完全子会社等は、別の発行者であるため、完全子会社等により開設された特別口座に親会社等の振替新株予約権付社債を記録できないことから、法第196条第1項の通知を行うものである。 ※ 合併等により振替新株予約権付社債が承継される場合については、消滅会社と存続会社又は設立会社は、合併等により同一の発行者となるため、法第196条第1項の通知は、不要である。 ※ 発行者は、完全親会社等の振替新株予約権付社債を記録する口座を通知しない新株予約権付社債権者については、合併等効力発生日の前営業日から起算して2営業日前までに特別口座に記録されている完全子会社等の振替新株予約権付社債を他の口座へ振替えるよう周知に努めなければならない。

内 容	備 考
(2) 発行者への口座の通知 法第 196 条第 1 項の通知を受けた新株予約権付社債権者は、完全親会社等に対し、完全親会社等の振替新株予約権付社債の交付を受けるための口座を郵送等、発行者が指定した方法により通知する。 (3) 新株予約権付社債権者による事前の振替がされなかった場合の取扱い a 完全子会社等から口座管理機関への訂正の依頼 完全子会社等は、合併等効力発生日の前営業日から起算して 2 営業日前までに完全子会社等の新株予約権付社債権者が特別口座に記録されている振替新株予約権付社債を他の口座に振り替えなかった場合には、合併等効力発生日の前営業日に特別口座を開設している口座管理機関に対し、以下の事項を示して、訂正を依頼する。 ① 完全子会社等の銘柄 ② 完全子会社等が開設した特別口座に記録されている振替新株予約権付社債の金額 ③ 完全子会社等が開設した特別口座の加入者口座コード ④ 完全親会社等の振替新株予約権付社債の交付を受けるための口座の加入者口座コード ⑤ 訂正日（振替日） b 振替を利用した口座管理機関による訂正 口座管理機関は、完全子会社等から a の通知を受けた場合には、株式交換、吸収分割の場合は、合併等効力発生日の業務開始時（午前 9 時）に、株式移転、新設分割の場合は、合併等効力発生日（登記日）の午後 3 時 30 分に完全子会社等が開設した特別口座に、完全親会社等の振替新株予約権付社債を一旦記録した後に、直ちに当該振替新株予約権付社債を所定の口座（(3) ④の口座）に振替える。振替に際しては、振替先口座の照会機能又は振替のメッセージ欄を利用する等して、振替先の口座管理機関に対し、当該振替が訂正によるものである旨を連絡する。 9. 振替制度に移行していない新株予約権付社債の取扱い (1) 合併等の効力発生日前に承継に係る新株予約権付社債を振替制度に移行した場合の取扱い 消滅会社等の社債券を有する新株予約権付社債権者は、合併等の効力発生日の前に、存続会社等の振替新株予約権付社債（以下「承継銘柄」という。）の交付を受けるための口座を開設する口座管理機関を通じて、当該社債券を移行する。移行された新株予約権付社債については、存続会社等の振替新株予約権付社債として承継され、合併等の効力発生日に当該口座において新規記録される。	※ 完全親会社等の振替新株予約権付社債を完全子会社等が開設した特別口座に記録する処理は、便宜的な処理であるため、口座管理機関は、直ちに振替を実行する。 ※ 合併等により消滅会社等が発行している特例新株予約権付社債のうち、振替制度に移行していない新株予約権付社債券（以下この節において「社債券」という。）が存続会社等に振替新株予約権付社債として承継される場合の取扱いについて定めたものである。

内 容	備 考
(2) 合併等の効力発生日前に承継に係る新株予約権付社債を振替制度に移行しなかった場合の取扱い a 社債券の提出の取次ぎの請求 消滅会社等の新株予約権付社債券を有する新株予約権付社債権者は、承継銘柄の交付を受けるための口座を開設する口座管理機関に対し、社債券の提出の取次ぎを請求する。 b 口座管理機関による社債券の提出の取次ぎ等 社債券の提出の取次ぎの請求を受けた口座管理機関は、社債券の真贋を確認のうえ、承継銘柄の発行代理人に対し、社債券の提出を取り次ぐとともに承継銘柄を新規記録するために必要な情報として次の事項（以下この節において「新規記録情報」という。）を電子メール等により通知する。 ① 新規記録先の口座管理機関 ② 新規記録先の口座管理機関が機構加入者である場合には、機構加入者コード ③ 新規記録先の口座管理機関が機構加入者でない場合には、その上位機関である機構加入者の機構加入者コード ④ 承継銘柄の銘柄略称 ⑤ 承継銘柄の銘柄コード及び I S I Nコード ⑥ 新規記録される承継銘柄の金額 ⑦ 加入者口座コード ⑧ その他発行代理人が求める情報 c 発行代理人による新規記録情報通知 口座管理機関を通じて社債券の提出を受けた承継銘柄の発行代理人は、社債券の真贋を確認のうえ、社債券の提出を受けた日から起算して3営業日後の日に次の事項（以下この節において「新規記録情報通知」という。）を機構に対し、通知する。	※ 新株予約権付社債権者は、社債券を直接、消滅会社等に提出することができないものとする。 ※ 新株予約権付社債券は、合併等の効力発生日の前営業日から起算して6営業日前までに振替新株予約権付社債に移行しておく必要がある。当該日までに移行しなかった場合には、合併等の効力発生日以降に手続を行う。 ※ 新株予約権付社債権者は、社債券の提出の取次ぎを口座管理機関に請求するまでに承継銘柄を新規記録するための口座を開設しておく必要がある。 ※ 発行代理人は、新規記録情報に不備があった場合には、口座管理機関に対し、その旨を電子メール等により通知する。 ※ 社債券の提出を取り次いだ口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関にも新規記録情報を通知する。 ※ 新規記録情報通知は決済照合システムを利用せずに行う。

内 容	備 考
① 送信者リファレンスNO ② 発行代理人コード ③ 銘柄コード ④ 新規記録される承継銘柄の金額 ⑤ 加入者口座コード ⑥ 新規記録先の機構加入者の機構加入者コード（新規記録先の口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関の機構加入者コード） ⑦ 払込期日（新規記録日） d 発行口の記録 新規記録情報通知を受けた機構は、直ちに振替システムにおいて発行口の記録を行うとともに発行代理人及び機構加入者に対し、次の事項（以下この節において「発行口記録情報通知」という。）を通知する。 ① 株式等リファレンスNO ② 送信者リファレンスNO ③ 発行代理人コード ④ 銘柄コード ⑤ 新規記録される承継銘柄の金額 ⑥ 加入者口座コード ⑦ 新規記録先の機構加入者の機構加入者コード（新規記録先の口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関の機構加入者コード） ⑧ 払込期日（新規記録日） e 発行代理人による新規記録通知 発行代理人は、社債券の提出を受けた日から起算して5営業日後の日に機構に対し、口座振替システムにより次の事項（以下この節において「資金振替済通知（新規記録）」という。）を通知する。 ① 株式等リファレンスNO ② 送信者リファレンスNO ③ 発行代理人コード ④ 承継銘柄の銘柄コード f 新規記録 発行代理人から資金振替済通知（新規記録）の通知を受けた機構は、機構加入者の口座又は新規記	※ 発行口記録情報通知を受けた機構加入者は、通知内容を確認し、誤りがある場合には、発行代理人に対し、新規記録情報通知の内容に誤りがある旨を通知する。 ※ 元利払期日の前営業日は、新規記録ができないため、発行代理人は、社債券の提出を受けた日から起算して5営業日後の日が元利払期日の前営業日にあたる場合には、社債券の提出を受けた日から起算して6営業日後の日に資金振替済通知（新規記録）を機構に通知するものとする。 ※ 機構から新規記録済通知を受けた直

内 容	備 考
録先の口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、上位機関である機構加入者の口座に増加記録を行い、発行代理人、機構加入者及び株主名簿管理人に対し、次の事項（以下この節において「新規記録済通知」という。）を通知する。 ① 株式等リファレンスNO ② 送信者リファレンスNO ③ 払込期日（新規記録日） ④ 銘柄コード ⑤ 新規記録された承継銘柄の金額 ⑥ 株主名簿管理人コード ⑦ 発行代理人コード ⑧ 記録先の機構加入者コード	接口座管理機関は、直ちにその直近下位機関に対し、通知する。

以 上

合併等において新株予約権付社債が承継される場合の処理フロー

日 程	消滅会社等	存続会社等	機 構	機構加入者	処理概要
合併等効力発生日の2週間前まで	消滅会社等の振替 CB の抹消通知	消滅会社等の振替 CB の銘柄及び銘柄コード、抹消日 (=合併等効力発生日) 存続会社等の振替 CB の新規記録通知 存続会社等の振替 CB の銘柄及び銘柄コード、新規記録予定日 (=合併等効力発生日)、発行される存続会社等の振替 CB の総数及び総額 発行要項 同意書			① 消滅会社等は、合併等効力発生日までの2週間前までに機構に対し、書面等の方法により消滅会社等の振替新株予約権付社債に係る抹消通知を行う。 ② 存続会社等は、合併等効力発生日までの2週間前までに機構に対し、書面等の方法により存続会社等の振替新株予約権付社債に係る新規記録通知を行うとともに発行要項（原本）を機構に送付する（注）。 ③ 存続会社等は、機構が新株予約権付社債を取り扱うことについて同意書を提出する（既に同意書を提出している場合には、不要）。 （注）承継される振替新株予約権付社債が非上場新株予約権付社債の場合には、存続会社等は、合併等効力発生日の2週間前までの間に機構に対し、発行する振替新株予約権付社債について取扱申請を行い、銘柄コードを取得しておく必要がある（銘柄コードの取得方法は、「振替新株予約権付社債に係る銘柄情報の通知及び公示に関する手続」による）。
合併等効力発生日の2週間前の日の翌日まで			抹消、新規記録通知の内容確認 訂正依頼 訂正		機構は、消滅会社等から通知された抹消通知の内容及び存続会社等から通知された新規記録通知の内容が発行要項と差異がないか確認する。 抹消、新規記録通知の内容が発行要項と異なる場合には、機構は、その旨を消滅会社等又は存続会社等へ通知し、訂正を依頼する。

日 程	消滅会社等	存続会社等	機 構	機構加入者	処理概要
合併等効力発 生日			消滅会社等 の振替 CB の抹消及び 存続会社等 の振替 CB の新規記録 公 示	消滅会社等 の振替 CB の抹消及び 存続会社等 の振替 CB の新規記録	① 機構及び機構加入者は、合併等効力発生日に消滅会社等の振替新株予約権付社債の抹消及び存続会社等の振替新株予約権付社債の新規記録を行う（注１～３）。 （注１）消滅会社等の振替新株予約権付社債から存続会社等の振替新株予約権付社債へ銘柄を変更することにより行う。 （注２）新設合併又は株式移転の場合には、合併効力発生日（登記日）の振替処理終了時（15:30）、吸収合併又は株式交換の場合には、合併等効力発生日の業務開始時（9:00）に行う。 （注３）機構は、消滅会社等の支払代理人に対し、消滅会社等の振替新株予約権付社債を抹消した旨を通知するとともに存続会社等の発行代理人に対し、存続会社等の振替新株予約権付社債を新規記録した旨を通知する。 ② 機構は、公示のために機構ホームページに発行要項をPDFにより掲示する。
新株予約権付 社債権者の確 定日＋２営業 日			←	総新株予約 権付社債権 者報告	口座管理機関は、機構に対し、新株予約権付社債権者の確定日における新株予約権付社債権者を報告する。
新株予約権付 社債権者の確 定日＋３営業 日以降		←	総新株予約 権付社債権 者通知		機構は、消滅会社等の新株予約権付社債権者について、存続会社等に対して、総新株予約権付社債権者通知を行う。

以 上

【合併等の効力発生日前に承継に係る新株予約権付社債を振替制度に移行しなかった場合の新規記録日程】

日程	・・・	X (社債券受領日)	X + 1	X + 2	X + 3	X + 4 (新規記録)
発行代理人				 新規記録情報通知	 発行口記録通知	 資金振替済通知
機 構		 社債券提出、 新規記録情報		 発行口記録通知	 新規記録	 新規記録済通知
口座管理機関						
新株予約権付 社債権者	 社債券提出					
備 考		発行代理人が社債券 を受領した日をX日 とする。			1日空ける。	

第 11 節 リコンサイルの手続

内 容	備 考
1. 発行総数と振替口座簿に記録すべき数についての照合 (1) 発行者における照合 a 機構による発行者への通知 機構は、毎営業日の夜間バッチ終了後、午前 3 時から午後 8 時までの間に、振替新株予約権付社債の行使請求受付場所である各株主名簿管理人及び各発行・支払代理人に対し、当該株主名簿管理人、当該発行・支払代理人が取扱う全銘柄について次に掲げる事項（「口座処理結果ファイル」）をファイル伝送及び C S V ファイルにより通知する。 ① 銘柄ごとの振替新株予約権付社債の数（前々営業日及び前営業日の確定残高、当日の振替開始時の残高） ② 前々営業日の振替終了時から前営業日の振替終了時、前営業日の振替終了時から当日の振替開始時の新規記録又は抹消をした振替新株予約権付社債の数 b 株主名簿管理人及び発行・支払代理人における照合 (a) 株主名簿管理人及び発行・支払代理人における照合 株主名簿管理人及び発行・支払代理人は、機構から前 a の通知を受けた日に、その内容とその銘柄の発行総数とを照合する。 (b) 株主名簿管理人及び発行・支払代理人における照合で振替新株予約権付社債の数に相違があることとなった場合の手続 株主名簿管理人及び発行・支払代理人は、(a) の照合結果に相違がある銘柄がある場合には、直ちに、機構に電話等で連絡をする。株主名簿管理人、発行・支払代理人及び機構は、相違があることとなった理由を確認し、必要な修正を行う。 2. 機構加入者の振替口座簿に記録すべき数についての照合 (1) 当日振替時限終了後の手続 a 機構による機構加入者への通知 機構は、各機構加入者に対し、毎営業日の当日振替時限終了後、午後 4 時 30 分から午後 8 時までの間、次に掲げる事項「残高確認データ」をファイル伝送により通知する。	(業第 234 条第 1 項) ※ 機構は、株主名簿管理人に対しては、C S V ファイルにより「口座処理結果ファイル」を通知しない。 ※ 特例新株予約権付社債については、個別移行の受入により増加の記録を行った数についても通知する。 (業第 234 条第 2 項) ※ 株主名簿管理人及び発行・支払代理人は、「リコンサイル用残高データ」を送信しない。 (施第 318 条) ※ リコンサイル不一致連絡票 (TA 用) については、機構ホームページに掲載の書式 (ST01-14) を参照。 (業第 235 条第 1 項)

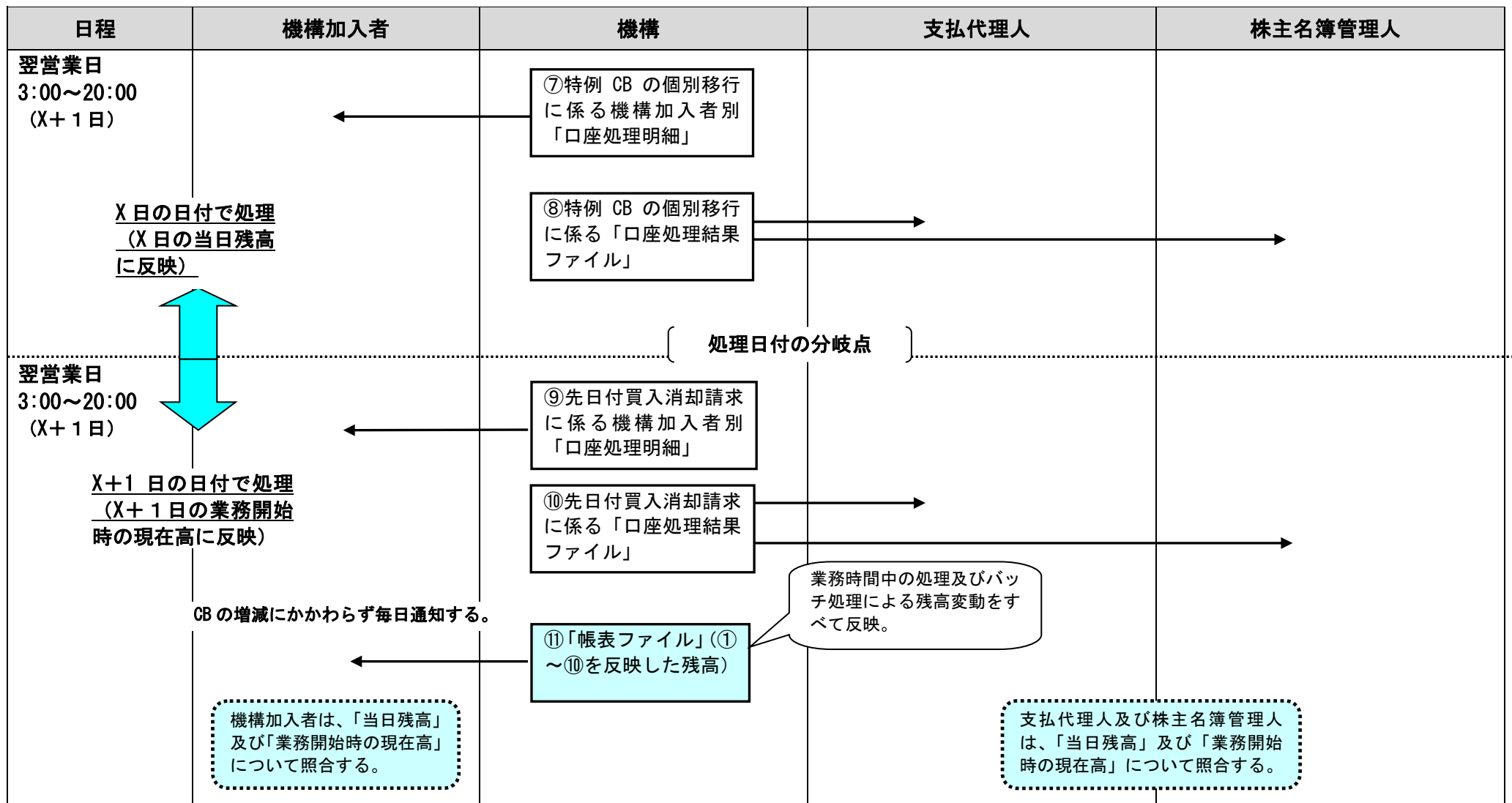
内 容	備 考
① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 機構加入者の各区分口座に記録された銘柄ごとの振替新株予約権付社債の数 ④ 機構加入者の区分口座に係るほふりクリアリング口座の銘柄ごとの振替新株予約権付社債の数 b 機構加入者における照合 (a) 機構加入者における照合 機構加入者は、機構から前 a の通知を受けた日に、その内容と自らが管理する情報との照合を行う。 (b) 機構加入者における照合で振替新株予約権付社債の数に相違があることとなった場合の手続 機構加入者は、(a) の照合結果に相違がある銘柄がある場合には、直ちに、機構に電話等で連絡するものとする。機構加入者及び機構は、相違があることとなった理由を確認し、振替口座簿の記録が本来記録すべき内容と異なったものであるときは必要な修正を行う。 (2) 夜間バッチ終了後 a 機構による機構加入者への通知 機構は、各機構加入者に対し、毎営業日の夜間バッチ終了後、午前 3 時から午後 8 時までの間において、各機構加入者の区分口座ごとに、次に掲げる事項を含む「帳表ファイル（機構加入者別口座残高表・機構加入者別口座処理明細表）」をファイル伝送及びオンラインリアルタイム接続により通知する。 (a) 前々営業日・前営業日の確定残高、当日業務開始時における以下の情報 ア 機構加入者コード イ 銘柄コード ウ 各区分口座に記録された銘柄ごとの振替新株予約権付社債の数 エ 質権口に記録されている質権新株予約権付社債の新株予約権付社債権者の加入者口座コード及び当該新株予約権付社債権者ごとの振替新株予約権付社債の銘柄及びその数 (b) 各口座に係る前々営業日から前営業日、前営業日から当日振替開始時間の処理明細 b 機構加入者における照合	(業第 235 条第 2 項) (施第 319 条第 1 項) ※ リコンサイル不一致連絡票（口座管理機関用）については、機構ホームページに掲載の書式（ST01-15）を参照。 ※ 前々営業日から前営業日間の処理明細は、前営業日の事前処理明細及び当日処理明細であり、前営業日から当日振替開始時間の処理明細は、当日の事前処理明細である。 (業第 235 条第 2 項)

内 容	備 考
(a) 機構加入者における照合 機構加入者は、機構からの前 a の通知を受けた日に、その内容と、自らが管理する情報との照合を行う。 (b) 機構加入者における照合で振替新株予約権付社債の数に相違があることとなった場合の手続 機構加入者は、(a) の照合結果に相違がある銘柄がある場合には、直ちに、機構に電話等で連絡をする。機構加入者及び機構は、相違があることとなった理由を確認し、必要な修正を行う。 3. 間接口座管理機関における照合 間接口座管理機関とその直近上位機関との間における照合は、前 2. の事務処理に準じる。	(施第 319 条第 1 項) (施第 319 条第 2 項)

以 上

振替新株予約権付社債の残高照合の処理フロー

日程	機構加入者	機構	支払代理人	株主名簿管理人
9:00～15:30 (X日)		①償還に係る「抹消済通知」 ②当日買入消却請求に係る「抹消済通知」		
15:30～18:00	CBの増減にかかわらず毎日通知する。 機構加入者は、振替処理終了時の残高について照合	③「残高確認データ」 (①②を反映した残高)	・振替処理終了時の各区分口座の残高の内訳を送信。	
18:00～20:00		④新株予約権行使請求・抹消請求取次通知		
翌営業日 3:00～20:00 (X+1日)		⑤新株予約権行使に係る「口座処理明細」 ⑥新株予約権行使に係る「口座処理結果ファイル」		



注 1 振替新株予約権付社債の残高照合については、支払代理人及び株主名簿管理人が発行総数を機構に通知することによる照合は行わない。

注 2 ①償還に係る「抹消済通知」は、満期償還・繰上全額償還に係る抹消とプットオプション行使による繰上部分償還に係る抹消は区別しない。全額償還の場合は、日中に全残高が抹消されるため、③の「残高確認データ」は、送信されない。

注 3 ⑪「帳表ファイル」は、銘柄ごとの「前日残高」、「当日残高」及び「業務開始時の現在高」を通知する。処理明細は含まない。

振替新株予約権付社債に係る残高照合のポイント

(機構による残高情報の配信)

○ 機構は、毎営業日の午前3時から午後8時までの間、発行・支払代理人及び株主名簿管理人に対し、「口座処理結果ファイル」として、次に掲げる事項をファイル伝送により通知する。

- 銘柄ごとの数量(前日残高、当日残高、事前処理終了時点の現在残高)
- 新規記録された振替新株予約権付社債の数量
- 抹消された振替新株予約権付社債の数量

※ 「口座処理結果ファイル」は、口座振替Web端末から、CSVファイル形式により、午前7時から午後8時までの間取得が可能。

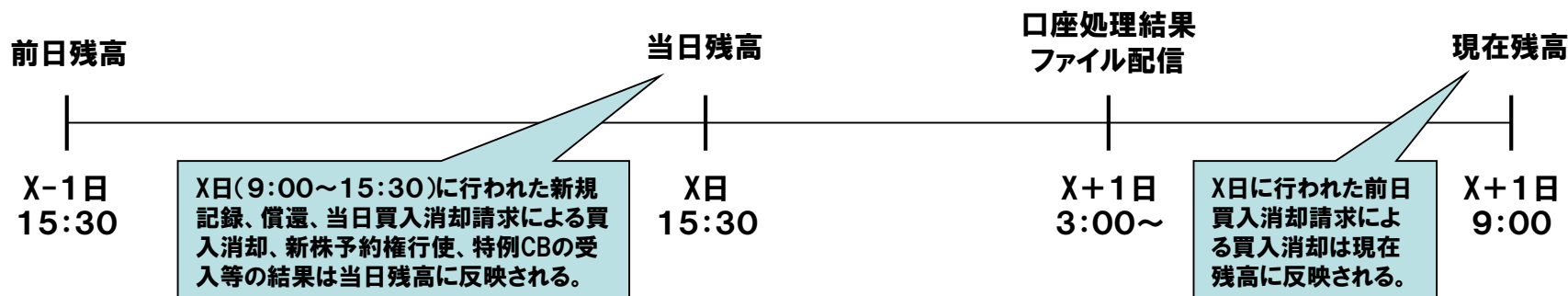
(発行・支払代理人及び株主名簿管理人による照合)

○ 発行・支払代理人及び株主名簿管理人は、機構から「口座処理結果ファイル」の通知を受けたときは、当該通知の内容とその銘柄の発行総数の照合を行う。

▽ 振替新株予約権付社債の増減要因

振替新株予約権付社債の新規記録、償還、買入消却、新株予約権行使、特例新株予約権付社債の振替受入簿への受入、等

▽ 「口座処理結果ファイル」の中に記載される残高情報のイメージ



第 12 節 総新株予約権付社債権者通知の手続

内 容	備 考
1. 総新株予約権付社債権者通知及び通知新株予約権付社債権者 (1) 総新株予約権付社債権者通知事由 機構は、振替新株予約権付社債について、次に掲げる事由（以下「総新株予約権付社債権者通知事由」という）が生じることになったときは、それぞれに定める日を総新株予約権付社債権者通知（法第 218 条第 1 項に規定する通知をいう。以下同じ。）に係る新株予約権付社債権者を確定する日（以下「新株予約権付社債権者確定日」という。）として発行者に総新株予約権付社債権者通知を行う。 a 法第 200 条第 3 項により振替新株予約権付社債の記録を全部抹消したとき 全部抹消した日 b 法第 218 条第 5 項により発行者が一定の日を定めて機構に総新株予約権付社債権者通知請求を行ったとき 当該一定の日 (2) 通知新株予約権付社債権者 機構が総新株予約権付社債権者通知の対象とする新株予約権付社債権者確定日における新株予約権付社債権者は、次に掲げる数について、それぞれ定める者とする。 a 加入者の口座の保有欄に記録がされている振替新株予約権付社債の数（c に掲げる数を除く。） 当該口座の加入者	(法第 218 条第 1 項、業第 240 条、施第 218 条第 5 項) ※ 全部抹消は、抹消する日の午前 9 時の処理であり、実務上、抹消する日の前営業日を新株予約権付社債権者確定日として取り扱う。 (法第 218 条第 2 項第 1 号及び第 2 号、業第 241 条) ※ 機構加入者の信託口に記録がされている振替新株予約権付社債の数のうち信託財産名義管理簿に記載又は記録されている数については、信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている数に係る信託財産名義通知新株予約権付社債権者とする。 ※ 譲渡担保として、保有欄に記録されている振替新株予約権付社債については、振替

内 容	備 考
b 加入者の口座の質権欄に記録がされている質権新株予約権付社債の数 当該質権新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者 c 加入者の口座の保有欄に記録がされている振替新株予約権付社債の数のうち反対新株予約権付社債権者管理簿に記録がされているもの（その買取の効力が生じていないものに限る。）の数 反対新株予約権付社債権者管理簿に記録がされている数に係る反対新株予約権付社債権者 （３）新株予約権付社債権者確定日の設定禁止期間 発行者は、原則として以下の期間については、新株予約権付社債権者確定日として設定することはできない。 ① 既に設定した新株予約権付社債権者確定日の前後 7 営業日の期間 ② 取得条項付新株予約権付社債の全部取得の対価として振替株式が交付される場合は、当該振替株式に係る株主確定日の前営業日から起算して 3 営業日前の日から株主確定日当日までの期間 （４）総新株予約権付社債権者通知請求 発行者は、正当な理由があるときは、機構に対して、当該発行者が定める新株予約権付社債権者確定日の総新株予約権付社債権者通知の請求（以下「総新株予約権付社債権者通知請求」という。）を次のとおり行うことができる。 a 総新株予約権付社債権者通知請求を行う理由とその正当性 法第 218 条第 5 項は、発行者による総新株予約権付社債権者通知請求について、「正当な理由があるとき」との制約を課しているが、実務的には、発行者からの請求の受付に際して、機構が「正当な理由」の有無を確認する実務を構築・運用するのは困難であると考えられた。 そのため、株式等振替制度の実施に向けた関係者の協議の場において、発行者が行う「正当な理由」の取扱いに関する検討が行われ、監督当局から提示された「総株主通知等の請求、情報提供請求に関する正当な理由の解釈指針」（以下「解釈指針」という。）に沿って関係者が事務処理を行うことが、日本証券業協会の主宰する証券受渡・決済制度改革懇談会において監督当局を含む関係者により承認された。 このような経緯から、機構では、当該解釈指針に掲げられた次の事由のうちの該当するものを、	株式における特別株主の申出に相当する仕組みがないため、担保設定者を通知新株予約権付社債権者とするためには、あらかじめ、担保設定者の口座に当該振替新株予約権付社債を振り替える必要がある。 （業第 247 条、施第 330 条） （業第 246 条、施 328 条）

内 容	備 考
発行者に対して、請求時に申告させるものとする。 (a) 解釈指針の定める正当な理由の類型 発行者は、次に掲げる類型のいずれかに該当する場合に、「正当な理由」があるものとして、機構に対して、総株予約権付社債権者通知請求を行うことができる（次の（b）に該当する場合を除く。）。 ① 発行者が、新株予約権付社債権者に対し、優待制度の実施その他振替新株予約権付社債の新株予約権付社債権者共通の利益のためにする行為をしようとするとき。 ② 新株予約権の目的である株式の上場廃止、免許取消しその他発行者、株主、新株予約権付社債権者に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。 ③ 新株予約権付社債の発行要項において定められた事由が生じたとき。 (b) 「正当な理由」が認められない場合 発行者は、前（a）の「正当な理由」の類型のいずれかに該当する事情が存在するときでも、次に掲げる場合には、「正当な理由」は認められず、機構に対して総新株予約権付社債権者通知請求を行うことはできない。 ① 人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき。 ② 犯罪目的を有するとき。 ③ 公序良俗に反するとき。 ④ 第三者への漏えいを目的とするとき。 ⑤ 新株予約権付社債権者に対する営業行為を行う目的であるとき。 ⑥ 発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき。 b 通知期限 新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して7営業日前の日の午後4時まで c 通知方法 発行者は、Target 保振サイトにより「総新株予約権付社債権者通知請求書」を機構に対して提出する。 d 通知内容 ① 新株予約権付社債権者確定日	※ 機構は、発行者が解釈指針に定める「正当な理由以外」の事由により行う総新株予約権付社債権者通知請求については、その請求を受理しない。 ※ その他の具体的な理由として、発行者が新株予約権付社債に係る社債権者集会を招集する際に、法定の公告に加えて招集の通知を行うために新株予約権付社債権者を把握する目的等が考えられる。 ※ 総新株予約権付社債権者通知請求書は、機構ホームページに掲載の書式（ST80-02）を参照。 （業第246条第2項、施第329条）

内 容	備 考
② 総新株予約権付社債権者通知請求の対象となる銘柄 ③ 総新株予約権付社債権者通知請求を行う理由 ④ 総新株予約権付社債権者通知請求を行う理由が正当と認められない目的に該当するか否かの別 2. 総新株予約権付社債権者通知の手続 (1) 機構加入者及び発行者に対する「総新株予約権付社債権者通知日程案内」の通知 機構は、総新株予約権付社債権者通知事由が生ずることとなったとき又は総新株予約権付社債権者通知請求を受理したときは、総新株予約権付社債権者通知に係る日程案内（以下「総新株予約権付社債権者通知日程案内」という。）を、新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に機構加入者及び株主名簿管理人に対して通知する。 また、総新株予約権付社債権者通知事由が生ずることとなったときは、新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日のほか、新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して11営業日前の日にも行う（以下「取扱廃止事前通知」という。）。「総新株予約権付社債権者通知日程案内」又は「取扱廃止事前通知」（以下「総新株予約権付社債権者通知日程案内等」という。）を受けた直接口座管理機関は、その直近下位機関がある場合には、当該直近下位機関に対して総新株予約権付社債権者通知日程案内等により通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、間接口座管理機関である場合についても同様とする。）。 a 機構加入者及び株主名簿管理人に対する通知 (a) 通知方法 ファイル伝送及び統合W e b 端末（ただし、株主名簿管理人に対してはファイル伝送に限る。）	※ 振替新株予約権付社債に係る社債権者集会の招集のために総新株予約権付社債権者通知請求を行う場合には、「社債権者集会の開催事務の効率化ガイドライン（標準モデル）」の利用の有無についても併せて通知する。なお、機構は、発行者からガイドラインの利用について通知を受けたときは、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトによりその旨を通知する。 (業第 242 条、施第 321 条) ※ 左記に掲げる通知方法のほか、Target 保振サイトにより、総新株予約権付社債権者通知事由を通知する。 ※ 統合W e b 端末では、「総新株予約権付社債権者通知日程案内」を新株予約権付社債

内 容	備 考
(b) 通知内容 ア 基本的な内容 ① 新株予約権付社債権者確定日 ② 新株予約権付社債権者確定日に係る振替新株予約権付社債の銘柄（以下「総新株予約権付社債権者通知対象銘柄」という）（銘柄コード） ③ 総新株予約権付社債権者通知事由 ④ 直接口座管理機関が機構加入者口座ごとに機構に報告すべき総新株予約権付社債権者通知対象銘柄である振替新株予約権付社債の数（以下「総新株予約権付社債権者報告対象社債数」という。）の通知日（総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知日） ⑤ 「総新株予約権付社債権者報告データの報告期間（「総新株予約権付社債権者報告データ報告日（自）」及び「総新株予約権付社債権者報告データ報告日（至）」） ⑥ 総新株予約権付社債権者通知日 ⑦ 「配分明細通知データ」が通知されるか否かの別（配分明細区分） ⑧ 「配分明細通知データ」の通知予定日（「配分明細通知日」） ⑨ 機構及び口座管理機関が振替口座簿に調整新株予約権付社債数等を記録する予定日（「口座簿記載予定日」） ⑩ 配分される銘柄（配分銘柄コード） イ 増減資に係る内容 新株予約権付社債権者確定日が取得条項付新株予約権付社債の全部取得又は新株予約権付社債の承継（以下「増減資等」という。）のいずれかに係るものであるときは、前ア以外に次の内容についても通知する。 ① 増減資等の種別 ② 割当比率（「割当比率（分母）」及び「割当比率（分子）」） ③ 増減資等の効力発生日（効力発生日） ④ 増減資等の効力が登記による場合の登記予定日（「登記日」） ⑤ 「配分明細通知データ」を通知することとなった事象により配分されることとなる「合算先銘柄コード」	権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から新株予約権付社債権者確定日の7ヵ月後の日までの間、照会することができる。 （施第322条） ※ 新株予約権付社債権者確定日は暦日ベースで通知されるが、休日である場合には、その前営業日を新株予約権付社債権者確定日として取り扱う。以下同じ。 ※ 「総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知」については、（3）を参照。 ※ 「総新株予約権付社債権者報告データ」については、（4）を参照。 ※ 「配分明細通知データ」及び調整新株予約権付社債については、第3節「新規記録」及び第10節「合併等において振替新株予約権付社債が承継される場合の手続」等を参照。 ※ 「総新株予約権付社債権者通知日程案内」において、「登記日」は新株予約権付社債の承継の場合に設定する（ただし、登記を要件としている場合に限る。）。 ※ 取得条項付新株予約権付社債の全部取得又は新株予約権付社債の承継の場合には、「合算先銘柄コード」を設定する。

内 容	備 考
b 総新株予約権付社債権者通知日程案内等を受けた機構加入者及び株主名簿管理人における取扱い 通知を受けた機構加入者及び株主名簿管理人は、総新株予約権付社債権者通知日程案内等の内容を確認し、その内容に誤りがある場合は、速やかに機構に対してその旨の報告を行う。 c 総新株予約権付社債権者通知日程案内等の変更、追加及び取消し 機構は、前bの結果、次のいずれかに該当するときには、それぞれに掲げる事項を付加した訂正後の「総新株予約権付社債権者通知日程案内」を機構加入者及び株主名簿管理人に対して通知する。 ① 通知済の「総新株予約権付社債権者通知日程案内」の内容を変更する必要がある場合 変更である旨 ② 総新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日を過ぎた後又は総新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して11営業日前の日を過ぎた後に、総新株予約権付社債権者通知対象銘柄の追加が発生した場合 追加である旨 ③ 通知済の総新株予約権付社債権者通知日程案内等が不要となった場合 取消しである旨 (2) 直接口座管理機関に対する「登録済加入者データ」の通知 a 直接口座管理機関に対する通知 機構は、「総新株予約権付社債権者通知日程案内」の通知に併せて、加入者情報の通知漏れ防止のため、新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に直接口座管理機関（信託財産名義通知信託口の機構加入者を含む。以下この節において同じ。）に対して「登録済加入者データ」を通知する。 機構は、「登録済加入者データ」により、直前の総新株予約権付社債権者通知（他の銘柄に係るものを含む。）に係る「登録済加入者データ」の通知日から今回の「登録済加入者データ」の通知日の前営業日（今回の新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して6営業日前）までの間（以下「通知対象期間」という。）に、直接口座管理機関から「加入者情報データ（新規登録）」が通知され、加入者情報登録簿に加入者口座情報を登録した加入者に係る加入者口座コードを直接口座管理機関に対して通知する。 機構から「登録済加入者データ」の通知を受けた直接口座管理機関が、加入者の直近上位機関	※ 左記報告は、電話等により行う。 ※ 機構は誤りの内容（未通知の場合を含む。）によっては、発行者に対して別途書面の提出を求める場合がある。 ※ 通知方法、通知内容等は、通常の場合と同一。 ※ 「取扱廃止事前通知」の変更、追加又は取消しが発生した場合であって、既に「総株主通知日程案内」が通知されているときは、「総株主通知日程案内」の変更、追加又は取消しのみを通知する。 ※ 通知対象期間中に「加入者情報データ（変更）」や「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」により通知された加入者に係る情報は、「登録済加入者データ」の通知対象外である。通知対象期間中に、「加入者情報データ（新規登録）」により登録を行った後に、加入者口座コードの変更を行った場合には、変更前の加入者口座コードのみが通知されるため注意する。 ※ 通知対象期間中に加入者情報登録簿に加入者口座情報を登録された加入者であれば、今回の「登録済加入者データ」の通知

内 容	備 考
でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「登録済加入者データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。 (a) 通知方法 ファイル伝送 (b) 通知内容 ① 新たに加入者口座情報が登録された加入者口座コード ② 新たに加入者口座情報が登録された加入者口座コードに係るチェックデジット ③ 新たに加入者口座情報が登録された加入者口座コードに係る加入者口座情報が登録された日（「株主等通知用データへの登録日」） ④ 通知対象期間（「登録期間（自）」及び「登録期間（至）」） b 「登録済加入者データ」を受けた直接口座管理機関における取扱い 機構に対する加入者情報の通知漏れは、総新株予約権付社債権者通知の遅延要因となるため、「登録済加入者データ」を受けた口座管理機関は、機構に対して未通知となっている加入者情報の有無を確認する。 口座管理機関は、加入者情報の通知に係る原則的な取扱いにかかわらず、新株予約権付社債権者確定日において通知新株予約権付社債権者となることが見込まれる加入者のうち、未通知の加入者情報（変更も含む。）がある場合には、新株予約権付社債権者確定日の前営業日までに	日の前営業日（今回の新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して6営業日前）までに「加入者情報データ（削除）」に基づき削除の旨の登録を行っていても、「登録済加入者データ」により当該加入者に係る加入者口座コードが通知される。 ※ 「総新株予約権付社債権者通知日程案内」の変更、追加及び取消しがある場合は、「登録済加入者データ」も併せて通知される。このときの「登録済加入者データ」には、当初の「総新株予約権付社債権者通知日程案内」に係る「登録済加入者データ」で通知した内容は含まれない。 ※ 加入者情報の通知については、第1章第6節「加入者情報に関する取扱い」を参照。

内 容	備 考
「加入者情報データ（新規登録）又は「加入者情報データ（変更）」等を通知しなければならない。 なお、口座管理機関は、やむを得ない事情により、新株予約権付社債権者確定日に総新株予約権付社債権者通知対象銘柄を保有する加入者に係る加入者情報等の通知を行う場合には、あらかじめ機構に対しその旨を通知する。 （３）直接口座管理機関に対する「総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知」の通知 a 機構における総新株予約権付社債権者対象社債数の確定 機構は、新株予約権付社債権者確定日の業務終了時における振替口座簿に記録された総新株予約権付社債権者報告対象銘柄である振替新株予約権付社債の数に基づいて、銘柄ごとに、直接口座管理機関が機構に報告すべき総新株予約権付社債権者報告対象社債数を算出する。 b 直接口座管理機関に対する「総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知」の通知 機構は、新株予約権付社債権者確定日の翌営業日に、直接口座管理機関が行うべき総株予約権付社債権者報告の対象となる総新株予約権付社債権者報告対象社債数（総新株予約権付社債権者報告対象社債数がゼロである場合を含む。）を直接口座管理機関に対して通知する（以下「総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知」という。）。 （a）通知方法 ファイル伝送及び統合W e b 端末	※ 左記の報告は電話等により行う。 （業第 243 条、施第 323 条） ※ 総新株予約権付社債権者対象社債数の確定に際して、振替新株予約権付社債は、総株主通知における特別株主管理事務委託状況確定処理に相当する処理は行わない。 ※ 機構は、機構における「総新株予約権付社債権者報告データ」の作成対象である機構加入者の自己口についても、総新株予約権付社債権者対象社債数を通知する。 ※ ファイル伝送では、新株予約権付社債権者確定日の翌営業日の午後 3 時から午後 8 時までの間に「総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知」を取得することができる。 ※ 統合W e b 端末では、新株予約権付社債権者確定日の翌営業日及び翌々営業日の午前 7 時から午後 8 時までの間に「総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知」を取得することができる。

内 容	備 考
(b) 通知内容 ① 新株予約権付社債権者確定日 ② 機構加入者コード ③ 総新株予約権付社債権者報告の対象銘柄（銘柄コード） ④ 機構の振替口座簿に記録されている数（振替口座簿数量） ⑤ 過誤訂正による調整が行われた場合のその数（過誤訂正数量） ⑥ 総新株予約権付社債権者報告対象社債数（報告数量） (4) 直接口座管理機関による「総新株予約権付社債権者報告データ」の通知 直接口座管理機関は、その備える振替口座簿、信託財産名義管理簿及び反対新株予約権付社債権者管理簿の新株予約権付社債権者確定日における記載又は記録に基づいて、総新株予約権付社債権者通知のために必要な事項として機構が定める通知新株予約権付社債権者に係る情報を、「総新株予約権付社債権者報告データ」として機構に対して、以下のとおり通知するものとする。間接口座管理機関は、総新株予約権付社債権者通知のために必要な事項として機構が定める通知新株予約権付社債権者に係る情報の機構に対する通知をその直近上位機関に委託する（その直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。 直接口座管理機関は、機構に通知する「総新株予約権付社債権者報告データ」における通知新株予約権付社債権者の総新株予約権付社債権者通知対象銘柄である振替新株予約権付社債の数の合計数と機構から通知された「総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知」における報告すべき振替新株予約権付社債の数が一致しているかを照合するものとする。なお、直接口座管理機関は、下位機関から通知新株予約権付社債権者ごとの総新株予約権付社債権者通知対象銘柄である振替新株予約権付社債の数等の情報を受領したときは、その数の合計が、自らの振替口座簿において当該下位機関に係る顧客口に記載又は記録されている数と一致していることを併せて確認する。 なお、機構加入者の自己口については、機構が、その備える振替口座簿、信託財産名義管理簿及び反対新株予約権付社債権者管理簿の新株予約権付社債権者確定日における記録に基づいて、通知新株予約権付社債権者ごとの総新株予約権付社債権者通知対象銘柄である振替新株予約権付社債の数等の情報を「総新株予約権付社債権者報告データ（機構作成分）」として作成する。	※ 振替口座簿の過誤訂正が発生した場合（総新株予約権付社債権者通知対象銘柄の場合に限る。）には、総新株予約権付社債権者報告対象社債数の訂正が発生する。 （業第 244 条、施第 324 条） ※ 信託財産名義通知信託口の機構加入者は、信託財産名義管理簿に記載又は記録された信託財産名義に係る振替新株予約権付社債の数を対象とする「総新株予約権付社債権者報告データ」を作成しなければならない。 ※ 直接口座管理機関は、通知新株予約権付社債権者に係る総新株予約権付社債権者通知対象銘柄である振替新株予約権付社債の数がゼロの場合には、機構に「総新株予約権付社債権者報告データ」を通知する必要はない。 ※ 機構は、直接口座管理機関から「総新株予約権付社債権者報告データ」を受領したときは、速やかに、簡易なチェック（「総新株予約権付社債権者報告データ」における総新株予約権付社債権者通知対象銘柄の機構加入者コードごとの合計数が当該銘柄に係る当該機構加入者コードの総新株予約権付社債権者報告対象社債数と一致しているかのチェックを含む。）を行い、当該口座管理機関に対し、チェック結果を含む「総新株予約権付社債権者報告データ入力処理内容通知」を通知する。当該直接口座管理機関は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、必要に応じて、機構に対

内 容	備 考
a 通知期限 新株予約権付社債権者確定日の翌営業日から起算して2営業日目の日まで b 通知方法 ファイル伝送 c 取扱時間 (a) 新株予約権付社債権者確定日の翌営業日に通知する場合 午後3時から午後8時まで (b) 新株予約権付社債権者確定日の翌営業日から起算して2営業日目の日に通知する場合 午前3時から午後8時まで d 通知内容 ① 総新株予約権付社債権者報告の対象銘柄（銘柄コード） ② 機構加入者コード ③ 通知新株予約権付社債権者の加入者口座コード ④ 通知新株予約権付社債権者の加入者口座コードに係るチェックデジット ⑤ 通知新株予約権付社債権者の総新株予約権付社債権者通知対象銘柄である振替新株予約権付社債の数 ⑥ 当該振替新株予約権付社債の記録されている口座が新株予約権付社債権者の名義でない場	し、訂正内容を反映した「総新株予約権付社債権者報告データ」を再通知するものとする。 ※ 口座管理機関は、新株予約権付社債権者確定日に、超過記載又は記録がある場合の振替新株予約権付社債の取得の義務及び取得した振替新株予約権付社債に係る権利の全部の放棄の義務に履行されていないものがある場合は、機構に対する「総新株予約権付社債権者報告データ」の通知の際に、あわせて発行者に対抗できないものの数を通知しなければならない。 (業第245条) ※ 「記録先加入者口座コード」には、通知新株予約権付社債権者の有する振替新株予約権付社債が質権又は反対新株予約権付社債権者の新株予約権付社債買取請求の目的として他の加入者の口座に記載又は記録されている場合に、当該他の加入者（記録先加入者）の口座に係る加入者口座コードを設定する。

内 容	備 考
合には、当該記録されている口座に係る加入者口座コード（記録先加入者口座コード） ⑦ 記録先加入者口座コードに係るチェックデジット ⑧ ⑥に該当する場合にはその旨（質属性区分） e 「総新株予約権付社債権者報告データ」の訂正又は取消し （a）新株予約権付社債権者確定日の翌営業日から起算して2営業日目（日の午後8時までの訂正） 直接口座管理機関は、機構に対して通知した「総新株予約権付社債権者報告データ」について、 通知期限前にその訂正又は取消しを要する事情が発生したときは、訂正又は取消しの内容を反映した 「総新株予約権付社債権者報告データ」を銘柄単位かつ機構加入者口座単位で機構に対して再通知する。 （b）新株予約権付社債権者確定日の翌営業日から起算して2営業日目（日の午後8時以降の訂正） 直接口座管理機関は、機構に対して通知した「総新株予約権付社債権者報告データ」について、 通知期限後にその訂正又は取消しを要する事情が発生したときは、直ちに、その旨を機構に報告し、 機構の指示にしたがって事後処理を行う。 f 「加入者情報未提出エラーデータ」の通知 直接口座管理機関が、機構に対して通知した「総新株予約権付社債権者報告データ」の中に、加入者 情報登録簿に加入者口座情報が登録されていない加入者又は加入者口座情報に削除の旨の登録が されている加入者（以下「加入者情報未通知新株予約権付社債権者」という。）に係る加入者 口座コードが含まれている場合には、機構は、「総新株予約権付社債権者報告データ」の受領日の 翌営業日に、次のとおり「加入者情報未提出エラーデータ」を通知する （a）通知対象 ① 機構に通知された「総新株予約権付社債権者報告データ」の中に、加入者情報未通知新株予約 権付社債権者に係る加入者口座コードがある場合の当該加入者口座コードに係る加入者の口座 を開設している口座管理機関（以下「加入者情報未通知機関」という。当該加入者情報未通知新 株予約権付社債権者のために口座を開設しているのが間接口座管理機関であるときは、機構は、 その上位機関である直接口座管理機関に対して「加入者情報未提出エラーデータ」を通知する。）	※ 「質属性区分」には、反対新株予約権付社債権者の新株予約権付社債買取請求の目的である場合には、略式質を設定する。 ※ 通知方法及び取扱時間等は、通常の場合と同一。 ※ 一旦、機構に対して「総新株予約権付社債権者報告データ」を通知した後は、通知そのものを取り消すことはできない。 ※ 左記の報告は、電話等により行う。 ※ 機構は、加入者情報未通知新株予約権付社債権者に関する判定を「総新株予約権付社債権者報告データ」の中の新株予約権付社債権者の加入者口座コード及び記録先加入者口座コードの双方について行う。 ※ 機構は、加入者情報未通知新株予約権付社債権者がなくなるまで、左記の通知を毎営業日行う。 ※ 加入者情報未通知新株予約権付社債権者が信託財産名義として機構に対して届け出られたものであるときには、当該信託財産名義を届け出た信託財産名義通知信託口の機構加入者に対して、「加入者情報未提出エラーデータ」を通知する。

内 容	備 考
② 機構に通知された「総新株予約権付社債権者報告データ」の中に、加入者情報未通知新株予約権付社債権者に係る加入者口座コードがある場合で、当該加入者口座コードに係る加入者を質権新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者として報告した直接口座管理機関 ①及び②の口座管理機関を以下「加入者情報未通知機関等」という。 (b) 通知方法 ファイル伝送 (c) 通知内容 ① 機構加入者コード ② 加入者情報未通知新株予約権付社債権者の加入者口座コード ③ 加入者情報未通知新株予約権付社債権者の加入者口座コードに係るチェックデジット ④ 加入者情報未通知新株予約権付社債権者の加入者口座コードに係る加入者口座情報が、機構の加入者情報登録簿に登録されていないものであるか又は削除の旨が登録されたものであるかの別（未提出状況区分） ⑤ 加入者情報未通知新株予約権付社債権者の加入者口座コードが自社の通知した「総新株予約権付社債権者報告データ」に含まれていたものである場合にはその旨（提出区分） (d) 「加入者情報未提出エラーデータ」を受領した口座管理機関の処理 「加入者情報未提出エラーデータ」を受領した口座管理機関は、エラーとなった原因を特定し、次に掲げる区分に応じ、直ちに機構に対して必要な対応を行わなければならない。加入者情報未通知機関が間接口座管理機関であるときは、「加入者情報未提出エラーデータ」を受領した直接口座管理機関は、直ちにその内容を直近下位機関（加入者情報未通知機関又はその上位機関である者）に通知しなければならない。また、加入者情報未通知機関が、間接口座管理機関であって、機構に対する通知を行うときは、その上位機関を通じて行う。 ア 「総新株予約権付社債権者報告データ」で通知した加入者口座コードに誤りがあった場合 機構に対して、誤った加入者口座コードを「総新株予約権付社債権者報告データ」で通知した直接口座管理機関は、訂正後の内容で「総新株予約権付社債権者報告データ」を再作成し、機構に対して再通知する。 イ 加入者情報未通知新株予約権付社債権者に係る加入者口座情報が、機構の加入者情報登録簿に登録されていなかった場合	※「加入者情報未提出エラーデータ」と併せて、「通知日程延期通知データ」（(6)を参照。）を受領した加入者情報未通知機関等は、未提出となった理由及び加入者情報の通知見込み等を直ちに機構に対して電話等により報告しなければならない。 ※ 「総新株予約権付社債権者報告データ」の訂正は、前eを参照。 ※ 加入者情報の通知については、第1章第

内 容	備 考
加入者情報未通知機関は、当該加入者情報未通知新株予約権付社債権者に係る「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知する。 ウ 加入者情報未通知新株予約権付社債権者に係る加入者口座情報が、機構の加入者情報登録簿において削除の旨の登録がされていた場合 加入者情報未通知機関は、当該加入者情報未通知新株予約権付社債権者に係る加入者の口座を再開する旨の「加入者情報データ（削除）」を機構に対して通知する。 g 「総新株予約権付社債権者報告データ」の通知が遅延した場合の取扱い 「総新株予約権付社債権者報告データ」の通知期限の業務終了時に、機構に対して全部又は一部の「総新株予約権付社債権者報告データ」を通知しなかった直接口座管理機関（以下「報告遅延機関」という。）がある場合には、機構は、当該通知期限の翌営業日に、次のとおり「総新株予約権付社債権者報告未提出エラーデータ」を通知する。 （a）通知対象 報告遅延機関 （b）通知方法 ファイル伝送 （c）通知内容 ① 「総新株予約権付社債権者報告データ」が未通知となっている総新株予約権付社債権者通知対象銘柄（銘柄コード）	6 節「加入者情報の管理」を参照。 ※ 加入者口座情報に係る削除の旨の登録を訂正する場合は、その旨を含む「加入者情報訂正申告データ」を機構に対して通知しなければならない。詳細は第 1 章第 6 節「加入者情報の管理」を参照。 ※ 直接口座管理機関は、「総新株予約権付社債権者報告データ」の通知期限の業務終了時まで、機構に対して全部又は一部の「総新株予約権付社債権者報告データ」を通知できなかったとき又は通知できないことが見込まれたときは、直ちにその旨を機構に対して電話等により報告しなければならない。 ※ 機構は、未通知となっている「総新株予約権付社債権者報告データ」が通知されるまで、左記の通知を毎営業日行う。

内 容	備 考
② 報告遅延機関の機構加入者コード ③ 報告遅延機関が報告すべき振替新株予約権付社債の総数 (d)「総新株予約権付社債権者報告未提出エラーデータ」を受領した直接口座管理機関の処理 「総新株予約権付社債権者報告未提出エラーデータ」を受領した直接口座管理機関は、直ちに未通知となっている「総新株予約権付社債権者報告データ」を作成し、通知を行わなければならない。 (5) 発行者に対する「総新株予約権付社債権者通知データ」の通知 機構は、直接口座管理機関からの「総新株予約権付社債権者報告データ」の受領が完了したときは、受領した「総新株予約権付社債権者報告データ」及び機構が作成した「総新株予約権付社債権者報告データ（機構作成分）」に、機構における加入者口座情報の名寄せ結果を反映し、「総新株予約権付社債権者通知データ」を作成する。 機構は、直接口座管理機関から「総新株予約権付社債権者報告データ」の受領が完了した日の翌営業日（「総新株予約権付社債権者報告データ」の受領が完了した日が新株予約権付社債権者確定日の翌営業日から起算して2営業日目の日以前であったときは、新株予約権付社債権者確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日）に、発行者に対して、次のとおり「総新株予約権付社債権者通知データ」を通知する。 また、機構は、総新株予約権付社債権者通知の総新株予約権付社債権者通知事由が新株予約権付社債権数申告等を伴うものである場合には、当該総新株予約権付社債権者通知と同時に、直接口座管理機関に対して「配分明細通知データ」の通知を行う。 a 通知方法 ファイル伝送 b 通知内容 機構は、発行者に対する「総新株予約権付社債権者通知データ」を、次の「総新株予約権付社債	※ 「総新株予約権付社債権者報告データ」の訂正は、eを参照。 ※ 「総新株予約権付社債権者報告未提出エラーデータ」を受領した報告遅延機関は、「総新株予約権付社債権者報告データ」の全部又は一部を期限までに通知できなかった理由及び当該データの通知の見込み等を直ちに機構に対して電話等により報告しなければならない。 (業第245条、施第325条、施326条、施327条) ※ 機構は、機構又は口座管理機関において、超過記載又は記録に係る義務に履行されていないものがある場合には、「総新株予約権付社債権者通知データ」の通知の際に、あわせて発行者に対抗できないものの数を通知する。 ※ 「配分明細通知データ」については、第3節「新規記録手続」及び第10節「合併等において振替新株予約権付社債が承継される場合の手続」等を参照。 ※ 一の銘柄に係る「総新株予約権付社債権者通知データ（新株予約権付社債数情報）」

内 容	備 考
権者通知データ（新株予約権付社債数情報）」と「総新株予約権付社債権者通知データ（新株予約権付社債権者情報）」の2種類のデータにより通知する。 (a)「総新株予約権付社債権者通知データ（新株予約権付社債数情報）」の通知内容 機構は、直接口座管理機関から通知された「総新株予約権付社債権者報告データ」及び機構が作成した「総新株予約権付社債権者報告データ（機構作成分）」のうち、同一新株予約権付社債権者の保有新株予約権付社債数を合算し、「総新株予約権付社債権者通知データ（新株予約権付社債数情報）」を作成する。通知内容は以下のとおり。 ① 総新株予約権付社債権者通知の対象銘柄（「銘柄コード」） ② 通知新株予約権付社債権者の株主等照会コード ③ 通知新株予約権付社債権者の株主等照会コードに係るチェックデジット ④ ②で特定された通知新株予約権付社債権者に係る新株予約権付社債が特別口座のみに記録されている場合にはその旨（「特別口座区分」） ⑤ ②で特定された通知新株予約権付社債権者に係る総新株予約権付社債権者通知時における総新株予約権付社債権者通知対象銘柄の数（「通知対象数量」） ⑥ 取得条項付新株予約権付社債の全部取得、合併等（消滅会社等の新株予約権付社債が、合併、株式交換又は株式移転に際して、存続会社等又は新設会社等に振替新株予約権付社債として承継されるものをいう。以下同じ。）により、総新株予約権付社債権者通知の対象銘柄以外の銘柄を割り当てる場合にはその銘柄コード（「割当先銘柄コード」） ⑦ ⑥の割当をする振替新株予約権付社債の数（割当計算後数量（整数）及び割当計算後数量（小数）） (b)「総新株予約権付社債権者通知データ（新株予約権付社債権者情報）」の通知内容 機構は、前（a）で作成した「総新株予約権付社債権者通知データ（新株予約権付社債数情報）」に含まれる通知新株予約権付社債権者について「総新株予約権付社債権者通知データ（新株予約権付社債権者情報）」を作成する。通知内容は以下のとおり。	及び「新株予約権付社債権者通知データ（新株予約権付社債権者情報）」のいずれか又は両方が作成できなかった場合には、当該銘柄に係る総新株予約権付社債権者通知の延期を行い、部分的な通知は行わない。 ※ 割当計算後数量＝通知対象数量×（割当比率（分子）÷割当比率（分母）） ※ 新株予約権付社債権者情報は、新株予約権付社債権者確定日現在での情報に基づき作成する。 ※ 総新株予約権付社債権者通知は、前回の総新株予約権付社債権者通知で通知した新株予約権付社債権者も含んだ新株予約権付社債権者確定日時点における全新株予約権付社債権者の情報を通知する。

内 容	備 考
ア 基本的な内容 ① 総新株予約権付社債権者通知の対象銘柄（「銘柄コード」） ② 通知新株予約権付社債権者の株主等照会コード ③ 通知新株予約権付社債権者の株主等照会コードに係るチェックデジット ④ 通知新株予約権付社債権者が外国人保有制限銘柄の外国人等であるか否かの別（「外国人区別」） ⑤ 通知新株予約権付社債権者の氏名又は名称 ⑥ 氏名又は名称・桁あふれ区分 ⑦ 通知新株予約権付社債権者のカナ氏名又はカナ名称 ⑧ カナ氏名又はカナ名称・桁あふれ区分 ⑨ 通知新株予約権付社債権者の住所が日本国内に所在するものであるときは、その郵便番号 ⑩ 通知新株予約権付社債権者の住所 ⑪ 通知新株予約権付社債権者が法人であるときは、代表者の役職名並びに氏名及びカナ氏名 イ 通知新株予約権付社債権者からの届出の取次ぎに係る内容 機構は、次に掲げる届出について、通知新株予約権付社債権者から発行者に対する届出の取次ぎを委託されているときは、発行者に対し、前アの「基本的な内容」に加え、次のそれぞれに掲げる届出の内容を通知する。 （ア）通知新株予約権付社債権者の口座が複数の者の共有に属する場合の共有代表者の選任	※ ⑤、⑦又は⑩について、桁あふれがあるときは、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により通知新株予約権付社債権者の氏名等の情報のすべてを記載した「株主情報通知書（氏名・名称・住所）」を発行者に対して通知する。 ※ ⑩について、機構は、通知新株予約権付社債権者の住所のうち町・字コード化可能な部分については、住所コードにより発行者に通知する。 ※ ⑤、⑦、⑨及び⑩について、通知新株予約権付社債権者の口座が複数の者の共有に属する場合には、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により共有者全員の氏名又は名称及び住所を記載した「株主情報通知書（共有者情報）」を発行者に対して通知する。 （業第33条第7項及び第8項） ※ 左記の通知を受けた発行者は、総新株予約権付社債権者通知のときに、通知新株予約権付社債権者から、当該内容の届出を受けたものとして取り扱う。

内 容	備 考
に係る届出 ① 共有代表者の役職名 ② 共有代表者の氏名 ③ 共有代表者のカナ氏名 (イ) 常任代理人の選任に係る届出又は加入者が非居住者である場合の国内連絡先の指定（常任代理人の選任に代えて行うものに限る。）に係る届出 ① 常任代理人の氏名又は名称 ② 常任代理人の代表者等の役職名 ③ 常任代理人の代表者等の氏名 ④ 常任代理人又は国内連絡先の住所に係る郵便番号 ⑤ 常任代理人又は国内連絡先の住所（住所コードを含む場合がある。） (ウ) 法定代理人の選任に係る届出 ① 法定代理人の氏名又は名称 ② 法定代理人の代表者等の役職名 ③ 法定代理人の代表者等の氏名 ④ 法定代理人の住所が日本国内に所在するものであるときは、その郵便番号 ⑤ 法定代理人の住所（住所コードを含む場合がある。） ⑥ 法定代理人等の代理権の制限に係る事項 c 「総新株予約権付社債権者通知データ」の訂正 機構は、口座管理機関からの「総新株予約権付社債権者報告データ」に誤りがあった場合等には、直ちにその旨を発行者に報告し、発行者に通知済みの「総新株予約権付社債権者通知データ」に訂正が必要となった場合には、訂正後の内容を「総新株予約権付社債権者通知訂正通知書」を発行者に対して通知する。 (6) 総新株予約権付社債権者通知の日程延期 a 日程延期の事由 機構は、次に掲げる場合には、総新株予約権付社債権者通知日程案内等により通知した総新株予約権付社債権者通知対象銘柄に係る総新株予約権付社債権者通知日を延期する。 ① 新株予約権付社債権者確定日の翌営業日から起算して2営業日目の日の業務終了時において、加入者情報未通知機関等がある場合 ② 新株予約権付社債権者確定日の翌営業日から起算して2営業日目の日の業務終了時において	※ 通知新株予約権付社債権者が非居住者であって、①～③の情報はなく、④及び⑤に係る情報のみが通知された場合には、当該内容の通知を受けた発行者は、通知新株予約権付社債権者から、国内連絡先住所の届出を受けたものとして取り扱わなければならない。 ※ 左記の報告は、電話等により行う。 ※ 機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により「総新株予約権付社債権者通知訂正通知書」の通知を行う。 ※ 加入者情報未通知機関等については、(4) f (a) を参照。報告遅延機関については、(4) g を参照。

内 容	備 考
て、報告遅延機関がある場合 b 機構加入者に対する「通知日程延期通知データ」等の通知 機構は、総新株予約権付社債権者通知日程案内等により通知した総新株予約権付社債権者通知日を延期したときは、「総新株予約権付社債権者報告データ」の通知期限の翌営業日に、機構加入者に対し、その旨及びその理由を「通知日程延期通知データ」によって通知する。 (a) 通知対象 機構加入者に対する「通知日程延期通知データ」は、総新株予約権付社債権者通知事由が新株予約権付社債権者確定日における新株予約権付社債数申告等を伴うものであるか否かによって、通知される対象が次のように異なる。 ア 総新株予約権付社債権者通知事由が、新株予約権付社債数申告を伴うものである場合 ① 加入者情報未通知機関等（加入者情報未通知機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関） ② 報告遅延機関 ③ 総新株予約権付社債権者通知日の延期の対象となった総新株予約権付社債権者通知対象銘柄について、総新株予約権付社債権者報告対象新株予約権付社債数が1以上である機構加入者口座の機構加入者（加入者情報未通知機関等及び報告遅延機関を除く。） イ 総新株予約権付社債権者通知事由が、新株予約権付社債数申告等を伴うものでない場合 ① 加入者情報未通知機関等（加入者情報未通知機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関） ② 報告遅延機関 (b) 通知方法 ファイル伝送 (c) 通知内容 ① 総新株予約権付社債権者通知が延期となった対象銘柄（「銘柄コード」） ② 総新株予約権付社債権者通知が延期となった理由（「延期事由」） ③ 延期となった総新株予約権付社債権者通知における加入者情報未通知機関等又は報告遅延機関の総新株予約権付社債権者報告対象社債数	※ 「通知日程延期通知データ」を受領した直接口座管理機関が、加入者情報未通知機関等及びその上位機関又は報告遅延機関でない場合には、日程延期の原因となった口座管理機関が報告すべき新株予約権付社債数の合計が通知される。

内 容	備 考
(d) 「通知日程延期通知データ」を受領した機構加入者における処理 機構から「通知日程延期通知データ」を受領した機構加入者は、通知された内容を確認しなければならない。 「通知日程延期通知データ」を受領した機構加入者は、総新株予約権付社債権者通知事由が、新株予約権付社債数申告等を伴うものである場合であって、その総新株予約権付社債権者通知日の延期対象となった総株予約権付社債権者通知対象銘柄について、総新株予約権付社債権者報告対象社債数が1以上である直近下位機関があるときは、当該直近下位機関に対して、「通知日程延期通知データ」の内容を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、間接口座管理機関である場合についても同様とする。）。 また、加入者情報未通知機関が間接口座管理機関であるときは、「通知日程延期通知データ」を受領した機構加入者は、その内容を直近下位機関（加入者情報未通知機関又はその上位機関である者）に通知しなければならない。 c 発行者に対する「通知日程延期通知データ」の通知 機構は、発行者に対して総新株予約権付社債権者通知日程案内等により通知した総新株予約権付社債権者通知対象銘柄に係る総新株予約権付社債権者通知日を延期したときは、「総新株予約権付社債権者報告データ」の通知期限の翌営業日に、発行者に対し、その旨及びその理由を「通知日程延期通知データ」によって通知する。 (a) 通知方法 ファイル伝送 (b) 通知内容 ① 総新株予約権付社債権者通知が延期となった対象銘柄（「銘柄コード」） ② 総新株予約権付社債権者通知が延期となった理由（「延期事由」） ③ 延期となった総新株予約権付社債権者通知における加入者情報未通知機関等又は報告遅延機関の総新株予約権付社債権者報告対象社債数	※ 総新株予約権付社債権者通知事由が、新株予約権付社債数申告を伴うものである場合、機構が直接口座管理機関に対して通知する「配分明細通知データ」の通知日程が延期される。 ※ 「通知日程延期通知データ」と併せて、「加入者情報未提出エラーデータ」を受領した口座管理機関は、(4) f (d) に定める処理を行わなければならない。 ※ 「通知日程延期通知データ」と併せて、「総株主報告未提出エラーデータ」を受領した口座管理機関は、(4) g (d) に定める処理を行わなければならない。 ※ 機構は、加入者情報未通知機関等又は報告遅延機関がなくなるまで、左記の通知を毎営業日行う。

内 容	備 考
d 発行者に対する総新株予約権付社債権者通知の遅延等に係る通知 機構は、口座管理機関からの総新株予約権付社債権者通知の遅延に関する報告に基づき、総新株予約権付社債権者通知の延期の事由、加入者情報未通知機関等（加入者情報未通知機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関を含む。）又は報告遅延機関（間接口座管理機関から必要な情報が得られないために、「総新株予約権付社債権者報告データ」の通知が遅延した場合については、その間接口座管理機関を含む。）の名称及び総新株予約権付社債権者通知の見込み等を記載した「総新株予約権付社債権者通知日程延期通知書」を Target 保振サイトにより発行者に対して通知する。 e 遅延が解消した場合の総新株予約権付社債権者通知 機構は、直接口座管理機関が b に掲げる対応を行い、各営業日の「総新株予約権付社債権者通知データ」を作成する時点において総新株予約権付社債権者通知を行う準備が整ったときは、その日の翌営業日に、発行者に対して「総新株予約権付社債権者通知データ」を通知する。 また、機構は、当該総新株予約権付社債権者通知の総新株予約権付社債権者通知事由が新株予約権付社債数申告等を伴うものである場合には、当該総新株予約権付社債権者通知と同時に、直接口座管理機関に対して「配分明細通知データ」の通知を行う。	※ 機構は、口座管理機関からの報告内容に基づき発行者への報告を行う。 ※ 「配分明細通知データ」については、第 3 節「新規記録」及び第 10 節「合併等において振替新株予約権付社債が承継される場合の手続」等を参照。

以上

第13節 振替口座簿の情報提供請求の手続

内 容	備 考
1. 加入者による振替口座簿の情報提供請求の手続 加入者による振替口座簿の情報提供請求の手続は、第2章第11節「振替口座簿の情報提供請求の手続」 1. 加入者による振替口座簿の情報提供請求の手続に準じる。 2. 利害関係を有する者（発行者を除く。）による振替口座簿の情報提供請求の手続 利害関係を有する者（発行者を除く。）による振替口座簿の情報提供請求の手続は、第2章第11節「振替口座簿の情報提供請求の手続」 3. 利害関係を有する者（発行者を除く。）による振替口座簿の情報提供請求の手続に準じる。ただし、（1）a③から⑥まで及び（2）b（a）③から⑤までを除く。	

以 上

第 14 節 社債権者集会における議決権行使等のための証明書の取扱い

内 容	備 考
1. 機構の備える振替口座簿の自己口に記録されている新株予約権付社債の銘柄に係る証明書の交付手続 (1) 機構加入者による証明書の交付請求 機構加入者は、機構の備える振替口座簿の自己口に記録されている新株予約権付社債の銘柄について、証明書の交付を請求する場合には、機構に対して、次に掲げる事項を記入した所定の請求書を提出し、証明書の交付請求を行う。 ・ 請求書の提出方法 - Target 保振サイト ・ 請求書記載事項 ① 証明書の交付請求を行う機構加入者の名称及び住所 ② 証明書の交付請求の対象となる新株予約権付社債の銘柄が記録されている口座の機構加入者コード ③ 証明書の請求の目的（請求理由が、社債権者集会における議決権行使か否かの別（社債権者集会における議決権行使の場合には、社債権者集会開催日も記載）） ④ 証明書の交付請求の対象となる新株予約権付社債の銘柄の名称 ⑤ 証明書の交付請求の対象となる新株予約権付社債の銘柄コード ⑥ 証明書の交付請求の対象となる新株予約権付社債の金額 ⑦ 証明書の送付先 ⑧ その他必要な事項 (2) 機構の備える振替口座簿の自己口に係る口座残高の凍結 機構は、機構加入者から証明書の交付請求を受けた場合には、機構の備える振替口座簿の自己口に記録された新株予約権付社債の銘柄のうち、当該証明書の交付請求の対象となった新株予約権付社債の銘柄の金額について、口座残高の凍結（振替及び抹消の停止措置をいう。以下第 14 節において同じ。）を行う。	（業第 253 条及び第 254 条、施第 332 条及び第 333 条） ※ 機構加入者は、当該請求の対象となった新株予約権付社債の銘柄の金額について、証明書の返還手続が完了するまでの間、振替の申請、抹消の申請及び償還金（満期償還及び全額繰上償還に伴う償還金をいう。以下第 14 節において同じ。）の受領を行うことはできない。 ※ 請求書については、機構ホームページに掲載の書式（ST03-05）を使用する。 ※ 機構は、原則として、毎営業日の午後 3 時までに受け付けた請求を当日分として、翌々営業日に証明書を発送する。 ※ ⑥について、機構加入者は、特定の銘柄に係る新株予約権付社債の全部又は一部の金額を指定して証明書の交付を請求することが可能。 ※ 機構は、原則として、毎営業日の午後 3 時までに受け付けた請求を当日分として、翌営業日の正午までに口座残高を凍結する。

内 容	備 考
(3) 機構による証明書の交付 機構は、機構加入者より証明書の交付請求を受けた場合には、次に掲げる事項を記載した証明書を交付する。 ① 証明書の交付請求を行った機構加入者の名称及び住所 ② 対象銘柄が記録されている口座の機構加入者コード ③ 対象銘柄の名称 ④ 対象銘柄の銘柄コード ⑤ 対象銘柄の金額 ⑥ 機構加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び⑤のうち信託財産であるものの金額 ⑦ 振替新株予約権付社債の新株予約権の目的である株式が外国人制限銘柄であり、機構加入者が外国人等であるときはその旨 ⑧ その他必要な事項 (4) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（機構による支払代理人への通知） 機構は、機構加入者に対し、証明書を交付した場合であって、当該証明書の対象となった銘柄の償還が迫っているときには、支払代理人に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付する。 ① 証明書の交付に係る口座残高の凍結を行った旨 ② 証明書の交付に係る口座残高の凍結日 ③ 対象銘柄の名称 ④ 対象銘柄の銘柄コード ⑤ 対象銘柄の金額 ⑥ その他必要な事項 なお、償還が迫っている銘柄か否かは以下により判断する。 【償還が迫っていない銘柄】 ・請求の目的が、社債権者集会における議決権行使を目的とするものであり、証明書の発行日から社債権者集会開催日の30日後の日までの間に、満期償還日又は繰上償還期日が到来しない銘柄 【償還が迫っている銘柄】 ・請求の目的が、社債権者集会における議決権行使を目的とするものであり、証明書の発行日から社債権者集会開催日の30日後の日までの間に、満期償還日又は繰上償還期日が到来する銘柄	※ 機構は、原則として、当該請求を受け付けた日の翌々営業日に、(1) ⑦の証明書の送付先あてに証明書を発送する。 ※ 証明書の交付は、原則郵送により行う。 ※ 機構は、支払代理人に対して、Target 保振サイトの個社別通知により、左記の書面を交付する。 ※ 機構は、証明書の交付に係る口座残高の凍結日の翌営業日に左記の書面の交付を行う。 ※ Target 保振サイトの個社別通知における左記の書面の掲載期間は、口座残高の凍結日の翌営業日から3か月とする。 ※ 請求の目的が、社債権者集会における議決権行使を目的とするもの以外の場

内 容	備 考
・請求の目的が、社債権者集会における議決権行使を目的とするもの以外の銘柄 2. 機構の備える振替口座簿の顧客口に記録されている新株予約権付社債の銘柄に係る証明書の交付手続 (1) 新株予約権付社債権者による証明書の交付請求 口座管理機関は、新株予約権付社債権者から新株予約権付社債の銘柄に係る証明書の交付請求を受けるにあたっては、当該新株予約権付社債権者から、次に掲げる事項を記載した請求書を受領する。 ① 証明書の交付請求を行う新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所 ② 証明書の交付請求を行う新株予約権付社債権者に係る口座 ③ 証明書の請求の目的（請求理由が、社債権者集会における議決権行使か否かの別（社債権者集会における議決権行使の場合には、社債権者集会開催日も記載）） ④ 証明書の交付請求の対象となる新株予約権付社債の銘柄の名称 ⑤ その他必要な事項 (2) 新株予約権付社債権者の振替口座簿の口座残高の凍結 口座管理機関は、新株予約権付社債権者から証明書の交付請求を受けた場合には、新株予約権付社債権者の振替口座簿に記録された新株予約権付社債のうち、当該証明書の交付対象となった新株予約権付社債の金額について、口座残高の凍結を行う。 (3) 口座管理機関による証明書の交付 口座管理機関は、新株予約権付社債権者から証明書の交付請求を受けた場合には、次に掲げる事項を記載した証明書を交付する。 ① 新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所 ② 対象銘柄の名称 ③ ①の新株予約権付社債権者が保有する対象銘柄の金額 ④ 新株予約権付社債権者が信託の受託者であるときは、その旨及び③のうち信託財産であるものの金額 ⑤ 新株予約権付社債についての処分の制限に関する事項 ⑥ 振替新株予約権付社債の新株予約権の目的である株式が外国人制限銘柄であり、	合には、証明書の使用を終える時点が分からないため、便宜上、「償還が迫っている銘柄」として取り扱う。 ※ 社債管理者が設置される新株予約権付社債を想定した社債権者集会における議決権行使の取扱いは、「社債権者集会の開催実務の効率化ガイドライン（標準モデル）」（一般債振替制度に係る業務処理要領 参考 4-3-1）を参照。 ※ 左記の取扱いは、振替法第 222 条第 4 項の規定（新株予約権付社債権者は、当該請求の対象となった新株予約権付社債の銘柄の金額について、証明書の返還手続が完了するまでの間、振替又は抹消の申請を行うことはできない。）を担保するための取扱いである。 ※ ⑤として、証明書の返還手続が完了するまでの間、振替の申請、抹消の申請及び償還金の受領を行うことができない旨を記載する。

内 容	備 考
新株予約権付社債権者が外国人等であるときはその旨 (4) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（直接口座管理機関による機構への通知） 直接口座管理機関は、その新株予約権付社債権者からの請求により証明書を交付した場合であって、当該証明書の対象となった銘柄の償還が迫っているとき又は直近下位機関から証明書を交付した旨の通知を受けたときには、直ちに、当該直接口座管理機関の備える振替口座簿の自己口又は顧客口に記録された新株予約権付社債の銘柄のうち、当該証明書の対象となった金額について、機構に対し、以下の事項を記載した「証明書の交付又は返還に関する通知書」（以下「通知書」という。）を提出しなければならない。 ① 証明書の交付に係る通知である旨 ② 対象銘柄の名称 ③ 対象銘柄の銘柄コード ④ 対象銘柄の金額 ⑤ 対象銘柄が記録されている口座の機構加入者コード ⑥ その他必要な事項 なお、償還が迫っている銘柄か否かは以下により判断する。 【償還が迫っていない銘柄】 ・請求の目的が、社債権者集会における議決権行使を目的とするものであり、証明書の発行日から社債権者集会開催日の30日後の日までの間に、満期償還日又は繰上償還期日が到来しない銘柄 【償還が迫っている銘柄】 ・請求の目的が、社債権者集会における議決権行使を目的とするものであり、証明書の発行日から社債権者集会開催日の30日後の日までの間に、満期償還日又は繰上償還期日が到来する銘柄 ・請求の目的が、社債権者集会における議決権行使を目的とするもの以外の銘柄 (5) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（機構の備える振替口座簿の顧客口に係る口座残高の凍結） 機構は、直接口座管理機関から通知書の提出を受けた場合には、機構の備える振替口座簿の顧客口に記録された新株予約権付社債の銘柄のうち、当該通知書により、通知された金額に係る口座残高の凍結を行う。	※ 通知書については、機構ホームページに掲載の書式（ST03-07）を使用する。 ※ 直接口座管理機関は、Target 保振サイト接続により、通知書を提出する。 ※ 証明書を交付した口座管理機関が間接口座管理機関である場合であって、対象銘柄の償還が迫っているときには、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、必要な事項を通知しなければならない。当該通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。 ※ 請求の目的が、社債権者集会における議決権行使を目的とするもの以外の場合には、証明書の使用を終える時点が分からないため、便宜上、「償還が迫っている銘柄」として取り扱う。 ※ 機構は、原則として、通知書の受領日の翌営業日の正午までに口座残高を凍結する。

内 容	備 考
(6) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（機構による支払代理人への通知） 機構は、直接口座管理機関から通知書の提出を受け、証明書の交付に係る口座残高の凍結を行った場合には、支払代理人に対し、次の事項を記載した書面を交付する。 ① 証明書の交付に係る口座残高の凍結を行った旨 ② 証明書の交付に係る口座残高の凍結日 ③ 対象銘柄の名称 ④ 対象銘柄の銘柄コード ⑤ 対象銘柄の金額 ⑥ その他必要な事項 3. 機構の備える振替口座簿の自己口に記録されている新株予約権付社債の銘柄に係る証明書の返還手続 (1) 機構加入者による証明書の返還 機構加入者は、1.(3) 機構による証明書の交付において、機構が交付した証明書について、使用を終えた場合には、機構に対して、速やかに返還する。 (2) 機構の備える振替口座簿の自己口に係る口座残高の凍結解除 機構は、機構加入者から証明書が返還された場合には、証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行う。 (3) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（機構による支払代理人への通知） 機構は、1.(4) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（機構による支払代理人への通知）により、支払代理人に対して書面を交付している場合であって、機構加入者から証明書の返還を受けたときには、支払代理人に対し、次の事項を記載した書面を交付する。 ① 証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行った旨 ② 証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除日 ③ 対象銘柄の名称 ④ 対象銘柄の銘柄コード	※ 機構は、当該通知の対象となった新株予約権付社債の銘柄の金額について、元利金の支払手続の対象（満期償還及び全額繰上償還を除く。）とする。 ※ 機構は、支払代理人に対して、Target 保振サイトの個社別通知により、左記の書面を交付する。 ※ 機構は、証明書の交付に係る口座残高の凍結日の翌営業日に左記の書面の交付を行う。 ※ Target 保振サイトの個社別通知における左記の書面の掲載期間は、口座残高の凍結日の翌営業日から3か月とする。 （業第255条、施第334条） ※ 機構への証明書の返還は、郵送により行う。 ※ 機構は、原則として、証明書の返還日の翌営業日の正午までに証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行う。 ※ 機構は、支払代理人に対して、Target 保振サイトの個社別通知により、左記の書面を交付する。 ※ 機構は、証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除日の翌営業日に左記の書面の交付を行う ※ Target 保振サイトの個社別通知にお

内 容	備 考
⑤ 対象銘柄の金額 ⑥ その他必要な事項 4. 機構の備える振替口座簿の顧客口に記録されている新株予約権付社債の銘柄に係る証明書の返還手続 (1) 新株予約権付社債権者による証明書の返還 口座管理機関は、新株予約権付社債権者に対して、新株予約権付社債権者が証明書の使用を終えた場合には、速やかに証明書を返還するように促す。 (2) 新株予約権付社債権者の振替口座簿の口座残高の凍結解除 口座管理機関は、新株予約権付社債権者から証明書の返還を受けた場合には、証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行う。 (3) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（直接口座管理機関による機構への通知） 直接口座管理機関は、2. (4) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（直接口座管理機関による機構への通知）により、機構に対して通知書を提出している場合であって、その新株予約権付社債権者から証明書が返還されたとき又は直近下位機関から証明書が返還された旨の通知を受けたときには、直ちに、機構に対し、通知書の提出により、次に掲げる事項を通知しなければならない。 ① 証明書の返還に係る通知である旨 ② 対象銘柄の名称 ③ 対象銘柄の銘柄コード ④ 対象銘柄の金額 ⑤ 対象銘柄が記録されている口座の機構加入者コード	ける左記の書面の掲載期間は、口座凍結の解除日の翌営業日から3か月とする。 ※ 証明書が口座管理機関に返還されないと、口座管理機関が証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行うことができないため、発行者は新株予約権付社債権者に対して速やかに証明書を返還する。 ※ 口座管理機関は、新株予約権付社債権者から証明書の返還がされない場合には、必要に応じて、新株予約権付社債権者に対して当該証明書の返還を督促する（償還が迫っていない銘柄として直近上位機関に証明書を発行した旨を通知していない場合であって当該証明書が返還されないまま対象銘柄の償還日が迫ってきたときは機構にその旨を連絡する。）。 ※ 直接口座管理機関は、Target 保振サイト接続により、通知書を提出する。 ※ 証明書の返還を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合であって、証明書を交付した旨を直近上位機関に通知しているときには、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、必要な事項を通知しなければならない。当該通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。

内 容	備 考
⑥ その他必要な事項 (4) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（機構の備える振替口座簿の顧客口に記録されている新株予約権付社債の銘柄に係る口座残高の凍結解除） 機構は、直接口座管理機関から通知書の提出を受けた場合には、証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行う。 (5) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（機構による支払代理人への通知） 機構は、2.（6）償還が迫っている銘柄に係る取扱い（機構による支払代理人への通知）により、支払代理人に対して書面を交付している場合であって、直接口座管理機関からの通知により、証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行ったときには、支払代理人に対し、次に掲げる事項を記載した書面を通知する。 ① 証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行った旨 ② 証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除日 ③ 対象銘柄の名称 ④ 対象銘柄の銘柄コード ⑤ 対象銘柄の金額 ⑥ その他必要な事項 5. 証明書の再交付手続 (1) 証明書の再交付 機構及び機構加入者は、1.（3）機構による証明書の交付において、証明書を交付した機構加入者から証明書の紛失による証明書の再交付請求を受けた場合には、交付手続と同様の手続により、証明書を再交付する。	※ ④について、複数の証明書の交付に係る通知書の金額を合計して、証明書の返還に係る通知書を提出することはできない。証明書の返還に係る通知書を提出する場合には、2.（4）償還が迫っている銘柄に係る取扱い（直接口座管理機関による機構への通知）において、機構に提出した通知書単位で提出しなければならない。 ※ 機構は、原則として、通知書の受領日の翌営業日の正午までに、証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行う。 ※ 機構は、支払代理人に対して、Target 保振サイトの個社別通知により、左記の書面を交付する。 ※ 機構は、証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除日の翌営業日に左記の書面を交付する。 ※ Target 保振サイトの個社別通知における左記の書面の掲載期間は、口座残高の凍結の解除日の翌営業日から3か月とする。 ※ 機構加入者は、機構に対して証明書の再交付請求をする場合には、その旨機構に連絡を行う。 ※ 機構は、機構加入者に対して証明書を

内 容	備 考
(2) 証明書を再交付した旨の通知 機構は、(1)において、「証明書」を再交付した場合には、当該証明書の対象銘柄の発行者に対して、新株予約権付社債権者が証明書を紛失したことにより証明書の再交付を行った旨を連絡する。当該連絡の際には、紛失した証明書及び再交付した証明書を特定するため、以下の事項を連絡する。 ① 証明書の対象となった新株予約権付社債の銘柄の名称 ② 対象銘柄の銘柄コード ③ 対象銘柄の金額 ④ 失効した証明書及び再交付した証明書の交付日 ⑤ その他失効した証明書及び再交付した証明書を特定する事項	再交付する場合には、再度、証明書交付に係る手数料を課金する。 ※ 口座管理機関が、2.(3) 口座管理機関における証明書の交付において、証明書を交付した新株予約権付社債権者から証明書の紛失による証明書の再交付請求を受けた場合には、機構と同様の手続により、証明書を再交付することが想定される。 ※ 口座管理機関が、証明書を再交付した場合には、機構と同様の手続により、新株予約権付社債権者が証明書を紛失したことにより証明書の再交付を行った旨を連絡する。 ※ 反対新株予約権付社債権者による社債権者集会における議決権行使等のための証明書の取扱いについては、1. から5. の手続に準じて処理を行う。

以 上

第 15 節 振替新株予約権付社債の総数等の公示

内 容	備 考
1. 公示 (1) 発行する振替新株予約権付社債が公募又は第三者割当てにより発行された振替新株予約権付社債である場合 機構は、払込金の払込日の午後 7 時に発行代理人から送付された発行要項を機構ホームページに掲載し、公示する。 (2) 発行する振替新株予約権付社債が組織再編等により発行された振替新株予約権付社債である場合 機構は、振替新株予約権付社債の効力発生日等の午後 7 時に、発行代理人から送付された発行要項を機構ホームページに掲載し、公示する。発行される振替新株予約権付社債が新株予約権付社債数申告を伴うものである場合には、当該公示に加え、株主等の確定日の翌営業日から起算して 4 営業日目の日に確定した振替新株予約権付社債の発行総数を機構ホームページに掲載する。	(業第 261 条、施第 338 条) ※ 組織再編等により発行された振替新株予約権付社債とは以下に掲げるものを指す。 ① 合併等により振替新株予約権付社債が承継される場合 ② 合併等の対価として振替新株予約権付社債が交付される場合 ③ 取得条項の取得対価として振替新株予約権付社債が交付される場合 ④ 取得請求権付株式の取得対価として振替新株予約権付社債が交付される場合 ⑤ 新株予約権付社債の無償割当てにより振替新株予約権付社債が交付される場合

以 上

第 16 節 振替新株予約権付社債の取扱廃止時の取扱い

内 容	備 考
1. 振替新株予約権付社債の取扱廃止事由 機構は、機構が取扱う振替新株予約権付社債が次の事項に該当することとなった場合は、取扱いを廃止する。 (1) 新株予約権の目的である株式が上場廃止、フェニックス銘柄の指定取消し等により振替株式でなくなった場合 (2) 振替新株予約権付社債が上場廃止となった場合 (3) 振替新株予約権付社債についてフェニックス銘柄の指定が取消された場合 (4) その他機構が定める要件に合致しなくなった場合	(業第 9 条) ※ 機構は、取扱いを廃止する場合には、取扱いを廃止する振替新株予約権付社債の取扱廃止日について、社債券の発行に係る可否及び社債券の発行日程等の調整を発行者と行ったうえで決定する。 ※ 新株予約権の目的である株式が振替株式であることが振替新株予約権付社債の要件とされている。 ※ 左記に該当する場合であっても、次に掲げる新株予約権付社債については、機構は取扱いを継続する。 ① 金融商品取引所において上場額面総額 3 億円未満となり、上場廃止となった振替新株予約権付社債（当該振替新株予約権付社債の償還期日又はすべての新株予約権が行使されるまで） ② 期限の利益を喪失したことにより上場廃止となった振替新株予約権付社債であって、特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第 2 条第 16 項に規定するものをいう。）等により事業の再生が見込まれる発行者が発行する振替新株予約権付社債

内 容	備 考
2. 社債券が発行される場合の取扱廃止手続 機構が振替新株予約権付社債の取扱いの廃止を決定した場合には、機構は取扱廃止の決定をした振替新株予約権付社債の銘柄の発行者に対し、取扱いを廃止する旨の通知を行うとともに、機構及び口座管理機関は、その加入者から発行者に対する新株予約権付社債券（以下「社債券」という。）の発行の請求（以下「発行請求」という。）の取次ぎを受け、これを発行者に取次ぐものとする。 （1）口座管理機関への通知 機構は、発行者が社債券を発行する場合には、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、当該振替新株予約権付社債の振替若しくは抹消の最終日及び取扱廃止日等を通知する。 （2）間接口座管理機関による社債券の発行請求の取次ぎの委託 加入者から社債券の発行請求の取次ぎの請求を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、当該口座管理機関は、その直近上位機関に対し、請求をした加入者に係る次の事項を示して、発行請求の取次ぎをしなければならない。当該委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。 ① 振替新株予約権付社債の銘柄及び銘柄コード ② 社債券の発行請求を取次ぐ振替新株予約権付社債の総額 ③ 社債券の運搬先の名称、郵便番号及び住所 ④ 社債券の発行請求をしない新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所 ⑤ 社債券の発行請求をしない新株予約権付社債権者の加入者口座コード ⑥ 社債券の発行請求をしない新株予約権付社債権者ごとの振替新株予約権付社債の金額 （3） 機構加入者による口座管理機関の取次ぎの委託又は取次ぎの請求	（業第 256 条第 1 項） ※ 機構は、発行者に対し、あらかじめ社債券に係る発行の可否について確認を行う。 ※ 口座管理機関は、社債券の発行の請求を口座管理機関に委任することについて、あらかじめ「株式等振替決済口座管理約款」に明記することにより、加入者から同意を得ておく。 （業第 9 条） （業第 256 条第 4 項及び第 5 項） ※ 口座管理機関は、社債券を交付すべき新株予約権付社債権者が所在不明で連絡が取れない等の事由により社債券を受け渡すことができない場合であって、口座管理機関が当該社債券を保管することができない場合については、社債券の発行請求の金額から控除したうえで、報告を行う。 ※ 所在不明で連絡が取れない等の理由で社債券の発行請求をしなかった新株予約権付社債権者が後日、社債券の発行請求を行う場合には、当該新株予約権付社債権者は、口座管理機関から取扱廃止日における振替口座簿記録事項証明書の交付を受け、発行者に対して直接、社債券の発行請求を行う。 ※ 発行者は、社債券を発行しなかった新株予約権付社債権者の情報を既に社債券を交付した者かどうかの判定のために利用するものとする。 （業第 256 条第 3 項及び第 6 項、施第 335 条）

内 容	備 考
機構加入者は、加入者から社債券の発行請求を受けたとき又はその直近下位機関から社債券の発行請求の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、次に掲げるところにより社債券の発行請求の取次ぎに係る事項を通知しなければならない。機構加入者が機構に対し社債券の発行請求の取次ぎの請求を行う場合も同様とする。 ① 振替新株予約権付社債の銘柄及び銘柄コード ② 発行請求の取次ぎの委託又は取次ぎの請求をする口座管理機関ごとの振替新株予約権付社債の金額 ③ 社債券の運搬先の名称、郵便番号及び住所（（２）において取次ぎを受けたものを含む。） ④ 社債券の発行請求の取次ぎの委託又は取次ぎの請求をする振替新株予約権付社債の総額 ⑤ 社債券の発行請求をしない新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所 ⑥ 社債券の発行請求をしない新株予約権付社債権者の加入者口座コード ⑦ 社債券の発行請求をしない新株予約権付社債権者ごとの振替新株予約権付社債の金額 （４）機構及び口座管理機関における振替口座簿の記録の抹消 機構及び口座管理機関は、取扱廃止日の業務開始時（午前９時）にその備える振替口座簿において取扱いを廃止する新株予約権付社債についての記録を抹消する。 （５） 機構による社債券の発行請求の取次ぎ 機構は、取扱廃止日の翌営業日に、（３）において口座管理機関から通知された情報を発行者に取り次ぐことにより、社債券の発行請求を行う。 （６） 発行者による社債券の交付 取扱いを廃止する振替新株予約権付社債の発行者は、機構から取り次がれた発行請求に基づき、機構加入者及び間接口座管理機関の指定した搬送先ごとに社債券をまとめて搬送し、新株予約権付社債権者に社債券を交付する。 ３．社債券が発行されない場合の取扱廃止手続 機構は、振替新株予約権付社債の取扱廃止に際し、社債券が速やかに発行されない場合や社債券の発行が不能であると認められる場合には、取扱廃止の決定をした振替新株予約権付社債の銘柄の発行者に対し、取扱いを廃止する旨の通知を行うとともに、取扱廃止日の前営業日における新株予約権付社債権	※ 当該通知は、機構が定める書面を Target 保振サイトにより提出する方法により行う。 ※ 社債券の搬送先については、機構加入者の店舗単位及び間接口座管理機関単位の指定も可能とする。この場合は、機構加入者は、社債券の搬送先ごとの内訳を示す。 ※ 新株予約権付社債券発行請求取次書については、機構ホームページに掲載の書式（ST03-08）を参照。 ※ 当該作業については取扱廃止日の前営業日に夜間バッチ処理を行い、機構加入者には「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」にて、支払代理人及び株主名簿管理人に対しては、「口座処理結果ファイル」にて処理結果を通知する。 （法第 193 条第 2 項、業第 256 条第 7 項） （業第 257 条） ※ 口座管理機関は、発行者から搬送された社債券について、速やかに新株予約権付社債権者に交付する。 ※ 機構は、発行者に対し、あらかじめ社債券に係る発行の可否について確認を行う。

内 容	備 考
者に係る情報を通知する。 (1) 口座管理機関への通知 機構は、社債券が速やかに発行されない場合や社債券の発行が不能であると認められる場合には、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、当該振替新株予約権付社債の取扱廃止日等を通知するとともに、取扱廃止日の前営業日における新株予約権付社債権者の情報を機構に対して報告するよう通知する。 (2) 機構及び口座管理機関における振替口座簿の記録の抹消 機構及び口座管理機関は、取扱廃止日の業務開始時（午前9時）にその備える振替口座簿において取扱いを廃止する当該振替新株予約権付社債についての記録を抹消する。 (3) 取扱廃止日の前営業日における振替新株予約権付社債権者の報告 直接口座管理機関は、機構に対して、取扱廃止日の前営業日における新株予約権付社債権者の情報を機構に報告する。間接口座管理機関は、その直近上位機関から当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記録されている振替新株予約権付社債につき、この報告のために必要な事項の報告を求められたときは、速やかに当該事項の報告を行う。 ① 振替新株予約権付社債の銘柄及び銘柄コード ② 新株予約権付社債権者の加入者口座コード	※ 当該取扱いについては、あらかじめ「株式等振替決済口座管理約款」に明記することで、加入者から同意を得ておく。 ※ 新株予約権付社債権者から発行者への権利行使は、新株予約権付社債権者がその直近上位機関に請求した振替口座簿記録事項証明書を提示して行うことを想定している。 ※ 機構及び口座管理機関は、振替新株予約権付社債の取扱廃止以降においても、その加入者からの請求にもとづき、取扱廃止日における振替口座簿記録事項証明書を交付する。 ※ 当該作業については、取扱廃止日の前営業日に夜間バッチ処理を行い、機構加入者には「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」にて、支払代理人及び株主名簿管理人に対しては、「口座処理結果ファイル」にて処理結果を通知する。 (業第 259 条、施第 337 条) ※ 当該新株予約権付社債権者に係る口座管理機関から機構への報告、機構から発行者の通知は、法第 218 条の通知に基づくものではない。 ※ 当該新株予約権付社債権者に係る口座管

内 容	備 考
③ 新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所 ④ 新株予約権付社債権者ごとの振替新株予約権付社債の金額 (4) 取扱廃止日の前営業日における振替新株予約権付社債権者の通知 機構は、発行者に対し、(3)により報告を受けた内容及び機構の振替口座簿に記録されている内容に基づき、発行者に対して次の事項を通知する。 ① 振替新株予約権付社債の銘柄及び銘柄コード ② 新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所 ③ 新株予約権付社債権者ごとの振替新株予約権付社債の金額 ④ 新株予約権付社債権者の通知番号	理機関から機構への報告、機構から発行者の通知については、総新株予約権付社債権者報告及び総新株予約権付社債権者通知の方法に準じて行う。 (業第 259 条、施第 337 条) ※ 当該新株予約権付社債権者の通知については、手数料は課金しない。

以 上

第 17 節 特例新株予約権付社債の移行に係る取扱い

内 容	備 考
1. 特例新株予約権付社債 機構取扱対象となる新株予約権付社債について、次の要件を満たす場合には、振替受入簿への記録により、振替新株予約権付社債とすることができる（法附則第 41 条）。 （1）決済合理化法の施行日までに発行の決議がされたもの （2）新株予約権付社債の発行後に、発行者が法の規定の適用を受けることとする旨の決定をしたもの （3）新株予約権付社債の新株予約権の目的である株式が振替株式であるもの （4）譲渡による取得について、発行者の承認を要することの定め（会社法第 236 条第 1 項第 6 号）がないもの 2. 機構に対する同意手続等 （1）振替法の規定の適用を受けることとする旨の決定 発行者は、既発債である新株予約権付社債について、特例新株予約権付社債とする旨の決定を行う。	（業附第 8 条） ※ 転換社債についても同様の特例がある（法附則第 42 条）。 ※ 当該譲渡制限については、会社法第 236 条の「新株予約権の内容」として、発行時の目論見書における発行要項において定めているかどうかにより判断する。 ※ 当該決定は、取締役会設置会社の場合には、取締役会決議を、監査等委員会設置会社の場合で、会社法第 399 条の 13 第 5 項により、当該決定について取締役に委任されている場合には、当該取締役の決定を、指名委員会等設置会社の場合で、会社法第 416 条第 4 項により、当該決定について執行役に委任されている場合には、当該執行役の決定を行う必要がある。

内 容	備 考
(2) 同意に係る決議 発行者は、特例新株予約権付社債及び将来発行する振替新株予約権付社債に関する機構取扱いについて包括的に同意する旨の決定を行ったうえで、機構に対し、機構が指定する方法により、法第13条第1項に係る同意を行う。 (3) 発行代理人及び支払代理人の選任 発行者は、機構への同意手続に際して、あらかじめ機構が指定した発行代理人及び支払代理人の中から少なくとも1社を発行代理人及び支払代理人として選任したうえで、「発行代理人及び支払代理人の選任届出書」により、機構に届け出るものとする。	※ 同意は、特例新株予約権付社債及び将来発行する振替新株予約権付社債に関する機構取扱いについての包括的な同意とする。 ※ 同意書については、次の書類を添付する。 ① 「発行代理人及び支払代理人の選任届出書」 ② 「社債管理委託契約書（写し）」 ③ 「特例新株予約権付社債の内容に係る届出書」 ④ 「発行目論見書（既に保振制度において機構が取扱いを行っている銘柄については、提出不要。）」 ⑤ 印鑑証明書（振替株式の同意手続と同時に手続を行う場合は不要。） ※ 発行代理人及び支払代理人の選任は、一般債振替制度とは別に行う。 ※ 発行代理人は銘柄情報の登録等を、支払代理人は移行後から償還までの機構との手続を、発行者に代わって行う。 ※ 原則として、一の銘柄の発行代理人及び支払代理人は同一とする。 ※ 発行者が選任できる発行代理人及び支払代理人の数は、10社までとする。 ※ 特例新株予約権付社債がなくとも、将来の発行に備えて、発行代理人及び支払代理人の選任をあらかじめ、行っておくことは可能とする。 ※ 機構は、発行代理人及び支払代理人に対して、どの発行者から選任されたかについて Target 保振サイトにより通知する。

内 容	備 考
3. 特例新株予約権付社債の銘柄情報の通知手続 (1) 機構による銘柄略称等の情報の提供 機構は、同意書の提出及び発行代理人及び支払代理人の選任の届出を受けた後、機構が定める日に当該発行代理人に対して次に掲げる事項を通知する。 ① 既発債である新株予約権付社債の銘柄正式名称 ② 既発債の発行者に係る発行者略称 ③ 既発債である新株予約権付社債の回号等 ④ 既発債である新株予約権付社債に係る銘柄コード ⑤ 既発債である新株予約権付社債に係る ISIN コード ⑥ 既発債である新株予約権付社債の上場区分 ⑦ 既発債である新株予約権付社債の満期償還期日 (2) 発行代理人による銘柄情報の通知 発行代理人は、機構が定める日までに、Target 保振サイトにCSVファイルをアップロードすることにより、特例新株予約権付社債の銘柄に関する情報（以下「銘柄情報」という。）を通知する。 (3) 機構による銘柄情報の確認 機構は、発行代理人から通知された銘柄情報と発行要項等を照合し、照合の結果、誤りがあった場合には、発行代理人に対し、再通知を依頼する。 (4) 発行代理人による銘柄の情報の再通知	※ 当該通知は、Target 保振サイトに掲載することにより行う。 ※ 非上場新株予約権付社債については、発行者からの請求を受けて、機構が証券コード協議会に対し、銘柄コード及びI S I Nコードの付番申請を行う。 (業附第9条、施附第8条) ※ 振替制度施行後は、ファイル伝送により銘柄情報を通知することも可能。 ※ 特例新株予約権付社債1銘柄につき、1電子ファイルでデータを作成する。1回につき、複数の電子ファイルを添付して送付することも可能とする。 ※ 当該銘柄情報の通知に際しては、機構が提供するエクセルマクロを使用して銘柄情報の項目チェックを行い、電子ファイルを作成するものとする。ただし、機構の提供するエクセルマクロを使用せず、同様のチェックを発行代理人の社内システムで行うことも可能とする。 ※ 発行代理人は、Target 保振サイトから銘柄情報を通知する。 ※ 再提出の依頼は、Target 保振サイト又は電話等により行う。

内 容	備 考
銘柄の情報の再通知の依頼を受けた発行代理人は、速やかに、機構に対し、Target 保振サイトにより、正しい銘柄情報を通知する。 (5) 機構による銘柄情報の提供 機構は、機構が定める日に機構加入者及び発行代理人及び支払代理人に対し、ファイル伝送及び統合 Web 端末にCSVファイルをアップロードすることにより、特例新株予約権付社債の銘柄情報を提供する。 4. 移行申請の概要 (1) 新株予約権付社債権者による移行申請の委任 特例新株予約権付社債券（以下「社債券」という。）の新株予約権付社債権者（以下「社債権者」という。）は、機構に対し、社債券を提出するとともに、自らのために開設された当該特例新株予約権付社債の振替を行うための口座（以下「移行先口座」という。）を示して、振替受入簿への記録を申請することができる（以下「移行申請」という。）。 なお、社債権者は、自らが加入者として口座の開設を受けた口座管理機関に対して、移行申請手続を委任する。当該社債権者が機構加入者である場合には、自ら申請を行う。 (2) 口座管理機関による移行申請 口座管理機関は、新株予約権付社債権者から委任を受けた社債券に係る移行申請を行う。 (3) 移行申請できない社債券 新株予約権付社債権者は、次の社債券については、移行申請を行うことができない。 ① 公示催告の申立て中である社債券 ② 除権決定済社債券 ③ 偽造又は変造された社債券 ④ 汚損又は毀損している社債券 ⑤ 弁済期が到来していない利札欠落社債券	※ 機構は、発行代理人及び支払代理人に対しては、CSV形式により銘柄情報を提供するものとし、ファイル伝送形式による提供は、行わないものとする。 （業附第 11 条第 1 項及び第 2 項） ※ 社債券について登録債の状態で所有している新株予約権付社債権者はあらかじめ、社債券の発行を受けたうえで、口座管理機関に対し、移行申請手続を委任する。 ※ 質権者は社債券に係る移行申請を行うことはできない。 ※ 口座管理機関は、移行申請手続について、事前に新株予約権付社債権者に対し、株式等振替決済口座管理約款を交付し、所定の期間をもって異議がなければ同意を得たものとして取扱う等の方法により、委任を受けるものとする。

内 容	備 考
⑥ 満期償還日到来済社債券 ⑦ 利払期日到来済の利札のある社債券 ⑧ 抽選償還当選番号発表日以降の抽選償還当選社債券 5. 移行申請（個別移行方式） （1）対象となる社債券 施行日前日までに機構に預託されていない社債券については、施行日以降、当該社債券の満期日又は繰上償還期日の6営業日前まで、新株予約権付社債権者の申請により個別に移行を受付けるものとする。 （2）移行申請 a 新株予約権付社債権者の移行申請 移行申請を行う新株予約権付社債権者は、自らが加入者として口座を開設する口座管理機関に対して、機構への移行申請の手続を委任する。なお、移行申請の委任を受けた口座管理機関が機構加入者でない場合は、その上位の機構加入者に対して当該移行申請手続を委任する。 b 口座管理機関による移行申請 （a）個別移行の日程調整 移行申請に際し、口座管理機関は、移行日の前営業日の正午までに機構に対し、社債券の持込みスケジュール、持込み枚数等について電話にて連絡を行い、機構と個別移行の日程を調整後、「移行申請連絡票」をTarget 保振サイトにて提出する。 （b）社債券の有効性の確認 社債券の移行申請を行う口座管理機関は、当該社債券が4.（3）の各項目に該当しないことを確認する。	（業附第11条第1項から第5項） ※ 新株予約権付社債権者は、移行申請を委任した口座管理機関に開設した口座以外の口座を特例新株予約権付社債の移行先口座として指定することはできない。 ※ 間接口座管理機関が機構に対して直接移行申請を行うことも可能とするが、その場合、振替口座簿記録予定日や新株予約権付社債の金額等の情報について、事前に上位機関に通知しておく必要がある。 ※ 事務上の制約から、一定数量以上の社債券の移行申請については、必ずしも希望どおりに移行申請を受け付けることができない場合もある。 ※ 移行申請を行う口座管理機関は、必要に応じて支払代理人に対しても社債券の有効性の確認を行う。 ※ 移行申請を行う口座管理機関は、マイク

内 容	備 考
(c) 機構に対する個別移行申請書等の提出 口座管理機関は、移行日の正午までに、機構に対して、Target 保振サイトにて個別移行申請書及び振替口座簿記録データを提出することにより、移行申請を行う。 個別移行申請書の記載項目は次のとおりとする。 ① 申請取扱者コード（移行申請取扱口座管理機関の口座管理機関コード） ② 特例新株予約権付社債の記録先の機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 銘柄名 ⑤ 社債券の券種 ⑥ 社債券の枚数 ⑦ 特例新株予約権付社債の金額 振替口座簿記録データの記載項目は次のとおりとする。 ① 申請取扱者コード（移行申請取扱口座管理機関の口座管理機関コード） ② 特例新株予約権付社債の記録先の機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 特例新株予約権付社債の金額 ⑤ 信託財産表示区分 ⑥ 振替口座簿記録日 (d) 機構に対する社債券等の提出 口座管理機関は、移行日の正午までに、機構に対して、提出書類等明細書、社債券及び振替受入簿データを提出する。 振替受入簿データの記載項目は次のとおりとする。 ① 申請取扱者コード（移行申請取扱口座管理機関の口座管理機関コード） ② 特例新株予約権付社債の記録先の機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 社債券の券種 ⑤ 新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所 ⑥ 振替口座簿記録日 ⑦ 社債券の記号・番号	ロフィルム等により社債券の記番号を記録する。 （業附第 11 条第 6 項から第 9 項、施附第 10 条） ※ 振替口座簿記録データ及び振替受入簿データは機構が Target 保振サイト上で提供する「特例 CB・特例 ETF 移行申請データ作成ツール」により作成する（Target 保振サイトの「書類ダウンロード」に掲載の「特例新株予約権付社債及び特例投資信託受益権の移行手続」参照。）。 ※ 振替口座簿記録データ及び振替受入簿データの作成方法については「株式等振替システム 参考資料（特例新株予約権付社債の移行申請データの作成方法について）」参照。 ※ 同一銘柄の移行申請に際して、社債権者が複数となる場合には、社債権者ごとに振替口座簿記録データを作成する。 ※ 口座管理機関の担当者は、社債券等を機構に提出する際、運転免許証等の本人確認書類を提示する。当該提示がない場合には、移行申請を受け付けない。 ※ Target 保振サイトにて個別移行申請書等が提出されていない場合、又は提出された社債券に不備がある場合には、機構は移行申請を受け付けない。 ※ 機構は、振替口座簿記録データの内容が正しいことを確認した後に、社債券等を受領する。

内 容	備 考
(3) 振替受入簿への記録 機構は、口座管理機関から受け付けた移行申請の内容を確認の上、移行日に、その申請内容に基づき、振替受入簿への記録を行う。 (4) 振替口座簿への記録 機構は、振替口座簿記録データに基づき、移行日の振替処理終了時（午後 3 時 30 分）に、振替口座簿へ増加の記録を行う。 a 機構が移行先口座を開設している場合の手続 機構は、移行日の振替処理終了時（午後 3 時 30 分）において、機構加入者の自己口への増加の記録を行う。 b 口座管理機関が移行先口座を開設している場合の処理 ① 機構の顧客口への記録 機構は、移行日の振替処理終了時（午後 3 時 30 分）において、機構加入者の顧客口への増加の記録を行う。 ② 口座管理機関の口座への記録 口座管理機関は、移行日の振替処理終了時（午後 3 時 30 分）において、移行先口座への増加の記録を行う。間接口座管理機関が移行先口座を開設している場合には、その上位の口座管理機	※ 振替受入簿データは Target 保振サイトにより提出する。 ※ 振替口座簿記録日の日付は、移行日とする。 ※ 提出書類等明細書については、機構ホームページに掲載の書式を参照。 ※ 振替口座簿記録データの読み込み時に、当該データの不備等が判明した場合には、機構は、移行申請を行った口座管理機関に不備内容を連絡し、振替口座簿記録データの再提出を依頼する。 (業附第 14 条第 1 項) (業附第 14 条第 2 項、施附第 13 条) (業附第 14 条第 3 項)

内 容	備 考
関は、間接口座管理機関の口座の顧客口への増加の記録を行うとともに、必要事項を間接口座管理機関に通知する。 (5) 振替受入簿への記録済の通知 機構は、(3)において、振替受入簿への記録を行った場合には、支払代理人に対し、無効処理済の社債券を搬送することで、振替受入簿への記録を行った旨の通知を行う。 (6) 振替口座簿への記録内容の確認 ① 移行日当日における記録内容の確認 機構は、移行日の午後3時30分以降に、機構加入者及び株主名簿管理人に対し統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続により、支払代理人に対し統合Web端末により「新規記録済通知」を配信することで、振替口座簿へ記録した特例新株予約権付社債の数等の通知を行い、機構加入者、支払代理人及び株主名簿管理人は当該通知により移行内容の確認を行う。 ② 機構加入者における記録内容の確認 機構は、移行日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構加入者に対し、ファイル伝送及びオンラインリアルタイム接続により「帳表ファイル（機構加入者別口座残高表及び機構加入者別口座処理明細表）」を配信することで、振替口座簿へ記録した特例新株予約権付社債の数等の通知を行い、機構加入者は、当該ファイルにより移行内容の確認を行う。 ③ 支払代理人及び株主名簿管理人における記録内容の確認 機構は、移行日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、支払代理人及び株主名簿管理人に対し、「口座処理結果ファイル」により、振替口座簿へ記録した特例新株予約権付社債の金額等の通知を行い、支払代理人及び株主名簿管理人はそれぞれ、当該ファイルにより移行内容の確認を行う。 (7) 移行済の通知 a 機構における手続 機構は、支払代理人に対し、移行済の社債券を搬送する。 b 支払代理人における手続 ① 社債原簿の更新 支払代理人は、機構から搬送された移行済社債券について、確認を行ったうえで、社債原簿に移行済情報を反映させ、更新する。	※ 統合Web端末では、午前7時から午後8時までの間「帳表ファイル（機構加入者別口座残高表及び機構加入者別口座処理明細表）」を取得することが可能。 (業附第12条、施附第11条) ※ 統合Web端末では、午前7時から午後8時までの間「口座処理結果ファイル」を取得することが可能。 ※ 個別移行方式に伴う移行済の社債券の搬送は、原則、移行日に行う。

内 容	備 考
② 新株予約権原簿の更新 支払代理人は、株主名簿管理人に対し、移行済社債券に係る記号・番号等の移行済情報を通 知し、株主名簿管理人は当該情報に基づいて新株予約権原簿に移行済情報を反映させ、更新す る。 (8) 社債券の移行申請に係る受付制限 機構は、社債券の移行申請について、当該銘柄の元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の 前営業日までの間、受付を制限する。	(業附第13条、施附第12条)

以上

特例新株予約権付社債の個別移行に関する業務フロー

日 程	支払代理人、株主名簿管理人	機 構	機構加入者	処理概要
事前調整等 (～X-1)		←	日程等の調整	○ 移行申請を行う口座管理機関は、移行申請に当たり、事前に、スケジュール、持込枚数等について、機構と調整する。(事務上の制約から、一定数量以上の社債券の移行申請に係る日程等については、必ずしも希望の日に移行申請を受け付けることができない場合もありうるので、予め余裕を持った日程で調整を行う。) ○ 社債券を持ち込む口座管理機関は、社債券の真贋性及び事故社債券でないことを確認する。
移行日 (X) ～12:00		精査 ↓	移行申請 ←	○ 社債権者は、自らが加入者として口座を開設する口座管理機関を経由して、機構に対し移行申請を行う。 ・ 社債権者は、自らが加入者として口座の開設を受ける口座管理機関に対して移行申請手続を委任する。(当該社債権者が機構加入者である場合には、自ら申請を行う。) 移行申請の委任を受けた口座管理機関が、機構加入者の場合には、機構に対して移行申請を行い、機構加入者でない場合には、その上位の機構加入者に対して、当該移行申請手続を委任する。(株式等振替決済口座管理約款を交付することに対応する。) ・ なお、間接口座管理機関が、機構に対して直接移行申請を行う場合は、振替口座簿記録予定日・社債の金額等の情報を、上位機関に通知しておくものとする。 ・ 移行申請を行う口座管理機関は、マイクロフィルム等により社債券の記号・番号を記録する。 ○ 口座管理機関は、機構に対して、社債券、移行申請書、振替口座簿記録データ、振替受入簿データを提出する。 ・ 移行申請書の記載項目：申請取扱者コード、記録先機構加入者コード、銘柄コード、銘柄名、社債券の券種、社債券の枚数、移行

日 程	支払代理人、株主名簿管理人	機 構	機構加入者	処理概要
				数量 - 振替口座簿記録データ項目：申請取扱者コード、記録先の機構加入者コード、銘柄コード、移行数量、信託財産表示区分、振替口座簿記録日 - 振替受入簿データ項目：申請取扱者コード、記録先の機構加入者コード、銘柄コード、社債券の券種、移行申請者の氏名又は名称及び住所、振替口座簿記録日、社債券の記号・番号 - 移行申請書、振替口座簿記録データ、振替受入簿データは、機構が提供する「特例 CB・特例 ETF 移行申請データ作成ツール」により作成する。 ○ 口座管理機関は、移行申請書、振替口座簿記録データ、振替受入簿データを正午までに機構に対して Target 保振サイトにより提出する。 ○ 機構は、移行申請書及び移行申請データと移行内容が一致すること等を精査する。 ○ 機構は、移行申請受付後、口座管理機関に対し、書面等により移行申請を受け付けた旨の書面を手交する。 ○ 機構は、元利払期日の5営業日前から前営業日までの間は、移行申請を受け付けないものとする。
移行日 (X) ～15:30	社債原簿の 変更	入力処理 振替受入簿作成		○ 振替口座簿記録データの提出を受けた機構は、当該データを振替システムに入力する。 ○ 機構は、口座管理機関から移行申請を受けた場合には、移行日に、その申請内容に基づき、振替受入簿への記録を行う。 ○ 機構は、支払代理人に対し、移行済の社債券を搬送することにより、移行済の通知を行う。 移行済の社債券の搬送は、原則、移行日に行うものとする。 ※ 移行済の社債券の具体的な搬送方法、スケジュール等については、支払代理人と事前に調整する。

日 程	支払代理人、株主名簿管理人	機 構	機構加入者	処理概要
				○ 支払代理人は、社債原簿に移行済の情報を反映させる。 ○ 支払代理人は、株主名簿管理人に対して、移行内容を知する。 ○ 株主名簿管理人は、支払代理人からの通知に基づき、新株予約権原簿に移行済の情報を反映させる。
移行日 (X) 15:30		新規記録済通知 振替口座簿への記録 新規記録済通知		○ 機構は、振替処理終了時（15:30）において、機構が移行先口座を開設している場合には、機構加入者の自己口への増加の記録を行い、口座管理機関が移行先口座を開設している場合には、機構加入者の顧客口への増加の記録を行う。 ○ 機構は、機構加入者及び株主名簿管理人に対し統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続により、支払代理人に対し統合Web端末により「新規記録済通知」を通知する。 ○ 口座管理機関は、移行日の振替処理終了時（15:30）において、移行先口座への増加の記録を行う。間接口座管理機関が移行先口座を開設している場合には、その上位の口座管理機関は、間接口座管理機関の口座の顧客口への増加の記録を行うとともに、必要事項を間接口座管理機関に通知する。
X + 1 3:00 ～20:00		口座処理結果ファイル 処理結果の通知 帳表ファイル		○ 機構は、機構加入者に対し、帳表ファイル（口座処理明細データ）により、振替口座簿への増加記録した数等の通知を行う。機構加入者は、当該ファイルにより移行内容を確認する。 ○ 機構は、支払代理人に対し、口座処理結果ファイル（ファイル伝送又はCSVファイル）により、振替口座簿に増加記録した数等の通知を行う。支払代理人は、当該ファイルにより移行内容を確認する。 ○ 機構は、株主名簿管理人に対し、口座処理結果ファイル（ファイル伝送）により、振替口座簿に増加記録した数等の通知を行う。株主名簿管理人は、当該ファイルにより移行内容を確認する。

個別移行方式

項目	事務処理
1. 個別移行方式の対象	● 施行日の前日までに機構に預託されていない社債券については、個別移行方式により移行を行う。
2. 社債権者による移行申請	● 社債権者は、自らが加入者として口座を開設する口座管理機関に対して、移行申請の手続を委任する。
3. 口座管理機関による移行申請	● 口座管理機関は、移行申請を行う場合には、事前に、移行日、持込枚数等について、機構と調整する。 ● 口座管理機関は、事前に調整した移行日の12:00 までに、機構に対して、社債券、移行申請書、振替受入簿データ、振替口座簿記録データ等を提出する。 (振替受入簿データの記載項目) ・ 申請取扱者コード ・ 記録先の機構加入者コード ・ 銘柄コード ・ 社債券の券種 ・ 移行申請者の氏名又は名称及び住所 ・ 振替口座簿記録日 ・ 社債券の記号・番号 (振替口座簿記録データの記載項目) ・ 申請取扱者コード ・ 記録先の機構加入者コード ・ 銘柄コード ・ 移行数量 ・ 信託財産表示区分 ・ 振替口座簿記録日 ※移行申請書、振替口座簿記録データ及び振替受入簿データはTarget保振サイトにより提出する。 ● 間接口座管理機関が直接移行申請を行う場合には、事前に、振替口座簿記録予定日、特例新株予約権付社債の金額等の情報を、上位機関に通知しておくものとする。
4. 振替受入簿への記録	● 機構は、口座管理機関から受領した振替受入簿データに基づき、振替受入簿を作成する。
5. 振替口座簿への記録	● 機構及び口座管理機関は、振替口座簿記録データの内容に基づき、移行日の振替処理終了時(15:30)に、移行先の口座へ増加の記録を行う。
6. 移行済社債券の送付	● 機構は、支払代理人に対して、移行済社債券を送付する。

特例新株予約権付社債の銘柄情報項目の設定について

資料3-17-3

項番	項目名		発行代理人の入力方法
1-1	基本項目	銘柄コード	機構から代理人に事前に提供することにより代理人が入力する
1-2		ISINコード	機構から代理人に事前に提供することにより代理人が入力する
2-1		適用日	銘柄情報通知日の3営業日後の日付を入力する。
2-2		提供日	新規発行の場合と同様("00000000"を入力)。
3		新規変更取消区分	「新規」を入力
4	銘柄	銘柄正式名称	機構から代理人に事前に提供することにより代理人が入力する
5		発行者略称	機構から代理人に事前に提供することにより代理人が入力する
6		回号等	機構から代理人に事前に提供することにより代理人が入力する
7		募集区分	新規発行の場合と同様
8-1	上場区分	上場区分(東証)	新規発行の場合と同様
8-2		予備	—
8-3		上場区分(名証)	新規発行の場合と同様
8-4		上場区分(福証)	新規発行の場合と同様
8-5		上場区分(札証)	新規発行の場合と同様
8-6		予備	—

項番	項目名		発行代理人の入力方法
9	社債 に関する事項	保証区分	新規発行の場合と同様
10		担保区分	新規発行の場合と同様
11		分割発行有無フラグ	新規発行の場合と同様
12		合同発行フラグ	新規発行の場合と同様
13		劣後特約有無フラグ	新規発行の場合と同様
14		責任財産限定特約有無フラグ	新規発行の場合と同様
15		債券種類	新株予約権付社債の場合は、”80”、転換社債の場合は、”99”を入力
16		募集開始日	ブランク(=何も入力しない)
17		払込日	発行当初の払込日を入力
18		各社債の金額	新規発行の場合と同様
19		打切発行フラグ	新規発行の場合と同様
20		発行総額	発行当初の発行総額を入力
21		発行代理人コード	新規発行の場合と同様
22		支払代理人コード	新規発行の場合と同様
23		資金決済会社コード	新規発行の場合と同様
24		機構関与方式採用フラグ	新規発行の場合と同様
25		個別承認採用フラグ	新規発行の場合と同様
26	社債管理者	社債管理者コード(1)～(10)	新規発行の場合と同様
27	休日処理	休日処理区分	新規発行の場合と同様
28	利払	利付割引区分	新規発行の場合と同様
29	利払(固定利率、 変動利率)	利払期日(1)～(12)	新規発行の場合と同様
30		最終利払有無フラグ	新規発行の場合と同様
31	利払 (固定利率)	初回利払期日	銘柄情報通知以後、最初に到来する利払期日を入力
32		利率	新規発行の場合と同様
33		1円あたりの利子額(初期)	銘柄情報通知以後、最初に到来する利払に係る利子額を入力
34		1円あたりの利子額(通常)	新規発行の場合と同様
35		1円あたりの利子額(終期)	新規発行の場合と同様

項番	項目名		発行代理人の入力方法
36	利払 (変動利率)	利払期日(今回)	銘柄情報通知以後、最初に到来する利払期日を入力
37		利率(今回)	銘柄情報通知以後、最初に到来する利払に係る利率を入力
38		1円あたりの利子額(今回)	銘柄情報通知以後、最初に到来する利払に係る利子額を入力
39		利払期日(次回)	新規発行の場合と同様
40		利率(次回)	新規発行の場合と同様
41		1円あたりの利子額(次回)	新規発行の場合と同様
42	償還	満期償還期日	機構から代理人に事前に提供することにより、代理人が入力する
43		償還価額	新規発行の場合と同様
44	コールオプション (全額償還)	コールオプション有無フラグ	新規発行の場合と同様
45		コールオプション行使フラグ	新規発行の場合と同様
46		繰上償還期日	新規発行の場合と同様
47		償還価額	新規発行の場合と同様
48		1円あたりの利子額	新規発行の場合と同様
49	プットオプション	プットオプション有無フラグ	新規発行の場合と同様
50		プットオプション行使フラグ	新規発行の場合と同様
51		行使期間開始日	行使期間開始日が過去の場合は、過去日付
52		行使期間終了日	新規発行の場合と同様
53		繰上償還期日	新規発行の場合と同様
54		償還価額	新規発行の場合と同様

項番	項目名		発行代理人の入力方法
55	新株予約権に関する事項	新株予約権の総数	発行当初の新株予約権の総数を入力
56		新株予約権の行使期間開始日	行使期間開始日が過去の場合は、過去日付
57		新株予約権の行使期間終了日	新規発行の場合と同様
58		新株予約権の発行価額	新規発行の場合と同様
59		新株予約権の行使価額	新規発行の場合と同様
60		行使請求受付場所	新規発行の場合と同様
61	取得条項	取得条項有無フラグ	新規発行の場合と同様
62		取得条項に係る取得日	新規発行の場合と同様
63		取得対価(交付財産)の種類	新規発行の場合と同様
64	端数償還金	端数償還金有無フラグ	新規発行の場合と同様
65	特例債	特例新株予約権付社債フラグ	”Y”を入力
66	元利払手数料率	元金手数料率	新規発行の場合と同様
67		元金手数料率基準	新規発行の場合と同様
68		利金手数料率	新規発行の場合と同様
69		利金手数料基準	新規発行の場合と同様
70	社内処理用項目	社内処理用項目1	新規発行の場合と同様(代理人はblankで通知)
71		社内処理用項目2	代理人が必要に応じて使用

新株予約権付社債の振替制度移行に伴う税制優遇措置の取扱い

1. 電子化施行日以降の新株予約権付社債の税制優遇措置の取扱い

- 新株予約権付社債の税制優遇措置は、電子化施行日（決済合理化法の施行日をいう。以下同じ。）以降は、振替債のみに適用されるようになる。
- 振替債に適用される税制優遇措置については、現在、新株予約権付社債に認められている税制優遇措置に加え、新たに、資本金1億円以上の内国法人が源泉徴収不適用の措置を受けることができるようになる（租税特別措置法第8条第3項）。

2. 登録債の取扱い

- 現在、登録債となっている新株予約権付社債については、①障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（所得税法第10条第1項第2号及び第3号）、②公共法人等及び公益信託等に係る非課税（所得税法第11条第4項）、③勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税（租税特別措置法第4条の2第1項第3号）、④勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税（租税特別措置法第4条の3第8項）、⑤金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用（租税特別措置法第8条第1項第1号、第3号及び第2項）が適用されている。
- 社債等登録法は、証券市場整備法施行日（平成15年1月6日）から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日に廃止されることとなっており（証券市場整備法附則第1条第2項）、登録債となっている新株予約権付社債については、社債等登録法の廃止日以降、登録債としての社債等登録法上の効力を有する（証券市場整備法附則第3条）ものの、税制優遇措置の適用が受けられなくなる（証券市場整備法附則第9条、第10条）。
- 登録債となっている新株予約権付社債について、引き続き税制優遇措置の適用を受けるためには、証券市場整備法附則における特例計算期間（利子等の計算期間のうち平成20年1月5日までにその期間が終了するものをいう。以下同じ。）の終了日までに登録債から現物債に移行しておくことが必要である（注1）。また、電子化施行日以降においても、引き続き税制優遇措置の適用を受けるためには、現物債に移行した新株予約権付社債を電子化施行日までに機構に預託し、電子化施行日に集中移行方式により振替債に移行することが必要である。

（注1）現物債については、登録債で認められている税制優遇措置のうち、③、④、⑤の措置がない。

- 電子化施行日に振替債に移行（集中移行）しなかった場合でも、電子化施行日以降に振替債に移行（個別移行）したときは、再び、税制優遇措置の適用を受けることが可能である（注２、３）。

（注２）一般債振替制度では、登録債・現物債に係る非課税等の措置を引き続き受けるためには、証券市場整備法附則における特例計算期間の終了日までに振替債に移行する必要がある。なお、当該終了日までに移行手続がとられなかった場合、満期償還期日まで課税玉として取り扱われることとなる。

（注３）新株予約権付社債については、振替法上、登録債から直接、振替債に移行することができないため、一旦、現物債にしてから、移行する必要がある。

３．現物債の取扱い

- 現在、現物債となっている新株予約権付社債については、①障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（所得税法第１０条第１項第２号及び第３号）、②公共法人等及び公益信託等に係る非課税（所得税法第１１条第４項）が適用されている。
- 現物債となっている新株予約権付社債については、電子化施行日以降、税制優遇措置の適用が受けられなくなる（所得税法施行令第３７条第２項改正、所得税法施行規則第１６条第１項改正）。
- 現物債となっている新株予約権付社債について、引き続き税制優遇措置を受けるためには、電子化施行日までに機構に預託し、電子化施行日に集中移行方式により振替債に移行することが必要である。
- 電子化施行日に振替債に移行（集中移行）しなかった場合でも、電子化施行日以降に振替債に移行（個別移行）したときは、再び、税制優遇措置の適用を受けることが可能である（注４、５）。

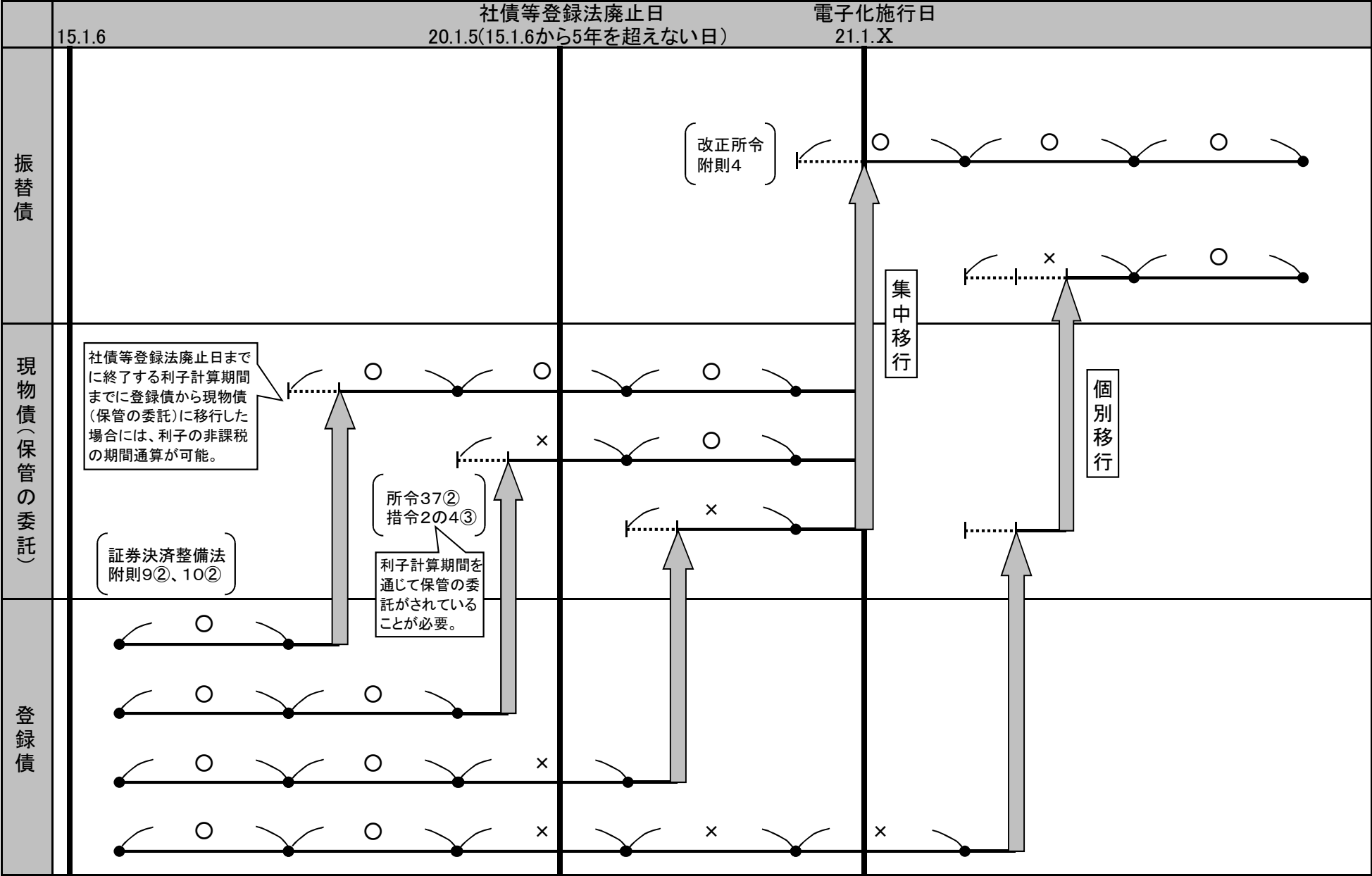
（注４）一般債振替制度では、登録債・現物債に係る非課税等の措置を引き続き受けるためには、証券市場整備法附則における特例計算期間の終了日までに振替債に移行する必要がある。なお、当該終了日までに移行手続がとられなかった場合、満期償還期日まで課税玉として取り扱われることとなる。

（注５）電子化施行日以降に現物債として発行の決定がされた新株予約権付社債については、振替債に移行できない（振替法附則第４１条）。

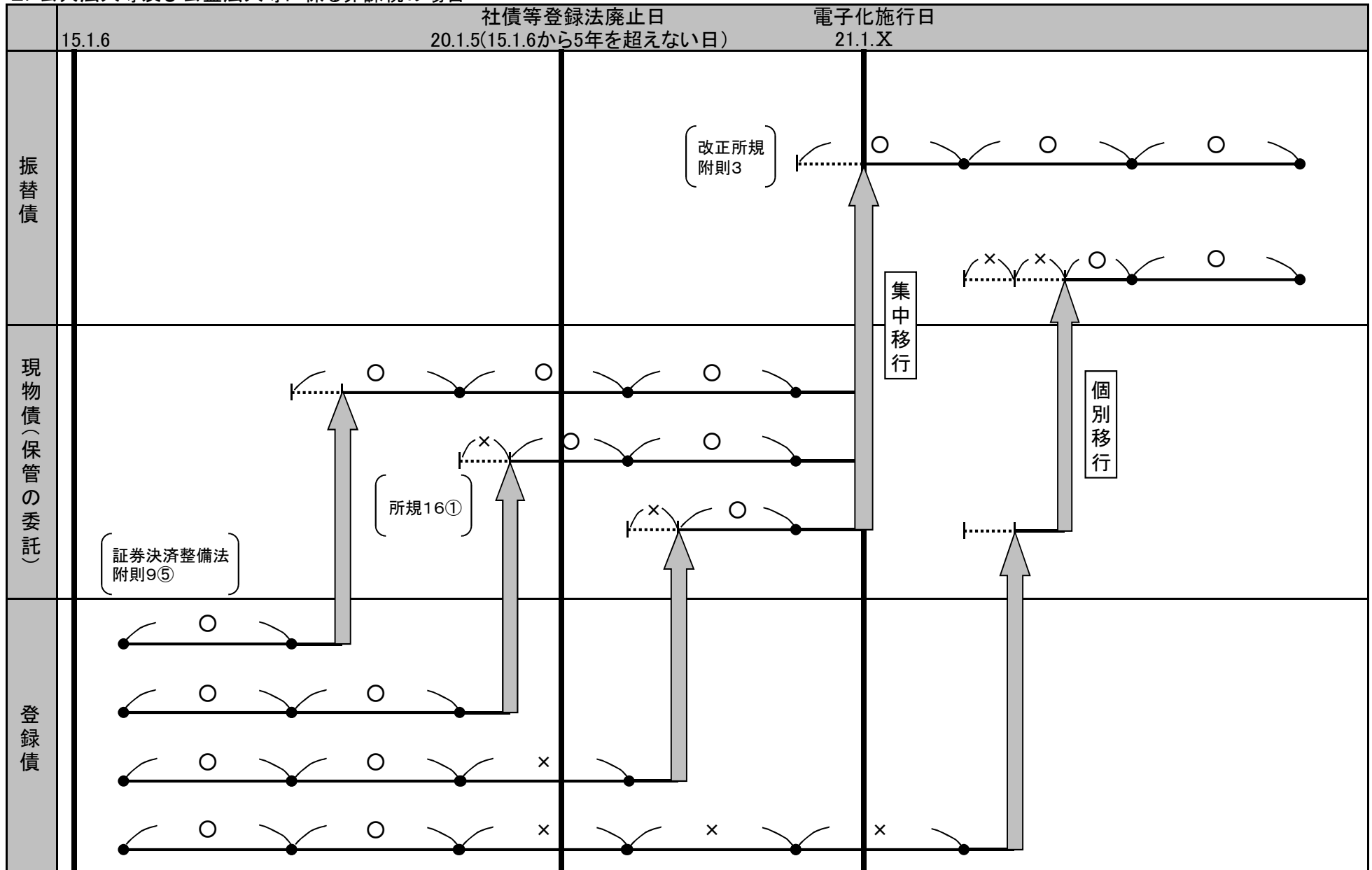
以 上

新株予約権付社債の振替制度移行に伴う税制優遇措置の取扱い(適用関係図)

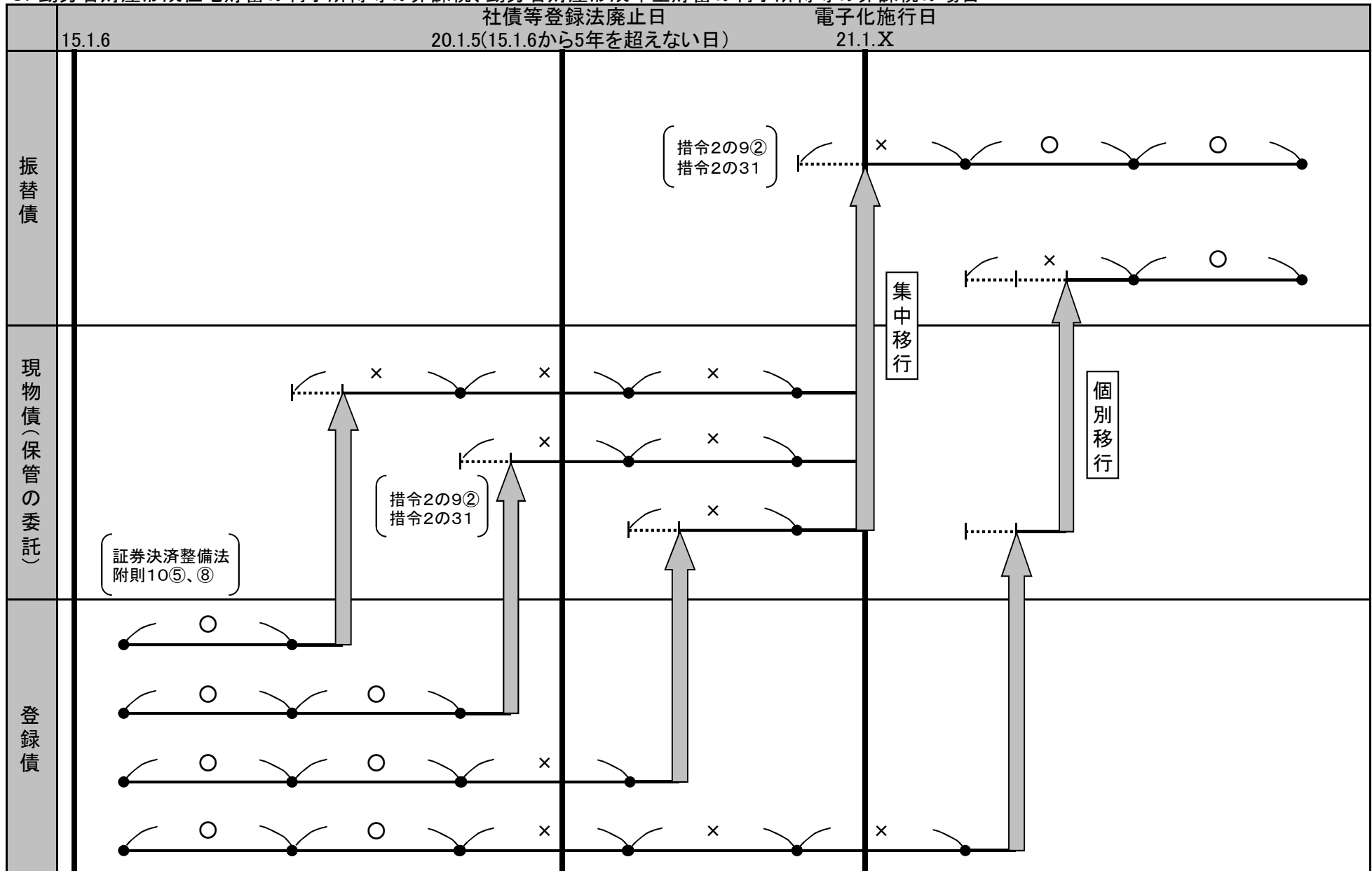
1. 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税の場合



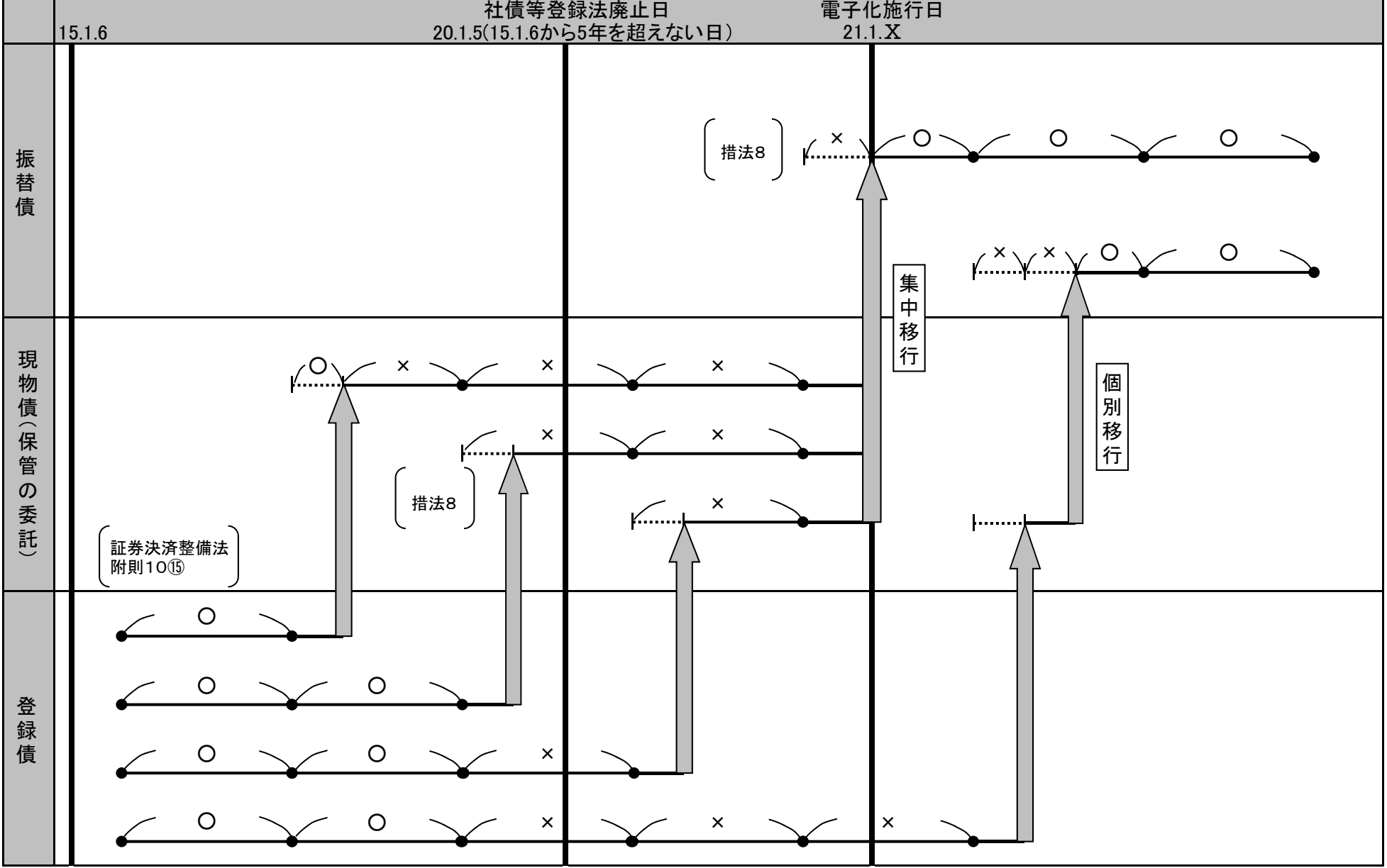
2. 公共法人等及び公益法人等に係る非課税の場合



3. 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税、勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税の場合



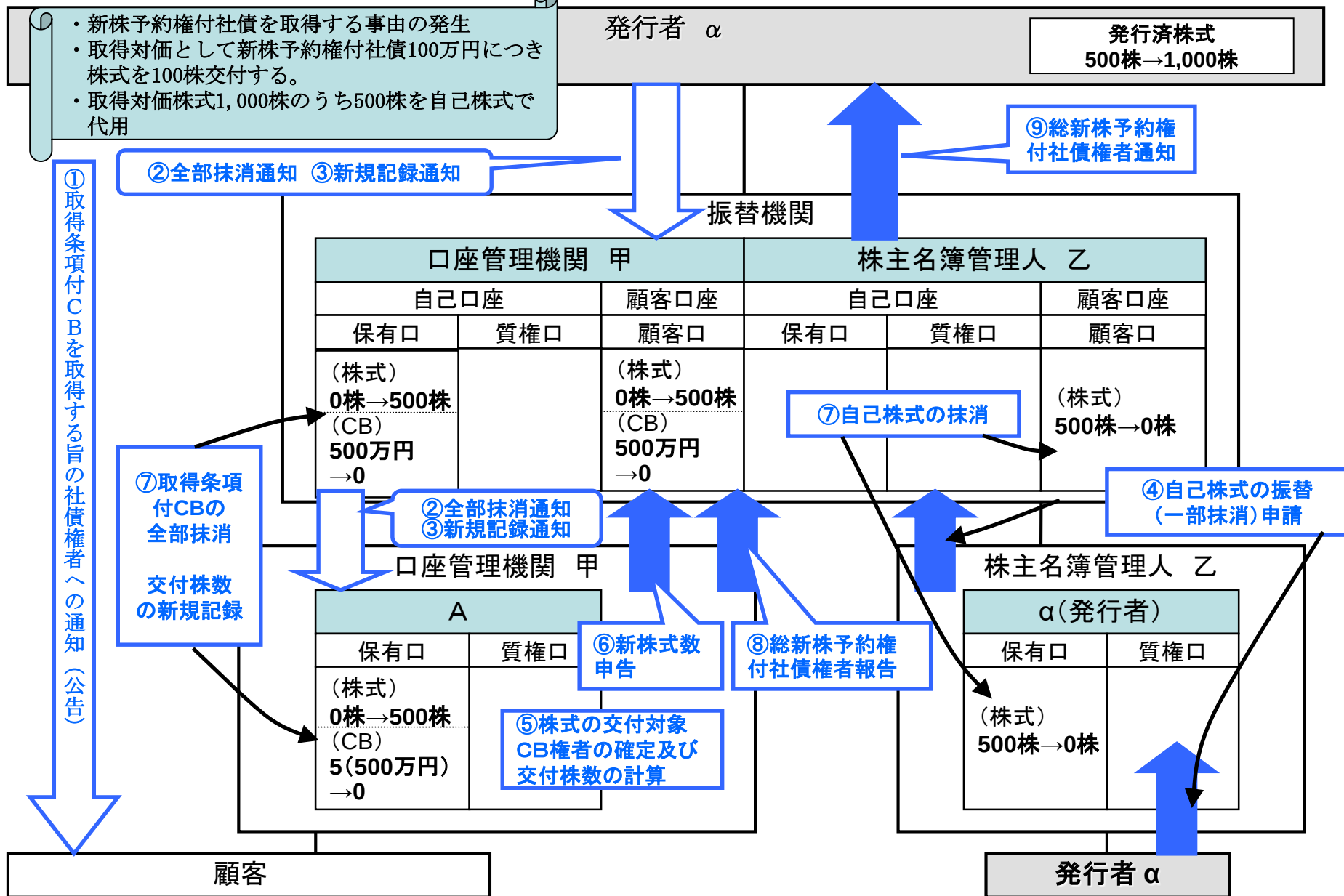
4. 金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収不適用の場合



第 18 節 取得条項付新株予約権付社債の取得により振替株式が交付される場合の手続

内 容	備 考
1. 取得条項付新株予約権付社債の一部取得による振替株式の交付 (1) 取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合の取得及び対価の交付 a 取得条項付新株予約権付社債の一部取得に係る振替 発行者は、振替新株予約権付社債である取得条項付新株予約権付社債の一部取得をしようとするときは、口座において減少の記録がされる加入者の直近上位機関に対して、当該発行者の口座を振替先口座とする振替を申請する。 b 取得条項付新株予約権付社債の対価の交付 発行者は、取得条項付新株予約権付社債の取得対価が振替株式である場合には、口座において取得条項付新株予約権付社債の減少の記録がされた加入者に対して、振替又は新規記録により取得対価である振替株式を交付する。 発行者は、取得条項付新株予約権付社債の対価が振替株式でない場合には、口座において取得条項付新株予約権付社債の減少の記録がされた加入者に対して、振替制度外で取得対価を交付する。 (2) 取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債でない場合の取得及び対価の交付 取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債でない場合の振替株式の新規記録通知及び新規記録に関する取扱いについては、第 2 章第 2 節「新規記録手続」に準じる。 2. 取得条項付新株予約権付社債の全部取得による振替株式の交付 (1) 取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合の取得及び対価の交付 取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合の取得及び対価の交付に関する取扱いについては、第 2 章第 2 節「新規記録手続き」に準じる。	※ 取得対価の交付は、取得条項付株式の取得の対価の交付の取扱いに準じる。 ※ 発行者は、対価として振替株式を新規記録しようとするときは、加入者の直近上位機関に対して、口座通知の取次ぎの請求をしなければならない。(直接口座管理機関から機構への口座通知データ通知は対価の増加の記録をする日の前営業日から起算して 7 営業日前までに行う。) ※ 対価の記録を受ける加入者の直近上位機関は、増加記録日に効力発生日を付記する。 ※ 振替新株予約権付社債については、質入れ関連の手続として、登録質権者となるべ

振替制度における取得条項付新株予約権付社債の全部取得の処理イメージ（自己株式を使用する場合）



(手続の手順)

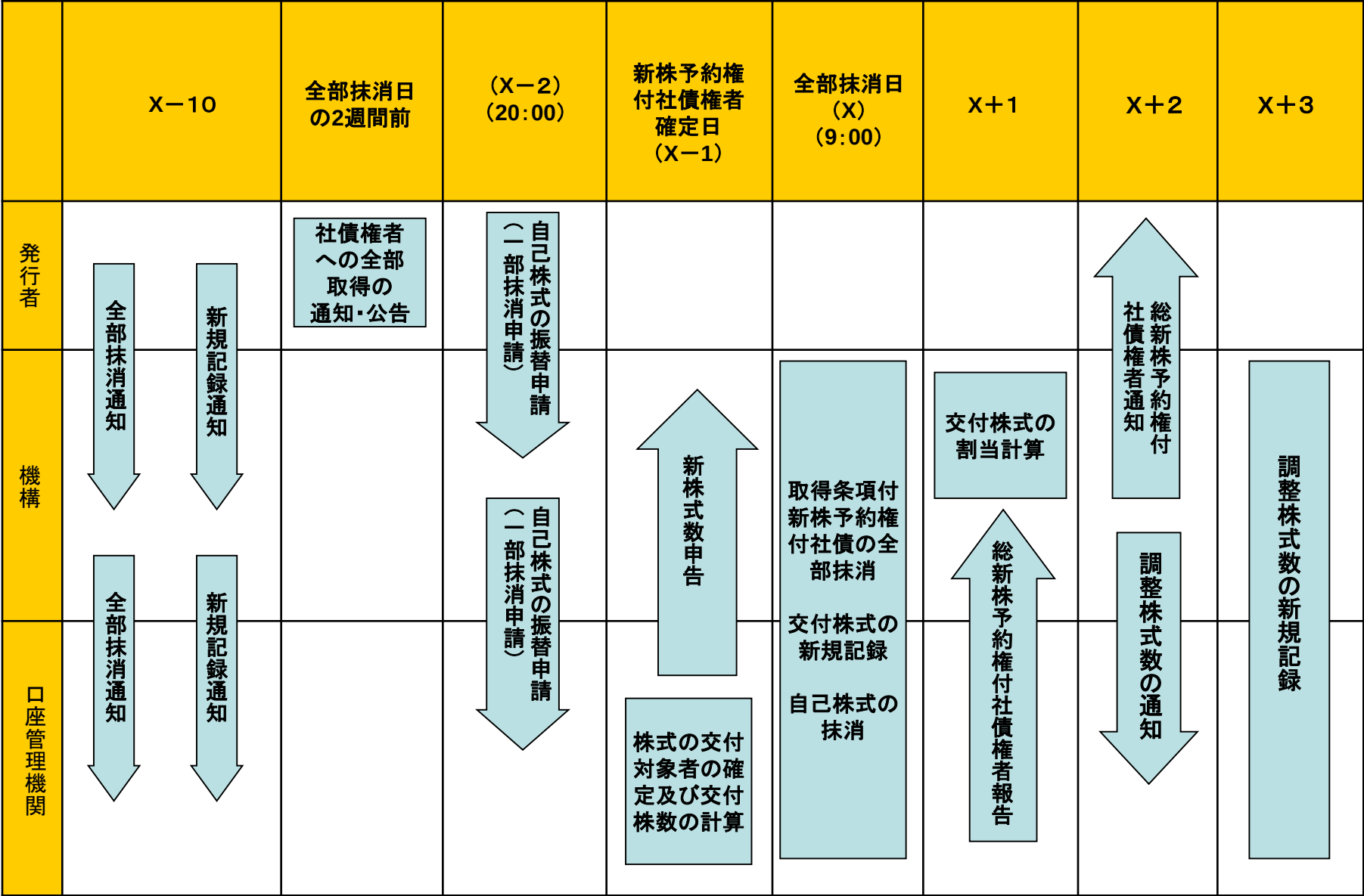
1. 発行者は、取得条項付新株予約権付社債について全部を取得する旨の通知(公告)を行う。
2. 発行者は、取得条項付新株予約権付社債について全部を取得する一定の事由が生じたときは、遅滞なく「全部抹消の通知」を行う。(振替法第217条第3項)。
3. 発行者は、新株予約権付社債権者確定日までに、機構に対して、新規記録通知(取得対価である振替株式の新規記録のために必要な対価交付比率及び交付対価を記録すべき日等の情報の通知)を行う。
4. 発行者は、全部抹消日の2営業日前の日の午後8時までに、直近上位機関を通じて、自己株式の交付株数を報告する(一部抹消申請)。
5. 機構及び口座管理機関は、「全部抹消の通知」を受けてその振替口座簿に記載又は記録されている取得条項付新株予約権付社債の全部を抹消する。(発行者は全部抹消により当該新株予約権付社債を取得する。(振替法第217条第4項))
6. 口座管理機関は、新株予約権付社債権者確定日の新株予約権付社債権者について確定し、口座に記録されている振替新株予約権付社債の数に対価交付比率を乗じて交付株数を算出し、機構に申告する(新株式数申告)。
7. 機構及び口座管理機関は、振替新株予約権付社債の数に対価交付比率を乗じて算出した交付株数を口座に新規記録又は増加記録するとともに、発行者の自己株式が記録されている口座に減少の記録を行う。
8. 口座管理機関は、機構に対して新株予約権付社債権者確定日における新株予約権付社債権者を報告する。
9. 機構は、口座管理機関からの報告をもとに新株予約権付社債権者について発行者に総新株予約権付社債権者通知を行う。

(注)取得対価である自己株式については、新株予約権の行使に際して自己株式を充当する場合と同様にあらかじめ株主名簿管理人の口座に集約しておくものとする。

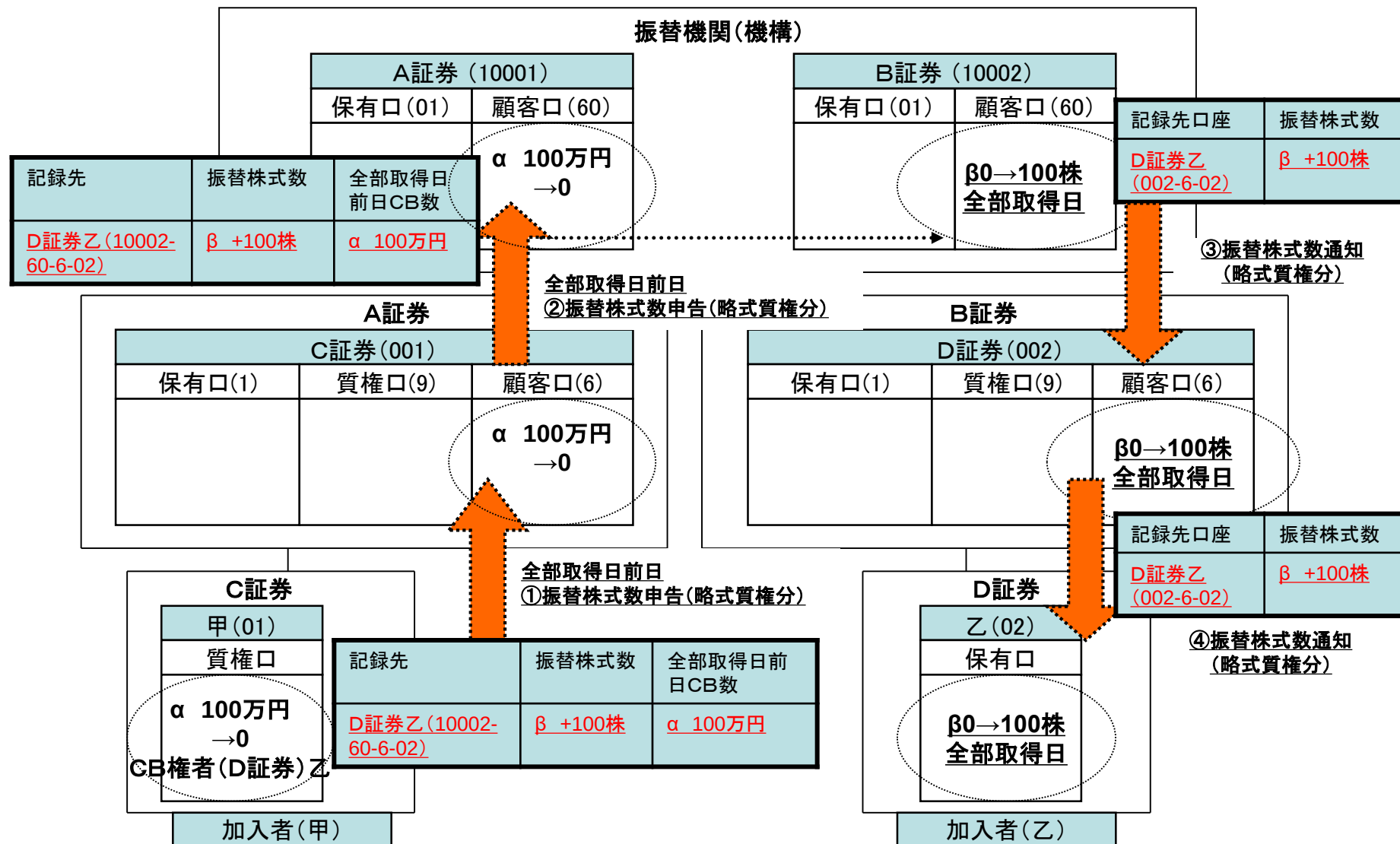
(調整株式数がある場合の対応)

- 機構は、名寄せ後の交付株数の計算を行う。
 - ① 機構は、名寄せ後の交付株数に対価交付比率乗じて、合計交付株数(名寄せ後の交付総株数及び新株予約権付社債権者ごとの交付株数)を算出する。
 - ② 複数の口座管理機関の口座に記録されている新株予約権付社債権者については、それぞれの新株予約権付社債の数に交付比率を乗じて交付株数を算出する。
 - ③ ①と②の数に差異が生じた場合は、この交付株式の数の差(調整株式数)は、新株予約権付社債権者確定日において最も大きい数の新株予約権付社債を記録していた口座管理機関の振替口座簿に記録する。
 - 機構は、口座管理機関に対し、①及び②で算出した交付株数を通知する。(名寄せ後の調整株数の通知)
 - 機構及び口座管理機関は、上記の通知された交付株数を口座簿に記録する。

全部取得条項付新株予約権付社債に係る処理フロー
(交付株式に発行者の有する自己株式を当てる場合)



略式質権受入口座を開設する口座管理機関による略式質権分の交付株数の申告イメージ
(α新株予約権付社債に額面100万円につき振替株式100株を交付する場合)



- ①略式質権者(甲)の口座を開設する口座管理機関Cは、加入者(甲)の差入担保に係る部分について、交付されるべき振替株式数の計算をして、記録先口座ごとの株数を直近上位機関に申告する。当該申告を受けた口座管理機関が共通直近上位機関でない場合も同様とする。
- ②略式質権設定者乙に係る振替株式数通知を直近上位機関から受けた口座管理機関は、新規記録すべき口座を開設したものでない場合は、当該通知を直近下位機関に取次ぎ、全部取得日の業務開始時9:00に各口座に増加の記録をする。

取得条項付商品の振替制度における取扱い

振替制度において、取得条項付商品の取得及びその取得対価の交付が行われる場合の事務処理については、以下のとおり。

1. 会社法の規定と振替制度における事務処理の基本方針

- 会社法で規定されている取得条項付商品とその取得対価の組み合わせは以下のとおりとなる。

	取得対価				
	株式	新株予約権	新株予約権付社債	社債	金銭等
取得条項付株式	☐	☐	☐	☐	☐
取得条項付新株予約権	☐	☐	☐	☐	☐
取得条項付新株予約権付社債	☐	☐	☐	☐	☐

（振替法の規定）

- 取得条項付商品の取得に係る処理は、全部取得の場合は発行者からの全部抹消通知により取得条項付商品の全部抹消を行い、一部取得の場合は発行者からの振替申請により発行会社の口座へ振替を行う。
- 取得対価の交付に係る処理は、新発ものを交付するときは新規記録、既発もの（自己株式等）を交付するときは振替により行う。

（事務処理）

- 機構が取り扱う取得条項付商品を全部取得し、機構が取り扱う取得対価を交付する場合には、株式の併合等の処理と同様に、口座管理機関及び機構において、取得対価の新規記録数を計算して増加記録することにより、取得条項付商品の全部抹消と取得対価の新規記録を同一のタイミングで行うスキームを構築する。
- その他の場合は、取得条項付商品の取得は通常の一部抹消又は振替、取得対価の交付は通常の新規記録又は振替により行う。

2. 事務処理の概要

(1) 全部取得の処理

① 機構取扱商品を全部取得し、機構取扱商品を交付する場合

- ・ 発行者から取得条項付商品の全部抹消通知及び取得対価の新規記録通知を受け、口座管理機関の計算に基づき、口座管理機関及び機構において、全部抹消日に取得条項付商品の全部抹消及び取得対価の新規記録を行う。その後、機構において名寄せを行い、調整株式数等が発生する場合には当該株式数等の通知を行う。(株式の併合、分割、合併、株式無償割当等の処理に準じた方法)
- ・ 対価として自己株式等を交付する場合は、上記の処理にあわせて、発行会社は、交付する自己株式等を有する口座及び数量を機構に通知し、口座管理機関及び機構は、全部抹消日に発行会社の口座から当該自己株式等を減額する。(新株予約権付社債の行使請求に対し自己株式を充当する場合の処理に準じた方法)

(注) 社債を交付する場合の処理については、機構内における株式等振替システムと社債の振替システムとの連動等の対応を踏まえて、検討する。

② 機構取扱商品を全部取得し、機構非取扱商品を交付する場合

- ・ 発行者からの全部抹消通知により、機構及び口座管理機関において、取得条項付商品の全部抹消を行う。
- ・ 対価の交付は、振替制度外で行う。

③ 機構非取扱商品を全部取得し、機構取扱商品を交付する場合

- ・ 取得条項付商品の取得は、振替制度外で行う。
- ・ 対価の交付は、発行者から機構への新規記録通知により行う。対価として自己株式等を交付する場合は、発行者から機構への振替請求により行う。

（２）一部取得の処理

① 機構取扱商品の一部取得し、機構取扱商品を交付する場合

- ・ 取得条項付商品の取得は、発行者から取得対象者である加入者の直近上位機関への振替申請に基づき、当該直近上位機関から機構への振替請求により、当該商品を発行者の口座へ振り替えることにより行う。

※ 一部取得は、発行会社が予め取得対象を特定したうえで、当該取得対象者に通知したうえで行われる。

- ・ 対価の交付は、発行者から機構への新規記録通知により行う。対価として自己株式等を交付する場合は、発行者から機構への振替請求により行う。

② 機構取扱商品の一部取得し、機構非取扱商品を交付する場合

- ・ 取得条項付商品の取得は、発行者からの取得対象者である加入者の直近上位機関への振替申請に基づき、当該直近上位機関から機構への振替請求により、当該商品を発行者の口座へ振り替えることにより行う。

※ 一部取得は、発行者が予め取得対象を特定したうえで、当該取得対象者に通知したうえで行われる。

- ・ 対価の交付は、振替制度外で行う。

③ 機構非取扱商品の一部取得し、機構取扱商品を交付する場合

- ・ 取得条項付商品の取得は、振替制度外で行う。
- ・ 対価の交付は、発行者から機構への新規記録通知により行う。対価として自己株式等を交付する場合は、発行者から機構への振替請求により行う。

【参考】その他の処理

- 会社法では、合併の対価として存続会社の株式以外に金銭その他の財産を交付すること、また、合併の際に新株予約権及び新株予約権付社債を承継することが可能となっている。これらの処理は、ある商品のある商品に置き換えるという処理を行えばよいことから、上述の取得条項付商品の処理に準じた方法により行う。

（１）合併対価の柔軟化

- ・ 取得条項付株式を全部取得し、その取得対価を交付する処理に準じた方法により行う。

（２）新株予約権又は新株予約権付社債の承継

- ・ 取得条項付新株予約権又は新株予約権付社債を全部取得し、その取得対価として新株予約権又は新株予約権付社債を交付する処理に準じた方法により行う。

以 上

第 19 節 振替新株予約権付社債の非居住者非課税制度に係る取扱い

内 容	備 考
1. 用語の定義 (1) 特定振替社債等 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 66 条第 2 号に掲げる社債で同条に規定する振替社債に該当するもの（以下「振替社債等」という。）のうち、その利子の額が当該振替社債等の発行者又は当該発行者の特殊関係者に関する租税特別措置法施行令（以下「租令」という。）で定める指標を基礎として算定されるもの以外のものをいう。 (2) 特定振替割引債 振替社債等のうち、租税特別措置法（以下「租法」という。）第 41 条の 12 の 2 第 6 項第 1 号イ又はニに規定する割引債に該当するもの（その償還金（同条第 1 項 1 号に掲げるものをいう。以下同じ。）の額が当該割引債の発行者又は当該発行者の特殊関係者に関する租令で定める指標を基礎として算定されるもの以外のものに限る。）をいう。 (3) 振替記載等 振替法に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録をいう。 (4) 特定振替機関 振替法第 2 条第 2 項に規定する振替機関のうち、同法第 13 条の規定に基づき社債（これに類するものとして租令で定めるものを含む。以下「社債等」という。）を取り扱うことについて当該社債等の発行者から同意を得た者をいう。	※ 振替システムにおいて割引債（利付割引区分が「Z：割引債（ゼロクーポン債を含む）」の銘柄）として区分している銘柄とは必ずしも一致しない。 ※ 本業務処理要領における特定振替割引債には、振替国債及び振替地方債は含まない。 ※ 機構を指す。

内 容	備 考
(5) 特定口座管理機関 振替法第2条第4項に規定する口座管理機関（(6)及び(7)において「口座管理機関」という。）のうち、特定振替機関が同法第12条第1項の規定により口座を開設した者をいう。 (6) 特定間接口座管理機関 口座管理機関のうち、次のいずれかに該当するもの（外国間接口座管理機関に該当する者を除く。）をいう。 ① 特定口座管理機関が振替法第44条第1項の規定により口座を開設した者 ② ①又は③の規定により特定間接口座管理機関に該当するものが振替法第44条第1項の規定により口座を開設した者 ③ ②の規定により特定間接口座管理機関に該当するものが振替法第44条第1項の規定により口座を開設した者 (7) 外国間接口座管理機関 口座管理機関（振替法第44条第1項13号に掲げる者に該当するものに限るものとし、内国法人を除く。(8)において「外国口座管理機関」という。）のうち、特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関が振替法第44条第1項の規定により口座を開設した者をいう。 (8) 外国再間接口座管理機関 外国口座管理機関のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 ① 外国間接口座管理機関が振替法第44条第1項の規定により口座を開設した者 ② ①又は③の規定により外国再間接口座管理機関に該当するものが振替法第44条第1項の規定により口座を開設した者 ③ ②の規定により外国再間接口座管理機関に該当するものが振替法第44条第1項の規定により口	※ 機構加入者を指す。 ※ 間接口座管理機関（振替法第44条第1項13号に掲げる者に該当するものを除く。）を指す。 ※ 外国再間接口座管理機関とは、外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関（以下「外国間接口座管理機関等」という。）に該当する者から口座の開設を受けた者を指す。

内 容	備 考
座を開設した者 (9) 適格外国仲介業者 外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、所得税法（以下「所法」という。）第162条第1項に規定する条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国又は締約者（以下「条約相手国等」という。）に本店又は主たる事務所を有する者として租令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者をいう。 (10) 特定国外営業所等 適格外国仲介業者の営業所又は事務所のうち、条約相手国等に所在するものをいう。 2. 非居住者非課税制度の概要 非居住者又は外国法人（以下「非居住者等」という。）が、特定振替社債等の利子又は特定振替割引債の償還金について、租法第5条の3第1項又は租法第41条の13の3第1項から第3項の適用を受けることで、当該利子又は償還金については、所得税が課されない。本業務処理要領において、当該適用を受けるために必要な株式等振替制度における事務処理について定める。 3. 外国間接口座管理機関等及び適格外国仲介業者の承認手続 (1) 外国間接口座管理機関等の承認手続 外国間接口座管理機関等の承認手続については、第1章第4節「機構加入者及び口座管理機関」に	※ 法令上の適用概要及び実務上の取扱等については、日本証券業協会会員通知「非居住者・外国法人の受け取る振替国債・振替地方債及び振替社債等の利子等並びに振替割引債の差益金額等に対する非課税措置に関する改正法令の概要及びその細目並びに実務上の取扱い」を参照。

内 容	備 考
準ずる。 (2) 適格外国仲介業者の承認手続 外国間接口座管理機関等は、適格外国仲介業者の承認を申請する場合には、「適格外国仲介業者の承認申請書」及びその他所要の書類（以下「適格外国仲介業者の承認申請書等」という。）を、その上位機関を経由して機構に提出する。機構は当該申請書等を国税庁長官に提出する。	(租令第3条の2第6、7項) ※ 適格外国仲介業者の承認は、国税庁長官が行う。 ※ 「適格外国仲介業者の承認申請書」は、国税庁「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について（法令解釈通達）」に定める書式を用いるものとする。 ※ 適格外国仲介業者の承認手続は機構加入者である特定口座管理機関ごとに行う。 ※ 「適格外国仲介業者の承認申請書等」は、電子メール又は郵送により、機構に提出する。 ※ 振替制度（株式等振替制度、一般債振替制度及び短期社債振替制度）ごとの提出は不要とする。 ※ 機構は、機構加入者から適格外国仲介業者の承認申請書等の提出を受けた場合には、当該提出日の3営業日後の日に、国税庁長官宛に提出する。 ※ 適格外国仲介業者の承認申請書等を機構に提出する者が提出時に外国間接

内 容	備 考
申請者が提出する申請書その他所要の書類は、各区分に応じて以下のとおりとする。 ① 申請者が振替国債、振替地方債、特定振替社債等及び特定振替割引債（以下3においては振替国債及び振替地方債に係るものを含む。）に係る適格外国仲介業者の承認通知書を所持していない場合 申請書（申請者の納税管理人以外の代理人を選任する場合には、その旨を記載した委任状を添付する。） ② 申請者が既に振替国債に係る適格外国仲介業者の承認通知書を所持している場合 申請書及び振替国債に係る適格外国仲介業者の承認通知書の写し ③ 申請者が既に振替地方債に係る適格外国仲介業者の承認通知書を所持している場合 申請書及び振替地方債に係る適格外国仲介業者の承認通知書の写し ④ 申請者が既に特定振替社債等に係る適格外国仲介業者の承認通知書を所持している場合 申請書及び特定振替社債等に係る適格外国仲介業者の承認通知書の写し ⑤ 申請者が既に特定振替割引債に係る適格外国仲介業者の承認通知書を所持している場合 申請書及び特定振替割引債に係る適格外国仲介業者の承認通知書の写し	口座管理機関等として振替制度に参加していない場合には、制度参加手続書類と同時に提出することも可能とする。この場合には、機構は、当該提出者の外国間接口座管理機関等の承認日に国税庁長官宛に提出する。 ※ 承認通知書の送付を希望する外国法人である申請者については、国内の代理人を選任しなければならない。 ※ 国税庁長官から申請者に承認通知書が送付された場合又は国税庁長官に申請書の提出がなされた日の属する月の翌月末日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかった場合において、当該申請者は、適格外国仲介業者としての承認を得る（租令第3条の2第7項において準用する租令第3条第8項） ※ ②～⑤の場合は、国税庁長官に申請書等の提出がされた時において、適格外国仲介業者の承認があったものとみなされる（租令第3条の2第8項、9項、第26条の20第10項、12項） ※ ②～⑤の場合で、適格外国仲介業者の

内 容	備 考
4. 非居住者非課税に係る業務処理 (1) 元利金請求の取扱い 機構加入者は、機構の備える振替口座簿における顧客口（特定受託者（第5条の3第9項において準用する租法第5条の2第19項に規定する信託の受託者をいう。以下同じ。）を受託者とする信託の信託財産については、信託口。）に記録された特定振替社債等に係る利子及び特定振替割引債に係る償還金について、非居住者非課税制度に係る非課税措置の適用を受ける場合は、「課税情報申告データ」を作成の上、送信することで非居住者非課税度適用分である旨を機構に通知する。機構は、当該通知に基づき、「元利金請求データ」を作成し、支払代理人に通知する。	承認通知書の受領日後に商号変更等の異動が生じている場合には、適格外国仲介業者の異動に係る申告書の写しや官報等の異動の事実を確認できる資料を添付する。 ※ 「課税情報申告データ」における税区分は、顧客口に記録した場合は、81 とし、信託口に記録した場合は、80 とする。当該税区分を設定することによって、非居住者非課税制度適用分である旨を示す。同データの作成方法等の詳細については第3章第5節「元利金支払い」を参照。 ※ 「元利金請求データ」の取扱いの詳細等については、第3章第5節「元利金支払い」を参照。 ※ 機構非関与銘柄は、満期償還時又は全額繰上償還時を除き、「元利金請求データ」の配信対象外である。そのため、非居住者等が機構非関与銘柄を取得した場合には、当該銘柄の支払代理人は、当該銘柄について、機構関与銘柄への銘柄

内 容	備 考
(2) 特定振替社債等及び特定振替割引債の発行者に係る特殊関係者に関する書類の提出等の取扱い 特定振替社債等及び特定振替割引債の発行者は、租法5条の3第1項又は第3項後段及び同法41条の13の3第1項の規定の適用があるものとして当該特定振替社債等の利子及び特定振替割引債の償還金につき租法第9条の3の2第1項又は所法第212条の規定及び租法41条の12の2第2項又は第3項の規定による所得税の徴収がされなかった場合には、当該特定振替社債等の利子の支払の日及び当該特定振替割引債の償還の日を含む事業年度開始の時ににおける当該発行者の特殊関係者である非居住者等に係る租法第5条の3第10項又は同法第41条の13の3第13項に規定する書類（以下「特殊関係者に係る届出書類」という。）を、当該特定振替社債等の利子の支払の日及び当該特定振替割引債の償還の日以後2月以内に、当該特定振替社債等の利子に係る租令第3条の2第24項（同条第27項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は特定振替割引債の償還金に係る租令第26条の20第27項（同条第30項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による通知（「特定振替社債等及び特定振替割引債に係る通知」という。以下（2）において同じ。）をした特定振替機関等（租法第5条の3第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の本店等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、既に当該事業年度開始の時に係る当該書類を提出している場合は、この限りでない。 特定振替社債等及び特定振替割引債の発行者への特定振替機関等の本店等の所在地の所轄税務署の	情報変更を行わなければならない。 ※ 特定振替社債等が特定振替割引債に該当し、かつ買入消却を行う場合はシステム上において上記の通知が行われなため、買入消却日の前営業日までに非居住者非課税制度適用分である旨を書面により機構に通知する。 （租令第3条の2第26項、第26条の20第29項） ※ 特定振替社債等及び特定振替割引債

内 容	備 考
通知は、以下の方法にて行うものとする。 a 支払代理人への通知 特定振替機関等の本店等の所在地の所轄税務署の通知は、(1)の通知をもって行われたものとし、特定振替社債等及び特定振替割引債の支払代理人は、当該通知内容を確認する（通知に係る機構加入者を特定振替社債等及び特定振替割引債に係る通知をした特定振替機関等に該当するものとして、当該機構加入者の本店等の所轄税務署を確認する。）。ただし、間接口座管理機関が特定振替社債等及び特定振替割引債に係る通知をした特定振替機関等に該当する場合、当該間接口座管理機関は、対象となる特定振替社債等の利子及び特定振替割引債の償還金の支払の日以後5営業日までに、当該特定振替社債等及び特定振替割引債の支払代理人へ本店所在地等に係る所轄税務署等を記載した書類（以下「特定振替機関等の所轄税務署に係る通知書」という。）を提出（メール又はFax等）するものとする。	の発行者は特定振替機関等の本店等の所在地を把握していないため、通知を要する。 ※ 機構加入者の所轄税務署は通知に含まれる機構加入者コードにて機構加入者名称を識別の上、支払代理人にて確認するものとする。 ※ 間接口座管理機関に係る情報は機構より通知される内容に含まれないため、「特定振替機関等の所轄税務署に係る通知書」の支払代理人への提出の対応が必要となるもの。 ※ 非居住者等が適格外国仲介業者から当該特定振替社債等の振替記載等を受けている場合には、当該特定振替社債等に係る特定振替機関等が対応を行う。 ※ 「特定振替機関等の所轄税務署に係る通知書」については、機構ホームページに掲載の書式（ST03-09）を参照。 ※ 特定振替社債等の利子及び特定振替割引債の償還金の支払の日以後5営業日までに当該特定振替社債等の支払代理人に「特定振替機関等の所轄税務署に

内 容	備 考
b 発行者への通知 a の通知を受けた特定振替社債等及び特定振替割引債の支払代理人は、当該通知の内容を特定振替社債等及び特定振替割引債の発行者に通知する。	係る通知書」の提出がなかった場合は、特定振替社債等及び特定振替割引債に係る通知をした特定振替機関等に間接口座管理機関が含まれなかったものとする。 ※ 通知方法は支払代理人と発行者にて事前に定めた方法とする。 ※ 支払代理人は発行者が特定振替機関等の本店等の所在地の所轄税務に「特殊関係者に係る届出書類」を特定振替社債等の利子及び特定振替割引債の償還金の支払の日以後 2 月以内に提出が行なえるように通知を行うものとする。

以 上

第 20 節 新株予約権付社債における償還すべき社債の金額の減額に係る取扱い

内 容	備 考
1. 振替新株予約権付社債の償還すべき社債の金額の減額に係る通知 発行者は、社債権者集会における振替新株予約権付社債の償還すべき社債の金額の減額に係る決議が裁判所において認可された場合又は社債権者集会の目的である事項として社債の金額の減額を行う旨が提案され、当該提案につき社債権者集会の決議の省略により決議があったものとみなされる場合には、速やかに機構に対し、「償還すべき社債の金額の減額」に係る通知として次に掲げる事項を Target 保振サイトにより通知する。 ① 償還すべき社債の金額が減額される銘柄 ② 減額後の償還すべき社債の金額 ③ 償還すべき社債の金額の減額に係る効力発生日 ④ 償還すべき社債の金額を減額した事由 2. 裁判所の認可等に係る通知 (1) 支払代理人による通知 支払代理人は、社債権者集会における振替新株予約権付社債の償還すべき社債の金額の減額に係る決議が裁判所において認可された場合又は社債権者集会の目的である事項として社債の金額の減額を行う旨が提案され、当該提案につき社債権者集会の決議の省略により決議があったものとみなされる場合には、速やかに機構に対し、償還価額及びその他変更が発生した事項について、ファイル伝送又は Target 保振サイトにより銘柄情報の変更通知を行う。	※ 左記の通知については、「償還すべき社債の金額の減額」に係る所定の通知書式（ST98-82）を使用して通知する。 ※ 各社債の金額は、償還すべき社債の金額の減額にかかわらず、変更されることはない。 ※ 機構は、左記の通知を受けた後、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、発行者から通知された事項等を Target 保振サイトにより通知する。 （業第 260 条の 2、施第 337 条の 2） ※ 償還すべき社債の金額の減額に伴い、期中に支払を行う利子額に変更が発生する場合には、「1 円あたりの利子額」（初期、通常、終期、今回）の変更に係る銘柄情報の変更通知を行う。なお、利子額の計算の際に「1 円あたりの利子額」に乗ずる残高は、各社債の金額であり、減額後の償還価額ではないことに留意する必要がある。 ※ 償還すべき社債の金額の減額分について、各新株予約権付社債権者からの一部抹消申請は、行わないこととする（振替口座簿上の残高については、減額しない。）。

内 容	備 考
(2) 機構による銘柄情報の変更通知 機構は、以下により統合W e b 端末又はファイル伝送により銘柄情報の変更通知を行う。 a 統合W e b 端末による方法 (C S Vファイルのダウンロード) 機構加入者及び支払代理人は、銘柄情報変更通知日の翌営業日から起算して2 営業日目の日の午前7 時から午後8 時までの間、統合W e b 端末により銘柄情報の変更内容に関するC S Vファイルをダウンロードすることができる。 b ファイル伝送による方法 機構は、機構加入者に対して、銘柄情報変更通知日の翌営業日から起算して、2 営業日目の日の午前3 時から午後8 時までの間、ファイル伝送により銘柄情報の変更内容を通知する。 3. 公示 機構は、発行者及び支払代理人から上記1. 及び2. (1) についての通知を受けた場合には、償還すべき社債の金額が減額された旨について、当該振替新株予約権付社債に係る公示情報に付記(既に公示されている当該新株予約権付社債の情報と一体のものとして公示) する。なお、付記については、発行者から通知された償還すべき社債の金額の減額に係る内容を機構ホームページにP D F ファイルを掲載することにより行う。	(業第 261 条第 2 項、施第 338 条) ※ 機構及び口座管理機関は、償還期日に、減額された償還価額で新株予約権付社債を償還し、振替口座簿の記録を抹消する。

以 上

第 21 節 振替新株予約権付社債が差押え等を受けた場合の対応

内 容	備 考
1. 差押命令等に係る通知の送達を受けた場合の取扱い (1) 機構が差押命令等による処分の制限に係る通知の送達を受けた場合 a 機構における取扱い (a) 口座凍結 機構は、その備える振替口座簿に記録又は記載されている振替新株予約権付社債について差押命令等による処分の制限に係る通知（以下「差押命令等に係る通知」という。）の送達を受けた場合には、当該通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び金額が記録又は記載されている機構加入者の自己口について、振替、抹消及び元利払いが行われないようにするために必要な措置（以下「口座凍結」という。）を行う。 (b) 支払代理人への通知 口座凍結後、機構は、当該口座凍結の対象となった銘柄の支払代理人に対し、送達を受けた差押命令等に係る通知に係る以下の事項を Target 保振サイトにより通知する。 ① 銘柄 ② 銘柄コード ③ 金額 ④ 口座凍結処理日 ⑤ 機構加入者の名称 ⑥ 機構加入者コード (c) 機構加入者への残高の通知	※ 法第 280 条の規定により、新株予約権付社債は、強制執行、仮差押え及び仮処分の執行、競売並びに没収保全（以下「差押え等」という。）の対象とされている。 (業第 288 条第 4 項、施第 360 条) ※ 差押命令等に係る通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄が記録又は記載されている機構加入者の振替口座簿上で凍結する方法により行い、普通口座残高と別の凍結残高として記録する。

内 容	備 考
口座凍結後、機構は、当該口座凍結の対象となった区分口座を開設する口座管理機関に対し、帳表ファイル（機構加入者別口座残高表）及び統合Web端末（証券口座残高一覧）にて凍結残高を含む残高の情報を通知する。 （２）機構加入者又は間接口座管理機関が差押命令等に係る通知の送達を受けた場合 a 間接口座管理機関における取扱い （a）直近上位機関への通知 間接口座管理機関は、その備える振替口座簿に記録又は記載されている振替新株予約権付社債について、差押命令等に係る通知の送達を受けた場合には、直ちに、直近上位機関に対し、その旨並びに当該通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び金額を通知する。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。 b 機構加入者における取扱い （a）機構への通知 機構加入者は、その備える振替口座簿に記録又は記載されている振替新株予約権付社債について差押命令等に係る通知の送達を受けた場合又は「a 間接口座管理機関における取扱い（a）直近上位機関への通知」に定める通知を受けた場合には、直ちに、機構に対し、連絡を行ったうえで当該通知に係る以下の事項をTarget 保振サイトにより通知する。 ① 銘柄 ② 銘柄コード ③ 金額 ④ 機構加入者コード ⑤ 加入者口座コード c 機構における取扱い （a）口座凍結 機構は、「b 機構加入者における取扱い（a）機構への通知」に定める通知を受けた場合には、当該通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び金額が記録又は記載されている機構加入者の顧客口について、口座凍結を行う。 （b）支払代理人への通知 口座凍結後、機構は、当該口座凍結の対象となった銘柄の支払代理人に対し、「b 機構加入者における取扱い（a）機構への通知」に定める通知に係る以下の事項をTarget 保振サイトにより通知する。 ① 銘柄	（業第 288 条第 1 項第 2 項） ※ 間接口座管理機関は、直ちに、差押命令等に係る通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄が記録又は記載されている口座について、口座凍結を行う。 （業第 288 条第 3 項） ※ 機構加入者は、直ちに、差押命令等に係る通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄が記録又は記載されている口座について、口座凍結を行う。 （業第 288 条第 4 項、施第 360 条）

内 容	備 考
② 銘柄コード ③ 金額 ④ 口座凍結処理日 ⑤ 機構加入者の名称 ⑥ 機構加入者コード (c) 機構加入者への残高の通知 口座凍結後、機構は、当該口座凍結の対象となった区分口座を開設する口座管理機関に対し、帳表ファイル（機構加入者別口座残高表）及び統合W e b 端末（証券口座残高一覧）にて凍結残高を含む残高の情報を通知する。	※ 差押え等の競合（債務者又は滞納者（以下「債務者等」という。）が保有する振替新株予約権付社債の一部について差押え等を受けた後、その残余の額を超えて別に差押え等を受けた場合又は債務者等が保有する振替新株予約権付社債の全部について差押え等を受けた後、別に差押え等を受けた場合をいう。）が発生した場合は、「1. 差押命令等の送達を受けた場合の取扱い」に準じて処理を行う。なお、差押命令等に係る通知に記載された金額と実際の凍結金額が異なることに伴い、支払代理人への通知等に関し、別途必要な処理を行う。 （業第 288 条第 5 項） ※ 差押命令等に係る通知の対象となった振替新株予約権付社債の金額の減少が発生した場合は、「1. 差押命令等の送達を受けた場合の取扱い」に準じて処理を行う。なお、支払代理人への通知の差替えが発生することに伴い、支払代理人への通知等に関し、

内 容	備 考
2. 差押命令等の申立ての取下げ等の通知の送達を受けた場合の取扱い (1) 機構が差押命令等の申立ての取下げ又は取消等に関する通知の送達を受けた場合 a 機構における取扱い (a) 口座凍結解除 機構は、その備える振替口座簿に記録されている振替新株予約権付社債について差押命令等の申立ての取下げ又は取消等に関する通知（以下「差押命令等の申立ての取下げ等の通知」という。）の送達を受けた場合には、当該通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び金額が記録又は記載されている機構加入者の自己口について、口座凍結を解除するために必要な措置（以下「口座凍結解除」という。）を行う。 (b) 支払代理人への通知 口座凍結解除後、機構は、当該口座凍結解除の対象となった銘柄の支払代理人に対し、送達を受けた差押命令等の申立ての取下げ等の通知に係る以下の事項を Target 保振サイトにより通知する。 ① 銘柄 ② 銘柄コード ③ 金額 ④ 口座凍結解除日 ⑤ 機構加入者の名称 ⑥ 機構加入者コード (2) 機構加入者又は間接口座管理機関が差押命令等の申立ての取下げ等の通知の送達を受けた場合 a 間接口座管理機関における取扱い (a) 直近上位機関への通知 間接口座管理機関は、その備える振替口座簿に記録又は記載されている振替新株予約権付社債について、差押命令等の申立ての取下げ等の通知の送達を受けた場合には、直ちに、直近上位機関に対し、その旨並びに当該通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び金額を通知する。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。 b 機構加入者における取扱い	別途必要な処理を行う。 ※ 差押命令等の申立ての取下げ等の通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄が記録又は記載されている凍結残高から、当該銘柄が差押命令等に係る通知の送達を受けた際に記録又は記載されていた口座へ振替を行う。 ※ 間接口座管理機関は、直ちに、通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄が記録又は記載されている口座について、口座凍結解除を行う。

内 容	備 考
振替機関等は、その備える振替口座簿に記録又は記載されている振替新株予約権付社債のうち、差押え等を受けたものについて、裁判所書記官その他法令で定める者（以下「裁判所書記官等」という。）から、法令の規定による譲渡若しくは売却の命令又は同様の決定（以下「譲渡命令又は売却命令等」という。）に基づく振替の申請を受けた場合には、直ちに、その備える振替口座簿における減少の記録又は記載等振替のために必要な手続を行う。なお、上記振替の申請は書面によってなされる（以下、当該書面を「振替の申請書」という。）。 （２）裁判所書記官等から機構に対し振替の申請があった場合 a 機構における取扱い （a）振替手続等 機構は、裁判所書記官等から「振替の申請書」を受領した場合には、「振替の申請書」に記載された渡方機構加入者の口座における口座凍結済の対象金額について減少の記録又は記載を行うとともに、受方機構加入者口座において増加の記録又は記載を行う。 （b）機構加入者への通知 振替手続後、機構は、当該振替の対象となった渡方機構加入者と受方機構加入者に対し、振替に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。 （c）支払代理人への通知 振替手続後、機構は、当該振替の対象となった銘柄の支払代理人に対し、振替等に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。 （３）裁判所書記官等から機構加入者又は間接口座管理機関に対し振替の申請があった場合 a 渡方口座管理機関における取扱い （a）上位機関への通知 ア 間接口座管理機関における取扱い 間接口座管理機関は、裁判所書記官等から「振替の申請書」を受領した場合には、直近上位機関に対し、譲渡命令又は売却命令等（写し）及び「振替の申請書」（写し）を添付したうえで、当該振替に係る内容を通知する。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。 イ 機構加入者における取扱い 機構加入者は、裁判所書記官等から「振替の申請書」を受領した場合又は「ア 間接口座管理機関における取扱い」に定める通知を受けた場合には、直ちに、機構に対し、連絡を行ったうえで、当該振替に係る事項を通知する。機構への通知に際しては、譲渡命令又は売却命令等（写し。下位	※ 当該振替手続等の結果、機構加入者の口座においてなされていた口座凍結は解除される。 ※ 振替に係る内容の詳細（渡方機構加入者等）については当該通知により確認する。 ※ 支払代理人においては、当該通知に基づいて、機構加入者の口座における口座凍結が解除された旨を確認する。

内 容	備 考
機関から受領したものを含む。)及び「振替の申請書」(写し。下位機関から受領したものを含む。)を添付したうえで、差押命令等に係る通知の送達を受けた際に機構へ届け出た事項を再度通知するものとする。 b 機構における取扱い (a) 振替手続等 機構は、機構加入者より振替に係る事項の通知を受けた場合には、渡方機構加入者の口座における口座凍結済の対象金額について減少の記録又は記載を行うとともに、受方機構加入者口座において増加の記録又は記載を行う。 (b) 機構加入者への通知 振替手続後、機構は、当該振替の対象となった渡方機構加入者及び受方機構加入者に対し、振替に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。 (c) 支払代理人への通知 振替手続後、機構は、当該振替の対象となった銘柄の支払代理人に対し、振替等に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。 4. 元利金の取扱い (1) 差押え等の対象となった残高に係る課税情報の通知等の取扱い a 取扱いの前提 差押え等の対象となった残高については、元利払処理の対象外となり、「元利払日程通知ファイル」、「元利払対象残高データ」、「課税情報申告データ」及び「元利金請求データ」における対象金額に含まれない。そのため、差押え等を受けている期間中に元利払期日に係る元利金請求データ等の配信が完了した場合、支払代理人は、当該元利払期日における差押え等の対象となった残高に係る税区分等を、上記データを用いて確認することができない。支払代理人が、差押え等の対象となった残高に係る税区分等を確認するためには、課税情報の通知等と同様の手続(以下「差押え等に係る課税情報通知等」という。)を別に行う必要がある。 b 差押え等に係る課税情報通知等の取扱い (a) 機構加入者における取扱い 債務者等の上位機関である機構加入者又は自らが債務者等である機構加入者は、元利払期日経過後、	※ 当該振替手続等の結果、渡方機構加入者の口座においてなされていた口座凍結は解除される。 ※ 振替に係る内容の詳細(渡方機構加入者等)については当該通知により確認する。 ※ 支払代理人においては、当該通知に基づいて、渡方機構加入者の口座における口座凍結が解除された旨を確認する。 ※ 機構の関与が不要であって、機構加

内 容	備 考
直ちに、機構に対し、連絡を行ったうえで元利払期日に係る元利金及び債務者の氏名等の情報を通知する。機構への通知に際しては、差押命令等に係る通知の写しを添付し、当該通知の送達を受けた際に機構へ届け出た事項を再度通知するものとする。 (b) 機構における取扱い 機構は、「(a) 機構加入者における取扱い」に定める通知を受けた場合には、支払代理人に対し、当該情報を Target 保振サイトにより通知する。 (2) 差押え等の対象となった残高について、差押え等を受けている期間中に元利払期日に係る元利金請求データ等の配信が完了し、その後、振替機関等が差押命令等の申立ての取下げ等の通知等の送達を受けた場合における当該元利払期日に係る元利金の請求及び支払いの取扱い a 元利金の請求及び支払いの取扱い 債務者等の直近上位機関が差押命令等の申立ての取下げ等の通知を受けた後に、債務者等において元利金の支払いを請求する場合の請求及び支払いに係る具体的な取扱いは以下のとおり。 (a) 機構加入者における取扱い 債務者等若しくは譲受人の上位機関である機構加入者若しくは自らが債務者等である機構加入者又は支払代理人が、元利金の請求に機構の関与を希望する場合には、機構加入者は、機構に対し、連絡	入者、間接口座管理機関及び支払代理人の間で別に調整が可能である場合には、左記以外の方法による実施も可能とする。 ※ 債務者等の直近上位機関が間接口座管理機関である場合であっても、上位機関である機構加入者が機構に対して当該通知を行う。 ※ 機構の関与が不要であって、機構加入者、間接口座管理機関及び支払代理人の間で別に調整が可能である場合には、左記以外の方法による実施も可能とする。ただし、その場合においても後述の「(e) 抹消の取扱い」にて定める抹消に係る手続は実施するものとする。 ※ 譲渡命令又は売却命令等に基づいて対象残高に係る振替を受けた者（以下「譲受人」という。）において元利金の支払いを請求する場合の請求及び支払いに係る具体的な取扱いも同様とする。 ※ 債務者等又は譲受人の直近上位機関が間接口座管理機関である場合で

内 容	備 考
を行ったうえで元利金の請求に係る情報を Target 保振サイトにより通知する。機構への通知に際しては、差押命令等に係る通知の送達を受けた際に機構へ届け出た事項を再度通知するものとする。 (b) 機構における取扱い 機構は、「(a) 機構加入者における取扱い」に定める通知を受けた場合には、支払代理人に対し、当該請求に係る情報を Target 保振サイトにより通知する。 (c) 支払代理人における取扱い 支払代理人は、「(b) 機構における取扱い」に定める通知を受けた場合には、請求を行った機構加入者が「1. 差押命令等の送達を受けた場合の取扱い」にて機構より通知された機構加入者と一致していることを確認したうえで、事前に受領した「(1) 差押え等の対象となった残高に係る課税情報の通知等の取扱い」にて機構より通知された差押え等に係る課税情報通知等の情報等を利用して、機構加入者に対して元利金の支払いを行う。 (d) 口座管理機関における取扱い 機構加入者は、「(c) 支払代理人における取扱い」に定める元利金の支払いを受けた場合であって自らが債務者等でない場合には、債務者等若しくは譲受人又は債務者等若しくは譲受人の上位機関である直近下位機関に対して元利金の支払いを行う。当該支払を受けた口座管理機関が債務者等又は譲受人でない場合も同様とする。 (e) 抹消の取扱い ア 機構加入者による抹消の申請 機構加入者は、「(c) 支払代理人における取扱い」に定める元利金の支払いを確認し、当該元利支払いが振替新株予約権付社債の償還に係るものである場合には、機構に対し、抹消の申請を行う。 イ 機構による振替新株予約権付社債の抹消 機構は、機構加入者による抹消の申請を受けたときは、振替新株予約権付社債の記録がされている機構加入者口座において、当該振替新株予約権付社債についての記録を抹消する。 ウ 支払代理人、機構加入者及び株主名簿管理人に対する抹消済みの通知 機構は、振替新株予約権付社債の記録を抹消したときは、支払代理人、機構加入者及び株主名簿管理人に対し、抹消に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。 5. 裁判所書記官から抹消の申請があった場合の取扱い	あっても、上位機関である機構加入者が機構に対して当該通知を行う。 ※ 譲渡命令又は売却命令等に基づく振替があった場合には、「3. 譲渡命令又は売却命令等に基づく振替の申請があった場合の取扱い」にて機構より通知された機構加入者と一致していることを確認する。 ※ 機構は、業務管理端末から抹消のオペレーションを行う。

内 容	備 考
(1) 取扱いの概要 差押え等を受けた振替新株予約権付社債について、民事執行規則第 150 条の 6 第 1 項又は第 2 項に規定する供託があったことを証する文書が提出された場合には、裁判所書記官は、当該供託に係る振替新株予約権付社債について、抹消の申請をしなければならないとされている（民事執行規則第 150 条の 6 第 4 項）。振替機関等は、その備える振替口座簿に記録又は記載されている振替新株予約権付社債のうち、差押え等を受けたものについて、裁判所書記官から、抹消の申請を受けた場合には、直ちに、その備える振替口座簿における減少の記録又は記載等抹消のために必要な手続を行う。なお、上記抹消の申請は書面によってなされる（以下、当該書面を「抹消の申請書（供託）」という。）。 (2) 裁判所書記官から機構に対し抹消の申請があった場合 a 機構における取扱い (a) 抹消手続 機構は、裁判所書記官から「抹消の申請書（供託）」を受領した場合には、「抹消の申請書（供託）」に記載された機構加入者の口座における口座凍結済の対象金額について減少の記録を行う。 (b) 機構加入者への通知 抹消手続後、機構は、当該抹消の申請の対象となった口座を開設する機構加入者に対し、抹消に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。 (c) 支払代理人への通知 抹消手続後、機構は、当該抹消の対象となった銘柄の支払代理人に対し、抹消に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。 (3) 裁判所書記官から機構加入者又は間接口座管理機関に対し抹消の申請があった場合 a 口座管理機関における取扱い (a) 上位機関への通知 ア 間接口座管理機関における取扱い 間接口座管理機関は、裁判所書記官から「抹消の申請書（供託）」を受領した場合には、直近上位機関に対し、「抹消の申請書（供託）」（写し）を添付したうえで、当該抹消に係る内容を通知する。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。 イ 機構加入者における取扱い 機構加入者は、裁判所書記官から「抹消の申請書（供託）」を受領した場合又は「ア．間接口座管理機関における取扱い」に定める通知を受けた場合には、直ちに、機構に対し、連絡を行ったうえ	

内 容	備 考
で当該抹消に係る事項を通知する。機構への通知に際しては、「抹消の申請書（供託）」（写し。下位機関から受領したものを含む。）を添付したうえで、差押命令等に係る通知の送達を受けた際に機構へ届け出た事項を再度通知するものとする。 b 機構における取扱い （a）抹消手続 機構は、機構加入者より抹消に係る事項の通知を受けた場合には、「抹消の申請書（供託）」（写し）に記載された機構加入者の口座における口座凍結済の対象金額について減少の記録を行う。 （b）機構加入者への通知 抹消手続後、機構は、当該抹消に係る事項の通知を行った機構加入者に対し、抹消に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。 （c）支払代理人への通知 抹消手続後、機構は、当該抹消の対象となった銘柄の支払代理人に対し、抹消に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。 6. 差押債権者等から償還金の取立てがあった場合の取扱い （1）取扱いの概要 振替新株予約権付社債を差し押さえた債権者（以下「差押債権者」という。）は、債務者に対して差押命令が送達された日から 1 週間が経過したときは、当該振替新株予約権付社債を取り立てることができる（民事執行規則第 150 条の 5 第 1 項）。また、税務署長その他国税の徴収に関する事務に従事する職員（以下「徴収職員」という。）は、差し押さえた振替新株予約権付社債の取立てをすることができる（国税徴収法第 73 条の 2 第 4 項において準用する同法第 67 条第 1 項）。そのため、差押債権者又は徴収職員（以下「差押債権者等」という。）から発行者に対して適法な償還金の取立てがあった場合には、発行者は、差押債権者等が債務者等に代わって抹消申請を行うことと引換えに償還金の取立てに応じることとなる。振替機関等は、その備える振替口座簿に記録又は記載されている振替新株予約権付社債のうち、差押え等を受けた振替新株予約権付社債で償還期日を迎えたものについて、差押債権者等から抹消の申請を受けた場合には、直ちに、その備える振替口座簿における減少の記録又は記載等必要な手続を行う。なお、上記抹消の申請は必ず書面で受け付ける（以下、当該書面を「抹消の申請書（取立て）」という。）。 （2）差押債権者等から機構に対し抹消の申請があった場合 a 発行者における取扱い （a）機構への通知	

内 容	備 考
発行者は、差押債権者等から償還金の取立てを受けた場合には、直ちに、機構に対し、差押債権者等から償還金の取立てがあった旨並びに当該取立てに係る内容を Target 保振サイトにより通知する。 b 機構における取扱い (a) 取立てに係る支払日、抹消日等の調整 機構は、「a. 発行者における取扱い(a) 機構への通知」に定める通知を受けた場合には、支払代理人との間で取立てに係る支払日や抹消日等について調整を行う。 (b) 抹消手続 機構は、「a. 発行者における取扱い(a) 機構への通知」に定める通知を受けた場合及び差押債権者等から「抹消の申請書(取立て)」を受領した場合には、事前に支払代理人と調整を行った日程で、「抹消の申請書(取立て)」に記載された機構加入者の口座における口座凍結済の対象金額について減少の記録を行う。 (c) 機構加入者への通知 抹消手続後、機構は、当該抹消の申請の対象となった口座を開設する機構加入者に対し、抹消に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。 (d) 支払代理人への通知 抹消手続後、機構は、当該抹消の対象となった銘柄の支払代理人に対し、抹消に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。 c 支払代理人における取立てに係る支払い 支払代理人は、事前に機構と調整を行った日程で、取立てに係る支払いを行う。 (3) 差押債権者等から機構加入者又は間接口座管理機関に対し抹消の申請があった場合 a 発行者における取扱い (a) 機構への通知 発行者は、差押債権者等から償還金の取立てを受けた場合には、直ちに、機構に対し、差押債権者等から償還金の取立てがあった旨並びに当該取立てに係る内容を Target 保振サイトにより通知する。 b 取立てに係る支払日、抹消日等の調整 支払代理人は、差押命令等に係る通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄が記録又は記載されている口座を開設する機構加入者又は間接口座管理機関との間で、取立てに係る支払日や抹消日	

内 容	備 考
等について調整を行う。 c 口座管理機関における取扱い (a) 上位機関への通知 ア 間接口座管理機関における取扱い 間接口座管理機関は、差押債権者等から「抹消の申請書（取立て）」を受領した場合には、直近上位機関に対し、「抹消の申請書（取立て）」（写し）を添付したうえで、当該抹消に係る内容を通知する。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。 イ 機構加入者における取扱い 機構加入者は、差押債権者等から「抹消の申請書（取立て）」を受領した場合又は「ア．間接口座管理機関における取扱い」に定める通知を受けた場合には、直ちに、機構に対し、連絡を行ったうえで当該抹消に係る事項を通知する。機構への通知に際しては、「抹消の申請書（取立て）」（写し。下位機関から受領したものを含む。）を添付したうえで、差押命令等に係る通知の送達を受けた際に機構へ届け出た事項を再度通知するものとする。 d 機構における取扱い (a) 抹消手続 機構は、機構加入者より抹消に係る事項の通知を受けた場合、並びに「a．発行者における取扱い（a）機構への通知」に定める通知を受けた場合には、「抹消の申請書（取立て）」に記載された機構加入者の口座における口座凍結済の対象金額について減少の記録を行う。 (b) 機構加入者への通知 抹消手続後、機構は、当該抹消に係る事項の通知を行った機構加入者に対し、抹消に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。 (c) 支払代理人への通知 抹消手続後、機構は、当該抹消の対象となった銘柄の支払代理人に対し、抹消に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。 e 支払代理人における取立てに係る支払い 支払代理人は、事前に機構加入者又は間接口座管理機関と調整を行った日程で、取立てに係る支払いを行う。	

内 容	備 考
7. 全部抹消があった場合の口座凍結中残高の取扱い (1) 取扱いの前提 差押命令等に係る通知の送達を受け、口座凍結の対象となっている振替新株予約権付社債の銘柄について全部抹消があった場合には、口座凍結中の残高も含めて抹消される。 (2) 具体的な取扱い 振替新株予約権付社債の全部抹消に係る具体的な手続については、第8節「全部抹消の手続」を参照。 (3) 関係者への連絡等 差押命令等に係る通知の対象となった銘柄の記録の全部が抹消された場合には、裁判所、支払代理人等の関係者への連絡等その他所要の手続を実施する。	

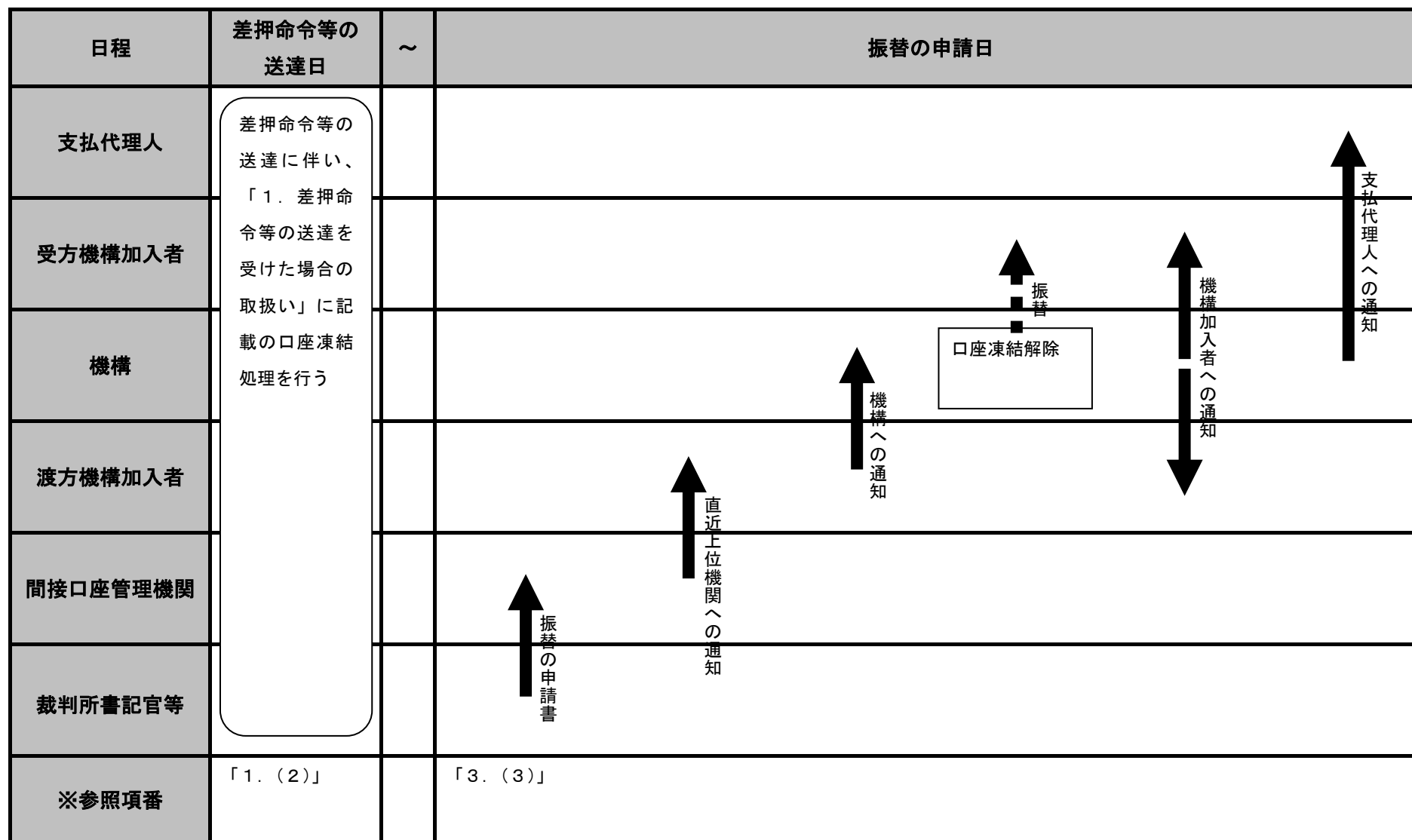
以 上

振替新株予約権付社債が差押え等を受けた場合の処理フロー

1. 差押命令等の送達を受けた場合の取扱い（機構加入者の顧客口の銘柄について）
2. 差押命令等の申立ての取下げ等の通知の送達を受けた場合の取扱い（機構加入者の顧客口の銘柄について）

日程	差押命令等の送達日 (口座凍結処理日)	差押命令等の申立ての取下げ等の通知日 (口座凍結解除日)
支払代理人		
機構		
機構加入者		
間接口座管理機関		
裁判所		
※参照項番	「1. (2) a」～「1. (2) c」	「2. (2)」

3. 譲渡命令又は売却命令等に基づく振替の申請があった場合の取扱い（機構加入者の顧客口の銘柄について）



4. 元利金の取扱い

日程	差押命令等の送達日	～	元利払日 (償還日)	差押命令等の申立ての取下げ等の通知日	差押命令等の申立ての取下げ等の通知日以降
株主名簿管理人	差押命令等の送達に伴い、「1. 差押命令等の送達を受けた場合の取扱い」に記載の口座凍結処理を行う			差押命令等の申立ての取下げ等の通知の送達に伴い、「2. 差押命令等の申立ての取下げ等の通知の送達を受けた場合の取扱い」に記載の口座凍結解除処理を行う	
支払代理人					
機構					元利金の請求 元利金の支払い 抹消の申請 抹消の手続 抹消の通知
機構加入者					元利金の請求 元利金の支払い 抹消の手続
間接口座管理機関					元利金の支払い 抹消の手続
債務者等 又は 譲受人					元利金の支払い 抹消の手続
※参照項番	「1. (2)」		「4. (1) b」	「2. (2)」	「4. (2) a (a) ～4. (2) a (e) ウ」

5. 裁判所書記官から抹消の申請があった場合の取扱い（機構加入者の顧客口の銘柄について）

日程	差押命令等の 送達日	～	供託日	抹消の申請日
支払代理人	差押命令等の 送達に伴い、 「1. 差押命 令等の送達を 受けた場合の 取扱い」に記 載の口座凍結 処理を行う			
機構				抹消手続
機構加入者				抹消手続
間接口座管理機関				抹消手続
裁判所書記官				
発行者				
※参照項番	「1. (2)」			「5. (3)」

```

graph TD
    Issuer[発行者] -- "供託文書の提出" --> Court[裁判所書記官]
    Court -- "抹消の申請" --> Indirect[間接口座管理機関]
    Indirect -- "直近上位機関への通知" --> Institution[機構加入者]
    Institution -- "機構への通知" --> Institution
    Institution -- "抹消手続" --> Institution
    Institution -- "機構加入者への通知" --> Institution
    Institution -- "支払代理人への通知" --> Payee[支払代理人]
  
```

6. 差押債権者等から償還金の取立てがあった場合の取扱い（機構加入者の顧客口の銘柄について）

日程	差押命令等の 送達日	～	取立ての 申請日	～	抹消の申請日	支払日
支払代理人	差押命令等の送達に伴い、「1. 差押命令等の送達を受けた場合の取扱い」に記載の口座凍結処理を行う					
機構						
機構加入者						
債務者の口座を開設する間接口座管理機関						
発行者						
差押債権者等						
※参照項番	「1. (2)」		「6. (3) a」	「6. (3) b」	「6. (3) c」～「6. (3) d」	「6. (3) e」

```

graph TD
    A[支払代理人] -- "機構への通知" --> B[機構]
    B -- "抹消の申請" --> C[機構加入者]
    C -- "直近上位機関への通知" --> D[債務者の口座を開設する間接口座管理機関]
    D -- "抹消の手続" --> E[発行者]
    E -- "抹消の手続" --> F[差押債権者等]
    F -- "取立てに係る支払い" --> G[支払日]
  
```

Flowchart details:

- 支払代理人 (Payment Agent):** Initiates the process, sends a notice to the institution.
- 機構 (Institution):** Receives the notice, sends a cancellation request to the institution's affiliate.
- 機構加入者 (Institution's Affiliate):** Receives the request, sends a notice to the direct superior institution.
- 債務者の口座を開設する間接口座管理機関 (Indirect Account Management Institution):** Receives the notice, performs the cancellation procedure.
- 発行者 (Issuer):** Performs the cancellation procedure.
- 差押債権者等 (Secured Creditors):** Perform the cancellation procedure.
- 支払日 (Payment Date):** The final step, where payment is made based on the recovery.

【参考１】ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使に関する事務処理について

内 容	備 考
1. 口座の通知 副転換代理人は、ユーロ円建新株予約権付社債の発行時に、会社及び株主名簿管理人に対して、当該新株予約権付社債の新株予約権行使に伴い交付される振替株式の記録を受けるべき口座（加入者口座コード）を通知する。	※ 副転換代理人は、口座管理機関として新株予約権行使の名義代理人（以下「カストディアン」という。）の口座を開設する。 ※ 会社は、新株予約権行使が行われる都度、副転換代理人から通知を受けた口座に振替株式の交付を行うものとする。 ※ 振替株式の記録を受けるべき口座については、本来、証券保管振替機構（以下「機構」という。）を通じて、口座通知データの送受信を行うところであるが、株式交付日程の都合上、当該データの送受信は行わないこととする。なお、この取扱いとは、当該データの送受信が行えるようになるまでの暫定措置とする。
2. 新株予約権行使の通知 現地の主転換代理人は、新株予約権付社債者から新株予約権行使の請求を受けた場合には、国内の会社及び副転換代理人に対して、新株予約権行使の通知を行う。	※ 新株予約権行使により発行される株式は、現地で行使請求が行われた日の翌暦日（日本時間）に効力が発生する。
3. 新株予約権行使の内容の照合	

内 容	備 考
会社及び副転換代理人は、主転換代理人から新株予約権行使の通知を受けたときは、当該新株予約権行使の内容について照合を行う。 4. 振替株式の交付の依頼 会社は、副転換代理人と新株予約権行使の内容の照合を行った後、株主名簿管理人に対して、振替株式の交付を依頼する。 5. 振替株式の交付内容の照合 (1) 株主名簿管理人による振替株式の交付内容の通知 株主名簿管理人は、会社から振替株式の交付の依頼を受けた日の翌営業日の午前 8 時 30 分から正午までの間に、副転換代理人に対し、新株予約権行使に伴い交付される振替株式の内容について、次の事項を通知する。 ① 振替株式の銘柄 ② 振替株式の数 ③ 振替株式の交付日（振替株式の交付依頼日の 3 営業日後の日） ④ 振替株式の交付先である副転換代理人の機構加入者コード ⑤ 振替株式の交付元である株主名簿管理人の機構加入者コード ⑥ 振替株式の交付先であるカストディアンへの加入者口座コード ⑦ 振替株式の交付元である会社の加入者口座コード ⑧ 新株予約権行使の効力発生日 ⑨ 振替株式の全部又は一部が自己株式である場合は、新株又は自己株式の別及びその内訳	※ 新株予約権行使により交付される振替株式は、カストディアン又はそのノミニー名義で株主名簿に記載される。 ※ 当該通知は、加入者情報 Web 端末の「振替先口座照会」機能を用いて行う。 ※ ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使に伴う振替株式の交付内容の通知であることを明確にするため、口座照会の事由は「その他」、振替の種類は「その他振替」を指定し、フリーメッセージ欄に「ユーロ円新株予約権行使」と入力する。 ※ ③は「振替先口座照会」の入力項目の中の「振替予定日」欄に、④は「受方機構加入者の機構加入者コード」欄に、⑤は「渡方機構加入者の機構加入者コード」欄に、⑥は「振替先口座の加入者口座コード」欄に、⑦は「振替元口座の加入者口座

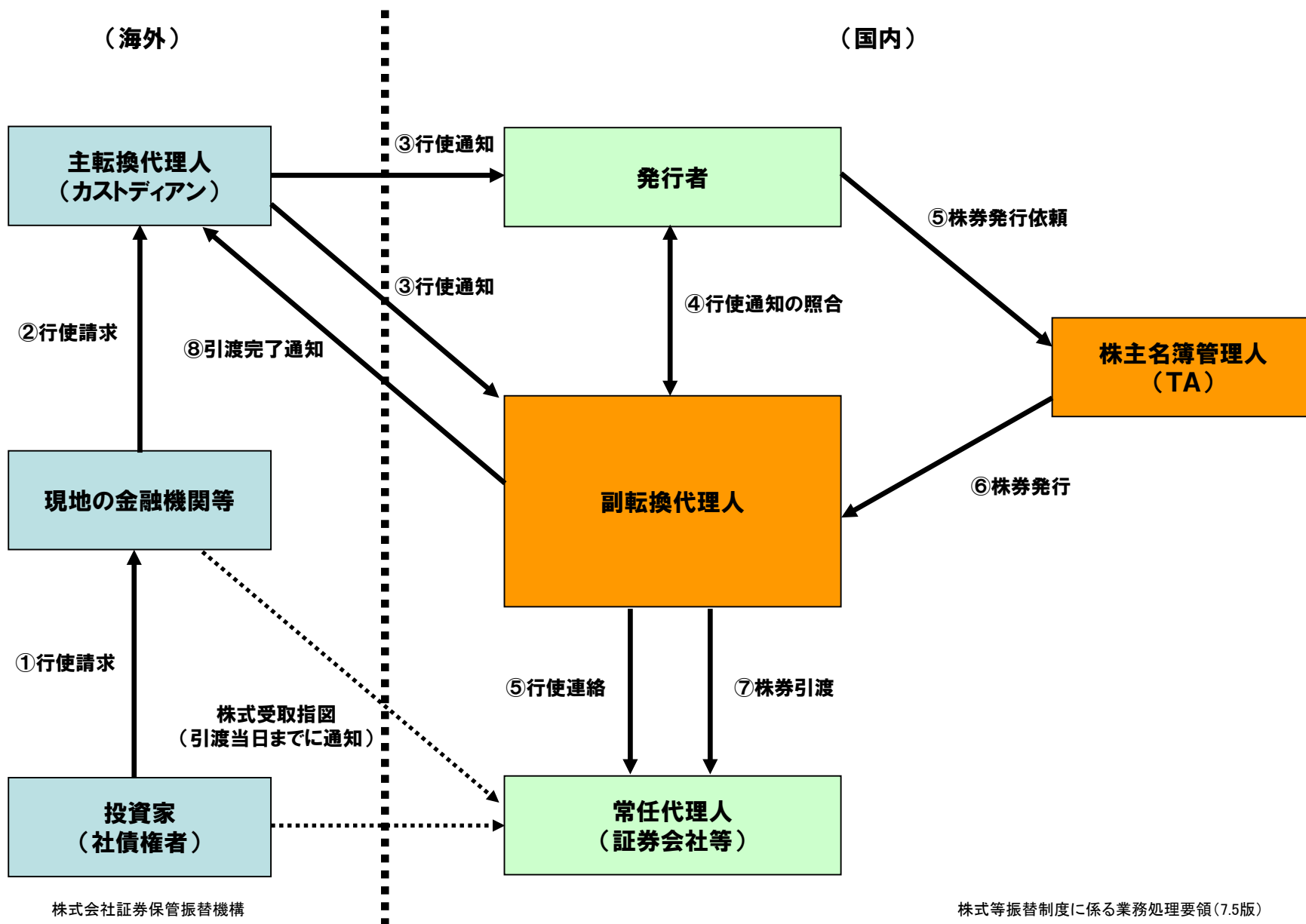
内 容	備 考
(2) 副転換代理人による振替株式の交付内容の確認 副転換代理人は、株主名簿管理人から振替株式の交付内容の通知を受けた場合には、当該通知を受けた日の正午から午後 4 時 30 分までの間に、当該通知の内容について確認を行う。 6. 新規記録 (1) 株主名簿管理人から機構への新規記録通知 株主名簿管理人は、会社から振替株式の交付の依頼を受けた日の翌営業日の午前 3 時から午後 8 時までの間に、機構に対し、次の事項（新規記録通知データ）をファイル伝送により通知する。 ① 振替株式の銘柄 ② 加入者（カストディアン）の加入者口座コード ③ 加入者（カストディアン）の株主等照会コード ④ 振替株式の数 ⑤ 新規記録区分（「振替新株予約権でない新株予約権の行使による振替株式」を指定する。） ⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日を入力する。） ⑦ 新規記録日（振替株式の交付依頼日の 3 営業日後の日を入力する。）	コード」欄に、⑧は「取得日」欄に、⑨は「フリーメッセージ」欄にそれぞれ入力する。 ※ ⑨の入力例としては、新株を 500 株、自己株式を 500 株交付する場合は、「交付株式総数 1,000 株、内新株交付分 500 株、自己株式交付分 500 株」と入力する。 ※ 副転換代理人は、確認の結果、当該通知の内容に過誤が判明したときは、直ちに、株主名簿管理人に対し、電話等により連絡することとし、株主名簿管理人は必要な措置をとる。 ※ 新規記録通知データは、主転換代理人から受けた新株予約権行使の通知毎に作成する。 ※ 株式等リファレンス NO は入力しない。 ※ 株主名簿管理人は、5. (2) において振替株式の交付内容に過誤があった場合で、既に機構に対して新規記録通知データを送信しているときは、当該データを訂正のう

内 容	備 考
(2) 機構から副転換代理人への新規記録通知 機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日の翌営業日の午前 3 時から午後 8 時までの間に、副転換代理人に対し、次の事項（新規記録通知情報データ）をファイル伝送により通知する。 ① 振替株式の銘柄 ② 振替株式の数 ③ 副転換代理人の機構加入者コード ④ 加入者（カストディアン）の加入者口座コード ⑤ 新規記録区分（振替新株予約権でない新株予約権の行使による振替株式） ⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日） ⑦ 新規記録日（振替株式の交付依頼日の 3 営業日後の日） (3) 振替口座簿における増加の記録 機構及び副転換代理人は、新規記録日の業務開始時（9:00）に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。 (4) 新規記録の処理結果の通知 機構は、新規記録日の午前 3 時から午後 8 時までの間に、株主名簿管理人及び副転換代理人に対し、新規記録の処理結果をファイル伝送により送信する。 7. 新株予約権行使に対して自己株式を交付する場合の手続 株主名簿管理人は、会社が新株予約権行使に対して新株の交付に代えて自己株式を交付することとした	え、午後 8 時までにファイル伝送により通知する。 ※ 新規記録情報データの明細レコード区分には、「口座通知なし」を指定する。 ※ 機構は副転換代理人の口座の顧客口に増加の記録を行い、副転換代理人はカストディアンの口座に増加の記録を行う。 ※ 当該通知は、株主名簿管理人へは「口座処理結果ファイル」により、副転換代理人へは「機構加入者別口座残高表」及び「機構加入者別口座処理明細票」により通知される。 ※ 振替の申請は、先日付振替請求に

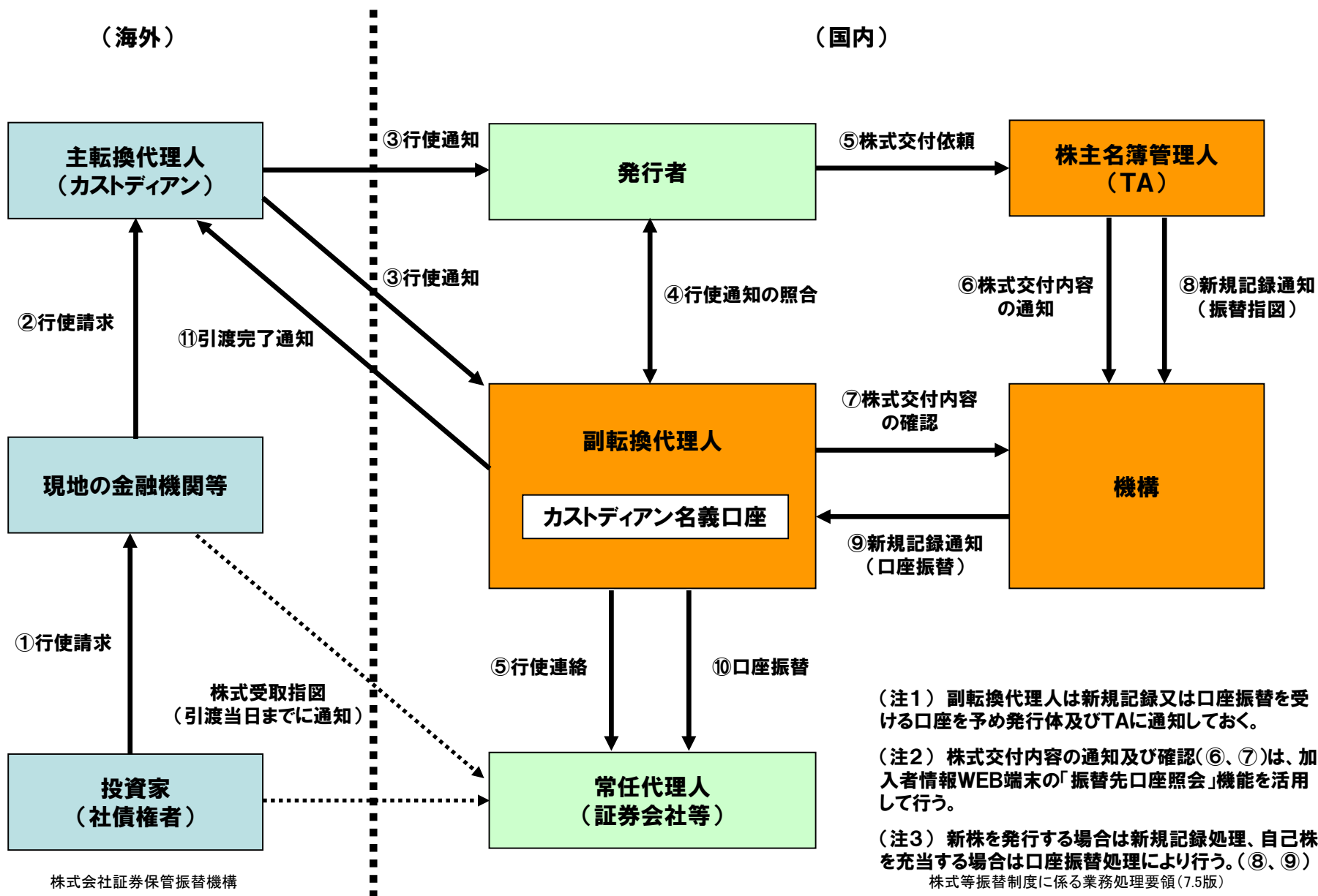
内 容	備 考
場合には、機構に対して、振替株式の交付日（新株を交付する場合の新規記録日と同日）の業務開始時（9:00）を振替時とするカストディアンの口座への振替の申請を行う。 8. 新株予約権行使に伴い生じる単元未満株式の買取処理 （1）単元未満株式の取扱い 株主名簿管理人は、新株予約権行使に伴い単元未満株式が生じる場合には、単元株数部分と単元未満株数部分を合算のうえ、機構に対し、新規記録通知又は振替の申請を行う。 （2）単元未満株式の振替及び買取代金の支払い 副転換代理人は、単元未満株式の買取処理が行われる場合には、買取日（振替株式の交付日）に、会社の口座への振替の申請を行う。株主名簿管理人は、買取日（振替株式の交付日）に、副転換代理人に対し、買取代金の支払いを行う。	より行う。 ※ 新株予約権行使に伴う自己株式の振替である旨を振替のメッセージ欄に入力する。 ※ 当該振替先の会社の口座は、株主名簿管理人に開設された口座とする。 ※ 買取処理による単元未満株式の振替である旨を振替のメッセージ欄に入力する。

以 上

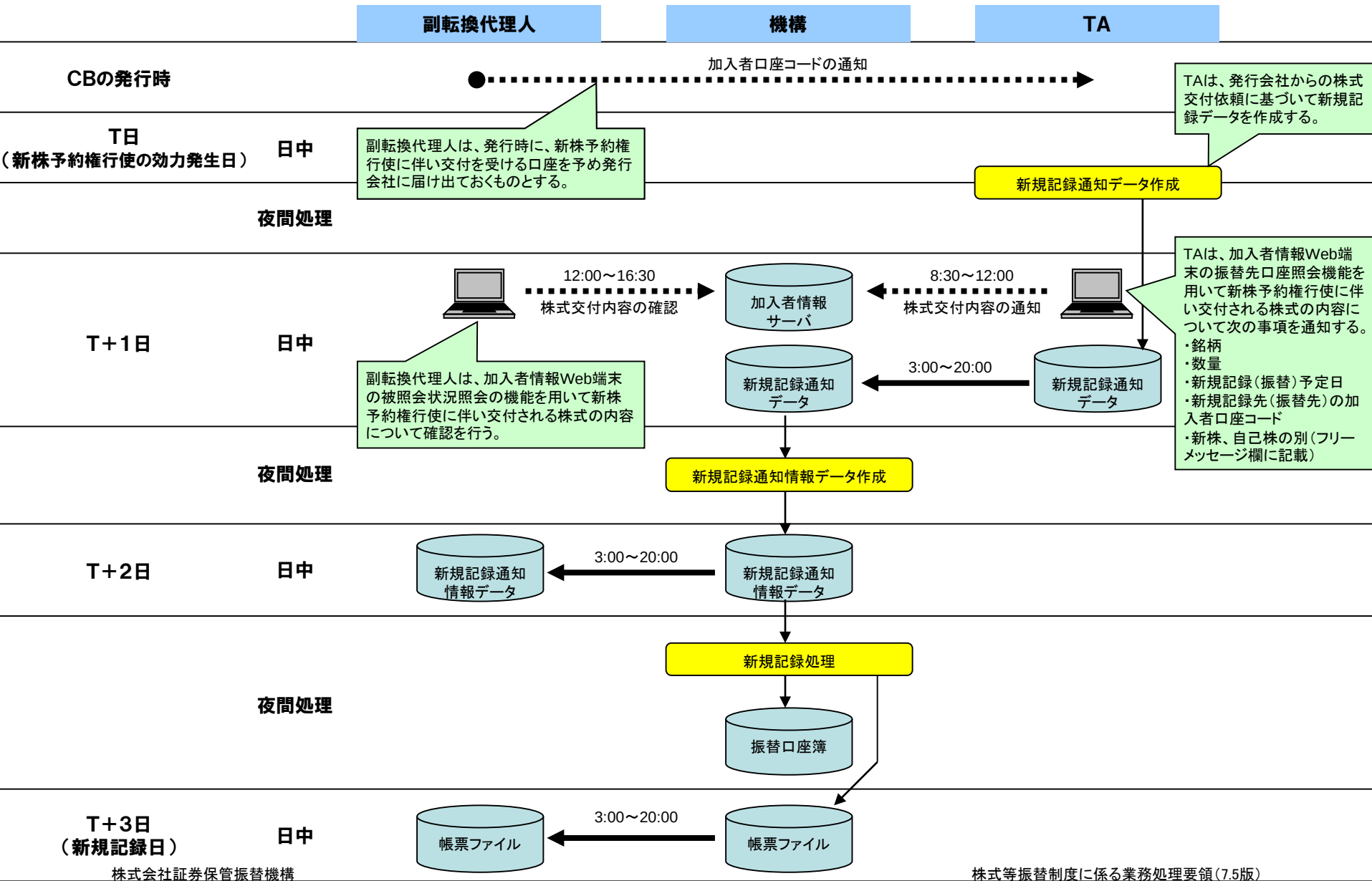
ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使(現行処理フロー)



ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使(振替制度における処理フロー)



ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使(処理日程)



【参考 2】株式等振替制度の対象とならない新株予約権等の取扱いに関する事務処理について

I. 非振替新株予約権付社債の新株予約権行使に関する事務処理

- 機構の取扱対象でない新株予約権付社債について新株予約権行使が行われる場合の事務スキームについて、以下に記述する。なお、機構の取扱対象であって振替制度に移行していない新株予約権付社債（特例新株予約権付社債）については、個別移行したうえで、振替制度において新株予約権行使を行うことを原則とするが、個別移行についての同意が得られないものについては、当該事務スキームを適用する。

内 容	備 考
1. 新株予約権行使の手続き (1) 新株予約権行使請求の取次ぎの請求 新株予約権付社債権者は、新株予約権付社債に係る新株予約権行使請求を行う場合には、新株予約権行使請求書に次に掲げる事項を記入のうえ、新株予約権付社債券及びその他発行会社の求める書類を添えて、自らの口座を開設する口座管理機関に対し、新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行う。 ① 新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所 ② 新株予約権付社債権者の加入者口座コード ③ 新株予約権付社債の銘柄 ④ 新株予約権付社債の行使請求額面 ⑤ その他発行会社の求める事項 (2) 新株予約権行使請求の取次ぎ 直接口座管理機関は、その加入者である新株予約権付社債権者から新株予約権行使請求の取次ぎの請求を受けた場合又はその直近下位機関から新株予約権行使請求の取次ぎの委託を受けた場合には、株主名簿管理人に対し、新株予約権行使請求書、新株予約権付社債券及びその他発行会社の求める書類（以下「新株予約権行使請求に係る書類」という。）を送付することにより、新株予約権行使請求の取次ぎを行う。	※ 新株予約権付社債権者は、新株予約権の行使条件を満たしていることを確認した上で、行使を行う。 ※ 新株予約権付社債権者は、新株予約権行使により交付される振替株式の記録を受けるための口座（特別口座を除く。）をあらかじめ口座管理機関に開設しておかなければならない。 ※ 加入者口座コードを発行会社に正確に通知する必要があること等から、当該新株予約権付社債の新株予約権行使請求については、口座管理機関が発行会社に取り次ぐ方法により行うことを原則とする。 ※ 間接口座管理機関は、直近上位機関に新株予約権行使請求の取次ぎの委託を行う。当該委託を受けた間接口座管理機関も同様とする。 ※ 直接口座管理機関は、株主名簿管理人が振替株式の新規記録日を特定できるよう、新株予約権行使請求に係る書類を送付した日（以下「新株予約権行使請求取次日」という。）を新株予約権行使請求書に記入す

内 容	備 考
2. 振替株式の交付の手続き (1) 株主名簿管理人から機構への新規記録通知 株主名簿管理人は、新株予約権行使請求取次日の4営業日後の日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対し、次の事項（新規記録通知データ）をファイル伝送により通知する。 ① 新規記録をする振替株式の銘柄及び数 ② 新株予約権付社債権者の加入者口座コード ③ 新株予約権付社債権者の株主等照会コード ④ 新規記録区分（9：その他） ⑤ 新規記録日（新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日） ⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日） (2) 機構から直接口座管理機関への新規記録通知情報の通知 機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（新株予約権行使請求取次日の5営業日後の日）の午前3時から午後8時までの間に、直接口座管理機関に対し、次の事項（新規記録通知情報データ）をファイル伝送により通知する。 ① 新規記録する振替株式の銘柄及び数 ② 新株予約権付社債権者の加入者口座コード ③ 直接口座管理機関の機構加入者コード ④ 新規記録区分（9：その他）	る。 ※ 直接口座管理機関は、新株予約権行使請求取次日の2営業日後の日までに、株主名簿管理人に到着するよう取次ぎを行う。 ※ 株主名簿管理人による機構への通知に先立ち、発行会社は、新株予約権の行使条件を満たしていることを確認する。 ※ 株式等リファレンスNOは、設定しない。 ※ 株主等照会コードについては、ダミーのコードを設定する。 ※ 株主名簿管理人は、機構に対し、株主等照会コードの照会を行うことができる。 ※ 新規記録区分は、「9：その他」を指定する。 ※ 新規記録日は、新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日を設定する。 ※ 自己株式を交付する場合には、左記の事項に加えて、次の事項を通知する。 ① 自己株式充当区分（「充当あり」を指定する。） ② 自己株式充当数量 ③ 加入者口座コード（「充当元口座」を設定する。） ※ 新規記録通知情報データの明細レコード区分には、「口座通知なし」を指定する。 ※ 直接口座管理機関は、機構から受けた新規記録通知情報データに直近下位機関に係るデータが含まれている場合には、直近下位機関に対して、当該データを通知する。当該通知を受けた直近下位機関も同様とする。

内 容	備 考
⑤ 新規記録日（新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日） ⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日） （3）振替口座簿における増加の記録 機構及び口座管理機関は、新規記録日の業務開始時（午前9時）に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。 （4）新規記録の処理結果の通知 機構は、新規記録日の午前3時から午後8時までの間に、株主名簿管理人及び直接口座管理機関に対し、新規記録の処理結果をファイル伝送により通知する。 （5）新株予約権行使から振替株式の新規記録日までの間に株主確定日を迎える場合の取扱い 新株予約権の行使又は転換の請求の時期によっては、株主確定日までに振替口座簿への株式の記録が間に合わず、総株主通知の対象とならない。そのため株主名簿管理人は、権利付最終日の翌営業日から株主確定日までの期間、新株予約権の行使又は転換の請求を受け付けることができない。口座管理機関は、加入者から新株予約権の行使又は転換の請求の取次ぎを受ける場合には、留意が必要である。 3. 株主名簿管理人に対し、直接、新株予約権行使請求が行われた場合の手続き （1）新株予約権行使請求の受付 新株予約権付社債権者が、自らの口座を開設する直近上位の口座管理機関を経由せず、株主名簿管理人に対し、直接、新株予約権行使請求を行った場合には、株主名簿管理人は、当該新株予約権付社債権者の加入者口座コード等に誤りがないかについて確認を行ったうえで、新株予約権行使請求を受け付ける。	る。 ※ 新株予約権付社債権者の口座を開設する機構又は口座管理機関は、振替口座簿に増加の記録を行う際に、効力発生日を付記する。 ※ 当該通知は、株主名簿管理人へは、「口座処理結果ファイル」により、直接口座管理機関へは、「機構加入者別口座残高表」及び「機構加入者別口座処理明細表」により通知される。 ※ 平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定の「新株予約権行使請求書（兼）転換請求書」を参照。全国株懇連合会理事会決定事項については、平成20年12月10日に日本証券業協会から会員宛通知（日証協（市企）20第42号）がされている。 ※ 新株予約権付社債権者から株主名簿管理人への直接の新株予約権行使請求は例外措置であり、新株予約権付社債権者の口座を開設する口座管理機関が新株予約権行使請求を取り次ぐことを原則とする。 ※ 加入者口座コードの確認は、加入者から口座管理機関発行の加入者口座コードを証明する書面の提出を求める方法、加入者情報 Web 端末の「振替先口座照会」機能を使

内 容	備 考
(2) 口座管理機関への振替株式の交付通知 株主名簿管理人は、新株予約権付社債権者から新株予約権行使請求を受けた場合には、新株予約権付社債権者の口座を開設する口座管理機関に対し、当該新株予約権付社債権者が新株予約権行使請求をした旨及び次の事項を通知する。 ① 新株予約権付社債権者の氏名又は名称 ② 新株予約権付社債権者の加入者口座コード ③ 行使請求された新株予約権付社債の銘柄及び数 ④ 交付する振替株式の銘柄及び数 ⑤ 新規記録日（口座管理機関への振替株式の交付通知日の3営業日後の日） ⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日）	用する方法又は新株予約権付社債権者の口座を開設する口座管理機関に問合せする方法等により行う。 ※ 新株予約権付社債権者の口座を開設する口座管理機関は、当該新株予約権付社債権者が新株予約権行使請求を行ったことを把握していないため、当該通知を行う必要がある。 ※ 当該通知は加入者情報 Web 端末の「振替先口座照会」機能の使用又は FAX 等により行う。なお、「振替先口座照会」機能を使用して通知を行う場合、(1) 新株予約権行使請求の受付の際に実施する加入者口座コードの確認を兼ねることとする。 ※ 「振替先口座照会」機能を使用せず、FAX 等にて通知を行う場合は、新株予約権付社債権者の氏名又は名称に加え、必要に応じて住所についても通知を行う。 ※ FAX 等にて当該通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関の場合には、直近上位機関に必要な情報を通知する。当該通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。 ※ 口座管理機関への加入者口座コードの確認及び振替株式の交付通知を行う際に「振替先口座照会」機能を使用する場合には、各入力項目の設定方法は以下のとおりとする。 ・「照会先の加入者口座コード」欄 左記②を設定する。 ・「振替先口座の加入者口座コード」欄 左記②を設定する。 ・「受方機構加入者の機構加入者コード」欄

内 容	備 考
	振替株式の交付先である機構加入者の機構加入者コードを設定する。 ・「振替元口座の加入者口座コード」欄 振替株式の交付元である発行会社の加入者口座コードを設定する。 ・「渡方機構加入者の機構加入者コード」欄 振替株式の交付元である株主名簿管理人の機構加入者コードを設定する。 ・「口座照会の事由」欄 「その他」を指定する。 ・「振替種類」欄 「その他振替」を指定する。 ・「振替予定日」欄 左記⑤を設定する。 ・「銘柄コード」欄（１行目） 交付する株式の銘柄を設定する。 ・「振替数量」欄（１行目） 交付する株式の数量を設定する。 ・「取得日」欄（１行目） 左記⑥を設定する。 ・「フリーメッセージ」欄 【通知内容に係る記載】 「非振替新株予約権付社債に係る新株予約権行使」と入力する。 【行使数量に係る記載】 行使された新株予約権付社債の数量（「～円」）を入力する。 【交付方法に係る記載】 交付方法（「新株交付」または「自己株充当」）を入力する。 ※ 振替株式を自己株充当により交付する場合も同様に、「振替元口座の加入者口座コード」欄に発行会社の自己株式の充当元の加入者口座コード、「渡方機構加入者の機構加

内 容	備 考
(3) 振替株式の交付に係る手続き 振替株式の交付に係る手続きについては、2. 振替株式の交付の手続きと同様の手続きを行う。ただし、振替株式の交付日は、口座管理機関への振替株式の交付通知日の3営業日後の日とする。 4. 新株予約権行使に伴い生じる単元未満株式の買取処理 新株予約権の行使により生じる単元未満株式について、新株予約権者が買取請求を希望する場合には、新株予約権の行使により交付される振替株式が、口座管理機関の口座に記録された後、口座管理機関に対して買取請求の取次ぎ請求を行う。	入者コード」欄に株主名簿管理人の機構加入者コードを入力する。 ※ 平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定の「新株予約権行使請求書（兼）転換請求書」を参照。全国株懇連合会理事会決定事項については、平成20年12月10日に日本証券業協会から会員宛通知（日証協（市企）20第42号）がされている。

Ⅱ．取締役・従業員割当型新株予約権の新株予約権行使に関する事務処理

- 取締役又は従業員等に割り当てられた新株予約権について新株予約権行使が行われる場合の事務スキームについて、以下に記述する。当該事務スキームは、現行において定着している実務慣行を踏まえ、発行会社及び新株予約権者の口座が同一の口座管理機関に開設されている場合を前提とする。

内 容	備 考
1. 新株予約権行使の手続き (1) 新株予約権行使に伴う払込み 新株予約権者は、新株予約権行使に際し、発行会社が指定する銀行等の払込場所において、当該新株予約権行使に係る払込みを行う。 (2) 新株予約権行使請求 新株予約権者は、新株予約権行使請求書に次に掲げる事項を記入のうえ、発行会社の求める書類を添えて、発行会社に対し、新株予約権行使請求を行う。 ① 新株予約権者の氏名又は名称及び住所 ② 新株予約権者の加入者口座コード ③ 新株予約権の銘柄 ④ 新株予約権の行使数量 ⑤ その他発行会社の求める事項 (3) 発行会社による払込みの確認 発行会社は、新株予約権者から新株予約権行使請求を受けた場合には、新株予約権行使に係る払込みの確認を行う。	※ 新株予約権者は、新株予約権の行使価額及び行使数量を確認し、払込金額に過不足が無いことを確認する。また、新株予約権の行使条件を満たしていることを確認した上で、行使を行う。 ※ 上場会社の取締役等の報酬等として発行された新株予約権の行使において、金銭の払込みが不要とされた場合を除く。 ※ 発行会社は、口座管理機関の提供するストック・オプション管理サービスを利用している場合には、新株予約権者の加入者口座コードを把握することができることから、当該新株予約権行使請求については、口座管理機関による取次ぎは行わず、新株予約権者自身が発行会社の新株予約権行使請求受付部署に対して行う。 ※ 発行会社は、新株予約権の行使価額及び行使数量を確認し、払込金額に過不足が無いことを確認する。また、行使条件を満たしていることを併せて確認する。 ※ 上場会社の取締役等の報酬等として発行された新株予約権の行使において、金銭の払込みが不要とされた場合を除く。

内 容	備 考
2. 振替株式の交付指図 (1) 発行会社から株主名簿管理人への振替株式の新規記録指図 発行会社は、新株予約権行使請求に際し、新株式を交付することとした場合には、株主名簿管理人に対し、次の事項を示して、振替株式の新規記録を指図する。 ① 新株予約権者の氏名又は名称及び住所 ② 新株予約権者の加入者口座コード ③ 行使請求された新株予約権の銘柄及び数 ④ 新規記録する振替株式の銘柄及び数 ⑤ 新規記録日（新株予約権行使の効力発生日の4営業日後の日） ⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日） (2) 発行会社から口座管理機関への自己株式の振替指図 発行会社は、新株予約権行使請求に対して自己株式を交付することとした場合には、口座管理機関に対し、次の事項を示して、当該口座管理機関の管理する発行会社の口座から新株予約権者の口座への自己株式の振替を指図する。 ① 新株予約権者の氏名又は名称及び住所 ② 新株予約権者の加入者口座コード ③ 行使請求された新株予約権の銘柄及び数 ④ 交付する自己株式の銘柄及び数 ⑤ 自己株式の振替日（新株予約権行使の効力発生日の4営業日後の日） ⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日） (3) 新株予約権原簿の記載変更 株主名簿管理人は、(1)の指図又は(2)の通知を受けた場合には、新株予約権原簿の記載の変更を行う。 3. 振替株式の交付の手続き (1) 株主名簿管理人から機構への新規記録通知 株主名簿管理人は、発行会社から振替株式の新規記録の指図を受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対し、次の事項（新規記録通知データ）をファイル伝送により通知する。 ① 新規記録をする振替株式の銘柄及び数 ② 新株予約権者の加入者口座コード ③ 新株予約権者の株主等照会コード ④ 新規記録区分（5：振替新株予約権でない新株予約権の行使による振替株式）	※ 発行会社は、当該指図の内容を、口座管理機関（ストック・オプション管理サービスを受託する口座管理機関）にも通知する。 ※ 発行会社は、当該指図の内容を、株主名簿管理人にも通知する。 ※ 株式等リファレンスNOは、設定しない。 ※ 株主等照会コードについては、ダミーのコードを設定する。 ※ 株主名簿管理人は、機構に対し、株主等照会コードの照会を行うことができる。 ※ 新規記録区分は、「5：振替新株予約権でない新株予約権の行使による振替株式」を

内 容	備 考
⑤ 新規記録日（新株予約権行使の効力発生日の4営業日後の日） ⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日） （2）機構から直接口座管理機関への新規記録情報の通知 機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日（新株予約権行使の効力発生日の3営業日後の日）の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、口座管理機関に対し、次の事項（新規記録通知情報データ）をファイル伝送により通知する。 ① 新規記録する振替株式の銘柄及び数 ② 新株予約権者の加入者口座コード ③ 口座管理機関の機構加入者コード ④ 新規記録区分（5：振替新株予約権でない新株予約権の行使による振替株式） ⑤ 新規記録日（新株予約権行使の効力発生日の4営業日後の日） ⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日） （3）振替口座簿における増加の記録 機構及び口座管理機関は、新規記録日の業務開始時（午前9時）に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。 （4）新規記録の処理結果の通知 機構は、新規記録日の午前3時から午後8時までの間に、株主名簿管理人及び直接口座管理機関に対し、新規記録の処理結果をファイル伝送により通知する。 （5）新株予約権行使から振替株式の新規記録日までの間に株主確定日を迎える場合の取扱い 新株予約権の行使の時期によっては、株主確定日までに振替口座簿への株式の記録が間に合わず、総株主通知の対象にならないことから、新株予約権者に不利益が生じる可能性がある。そのため、新株予約権者においては、株主確定日間際の新株予約権の行使は避けることが望ましい。 4. 新株予約権行使に対して自己株式を交付する場合の手続き 口座管理機関は、発行会社から自己株式の振替指図を受けた場合には、振替株式の交付日（新株式を	指定する。 ※ 新規記録日は、新株予約権行使の効力発生日の4営業日後の日を設定する。 ※ 新規記録通知情報データの明細レコード区分には、「口座通知なし」を指定する。 ※ 直接口座管理機関は、機構から受けた新規記録通知情報データに直近下位機関に係るデータが含まれている場合には、直近下位機関に対して、当該データを通知する。当該通知を受けた直近下位機関も同様とする。 ※ 新株予約権者の口座を開設する機構又は口座管理機関は、振替口座簿に増加の記録を行う際に、効力発生日を付記する。 ※ 当該通知は、株主名簿管理人へは、「口座処理結果ファイル」により、口座管理機関へは「機構加入者別口座残高表」及び「機構加入者別口座処理明細表」により通知される。 ※ 平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定の「新株予約権行使請求書（ストックオプション用）」を参照。

内 容	備 考
交付する場合の新規記録日と同日）に、当該口座管理機関の管理する発行会社の口座から新株予約権者の口座に振替株式の振替を行う。	

Ⅲ. 株主割当型新株予約権の新株予約権行使に関する事務処理

- 株主に対して割り当てられた新株予約権について新株予約権行使が行われる場合の事務スキームについて、以下に記述する。当該事務スキームは、株主名簿管理人が新株予約権行使請求の受付場所となる場合を前提とする。発行会社が新株予約権行使請求の受付場所となる場合には当該事務スキームに準じて処理を行う。

内 容	備 考
1. 新株予約権行使の手続き (1) 新株予約権行使に伴う払込み 新株予約権者は、新株予約権行使に際し、発行会社が指定する銀行等の払込場所において、当該新株予約権行使に係る払込みを行う。 (2) 新株予約権行使請求の取次ぎの請求 新株予約権者は、新株予約権行使請求を行う場合には、新株予約権行使請求書に次に掲げる事項を記入のうえ、払込みに係る受領書等の写し及びその他発行会社の求める書類を添えて、自らの口座を開設する口座管理機関に対し、新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行う。 ① 新株予約権者の氏名又は名称及び住所 ② 新株予約権者の加入者口座コード ③ 新株予約権の銘柄 ④ 新株予約権の行使請求数量 ⑤ その他発行会社の求める事項	※ 新株予約権者は、新株予約権の行使価額及び行使数量を確認し、払込金額に過不足が無いことを確認する。また、新株予約権の行使条件を満たしていることを確認した上で、行使を行う。 ※ 新株予約権者は、当該払込みに係る受領証等の新株予約権行使に係る払込みを行ったことを証明できる書類を受領しておくものとする。 ※ 新株予約権者は、新株予約権行使請求により交付される振替株式の記録を受けるための口座（特別口座を除く。）をあらかじめ口座管理機関に開設しておかなければならない。 ※ 加入者口座コードを発行会社に正確に通知する必要があること等から、当該新株予約権の新株予約権行使請求については、口座管理機関が発行会社に取り次ぐ方法により行う。 ※ 新株予約権者は、新株予約権行使請求の取次ぎ請求に際し、新株予約権の割当通知書等の口座管理機関が割当新株予約権数を確認できる書類を提示する。 ※ 発行会社は、新株予約権の行使の条件と

内 容	備 考
(3) 口座管理機関における新株予約権行使請求内容等の確認 口座管理機関は、新株予約権者から新株予約権行使請求の取次ぎの請求を受けた場合には、次の事項について確認を行う。 ① 新株予約権の行使請求数量に相当する払込みを行っているかどうか。 ② 新株予約権の行使請求数量が新株予約権の割当通知書等に記載されている数量を超過していないかどうか。 ③ 特定口座を開設している加入者について、新株予約権の行使請求数量が割当基準日において、当該口座に記録されていた割当対象株式の範囲を超える場合には、当該超過分の取次ぎを行うかどうか。 (4) 新株予約権行使請求の取次ぎ 直接口座管理機関は、新株予約権者から新株予約権行使請求の取次ぎの請求を受けた場合又はその直近下位機関から新株予約権行使請求の取次ぎの委託を受けた場合には、株主名簿管理人に対し、新株予約権行使請求書、払込みに係る受領書等の写し及びその他発行会社の求める書類（以下「新株予約権行使請求に係る書類」という。）を送付することにより、新株予約権行使請求の取次ぎを行う。	して、信託銀行及び海外トラスティ等が株主名簿上に登録された株主となっている場合には、株主名簿上の株主ではない実質的株主の経済的利益を確保するため、実質的株主単位による新株予約権行使ができる取扱いとすることが望ましい。 ※ 新株予約権の行使請求数量に相当する払込みが適正に行われていない場合、当該取次ぎ請求は受付けない。 ※ 新株予約権行使請求に伴い交付される振替株式の特定口座の入庫の取扱いについては、新株予約権の割当対象株式が割当基準日において特定口座に記録されていた場合に、当該割当対象株式の範囲内で当該特定口座に入庫することができる（租特法施行令第25条10の2第14項第12号）（資料5参照）。 ※ 新株予約権者は、(3)③において、当該超過分の新株予約権行使請求の取次ぎ請求を行わないこととした場合、割当基準日において、割当対象株式が記録されていた別の特定口座を開設する口座管理機関に対し、新株予約権行使の取次ぎ請求を行う。 ※ 間接口座管理機関は、直近上位機関に新株予約権行使請求の取次ぎの委託を行う。当該委託を受けた間接口座管理機関も同様とする。 ※ 直接口座管理機関は、株主名簿管理人が振替株式の新規記録日を特定できるよう、新株予約権行使請求に係る書類を送付した日（以下「新株予約権行使請求取次日」と

内 容	備 考
(5) 株主名簿管理人による払込み等の確認 株主名簿管理人は、直接口座管理機関から新株予約権行使の取次ぎを受けた場合には、次の事項について確認を行う。 ① 新株予約権の行使請求数量に相当する払込みを行っているかどうか。 ② 新株予約権の行使請求数量が新株予約権原簿に記載されている数量を超過していないかどうか 2. 振替株式の交付の手続き (1) 株主名簿管理人から機構への新規記録通知 株主名簿管理人は、新株予約権行使請求取次日の4営業日後の日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対し、次の事項（新規記録通知データ）をファイル伝送により通知する。 ① 新規記録をする振替株式の銘柄及び数 ② 新株予約権者の加入者口座コード ③ 新株予約権者の株主等照会コード ④ 新規記録区分（9：その他） ⑤ 新規記録日（新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日） ⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日）	いう。)を新株予約権行使請求書に記入する。 ※ 直接口座管理機関は、新株予約権行使請求取次日の2営業日後の日までに、株主名簿管理人に到着するよう取次ぎを行う。 ※ 株主名簿管理人による機構への通知に先立ち、発行会社は、新株予約権の行使条件を満たしていることを確認する。 ※ 株式等リファレンスNOは、設定しない。 ※ 株主等照会コードについては、ダミーのコードを設定する。 ※ 株主名簿管理人は、機構に対し、株主等照会コードの照会を行うことができる。 ※ 新規記録区分は、「9：その他」を指定する。 ※ 新規記録日は、新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日を設定する。 ※ 自己株式を交付する場合には、左記の事項に加えて、次の事項を通知する。 ①自己株式充当区分（「充当あり」を指定する。） ②自己株式充当数量 ③加入者口座コード（「充当元口座」を設定する。）

内 容	備 考
(2) 機構から直接口座管理機関への新規記録通知情報の通知 機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日（新株予約権行使請求取次日の5営業日後の日）の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、直接口座管理機関に対し、次の事項（新規記録通知情報データ）をファイル伝送により通知する。 ① 新規記録する振替株式の銘柄及び数 ② 新株予約権者の加入者口座コード ③ 直接口座管理機関の機構加入者コード ④ 新規記録区分（9：その他） ⑤ 新規記録日（新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日） ⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日） (3) 振替口座簿における増加の記録 機構及び口座管理機関は、新規記録日の業務開始時（午前9時）に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。 (4) 新規記録の処理結果の通知 機構は、新規記録日の午前3時から午後8時までの間に、株主名簿管理人及び直接口座管理機関に対し、新規記録の処理結果をファイル伝送により通知する。 (5) 新株予約権行使から振替株式の新規記録日までの間に株主確定日を迎える場合の取扱い 新株予約権の行使の時期によっては、株主確定日までに振替口座簿への株式の記録が間に合わず、総株主通知の対象とならない。そのため株主名簿管理人は、権利付最終日の翌営業日から株主確定日までの期間、新株予約権の行使の請求を受け付けることができない。口座管理機関は、加入者から新株予約権の行使の請求の取次ぎを受ける場合には、留意が必要である。	※ 新規記録通知情報データの明細レコード区分には、「口座通知なし」を指定する。 ※ 直接口座管理機関は、機構から受けた新規記録通知情報データに直近下位機関に係るデータが含まれている場合には、直近下位機関に対して、当該データを通知する。当該通知を受けた直近下位機関も同様とする。 ※ 新株予約権者の口座を開設する機構又は口座管理機関は、振替口座簿に増加の記録を行う際に、効力発生日を付記する。 ※ 当該通知は、株主名簿管理人へは、「口座処理結果ファイル」により、口座管理機関へは「機構加入者別口座残高表」及び「機構加入者別口座処理明細表」により通知される。 ※ 平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定の「新株予約権行使請求書（兼）転換請求書」を参照。全国株懇連合会理事会決定事項については、平成20年12月10日に日本証券業協会から会員宛通知（日証協（市企）20第42号）がされている。
3. 株主名簿管理人に対し、直接、新株予約権行使請求が行われた場合の手続き (1) 新株予約権行使請求の受付 新株予約権者が、自らの口座を開設する直近上位の口座管理機関を経由せず、株主名簿管理人に対し、直接、新株予約権行使請求を行った場合には、株主名簿管理人は、当該新株予約権者の加入者口	※ 新株予約権者から株主名簿管理人への直接の新株予約権行使請求は例外措置であ

内 容	備 考
座コードに誤りがないかについて確認を行ったうえで、新株予約権行使請求を受け付ける。 (2) 口座管理機関への振替株式の交付通知 株主名簿管理人は、新株予約権者から新株予約権行使請求を受けた場合には、新株予約権者の口座を開設する口座管理機関に対し、次の事項を示し、その加入者が新株予約権行使請求を行った旨を通知する。 ① 新株予約権者の氏名又は名称 ② 新株予約権者の加入者口座コード ③ 行使請求された新株予約権の銘柄及び数 ④ 交付する振替株式の銘柄及び数 ⑤ 新規記録日（口座管理機関への振替株式の交付通知日の3営業日後の日） ⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日）	り、新株予約権者の口座を開設する口座管理機関が新株予約権行使請求を取り次ぐことを原則とする。 ※ 加入者口座コードの確認は、加入者から口座管理機関発行の加入者口座コードを証明する書類の提出を求める方法、加入者情報 Web 画面の「振替先口座照会」機能を使用する方法又は、新株予約権者の口座を開設する直近上位の口座管理機関に問合せする方法等により行う。 ※ 口座管理機関は、その加入者が新株予約権行使を行ったことを把握していないため、当該通知を行う必要がある。 ※ 当該通知は加入者情報 Web 端末の「振替先口座照会」機能の使用又は FAX 等により行う。なお、「振替先口座照会」機能を使用して通知を行う場合、(1) 新株予約権行使請求の受付の際に実施する加入者口座コードの確認を兼ねることとする。 ※ 「振替先口座照会」機能を使用せず、FAX 等にて通知を行う場合は、新株予約権者の氏名又は名称に加え、必要に応じて住所についても通知を行う。 ※ FAX 等にて当該通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関の場合には、直近上位機関に必要な情報を通知する。当該通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。 ※ 口座管理機関への加入者口座コードの確認及び振替株式の交付通知を行う際に「振替先口座照会」機能を使用する場合には、各入力項目の設定方法は以下のとおりとする。

内 容	備 考
	・「照会先の加入者口座コード」欄 左記②を設定する。 ・「振替先口座の加入者口座コード」欄 左記②を設定する。 ・「受方機構加入者の機構加入者コード」欄 振替株式の交付先である機構加入者の機構加入者コードを設定する。 ・「振替元口座の加入者口座コード」欄 振替株式の交付元である発行会社の加入者口座コードを設定する。 ・「渡方機構加入者の機構加入者コード」欄 振替株式の交付元である株主名簿管理人の機構加入者コードを設定する。 ・「口座照会の事由」欄 「その他」を指定する。 ・「振替種類」欄 「その他振替」を指定する。 ・「振替予定日」欄 左記⑤を設定する。 ・「銘柄コード」欄（１行目） 交付する株式の銘柄を設定する。 ・「振替数量」欄（１行目） 交付する株式の数量を設定する。 ・「取得日」欄（１行目） 左記⑥を設定する。 ・「フリーメッセージ」欄 【通知内容に係る記載】 「株主割当型新株予約権に係る新株予約権行使」と入力する。 【行使数量に係る記載】 行使された新株予約権の数量（「～個」）を入力する。 【交付方法に係る記載】 交付方法（「新株交付」または「自己株充当」）を入力する。

内 容	備 考
(3) 振替株式の交付に係る手続き 振替株式の交付に係る手続については、2. 振替株式の交付の手続と同様の手続を行う。ただし、振替株式の交付日は、口座管理機関への振替株式の交付通知日の3営業日後の日とする。	※ 振替株式を自己株充当により交付する場合も同様に、「振替元口座の加入者口座コード」欄に発行会社の自己株式の充当元の加入者口座コード、「渡方機構加入者の機構加入者コード」欄に株主名簿管理人の機構加入者コードを入力する。

IV. 振替株式でない取得請求権付株式の取得請求に関する事務処理

- 振替株式でない取得請求権付株式（以下、「取得請求権付株式」という。）に係る取得請求権行使（以下、「取得請求」という。）の対価として、振替株式が交付される場合の事務スキームについて、以下に記述する。

内 容	備 考
1. 取得請求の手続き (1) 取得請求権付株式の株主による取得請求の取次ぎの請求 取得請求を行う取得請求権付株式の株主（以下「取得請求者」という。）は、次に掲げる事項を記入した取得請求権行使請求書にその他発行会社の求める書類（以下「取得請求権行使請求書類」という。）を添付し、自らの口座を開設する口座管理機関に対し、取得請求の取次ぎの請求を行う。 ① 取得請求者の氏名又は名称及び住所 ② 取得請求者の加入者口座コード ③ 取得請求権付株式の銘柄及び数（取得請求に係るものに限る。） ④ その他発行会社の求める事項 (2) 直接口座管理機関による取得請求の取次ぎ 直接口座管理機関は、その加入者である取得請求者から取得請求の取次ぎの請求を受けた場合又はその直近下位機関から取得請求の取次ぎの委託を受けた場合には、株主名簿管理人に対し、取得請求権行使請求書類を送付することにより、取得請求の取次ぎを行う。 2. 振替株式の交付の手続き	※ 取得請求者は、取得請求の対価として交付される振替株式の記録を受けるための口座（特別口座を除く。）を、あらかじめ口座管理機関に開設しておかなければならない。 ※ 加入者口座コードを発行会社に正確に通知する必要があること等から、取得請求については、取得請求者の口座を開設する口座管理機関が発行会社に取り次ぐ方法により行うことを原則とする。 ※ 取得請求の取次ぎの請求を受けた間接口座管理機関は、直近上位機関に取得請求の取次ぎの委託を行う。当該委託を受けた間接口座管理機関も同様とする。 ※ 直接口座管理機関は、株主名簿管理人が取得請求の対価として交付する振替株式の新規記録日を特定できるよう、取得請求権行使請求書類の送付日（以下「取得請求取次日」という。）を取得請求権行使請求書類に記入する。 ※ 直接口座管理機関は、取得請求取次日の2営業日後の日までに、株主名簿管理人に到着するよう取次ぎを行う。

内 容	備 考
(1) 株主名簿管理人による機構への新規記録通知 株主名簿管理人は、取得請求取次日の4営業日後の日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対し、次の事項等（新規記録通知データ）をファイル伝送により通知する。 ① 新規記録をする振替株式の銘柄及び数 ② 取得請求者の加入者口座コード ③ 取得請求者の株主等照会コード ④ 新規記録区分（9：その他） ⑤ 新規記録日（取得請求取次日の6営業日後の日） ⑥ 効力発生日（取得請求日） (2) 機構から直接口座管理機関への新規記録通知情報の通知 機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（取得請求取次日の5営業日後の日）の午前3時から午後8時までの間に、直接口座管理機関に対し、次の事項等（新規記録通知情報データ）をファイル伝送により通知する。 ① 新規記録する振替株式の銘柄及び数 ② 取得請求者の加入者口座コード ③ 直接口座管理機関の機構加入者コード ④ 新規記録区分（9：その他） ⑤ 新規記録日（取得請求取次日の6営業日後の日） ⑥ 効力発生日（取得請求日） (3) 振替口座簿における増加の記録 機構及び口座管理機関は、新規記録日の業務開始時（午前9時）に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。	※ 株式等リファレンス NO は、設定しない。 ※ 株主等照会コードについては、ダミーのコードを設定する。 ※ 株主名簿管理人は、機構に対し、株主等照会コードの照会を行うことができる。 ※ 新規記録区分は、「9：その他」を指定する。 ※ 新規記録日は、取得請求取次日の6営業日後の日を設定する。 ※ 自己株式を交付する場合には、左記の事項に加えて、次の事項を通知する。 ①自己株式充当区分（「充当あり」を指定する。） ②自己株式充当数量 ③加入者口座コード（「充当元口座」を設定する。） ※ 新規記録通知情報データの明細レコード区分には、「口座通知なし」を指定する。 ※ 直接口座管理機関は、機構から受けた新規記録通知情報データに直近下位機関に係るデータが含まれている場合には、直近下位機関に対して、当該データを通知する。当該通知を受けた直近下位機関も同様とする。 ※ 取得請求者の口座を開設する機構又は口座管理機関は、振替口座簿に増加の記録を行なう際に、取得請求日を効力発生日として付記する。

内 容	備 考
(4) 機構による新規記録の処理結果の通知 機構は、新規記録日の午前3時から午後8時までの間に、株主名簿管理人及び直接口座管理機関に対し、新規記録の処理結果をファイル伝送により通知する。 (5) 取得請求から振替株式の新規記録日までの間に株主確定日を迎える場合の取扱い 取得請求権の行使の時期によっては、株主確定日までに振替口座簿への株式の記録が間に合わず、総株主通知の対象とならない。そのため株主名簿管理人は、権利付最終日の翌営業日から株主確定日までの期間、取得請求権の行使を受け付けることができない。口座管理機関は、加入者からの取得請求権の行使の取次ぎを受ける場合には、留意が必要である。	※ 当該通知は、株主名簿管理人へは、「口座処理結果ファイル」により、直接口座管理機関へは、「機構加入者別口座残高表」及び「機構加入者別口座処理明細表」により通知される。 ※ 平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定の「取得請求権行使請求書」を参照。全国株懇連合会理事会決定事項については、平成20年12月10日に日本証券業協会から会員宛通知（日証協（市企）20第42号）がされている。
3. 株主名簿管理人に対し、直接、取得請求が行われた場合の手続き (1) 株主名簿管理人による取得請求の受付 取得請求者が、自らの口座を開設する口座管理機関を経由せず、直接、株主名簿管理人に対し、直接、取得請求を行った場合には、株主名簿管理人は、当該取得請求者から通知があった加入者口座コード等に誤りがないかについて確認を行ったうえで、取得請求を受け付ける。 (2) 株主名簿管理人による口座管理機関への振替株式の交付通知 株主名簿管理人は、取得請求者から取得請求を受けた場合には、取得請求者の口座を開設する口座管理機関に対し、当該取得請求者が取得請求をした旨及び次の事項を通知する。 ① 取得請求者の氏名又は名称 ② 取得請求者の加入者口座コード ③ 取得請求権付株式の銘柄及び数（取得請求に係るものに限る。） ④ 交付する振替株式の銘柄及び数	※ 取得請求者から株主名簿管理人への直接の取得請求は例外措置であり、取得請求権者の口座を開設する口座管理機関が取得請求を取り次ぐことを原則とする。 ※ 加入者口座コードの確認は、加入者から口座管理機関発行の加入者口座コードを証明する書面の提出を求める方法、加入者情報 Web 端末の「振替先口座照会」機能を使用する方法又は取得請求者の口座を開設する口座管理機関に問合せの方法等により行う。 ※ 口座管理機関は、当該取得請求者が取得請求を行ったことを把握していないため、当該通知を行う必要がある。 ※ 当該通知は加入者情報 Web 端末の「振替先口座照会」機能の使用又は FAX 等により

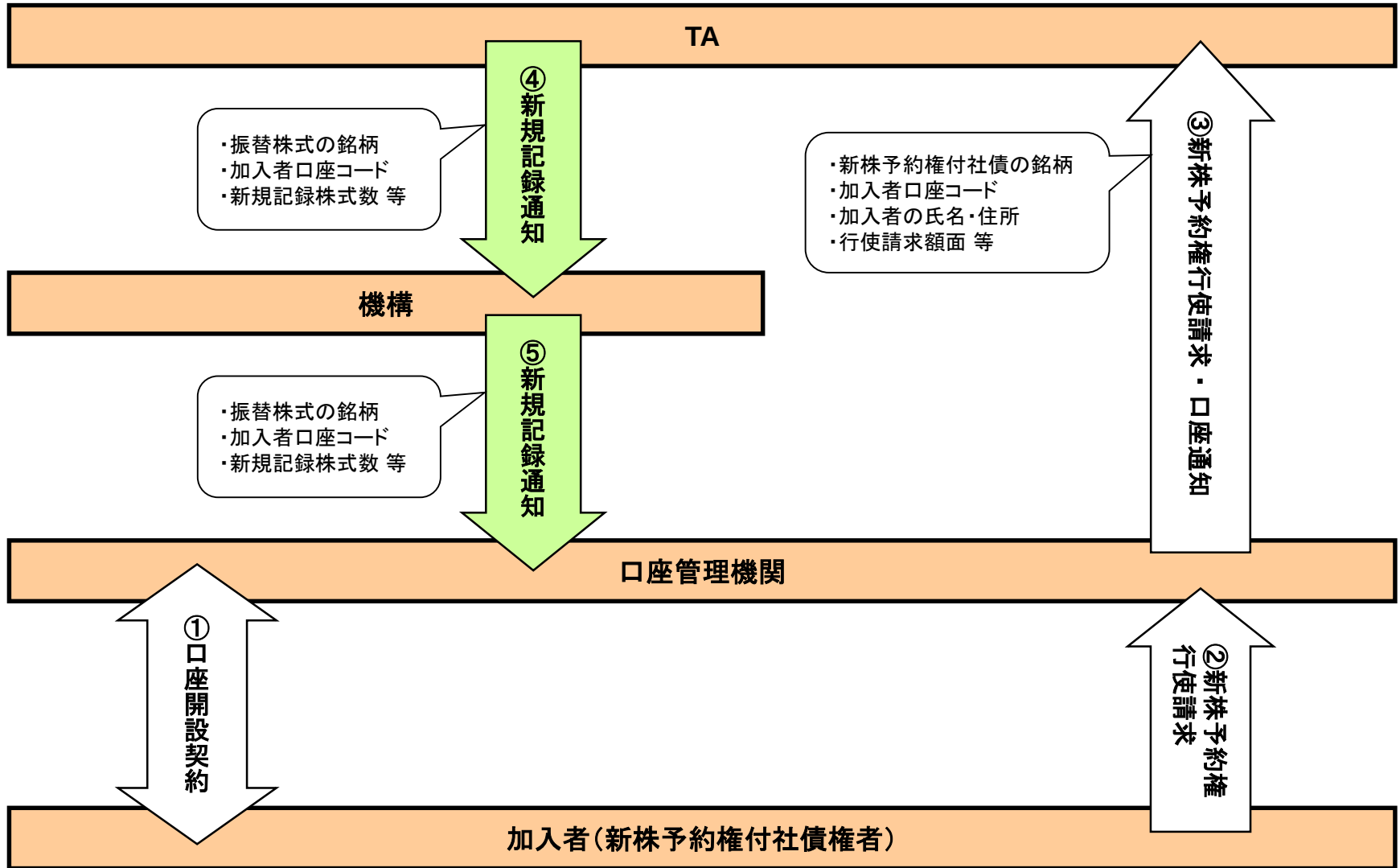
内 容	備 考
⑤ 新規記録日（口座管理機関への振替株式の交付通知日の3営業日後の日） ⑥ 効力発生日（取得請求日）	行う。なお、「振替先口座照会」機能を使用して通知を行う場合、（1）株主名簿管理人による取得請求の受付の際に実施する加入者口座コードの確認を兼ねることとする。 ※ 「振替先口座照会」機能を使用せず、FAX等にて通知を行う場合は、取得請求者の氏名又は名称に加え、必要に応じて住所についても通知を行う。 ※ FAX等にて当該通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関の場合には、直近上位機関に必要な情報を通知する。当該通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。 ※ 口座管理機関への加入者口座コードの確認及び振替株式の交付通知を行う際に「振替先口座照会」機能を使用する場合には、各入力項目の設定方法は以下のとおりとする。 ・「照会先の加入者口座コード」欄 左記②を設定する。 ・「振替先口座の加入者口座コード」欄 左記②を設定する。 ・「受方機構加入者の機構加入者コード」欄 振替株式の交付先である機構加入者の機構加入者コードを設定する。 ・「振替元口座の加入者口座コード」欄 振替株式の交付元である発行会社の加入者口座コードを設定する。 ・「渡方機構加入者の機構加入者コード」欄 振替株式の交付元である株主名簿管理人の機構加入者コードを設定する。 ・「口座照会の事由」欄 「その他」を指定する。 ・「振替種類」欄 「その他振替」を指定する。

内 容	備 考
(3) 振替株式の交付に係る手続き 振替株式の交付に係る手続きについては、2. 振替株式の交付の手続きと同様の手続きを行う。ただし、振替株式の交付日は、口座管理機関への振替株式の交付通知日の3営業日後の日とする。 4. 取得請求に伴い生じる単元未満株式の買取処理 取得請求権の行使により生じる単元未満株式について、取得請求権者が買取請求を希望する場合には、取得請求権の行使により交付される振替株式が、口座管理機関の口座に記録された後、口座管理機関に対して買取請求の取次ぎ請求を行う。	・「振替予定日」欄 左記⑤を設定する。 ・「銘柄コード」欄（1行目） 交付する株式の銘柄を設定する。 ・「振替数量」欄（1行目） 交付する株式の数量を設定する。 ・「取得日」欄（1行目） 左記⑥を設定する。 ・「フリーメッセージ」欄 【通知内容に係る記載】 「振替株式でない取得請求権付株式の取得請求」と入力する。 【行使数量に係る記載】 行使された取得請求権付株式の数量（「～株」）を入力する。 【交付方法に係る記載】 交付方法（「新株交付」または「自己株充当」）を入力する。 ※ 振替株式を自己株充当により交付する場合も同様に、「振替元口座の加入者口座コード」欄に発行会社の自己株式の充当元の加入者口座コード、「渡方機構加入者の機構加入者コード」欄に株主名簿管理人の機構加入者コードを入力する。 ※ 平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定の「取得請求権行使請求書」を参照。全国株懇連合会理事会決定事項については、平成20年12月10日に日本証券業協会

内 容	備 考
	から会員宛通知（日証協（市企）20 第 42 号）がされている。

以 上

非振替新株予約権付社債の新株予約権行使の処理イメージ



(注) 新株予約権行使に対して自己株式を交付する場合には、機構は、株主名簿管理人からの通知に基づき、自己株式充当口座から減少する方法により

口座振替処理を行う

株式等振替制度に係る業務処理要領(7.5版)

非振替新株予約権付社債の新株予約権行使の標準日程

	新株予約権行使 の取次ぎの請求 $X - \alpha$	新株予約権行使 の取次ぎ X	$X + 1$	$X + 2$	$X + 3$	$X + 4$	$X + 5$	$X + 6$
株主名簿管理人								
機構								
口座管理機関								
新株予約権者								

新株予約権行使請求・口座通知

新規記録通知
データ
3:00~20:00

新規記録通知
情報データ
3:00~20:00

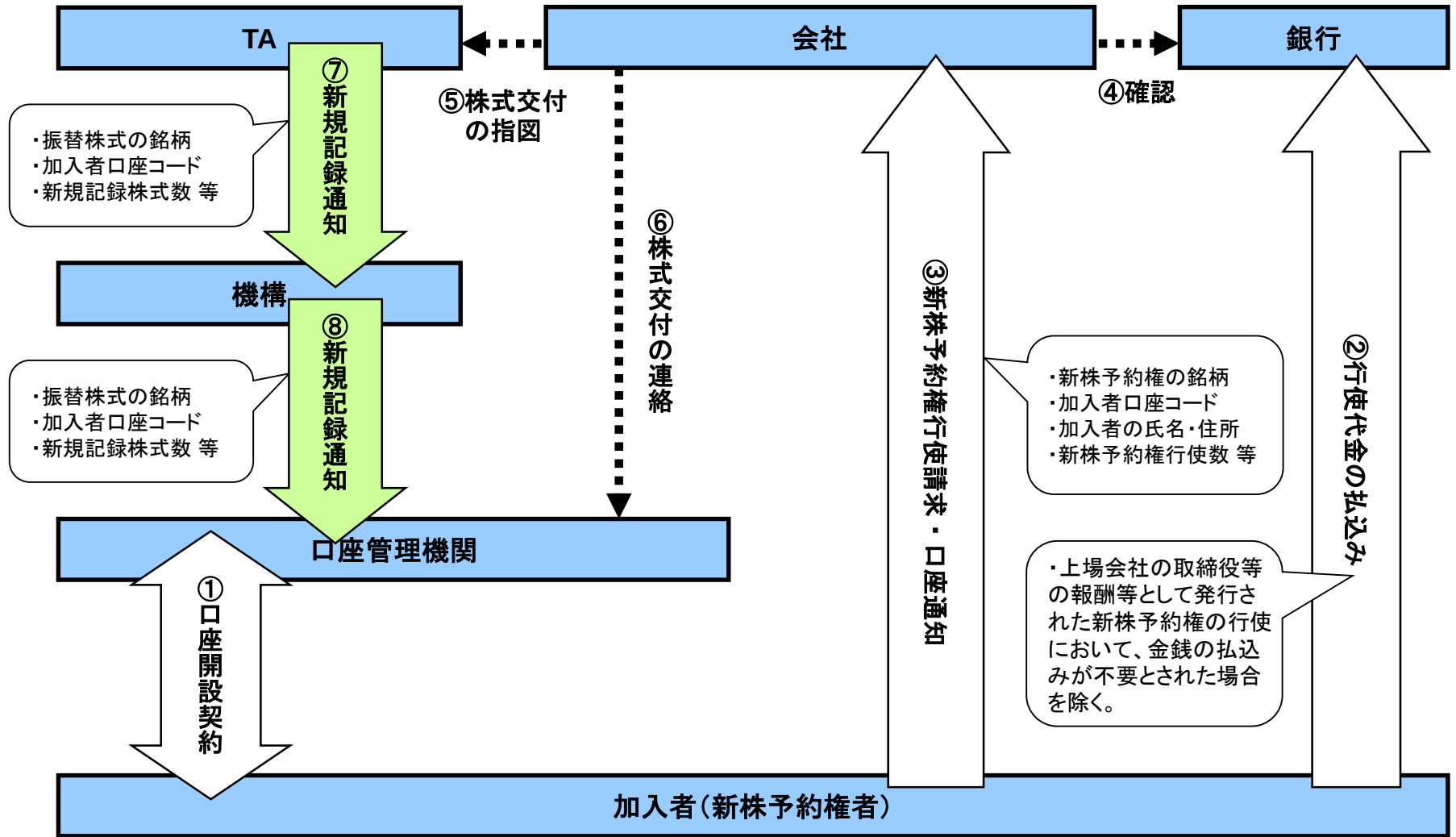
新規記録
9:00

新株予約権
行使請求

(注1) X は、口座管理機関が株主名簿管理人に対し、新株予約権行使請求に必要な書類を発送する日である。この標準日程においては、株主名簿管理人に必要な書類が $X+2$ に到着したと仮定し、その2営業日後の日に株主名簿管理人が新規記録通知を行う日程としている。

(注2) 新株予約権者が株主名簿管理人に直接新株予約権行使を行った場合には、株主名簿管理人は、口座管理機関に対し振替株式を交付する旨の通知を行い、その翌営業日に、機構に対し新規記録通知データを送信する。

取締役・従業員割当型新株予約権の新株予約権行使の処理イメージ

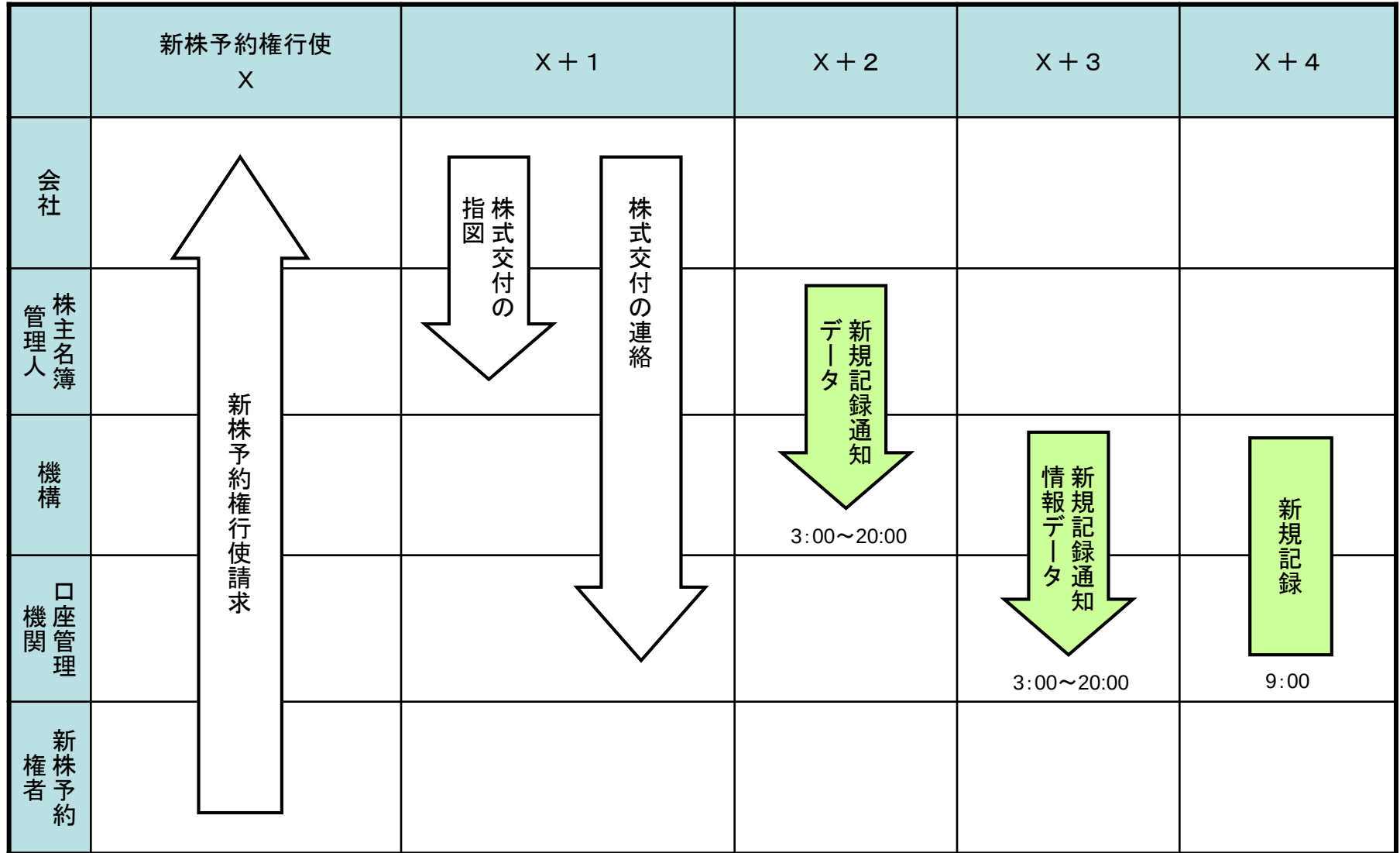


(注) 新株予約権行使に対して自己株式を交付する場合には、口座管理機関は、会社からの指図に基づき、口座管理機関の管理する会社の口座から新株予約権者の口座へ自己株式の振替を行う。

株式会社証券保管振替機構

株式等振替制度に係る業務処理要領(7.5版)

取締役・従業員割当型新株予約権の新株予約権行使の標準日程



(注) 新株予約権行使に対して自己株式を交付する場合には、口座管理機関は、会社からの指図に基づき、口座管理機関の管理する会社の口座から新株予約権者の口座へ自己株式の振替を行う。

株式会社証券保管振替機構

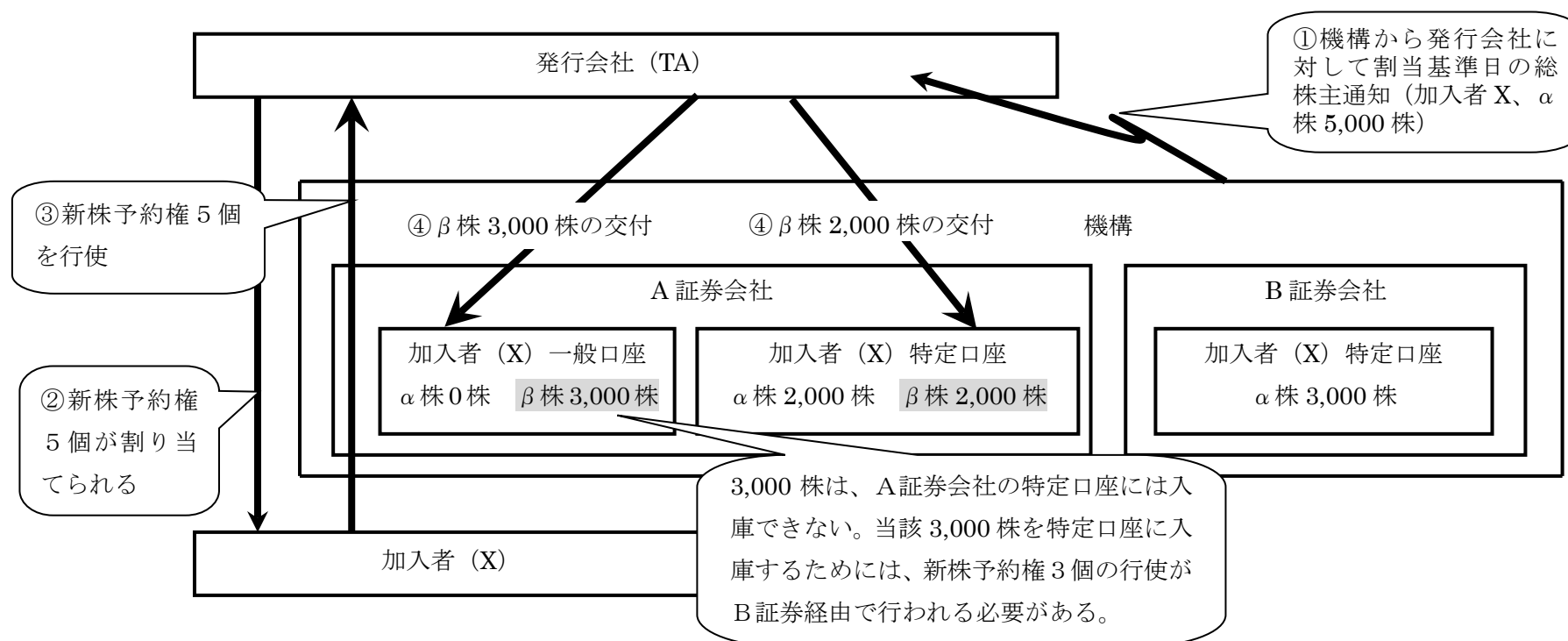
株式等振替制度に係る業務処理要領(7.5版)

株主割当型新株予約権の新株予約権行使に伴い交付される振替株式の特定口座に関する取扱い

1. 新株予約権行使に伴い交付される振替株式の特定口座への入庫の取扱い

株主割当により交付された新株予約権の新株予約権行使に伴い交付される振替株式については、株主割当の基準日において特定口座に記録されていた割当対象株式の範囲を超えて記録することはできない。

(例) 加入者 (X) が A 証券会社及び B 証券会社の両方に特定口座を開設しており、株式 1,000 株につき新株予約権 (新株予約権 1 個の目的である株数は 1,000 株) 1 個の割合で新株予約権が割り当てられた場合の取扱い



※1 α 株は、株主割当の基準日において振替口座簿に記録されていた振替株式 (新株予約権の割当対象株式)。

※2 β 株は、新株予約権行使によって交付された振替株式。

(参考) 租税特別措置法施行令第 25 条 10 の 2 第 14 項第 12 号

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権（租税特別措置法 等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）第一条 の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十第三項第三号に規定する転換社債の転換権を含む。）又は当該特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利若しくは当該特定口座内保管上場株式等について与えられた新株予約権の行使により取得する上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律 に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの。

2. 口座管理機関における対応

(1) 特定口座に入庫可能な振替株式の数の把握

口座管理機関は、株主割当の基準日において特定口座に記録されていた振替株式の残高を基に、加入者に対して割当てられた新株予約権の数を把握しておく。

(2) 新株予約権行使の取次ぎに際しての確認

口座管理機関は、特定口座を開設している加入者から新株予約権の行使請求を受けた場合には、当該新株予約権の数が株主割当の基準日時点で当該特定口座に記録されていた割当対象株式の範囲を超えるとときは、当該超過分の新株予約権については、株主割当の基準日時点で当該超過分の新株予約権に見合う株式が記録されていた口座管理機関に対して請求を行うよう案内する。

※ 振替制度施行日から平成 21 年 5 月 31 日までの間については、1. (例) において、一旦、加入者 (X) の一般口座に記録された β 株 3,000 株についても口座管理機関に必要な書類を提出することにより、A 証券会社及び B 証券会社に開設された加入者 (X) の特定口座に入庫することができる。

(参考) 租税特別措置法施行令附則（平成 17 年 4 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの間の特定口座への上場株式等の保管の委託に関する経過措置）

第 11 条 平成十七年四月一日から平成二十一年五月三十一日までの間は、新法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座（以下この条において「特定口座」という。）に係る同項第二号ハに規定する政令で定める上場株式等は、新令第二十五条の十の二第十四項各号に掲げるもののほか、当該特定口座を開設する新法第三十七条の十一の三第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する新法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等（新法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等（以

下この条において「金融商品取引業者等」という。)の営業所(新令第二十五条の十の二第五項に規定する営業所をいう。以下この条において同じ。)に係る社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載又は記録がされているもの及び金融商品取引業者等の営業所に開設されている当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の有価証券の保管の委託に係る口座に保管の委託がされているものを除く。以下この条において「特例上場株式等」という。)とする。

2 平成十七年四月一日から平成二十一年五月三十一日までの間に、前項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同項の特定口座に特例上場株式等の保管の委託をしようとする場合には、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、特例上場株式等を当該特定口座に保管の委託をする旨、保管の委託をする特例上場株式等の種類、銘柄、数その他財務省令で定める事項を記載した書類を当該特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。

3. 発行会社における対応

(1) 新株予約権者への周知

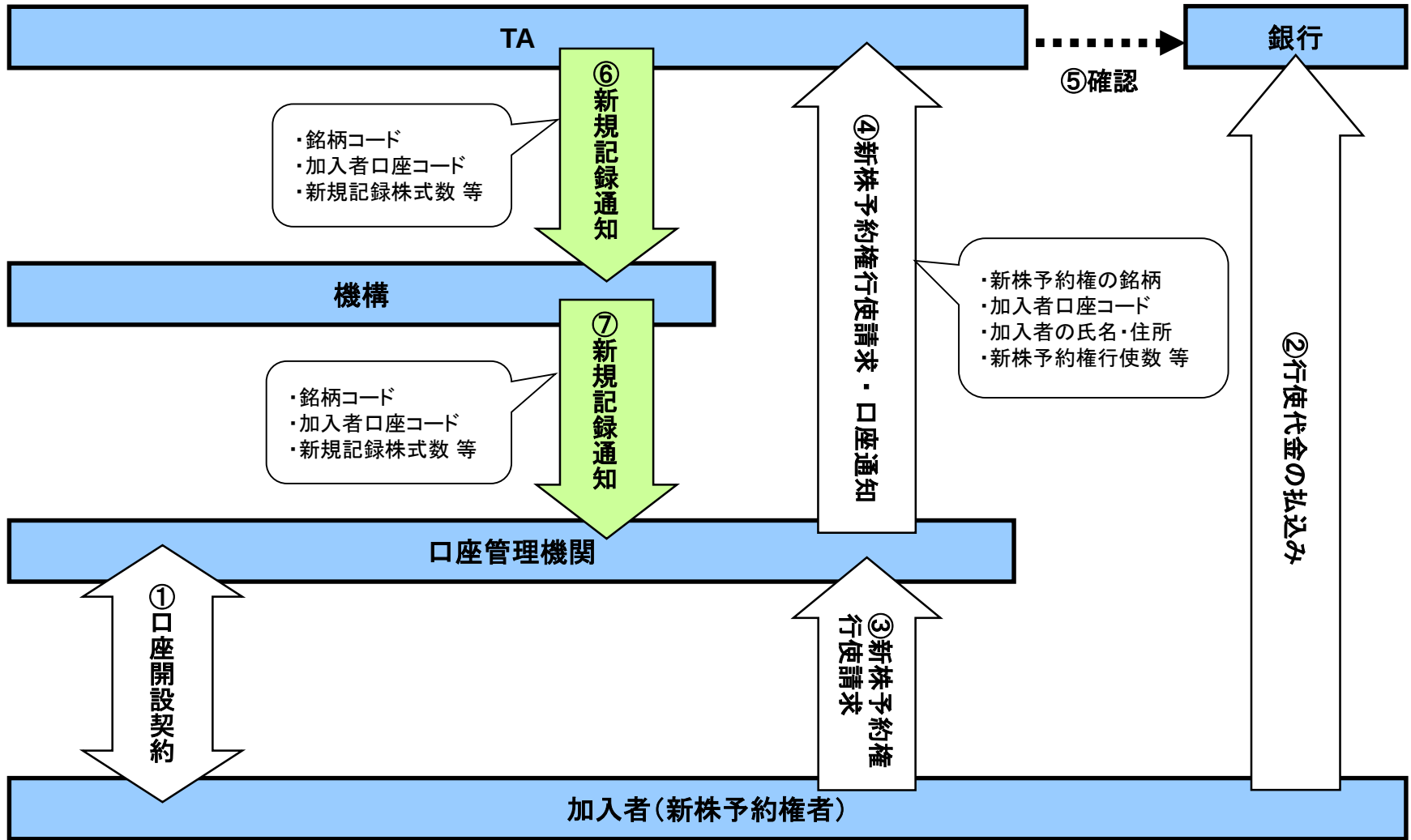
発行会社は、新株予約権の割当対象株主に対して割当通知を行う際に本件について記した書面を同封する等の方法により、新株予約権者に対し周知を行う。

(2) 新株予約権の分割行使の容認について

発行会社は、株主が複数の口座管理機関の特定口座に株式を保有している場合があることを考慮し、株主に対して割り当てた新株予約権については、分割行使を容認することが必要である。

以 上

株主割当型新株予約権の新株予約権行使の処理イメージ



(注) 新株予約権行使に対して自己株式を交付する場合には、機構は、株主名簿管理人からの通知に基づき、自己株式充当口座から減少する方法により
口座振替処理を行う。

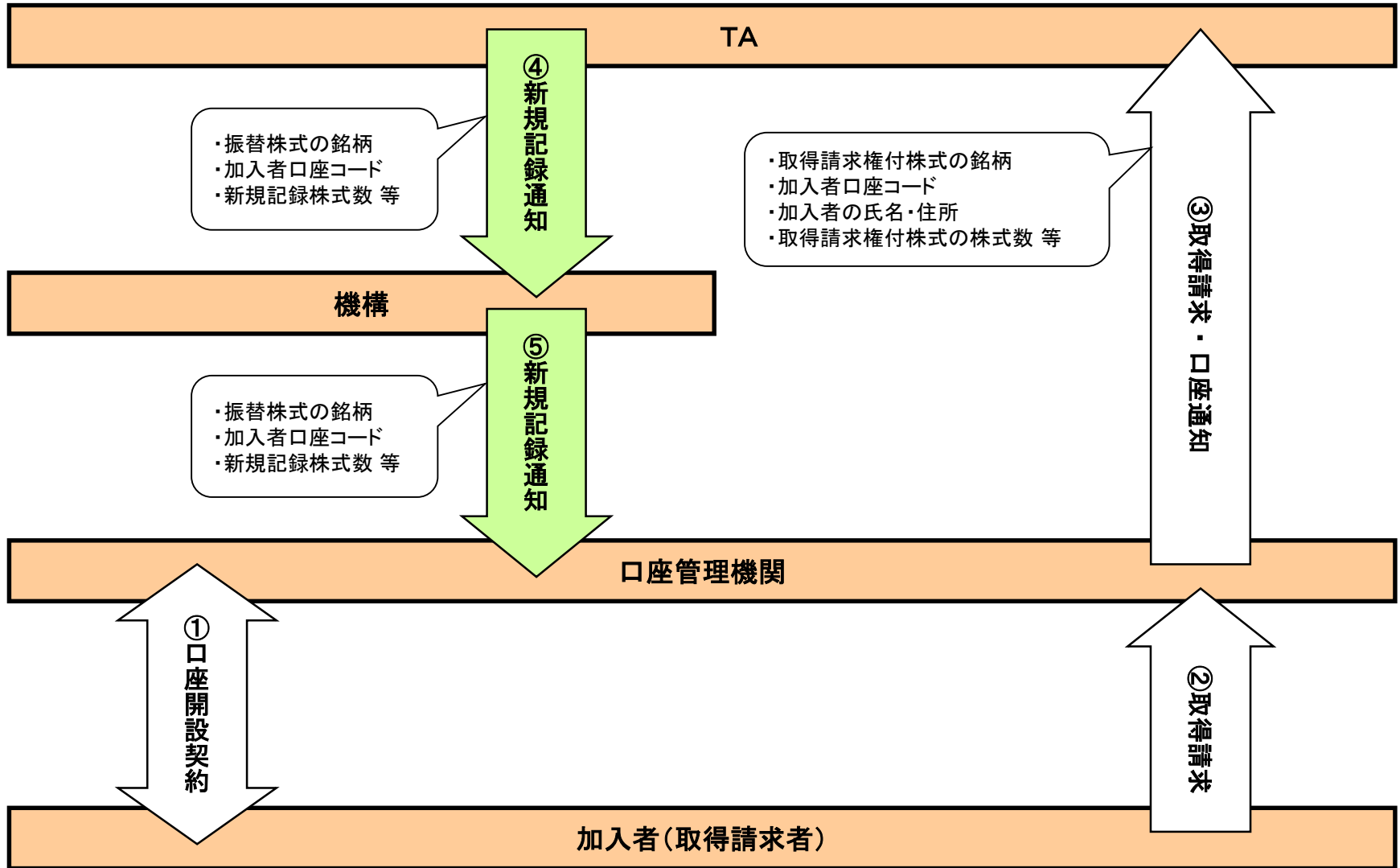
株主割当型新株予約権の新株予約権行使の標準日程

	新株予約権行使 の取次ぎの請求 $X - \alpha$	新株予約権行使 の取次ぎ X	$X + 1$	$X + 2$	$X + 3$	$X + 4$	$X + 5$	$X + 6$
株主名簿管理人		↑ 新株予約権行使請求・口座通知	払込みの確認等			↓ 新規記録通知 データ 3:00~20:00		
機構								
口座管理機関	↑ 新株予約権 行使請求						↓ 新規記録通知 情報データ 3:00~20:00	
新株予約権者								新規記録 9:00

(注1) 口座管理機関の所在地によって株主名簿管理人への必要書類の到着日が異なること等を考慮し、取次日から4営業日後に新規記録通知を行う日程とした。

(注2) 新株予約権者が株主名簿管理人に直接新株予約権行使を行った場合には、株主名簿管理人は、口座管理機関に対し振替株式を交付する旨の通知を行い、その翌営業日に、機構に対し新規記録通知データを送信する。

振替株式でない取得請求権付株式の取得請求の処理イメージ



(注) 取得請求の対価として自己株式を交付する場合には、機構は、株主名簿管理人からの通知に基づき、自己株式充当口座から減少する方法により

振替株式でない取得請求権付株式の取得請求の標準日程

	取得請求の 取次ぎの請求 $X - \alpha$	取得請求の 取次ぎ X	$X + 1$	$X + 2$	$X + 3$	$X + 4$	$X + 5$	$X + 6$
株主名簿管理人								
機構								
口座管理機関								
取得請求者								

(注1) 口座管理機関の所在地によって株主名簿管理人への必要書類の到着日が異なること等を考慮し、取次日から4営業日後に新規記録通知を行う日程とした。

(注2) 取得請求者が株主名簿管理人に直接取得請求を行った場合には、株主名簿管理人は、口座管理機関に対し振替株式を交付する旨の通知を行い、その翌営業日に、機構に対し新規記録通知データを送信する。

株式会社証券保管振替機構

株式等振替制度に係る業務処理要領(7.5版)